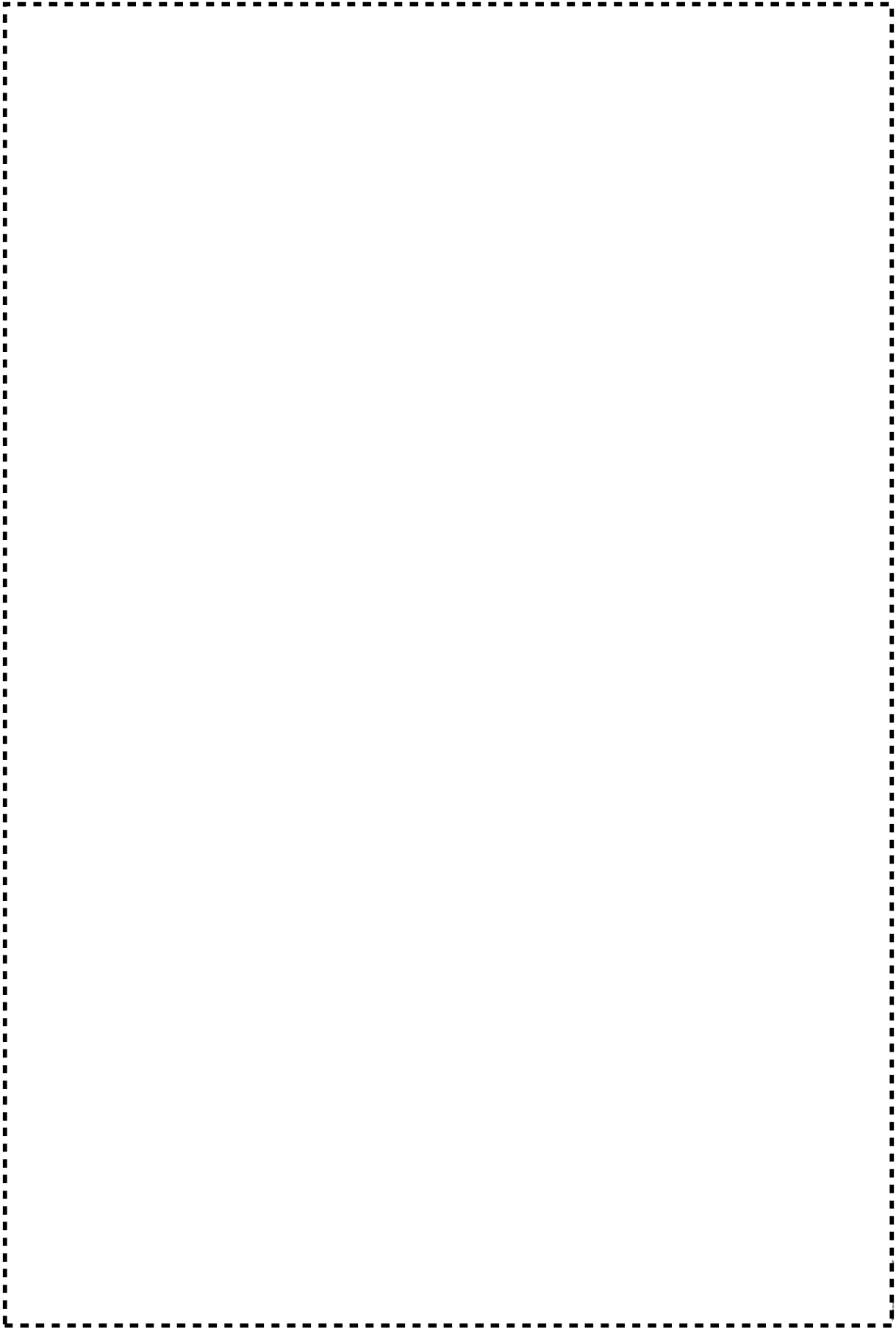




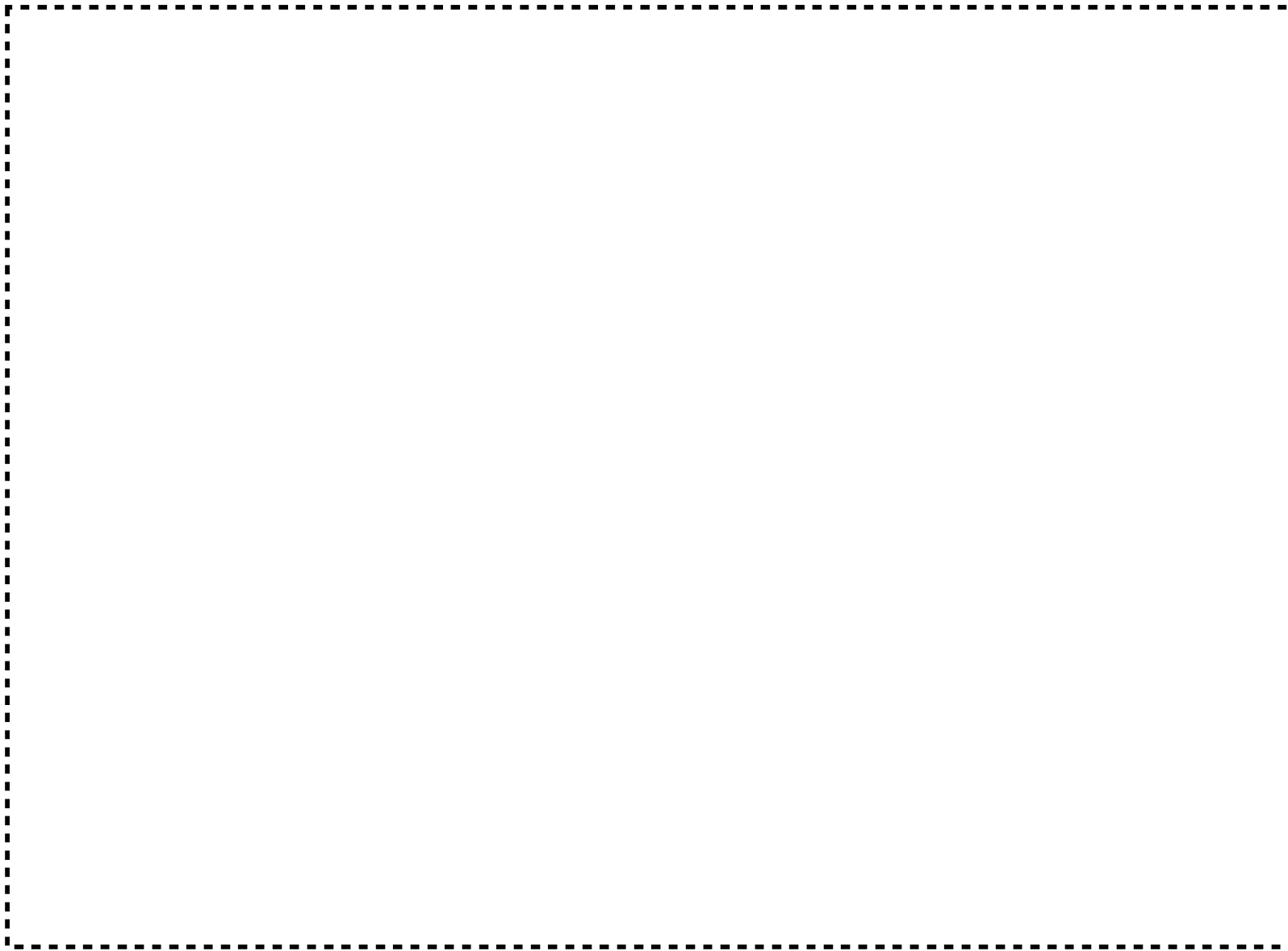
図リー建-1-19 (3) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (断面図 1通り、2通り、3通り、4通り、5通り)



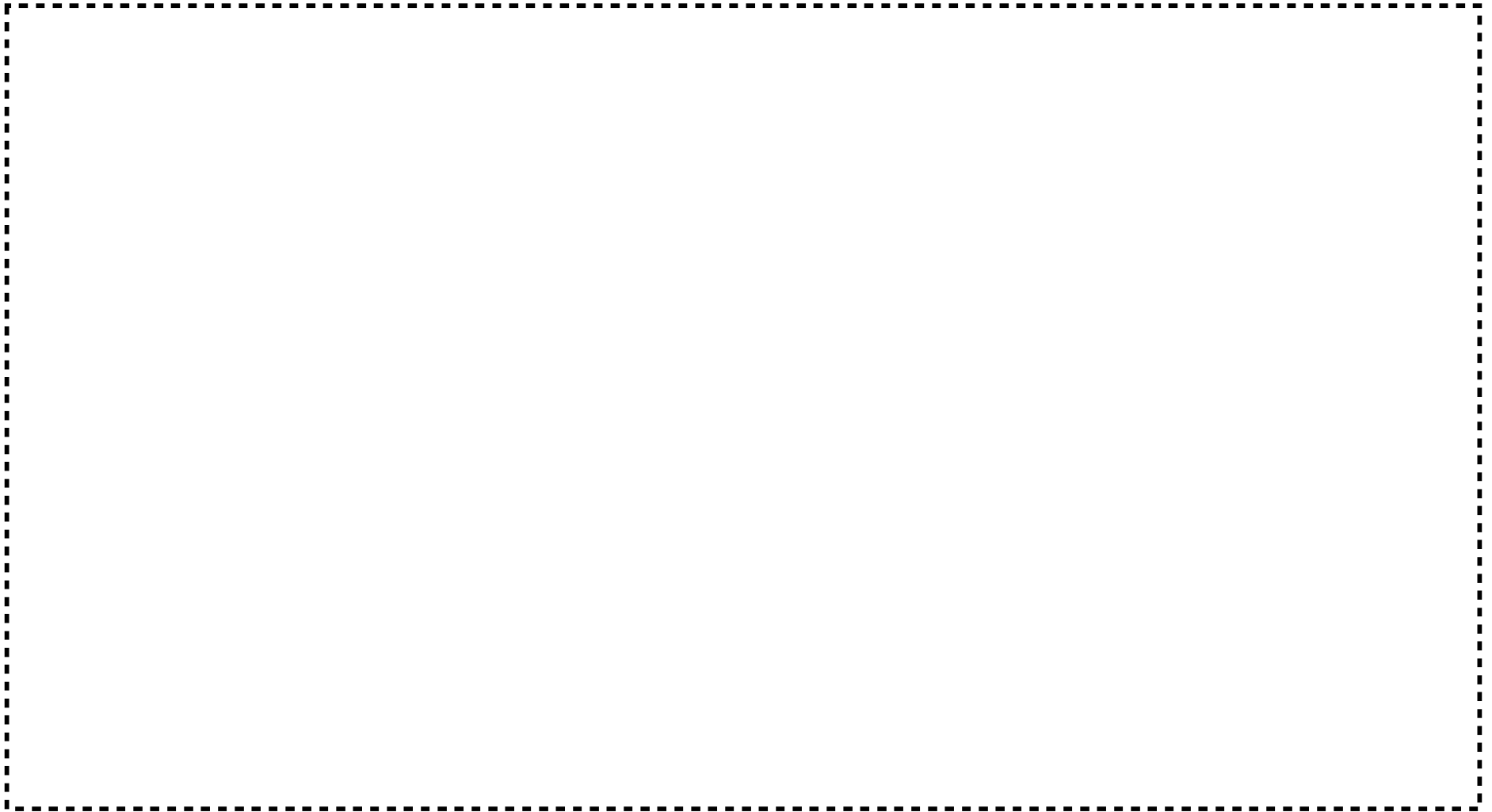
図リ一建一 2 - 1 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 土質柱状図



図リ一建一2一2 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 配置図及び姿図



図リ一建一2一3 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 配筋図

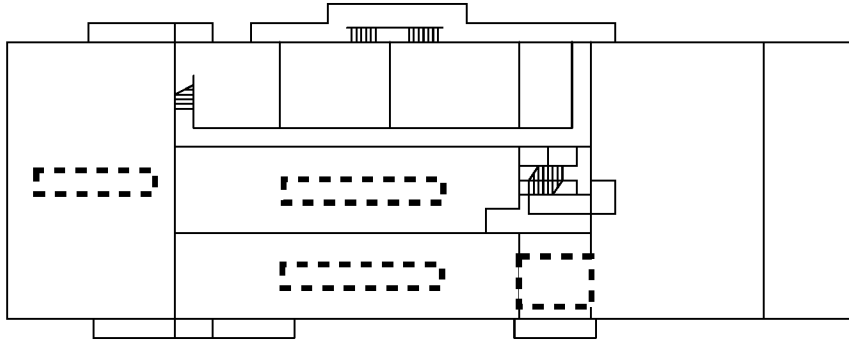


番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
8001	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	8003	非常用電源設備 No.2 非常用発電機	8005	非常用電源設備 A 非常用発電機

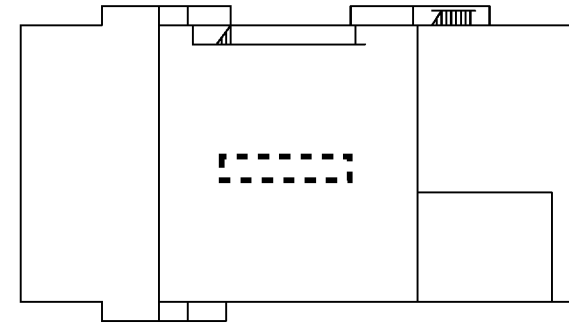
図リ－2 本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図



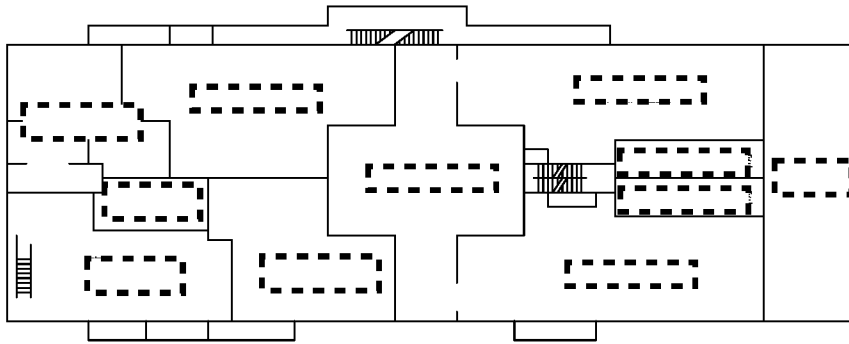
3 階



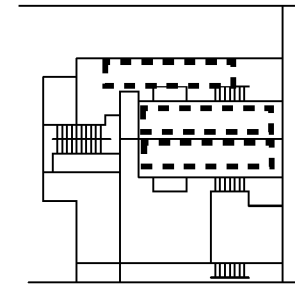
4 階



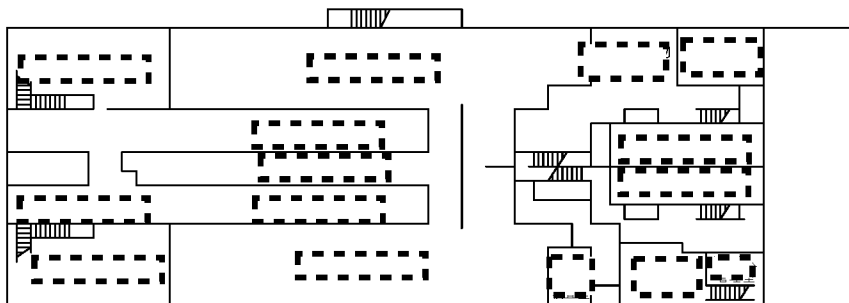
2 階



中2階



1 階



図リー設-1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置



図リ一設一1 (2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
8013	分析設備 粉末取扱フード No. 1	8019	燃料開発設備 スクラップ処理装置	8025	燃料開発設備 加熱炉
8014	分析設備 粉末取扱フード No. 2	8020	燃料開発設備 試料調整用フード	8026	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
8015	分析設備 粉末取扱フード No. 3	8021	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	8066-4	分析設備 計量設備架台 No. 12 (撤去)
8016	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	8022	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	8070-3	試験検査設備 計量設備架台 No. 13 (撤去)
8017	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	8023	燃料開発設備 粉末取扱フード	8070-4	試験検査設備 計量設備架台 No. 14 (撤去)
8018	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	8024	燃料開発設備 プレス		

図リー設-1 (3) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)

2040



図リ一設一 2 - 1 (1) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 配置図



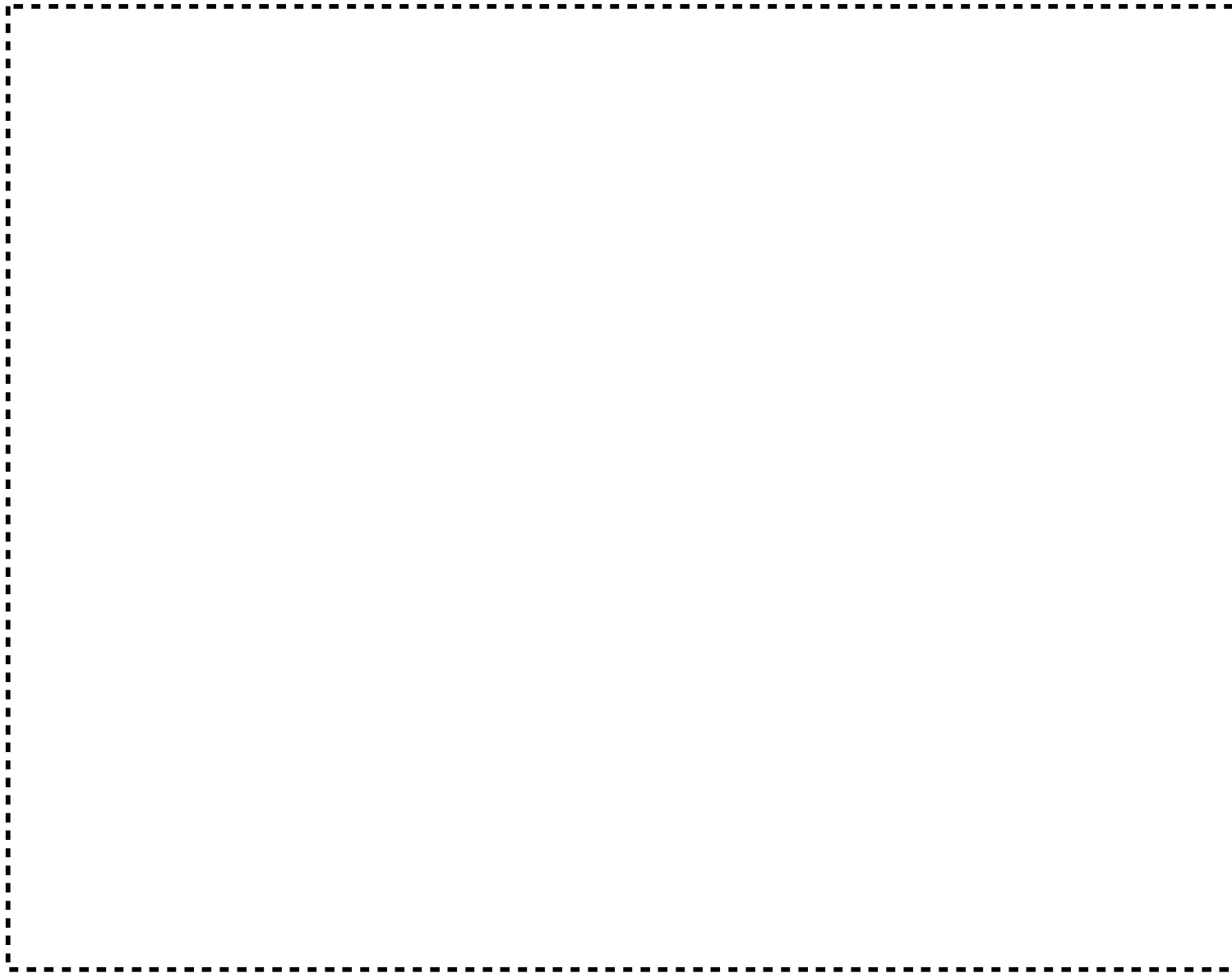
図リ一設一2一1(2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機



図リ一設一 2 - 1 (3) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 重油タンク部 (補強詳細図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

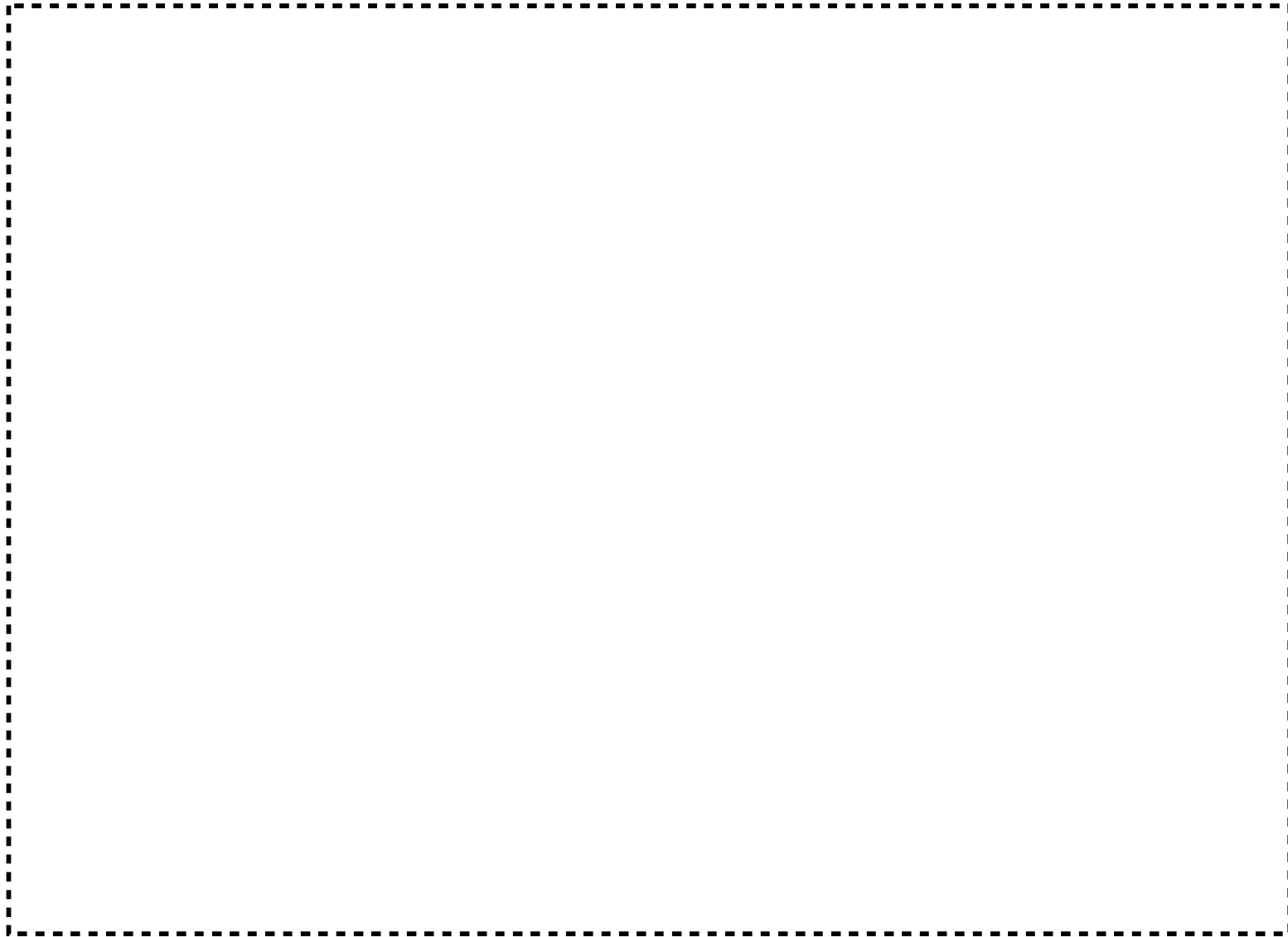
(単位 mm)



図リ一設一 2 - 1 (4) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

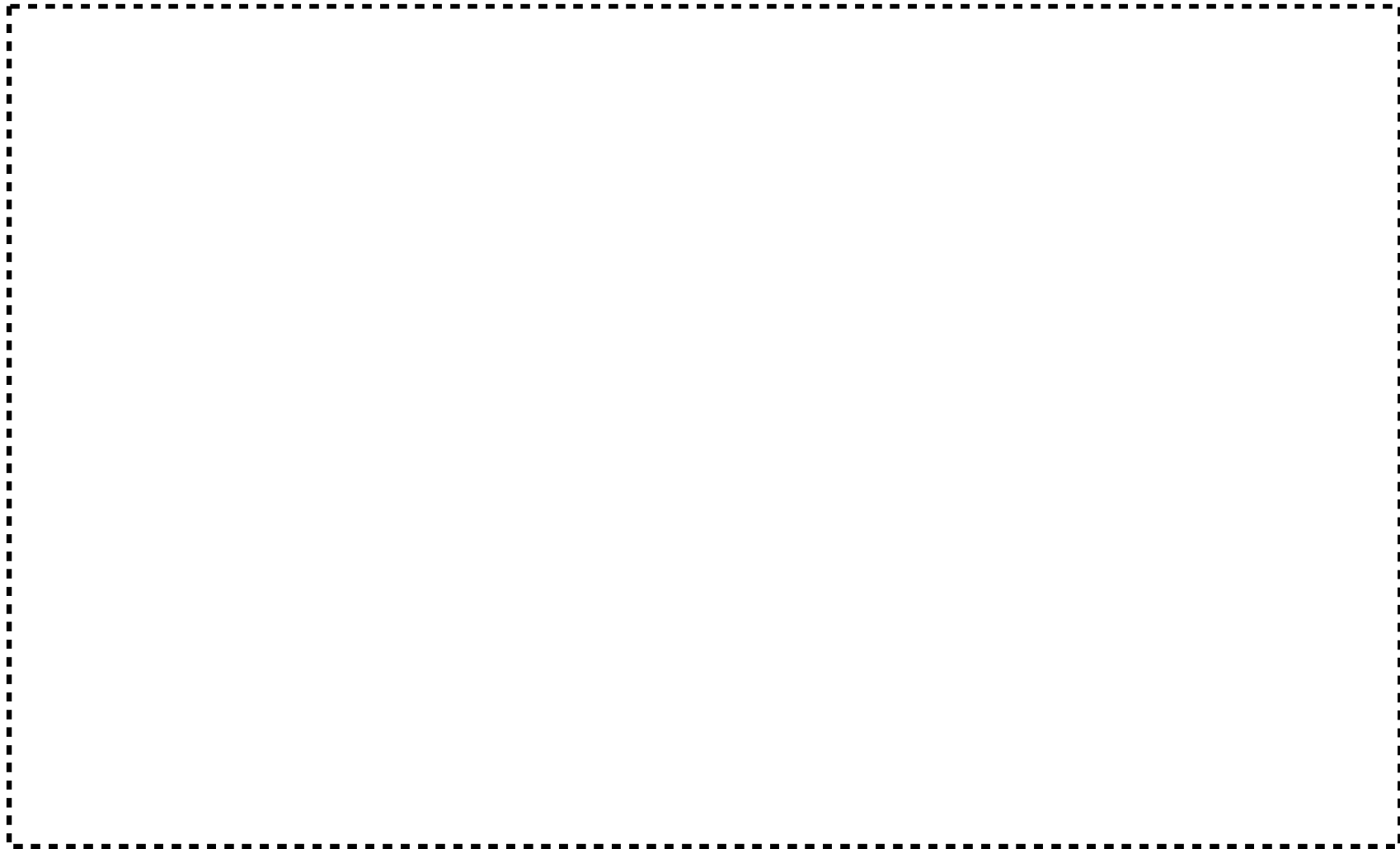
(単位 mm)



図リ一設一 2 - 2 (1) 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

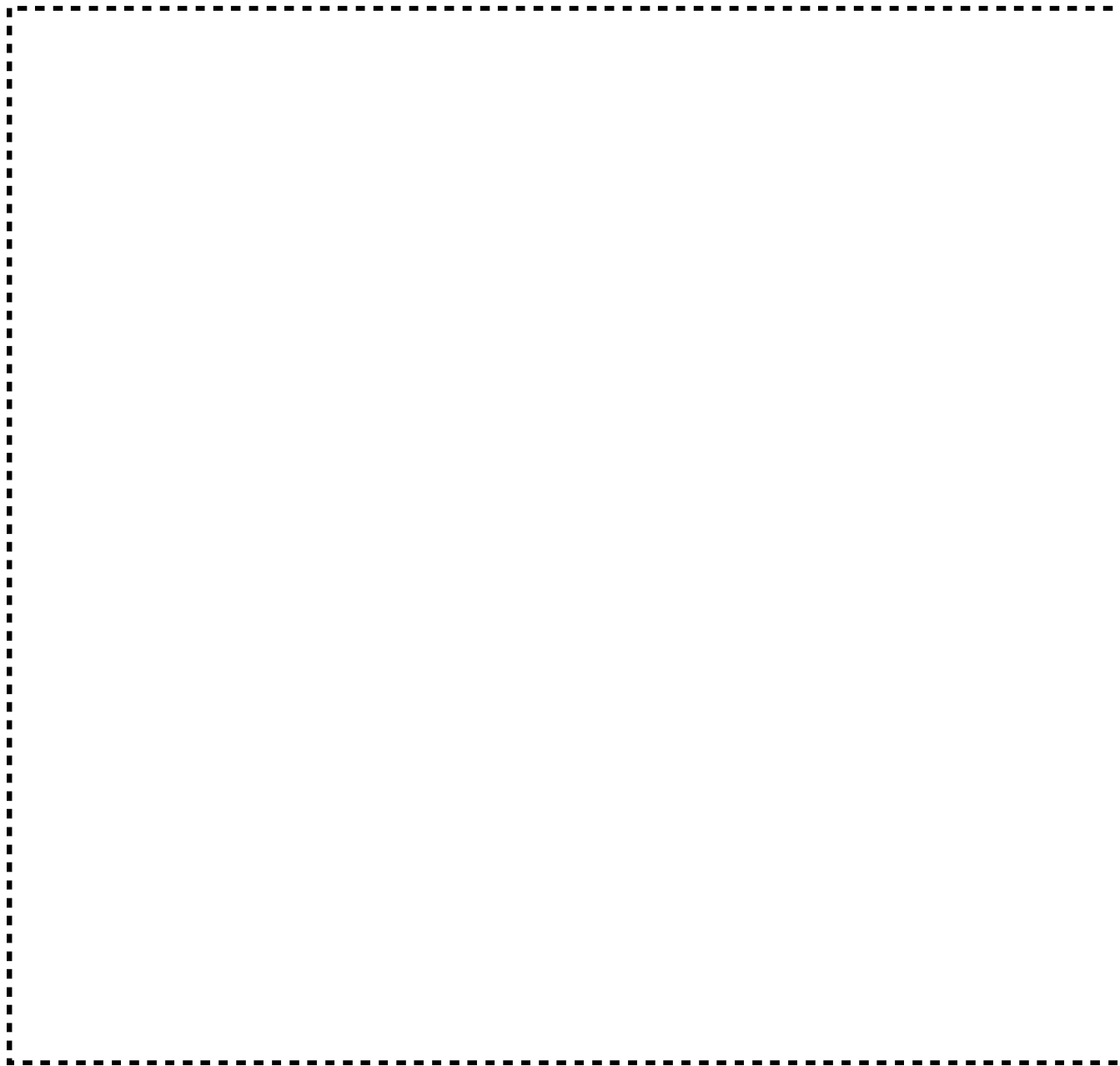
(単位 mm)



図リ一設一 2 - 2 (2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (2 / 2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設一2一2(3) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

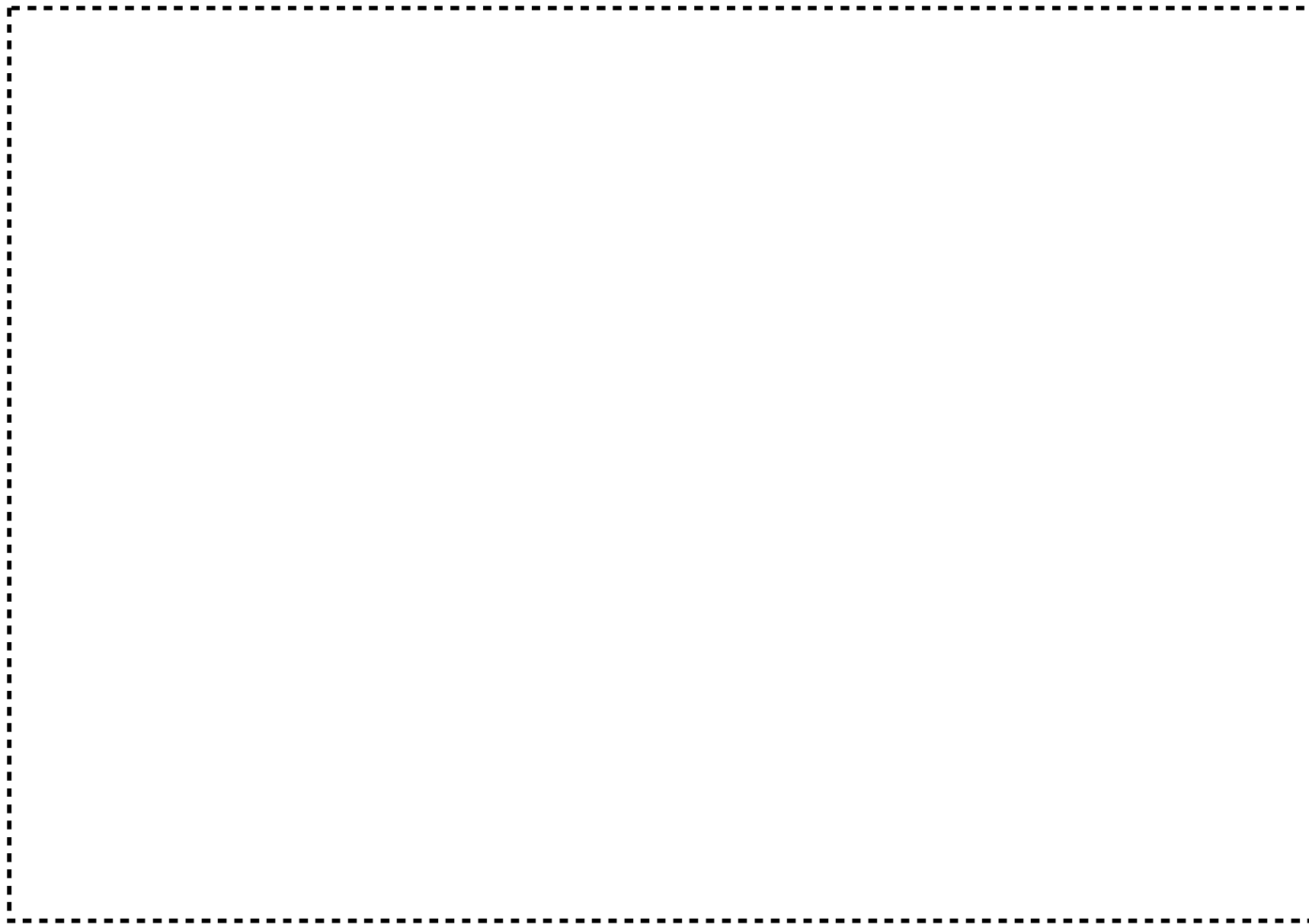
(単位 mm)



図リ一設一 2 - 2 (4) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

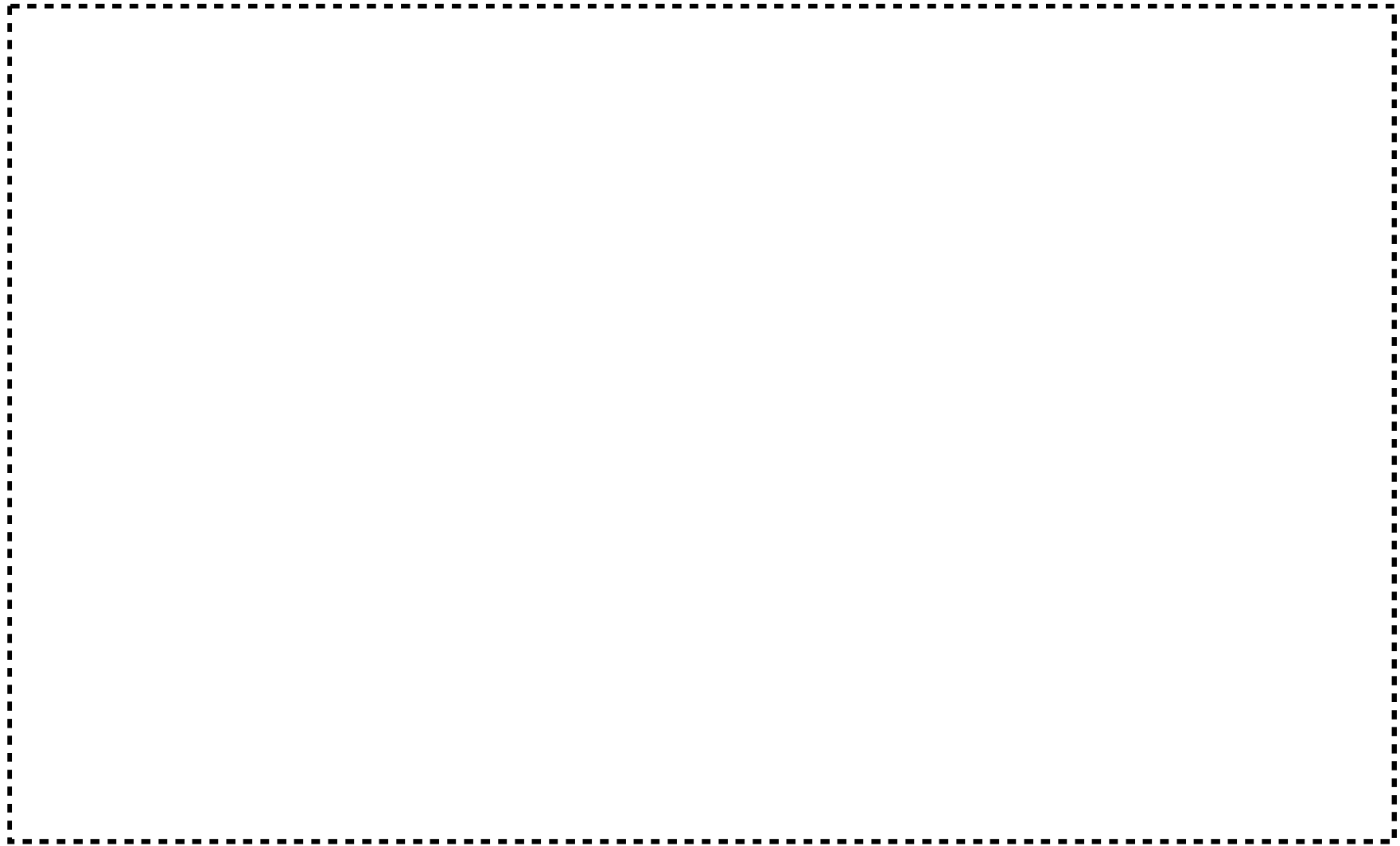
(単位 mm)



図リ一設一 2 - 3 (1) 非常用電源設備 A 非常用発電機 (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

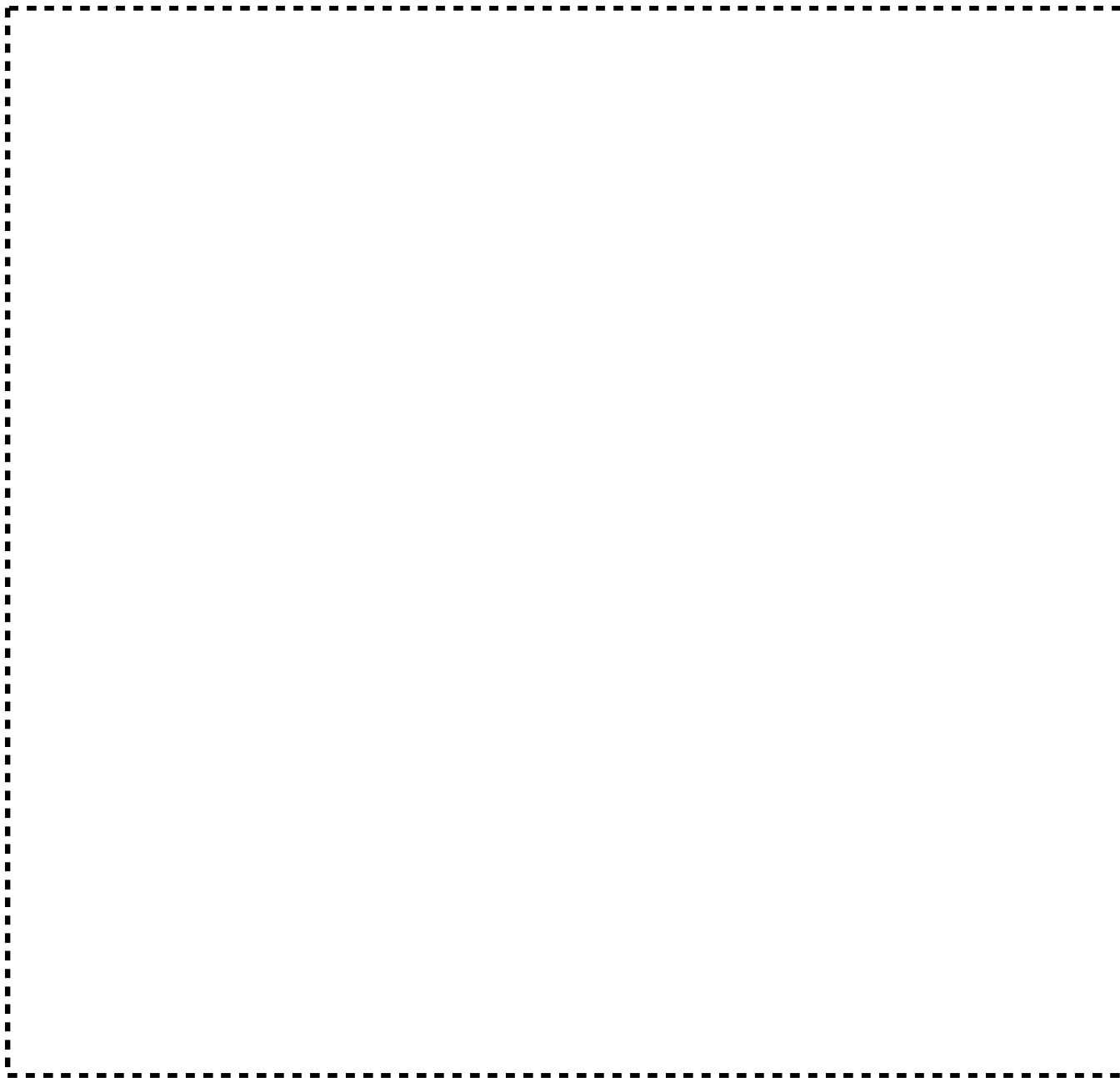


図リ一設一 2 - 3 (2) 非常用電源設備 A 非常用発電機 (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

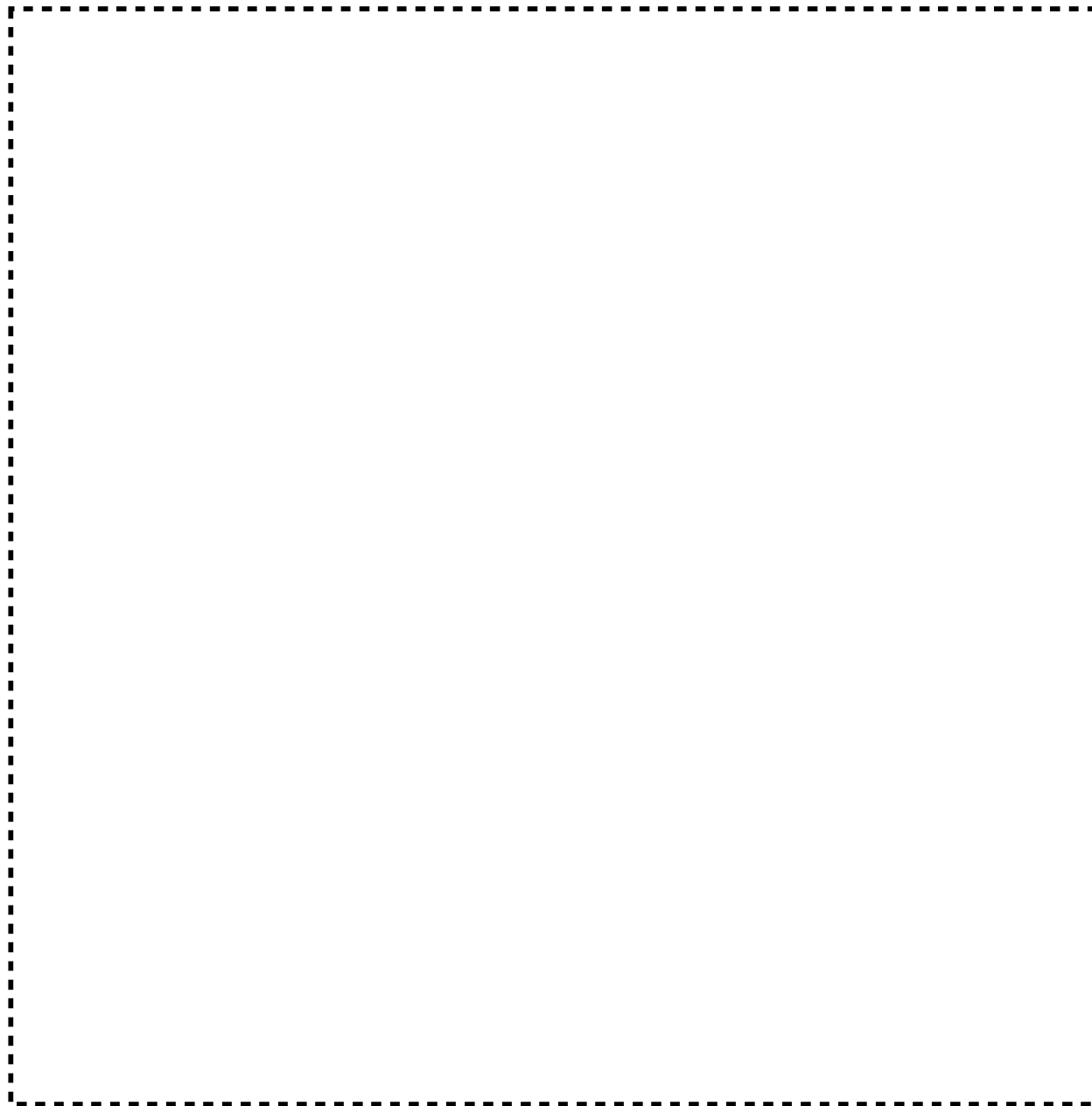
2050



図リ一設一2一3 (3) 非常用電源設備A 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リー設－2－3（4） 非常用電源設備A 非常用発電機（重油タンク部基礎図）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）



図リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

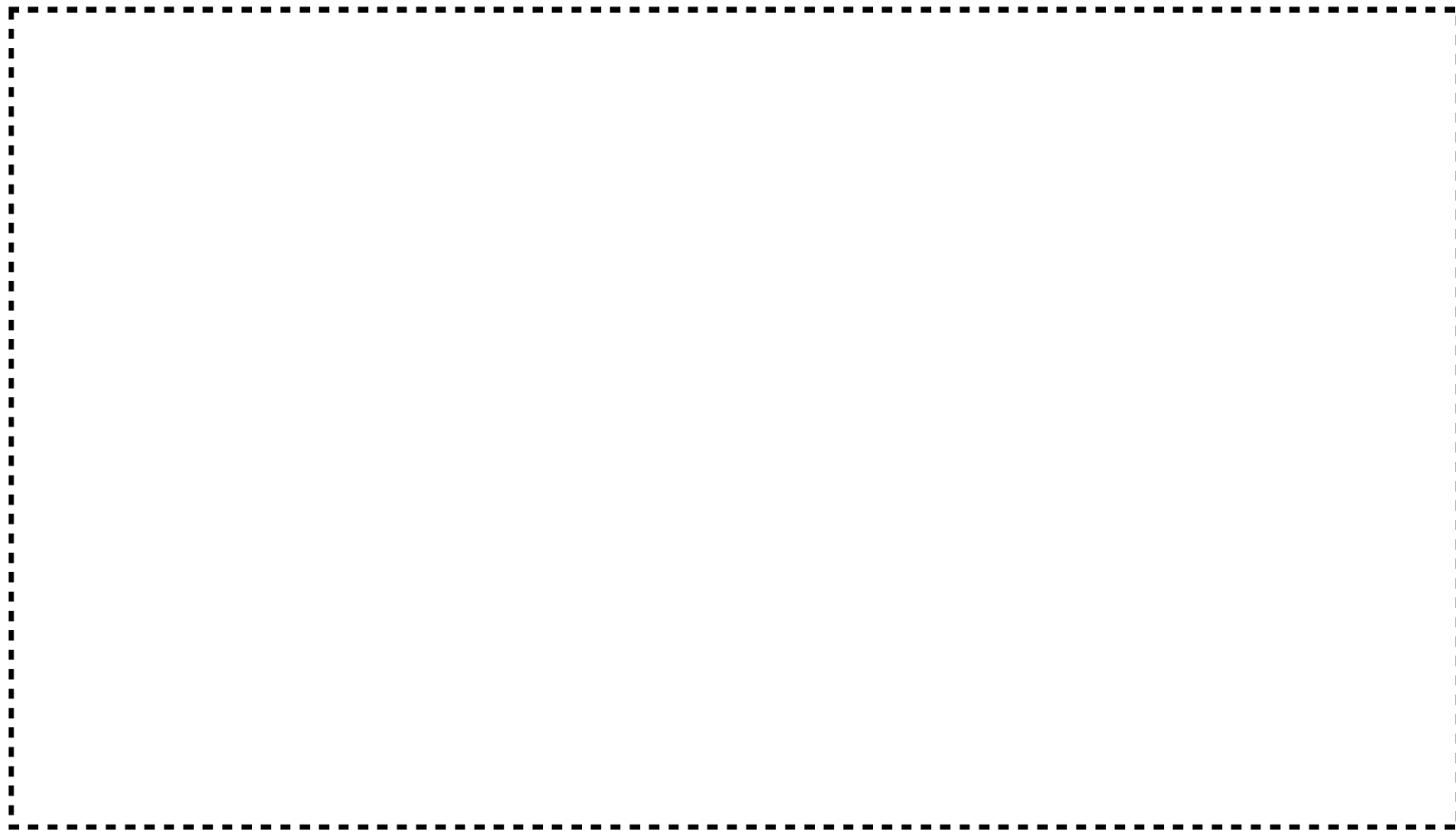
2053



図リー設一 3 - 2 分析設備 粉末取扱フード No. 2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

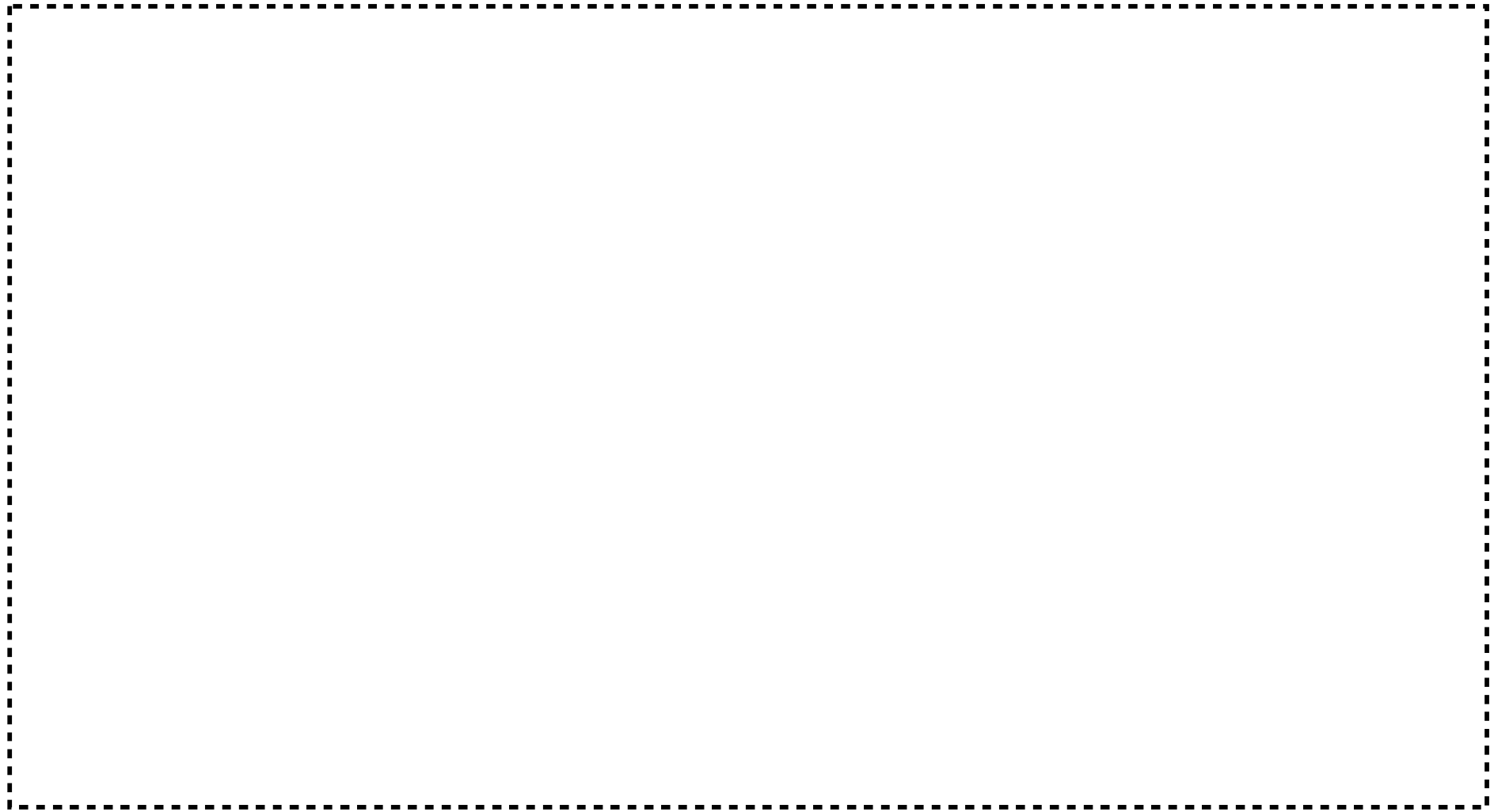


図リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No.3

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2055



図リー設－3－4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.3

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

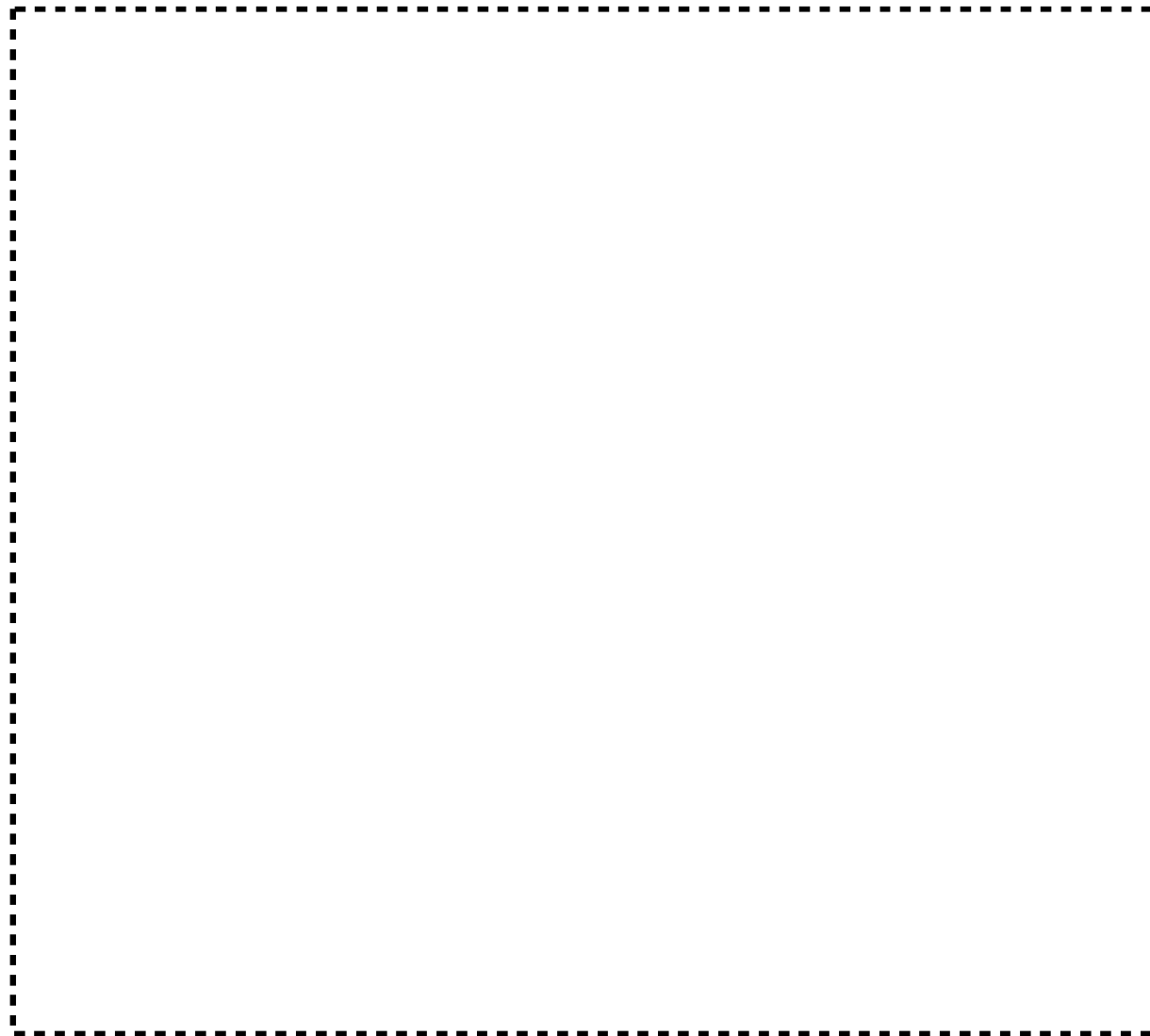
(単位 mm)

2056

図リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

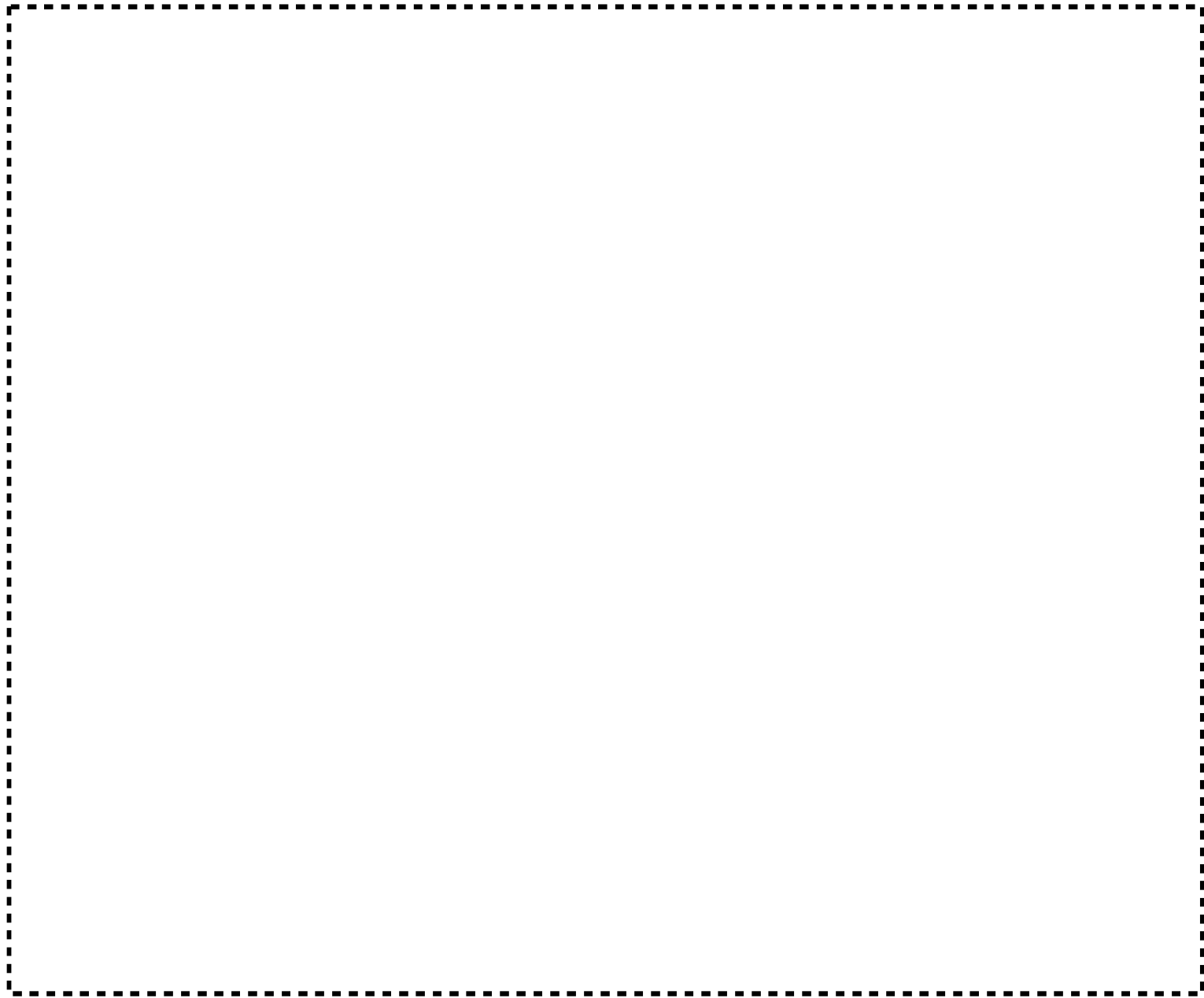
(単位 mm)



図リ一設一4一2(1) 燃料開発設備 試料調整用フード(撤去・移設前)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

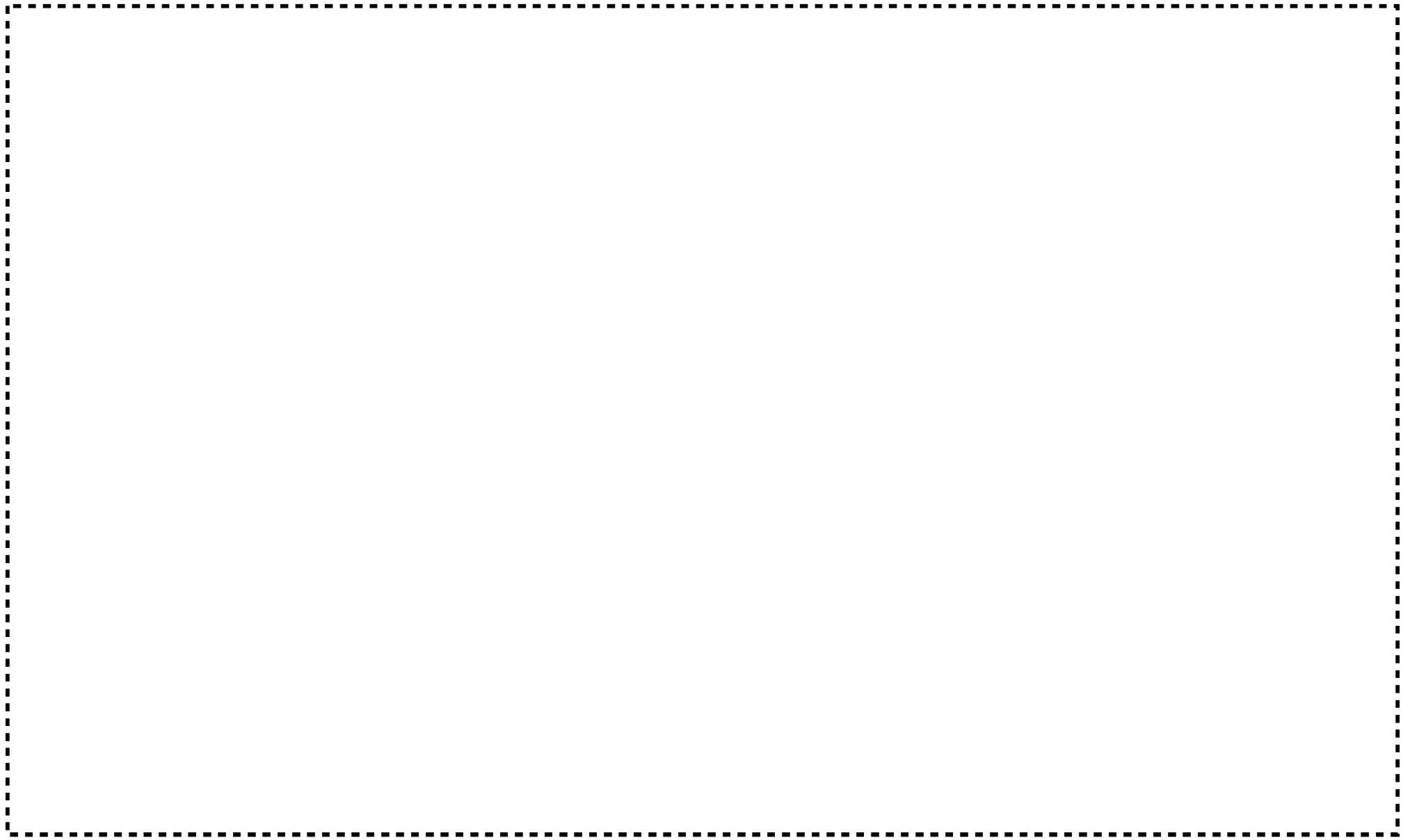


図リ一設一4一2 (2) 燃料開発設備 試料調整用フード (撤去・移設後)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2059

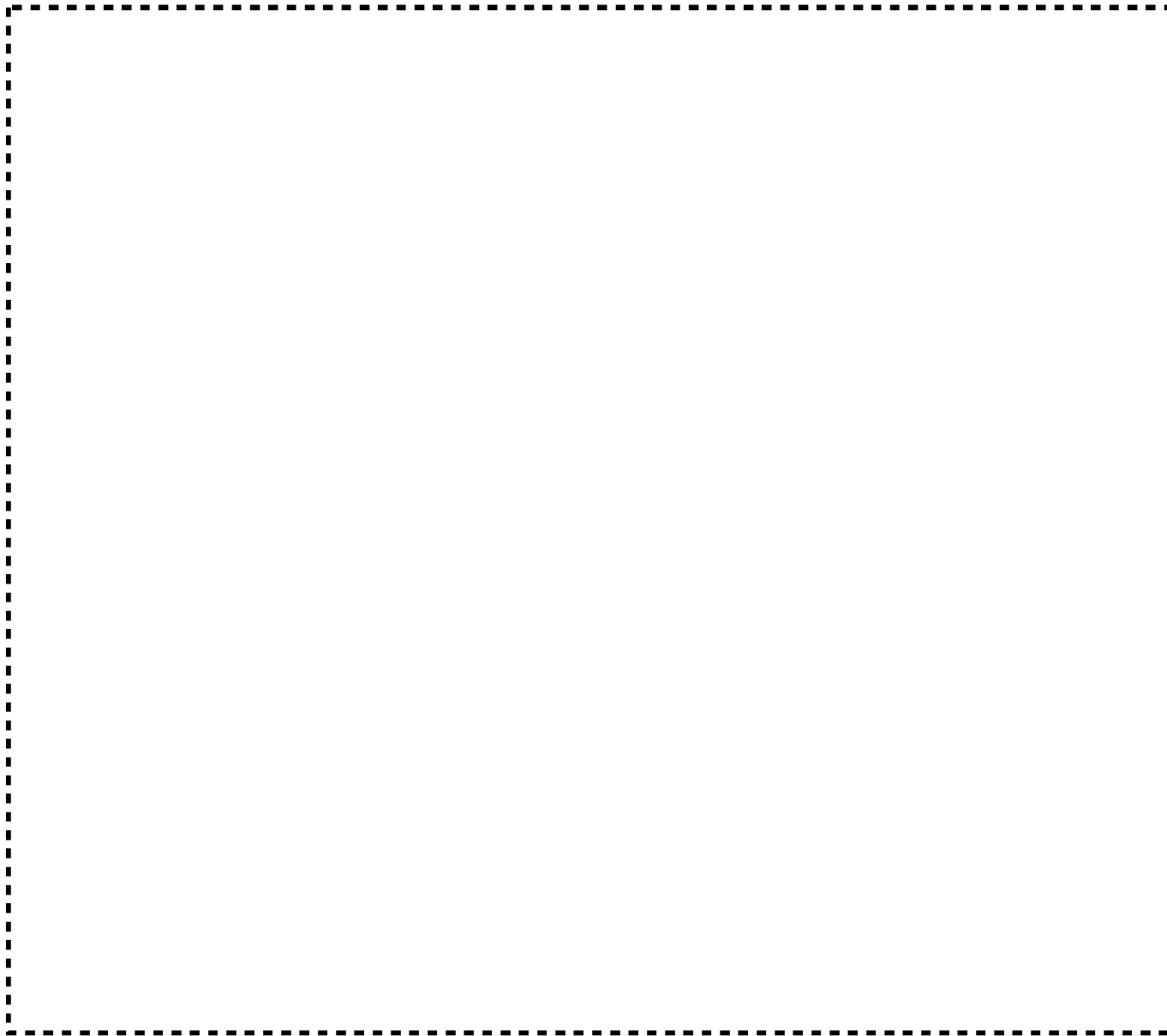


図リ一設一4一3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2060

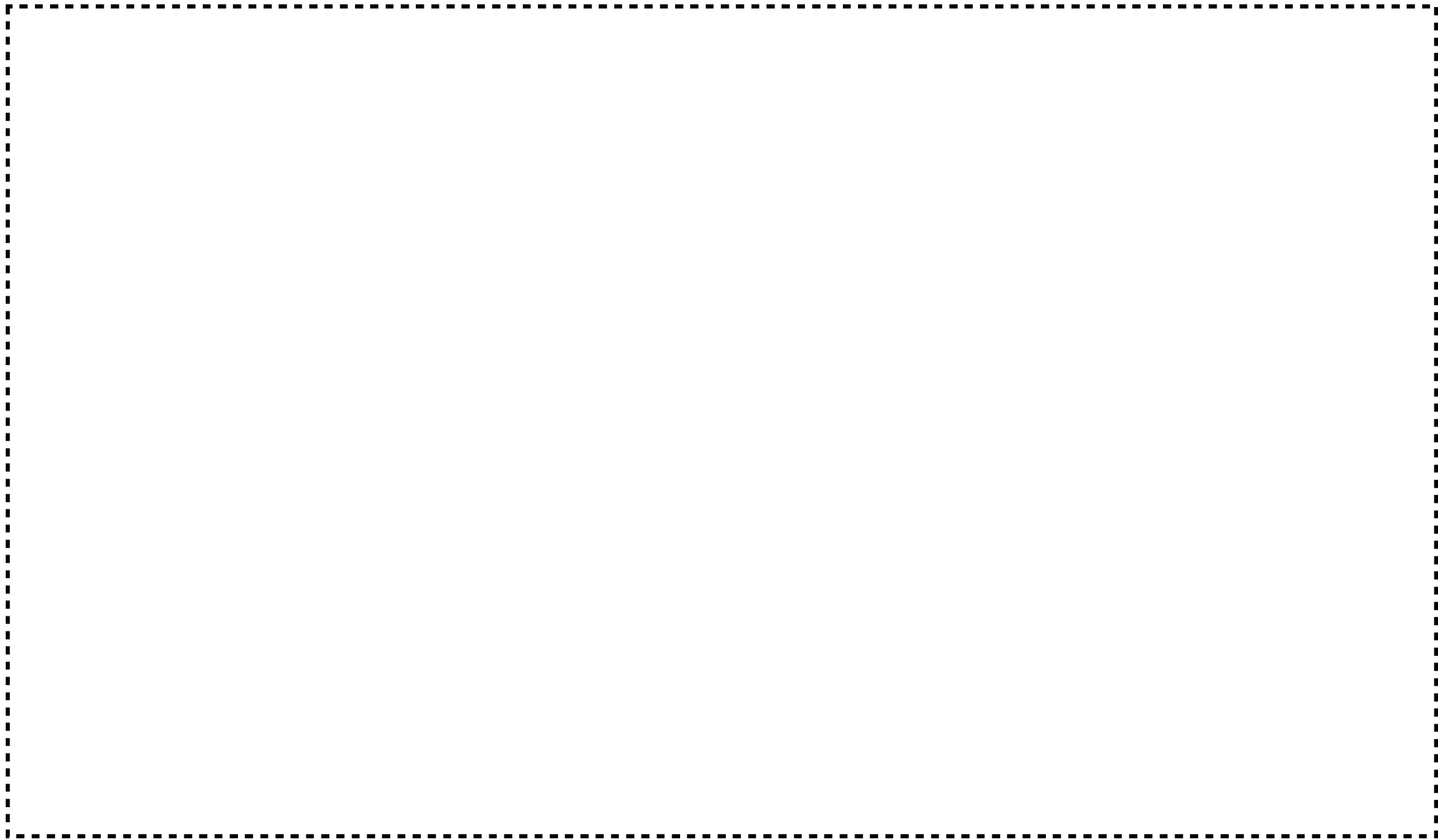


図リ一設一4一4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2061

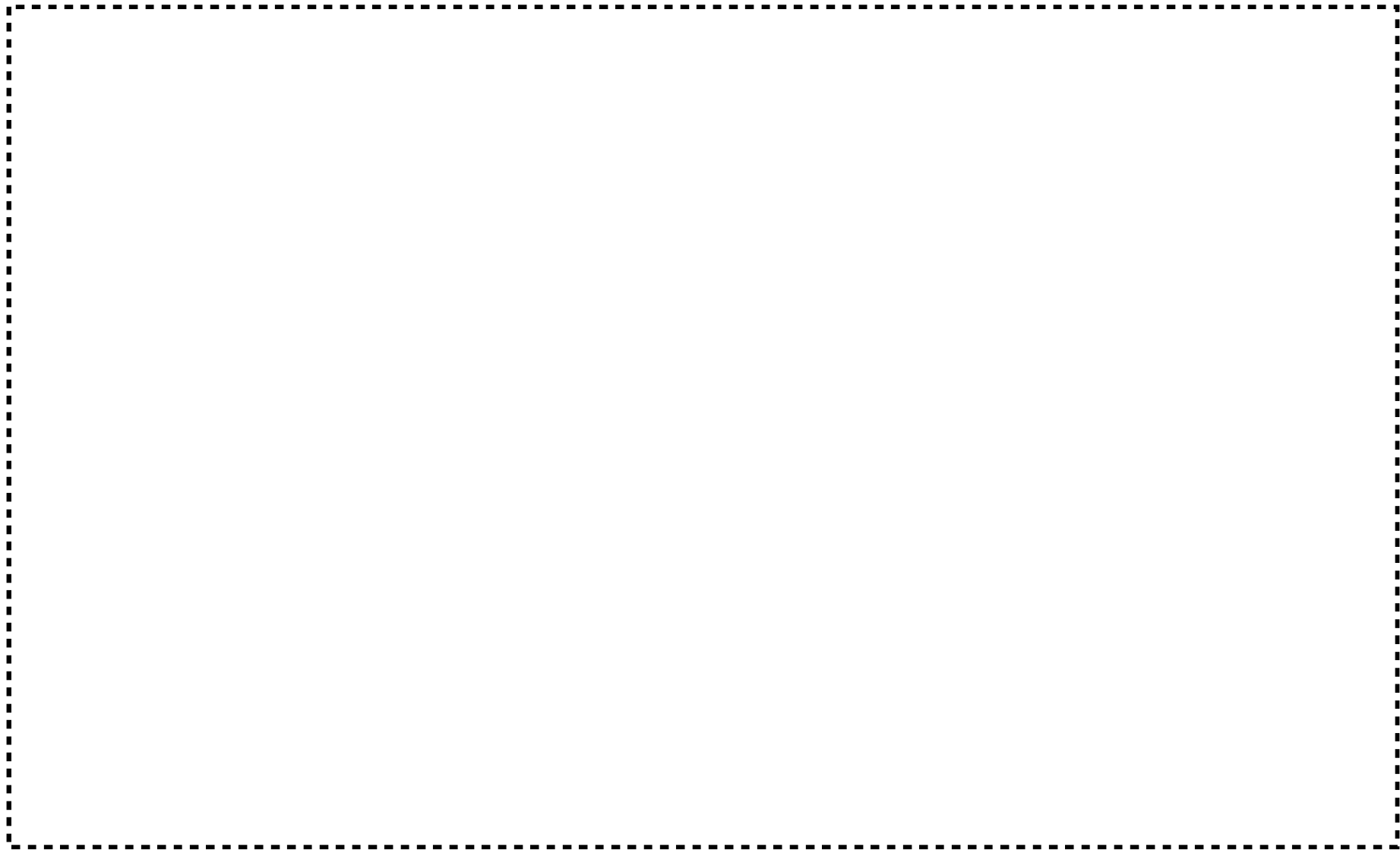


図リー設-4-5 (1) 燃料開発設備 粉末取扱フード

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2062



図リ一設一4一5 (2) 燃料開発設備 粉末取扱フード (補強詳細図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

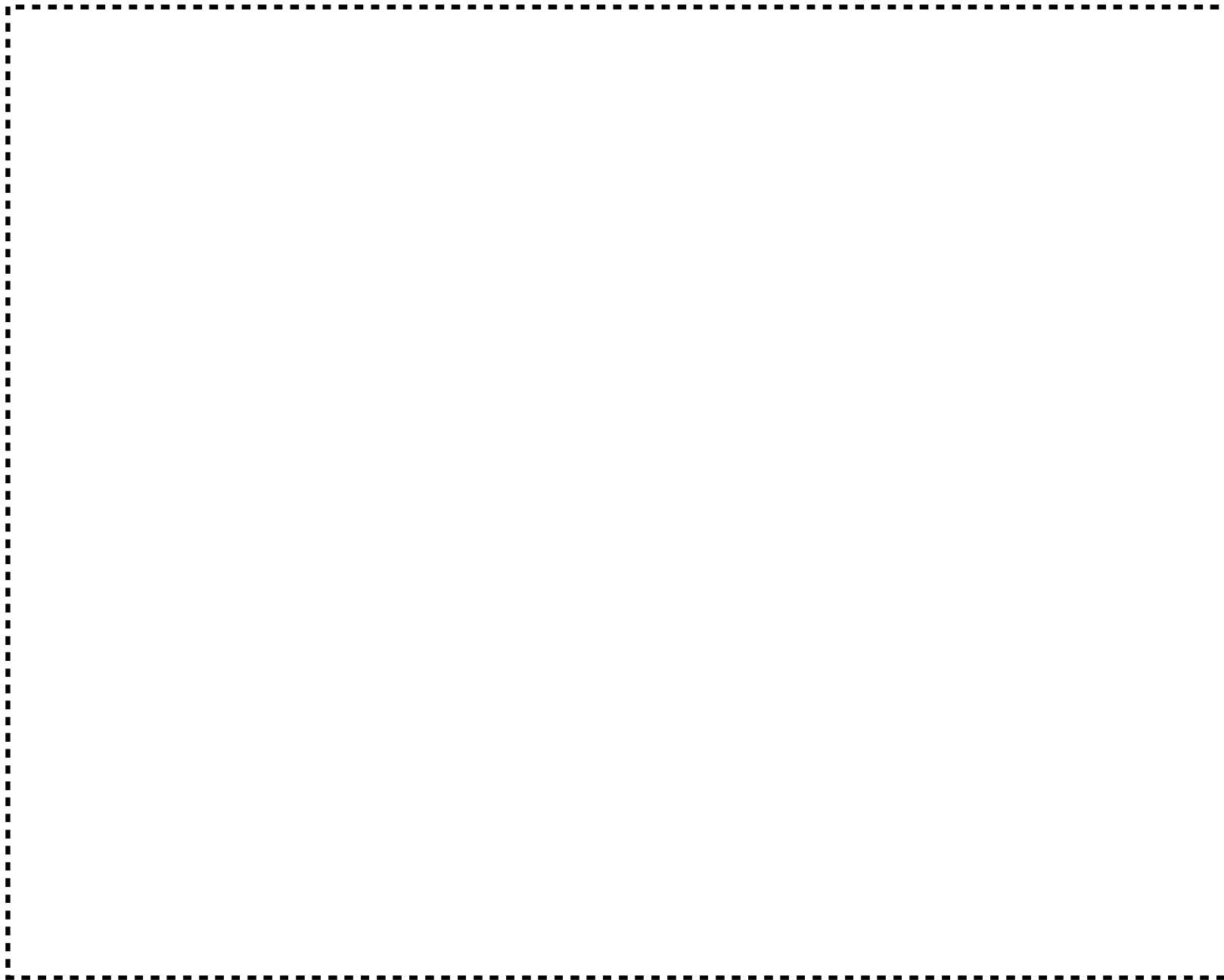
2063



図リ一設一4一6 燃料開発設備 プレス

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設一4一7(1) 燃料開発設備 加熱炉

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設一4一7(2) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 圧力逃がし機構

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

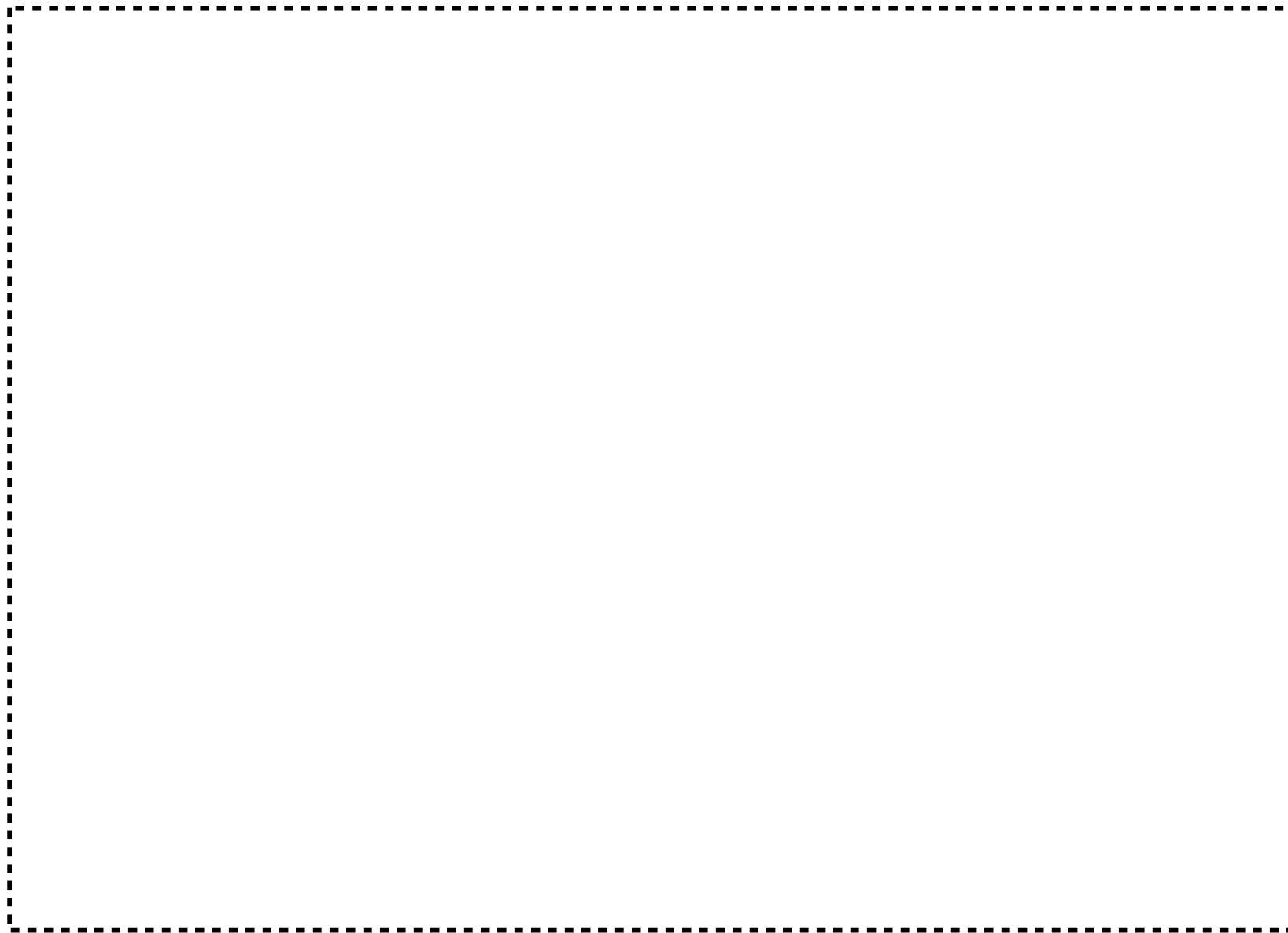
(単位 mm)



図リ一設一4一7(3) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 空気混入防止機構

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設一4一7(4) 燃料開発設備 加熱炉(補強詳細図)

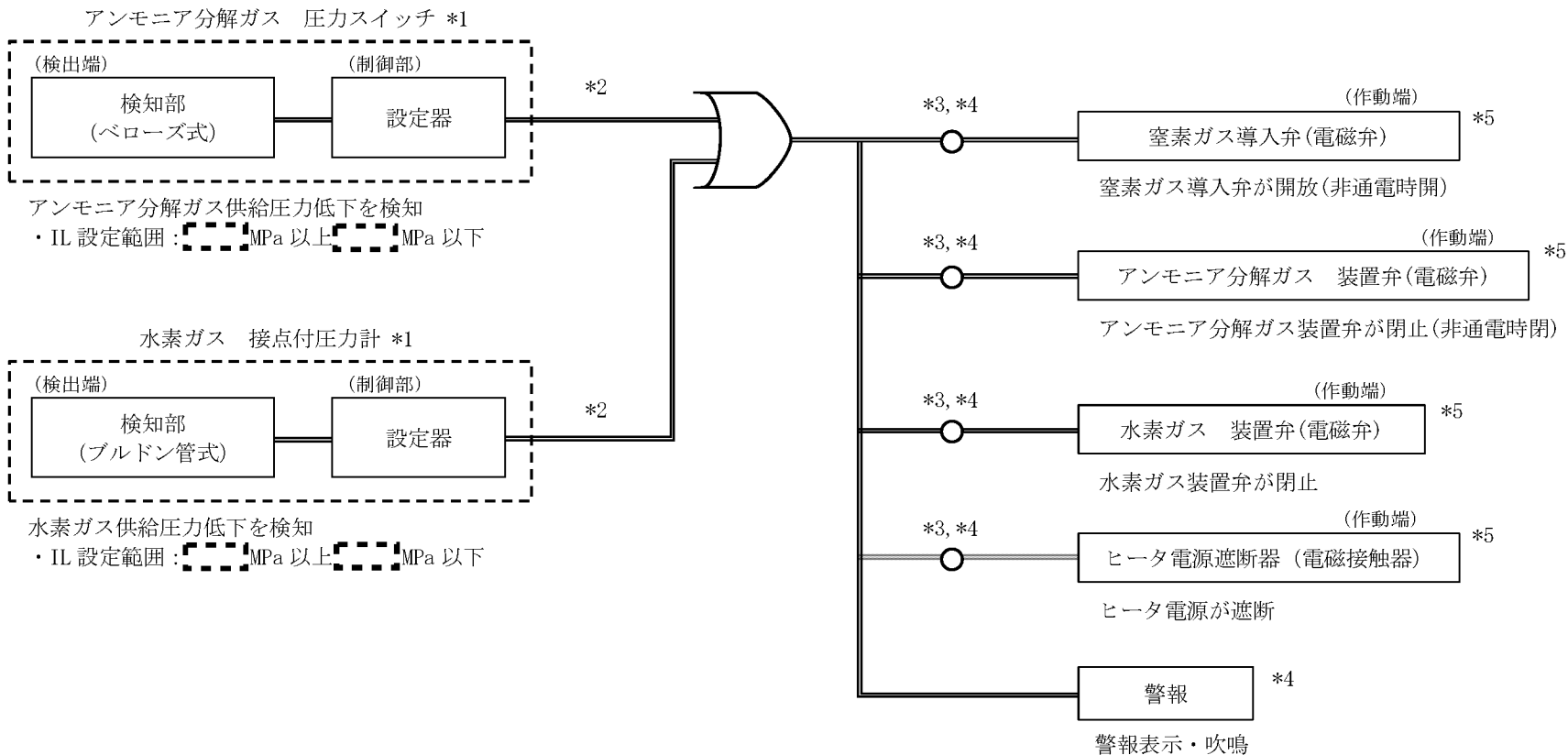
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



管理番号	安全機構	構成機器
8025-2	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ 水素ガス 接点付圧力計 窒素ガス導入弁 安全系 窒素ガス配管系統 アンモニア分解ガス 装置弁 水素ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器

図リ一設一4一7一1 (1) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 (機器配置図)



- *1 : 検知部と設定器は一体型
- *2 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (8025)制御盤
- *5 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断

凡例

— : 信号線 D : OR条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉
8025-2	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	

図リー設-4-7-1 (2) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



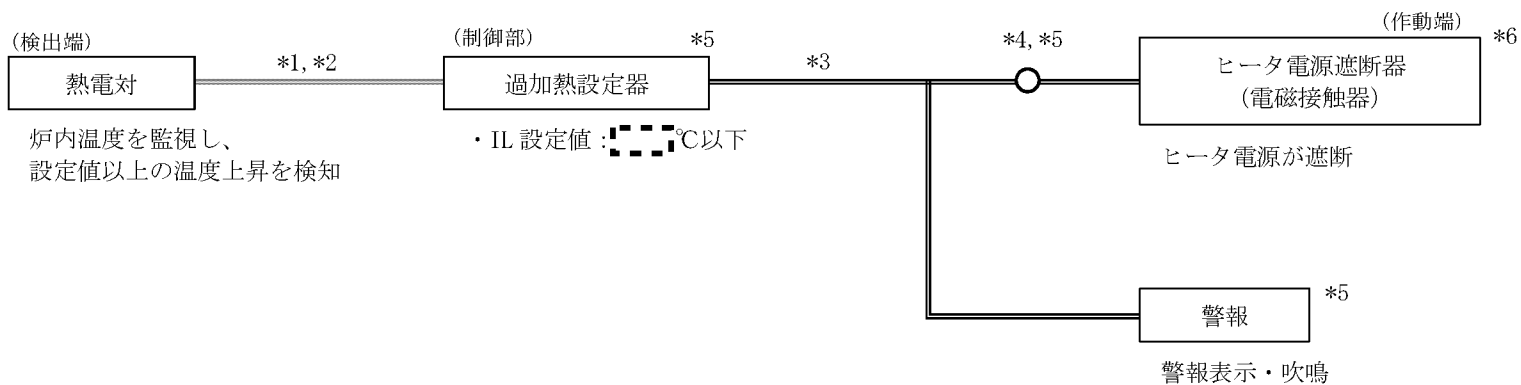
管理番号	安全機構	構成機器
8025-3	空気混入防止機構	イグナイター

図リ一設一4一7一1(3) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 空気混入防止機構 (機器配置図)



管理番号	安全機構	構成機器
8025-5	過加熱防止機構	熱電対 過加熱設定器 ヒータ電源遮断器

図リ一設一4一7一1(4) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 過加熱防止機構 (機器配置図)



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *2 : 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、ヒータ電源が遮断
- *3 : 信号線断線時はヒータ電源が遮断
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8025)制御盤
- *6 : 停電時はヒータ電源が遮断

凡例
 ─── : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉
8025-5	過加熱防止機構	

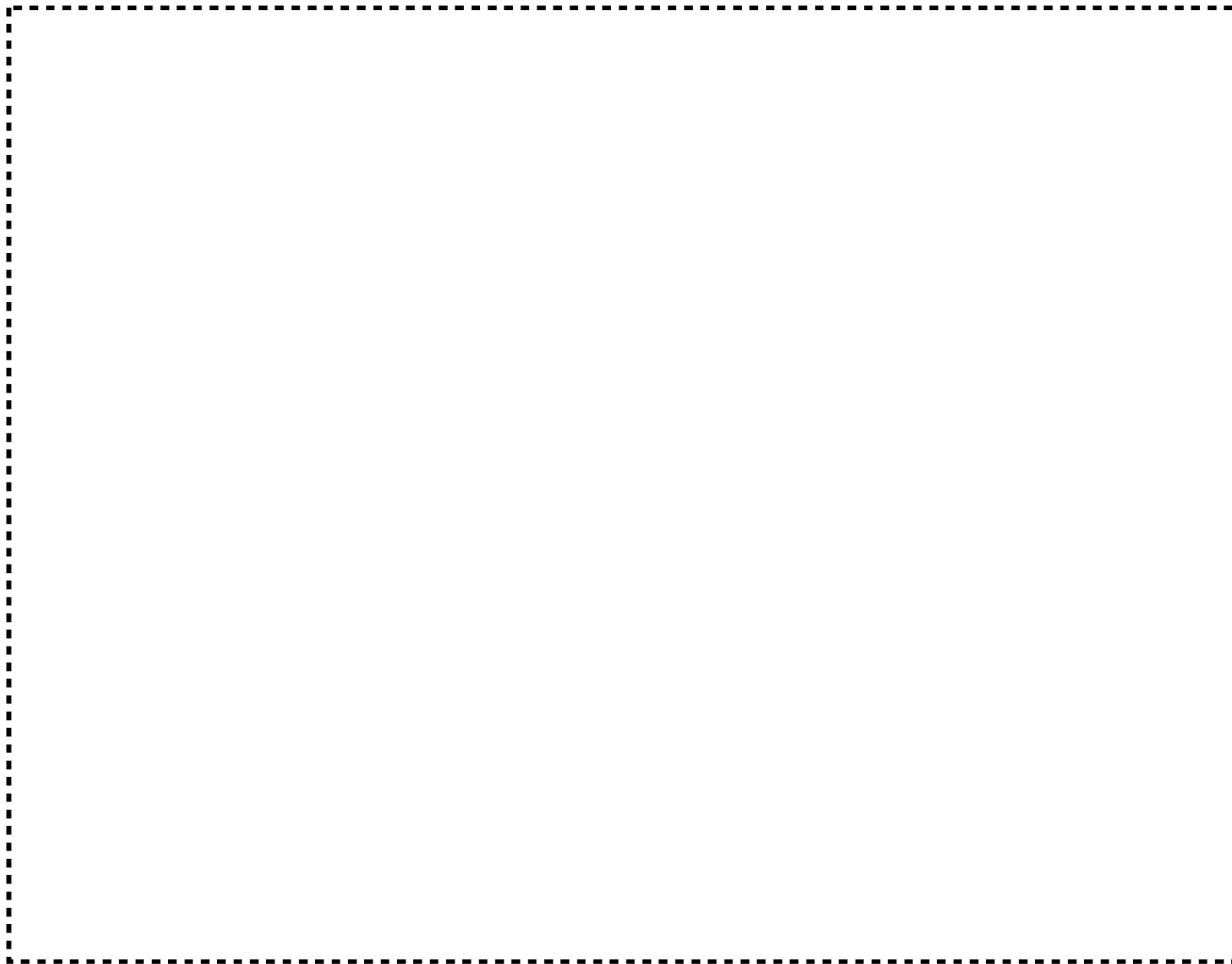
図リ一設一4一7一1 (5) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



管理番号	安全機構	構成機器
8025-6	圧力逃がし機構	バネ式安全弁

図リ一設一4一7一1(6) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 圧力逃がし機構 (機器配置図)



図リ一設一4一8(1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図リ一設一4一8(2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 圧力逃がし機構

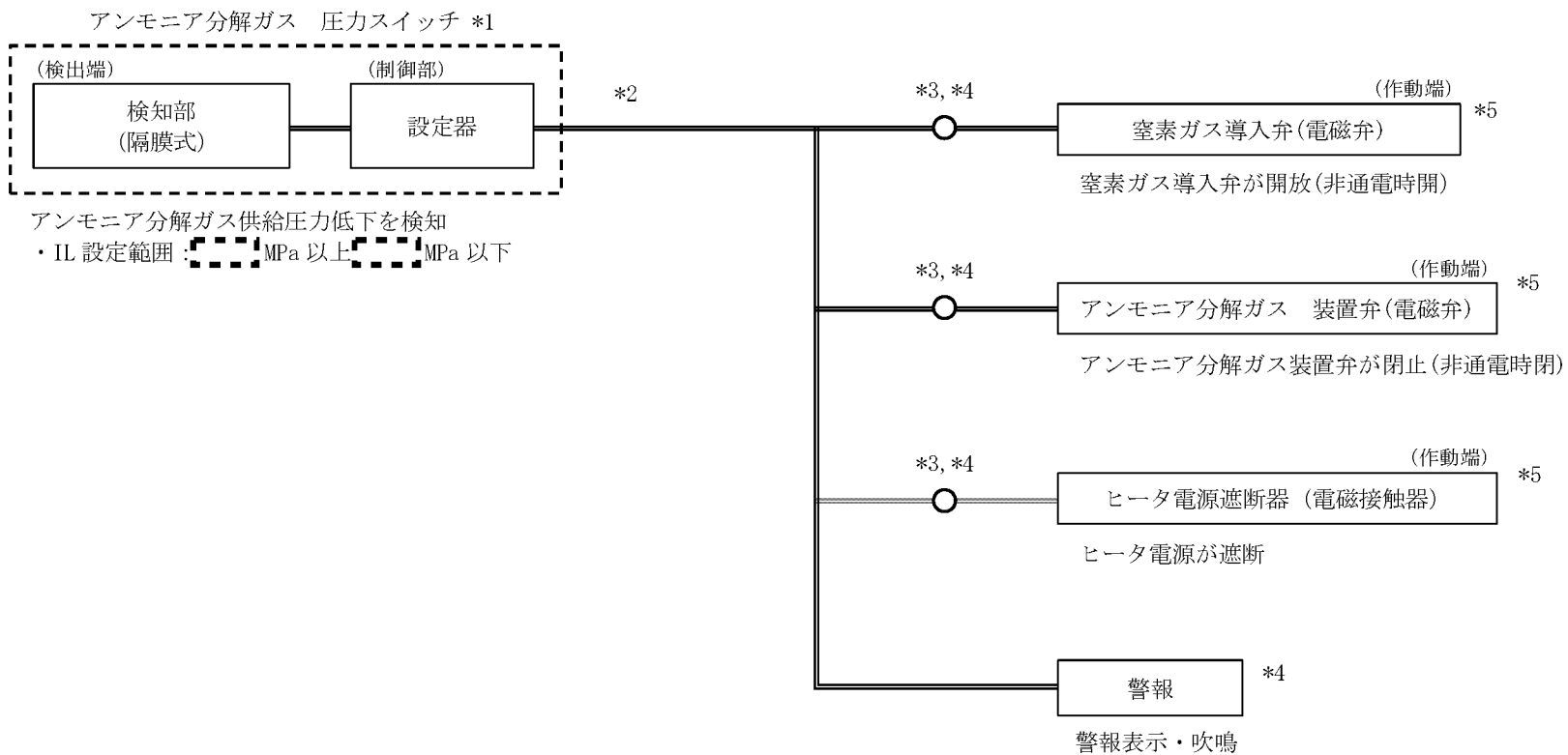
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



管理番号	安全機構	構成機器
8026-2	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧カスイッチ 窒素ガス導入弁 安全系 窒素ガス配管 アンモニア分解ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器

図リ一設一4一8一1 (1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 (機器配置図)



- *1 : 検知部と設定器は一体型
- *2 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (8026)制御盤
- *5 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断

管理番号	設備・機器名称	機器名
8026	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉
8026-2	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	

図リ一設一4一8一1 (2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



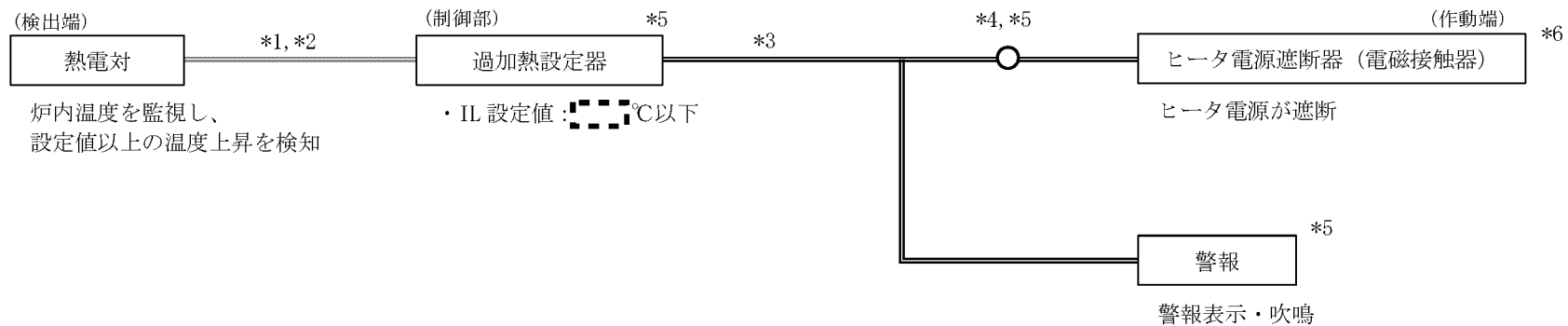
管理番号	安全機構	構成機器
8026-3	空気混入防止機構	イグナイター

図リ一設一4一8一1(3) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 空気混入防止機構 (機器配置図)



管理番号	安全機構	構成機器
8026-4	過加熱防止機構	熱電対 過加熱設定器 ヒータ電源遮断器

図リ一設一4一8一1（4） 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 過加熱防止機構（機器配置図）



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *2 : 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、ヒータ電源が遮断
- *3 : 信号線断線時はヒータ電源が遮断
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8026)制御盤
- *6 : 停電時はヒータ電源が遮断

凡例
 ─── : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8026	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉
8026-4	過加熱防止機構	

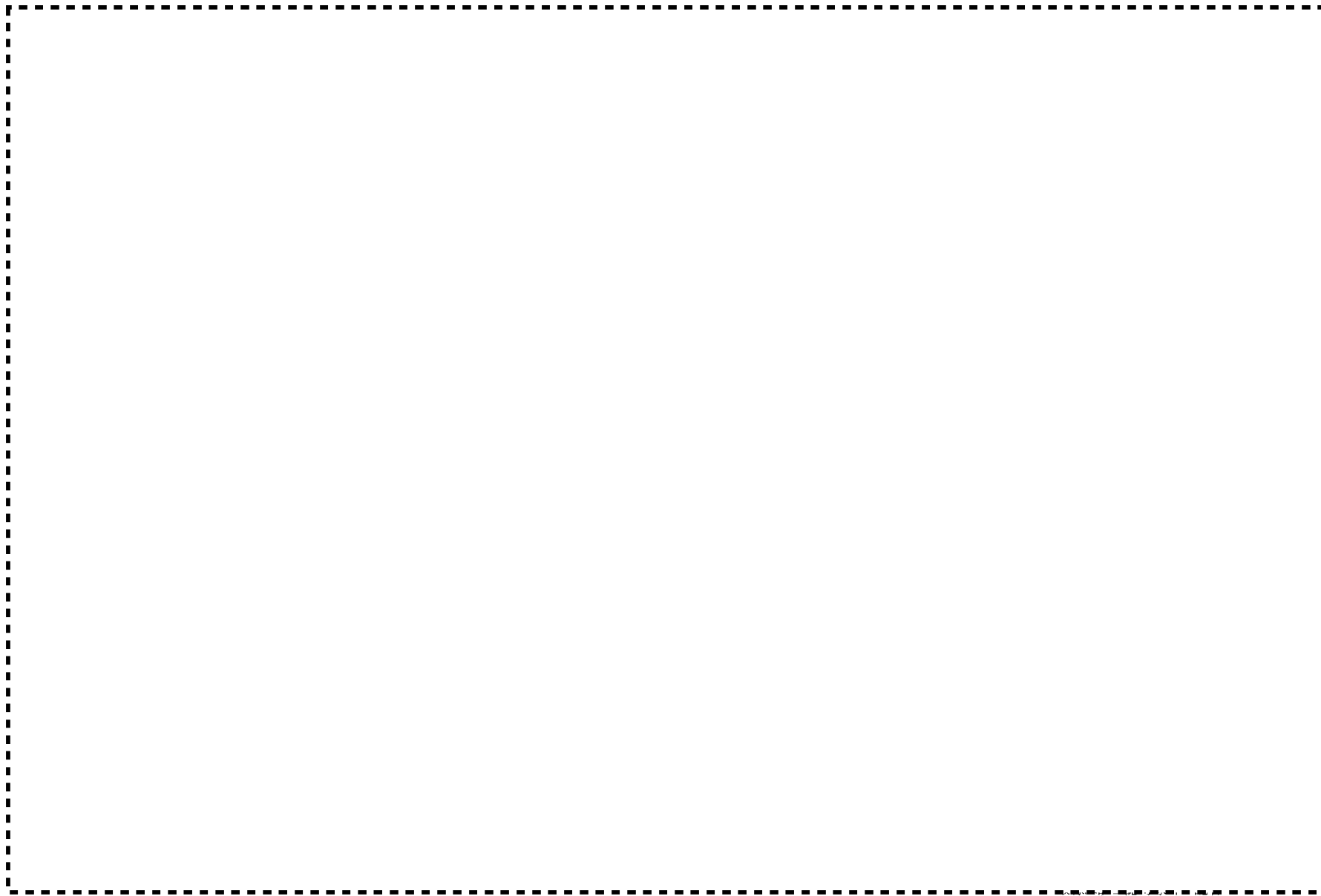
図リ一設一4一8一1 (5) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



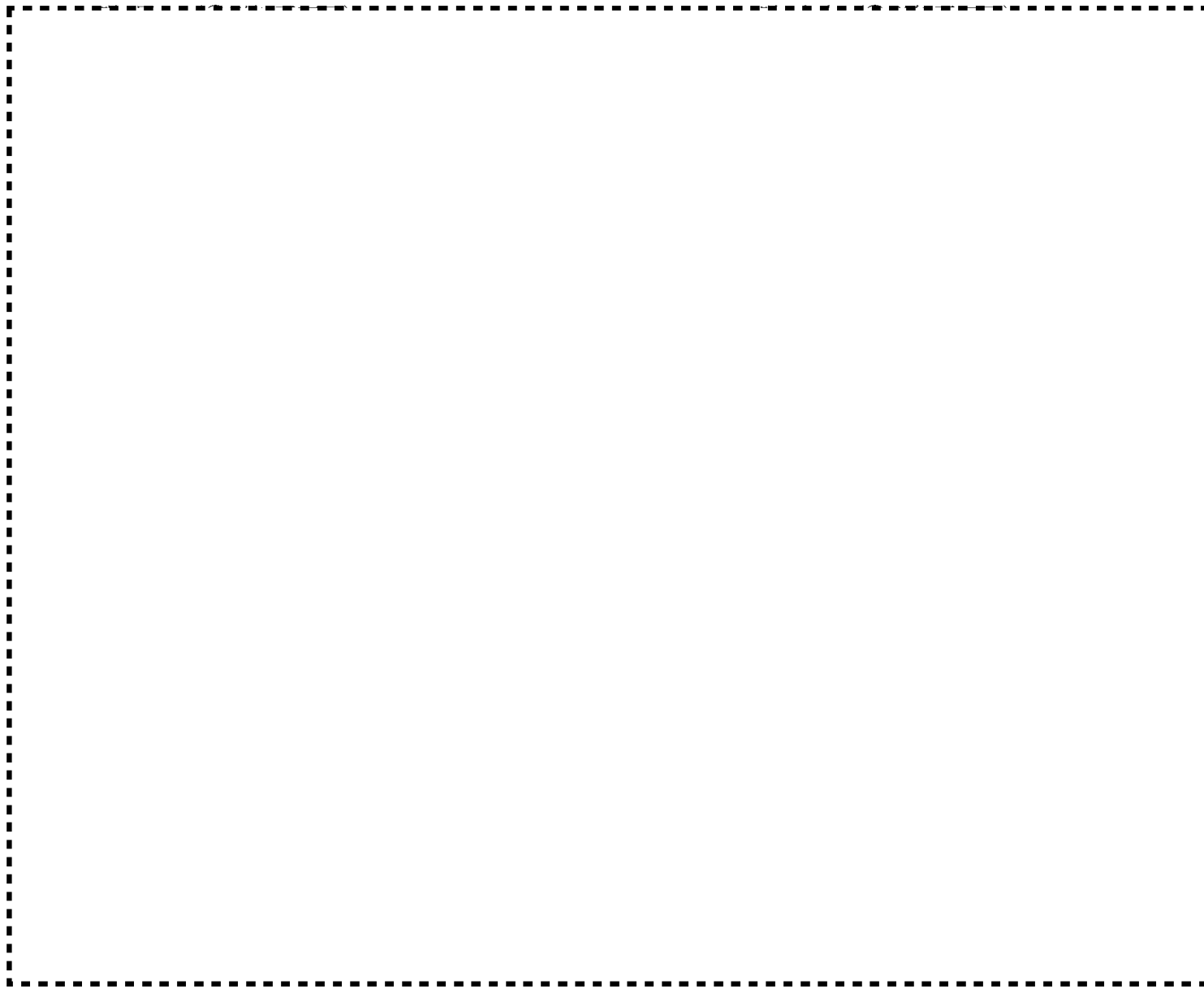
管理番号	安全機構	構成機器
8026-5	圧力逃がし機構	バネ式安全弁

図リ一設一4一8一1(6) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 圧力逃がし機構 (機器配置図)



図リ一設一4一9（1） 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 ガス配管・機器構成図

赤色線：構成機器を内蔵する設備の範囲を示す枠線

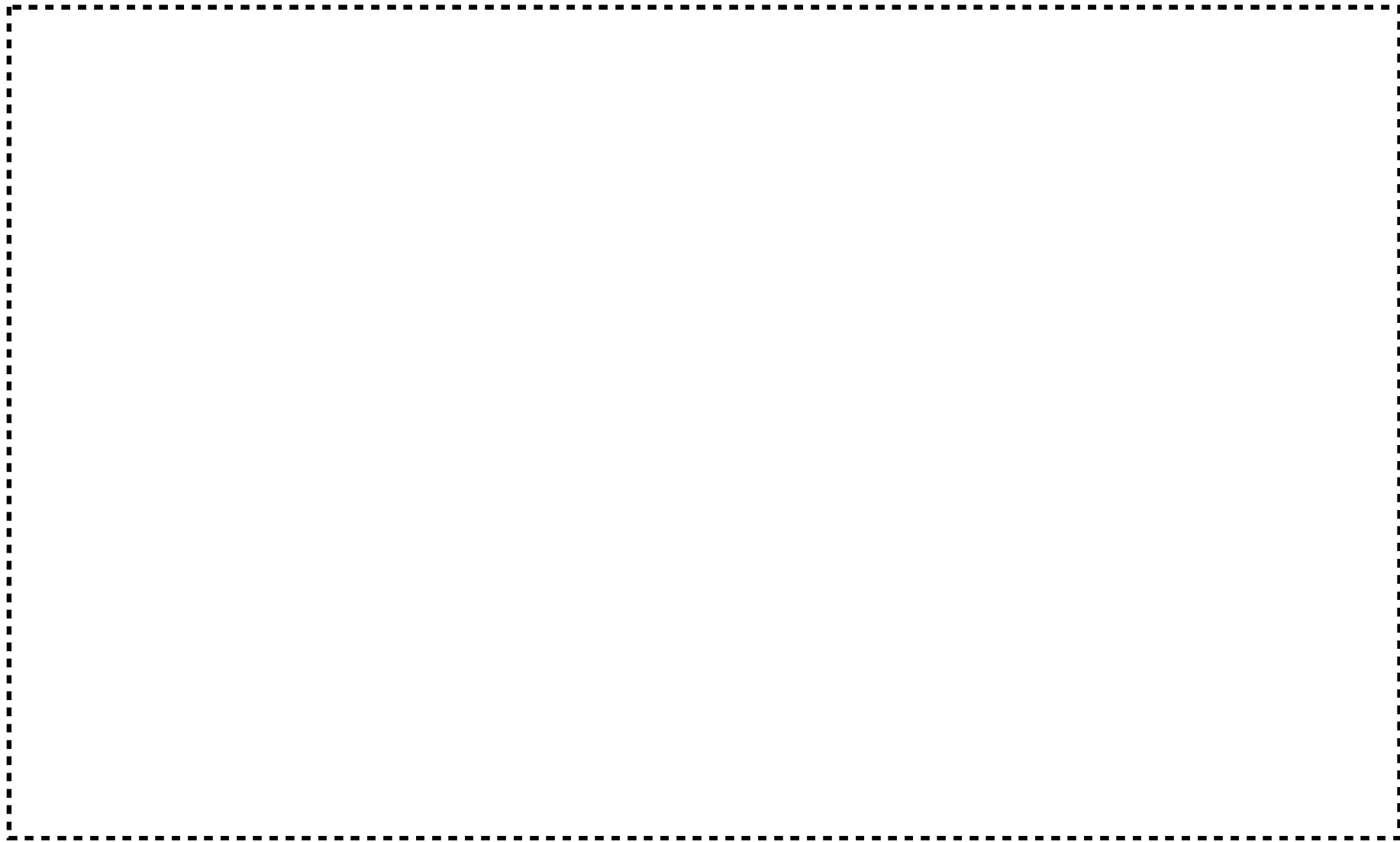


図リ一設一4一9（2） 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図



図リ一設一4一9(3) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型零囲気可変炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 配置図

2085



図リー設－４－９（４） 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 ポンベ架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

(単位 mm)

2086



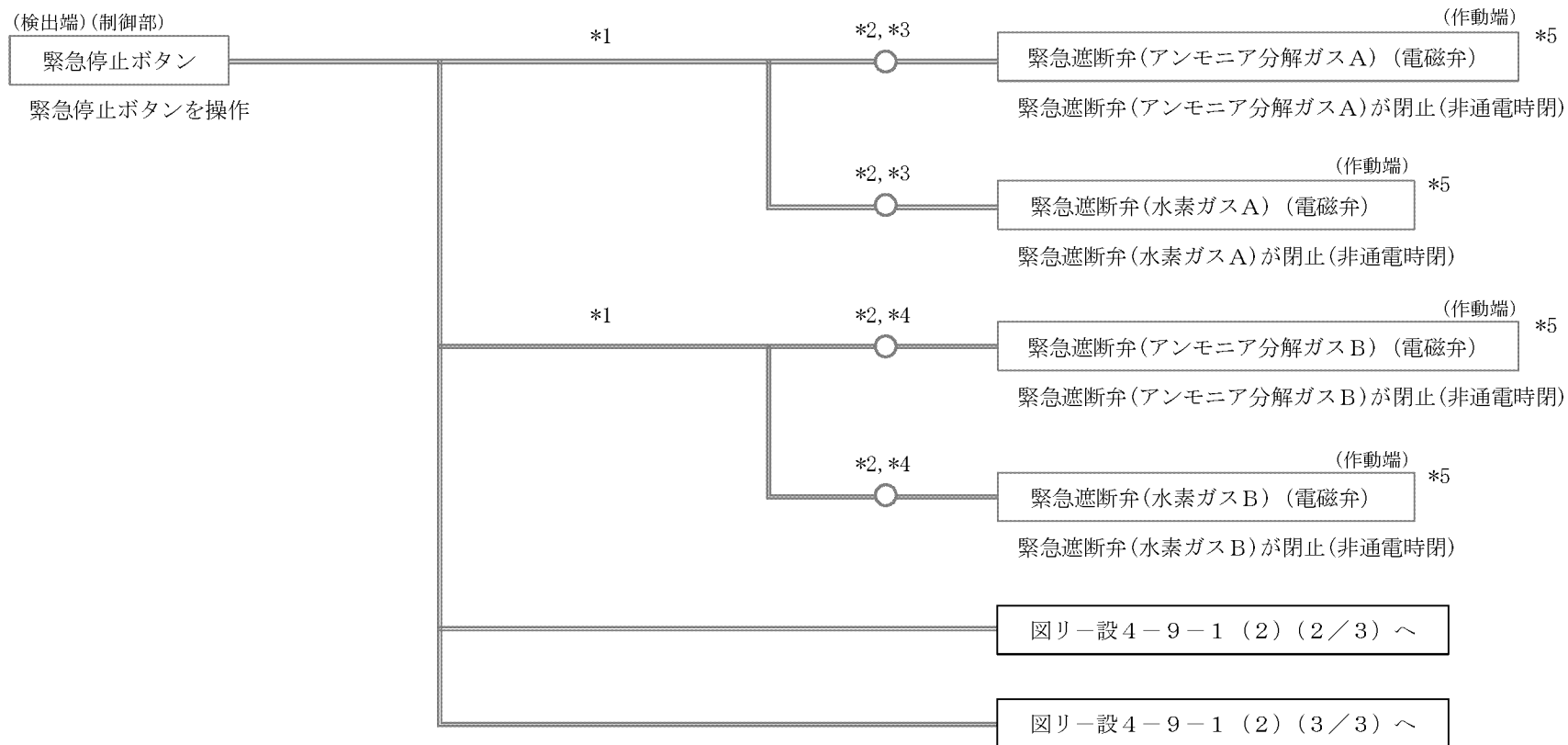
図リ一設一4一9一1 (1) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 緊急停止機構 (機器配置図) (1 / 2)

青色線：拡大範囲を示す枠線



管理番号	安全機構	構成機器(2/3) (8025 燃料開発設備 加熱炉)	構成機器(3/3) (8026 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)
—	緊急停止機構	緊急停止ボタン アンモニア分解ガス 圧力スイッチ 水素ガス 接点付圧力計 窒素ガス導入弁 安全系 窒素ガス系統 アンモニア分解ガス 装置弁 水素ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ 窒素ガス導入弁 安全系 窒素ガス配管 アンモニア分解ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器

図リ一設一4-9-1 (1) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 緊急停止機構 (機器配置図) (2/2)



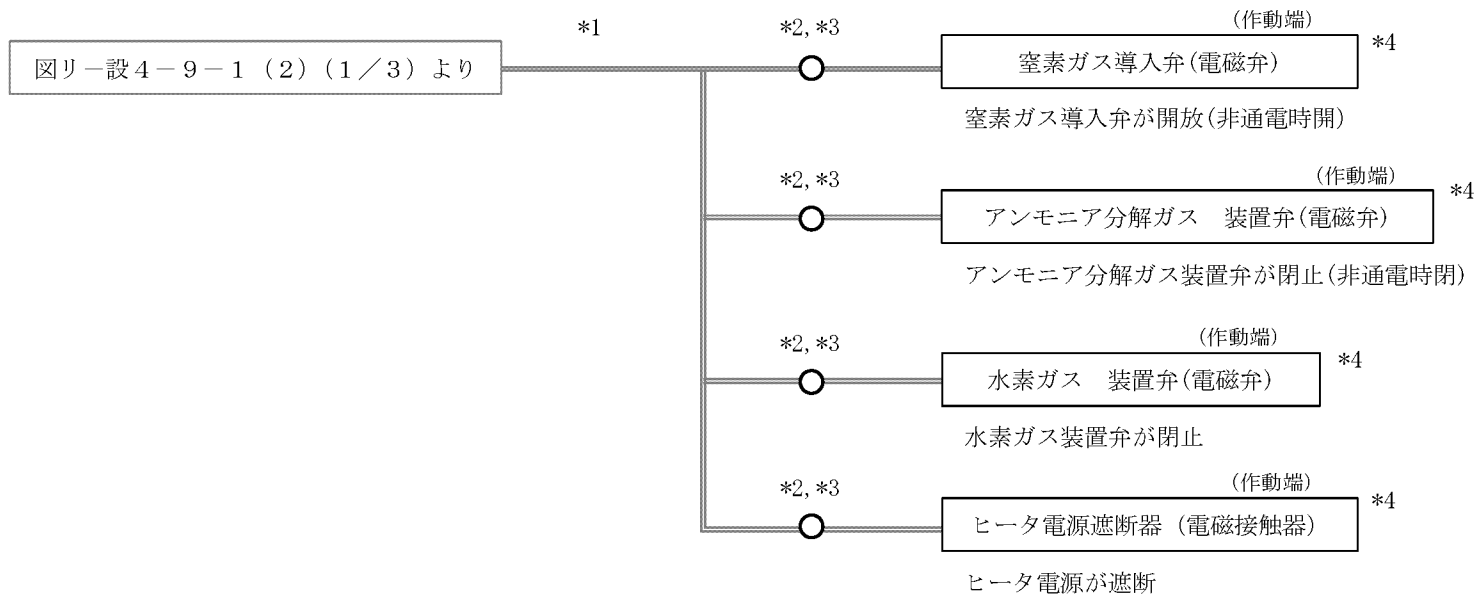
- *1 : 信号線断線時は緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) 及び緊急遮断弁 (水素ガス) が閉止
- *2 : メカニカルリレー
- *3 : (8039-2, 8040) 緊急遮断弁制御盤A
- *4 : (8039-2, 8040) 緊急遮断弁制御盤B
- *5 : 停電時は緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) 及び緊急遮断弁 (水素ガス) が閉止

凡例

==== : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉
8026	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉
8039-2	緊急設備	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)
8040	緊急設備	緊急遮断弁 (水素ガス)

図リ一設-4-9-1(2) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 緊急停止機構
 (インターロック信号系統図) (1/3)



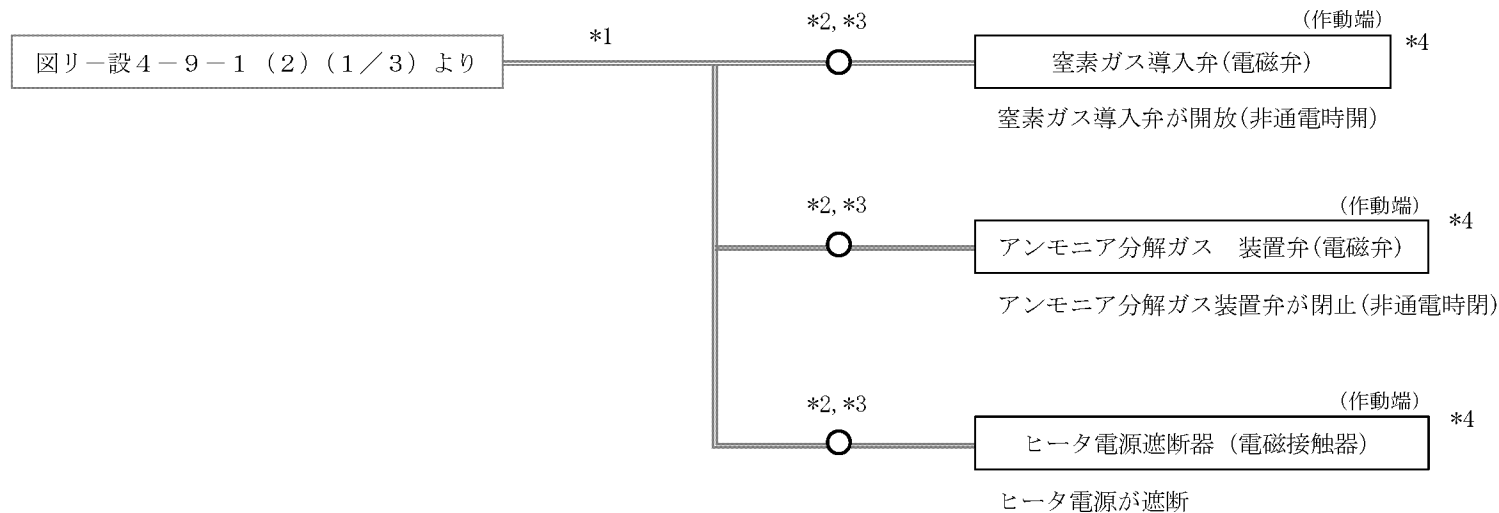
- *1 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断
- *2 : メカニカルリレー
- *3 : (8025)制御盤
- *4 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断

凡例
 : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉

図リ一設4-9-1(2) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 緊急停止機構 (インターロック信号系統図) (2/3)

赤色線 : 追加・変更部



- *1 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断
- *2 : メカニカルリレー
- *3 : (8026)制御盤
- *4 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断

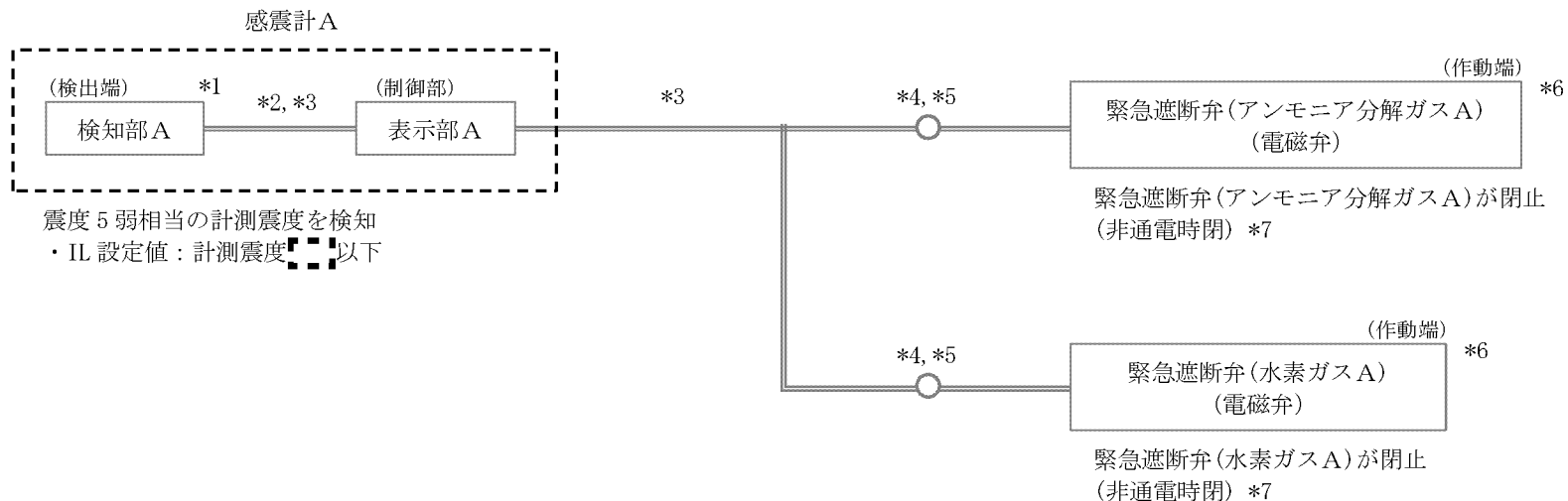
凡例
 ─── : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8026	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉

図リ-設-4-9-1 (2) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 緊急停止機構 (インターロック信号系統図) (3/3)



図リ一設一4一9一1 (3) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉) (機器配置図)



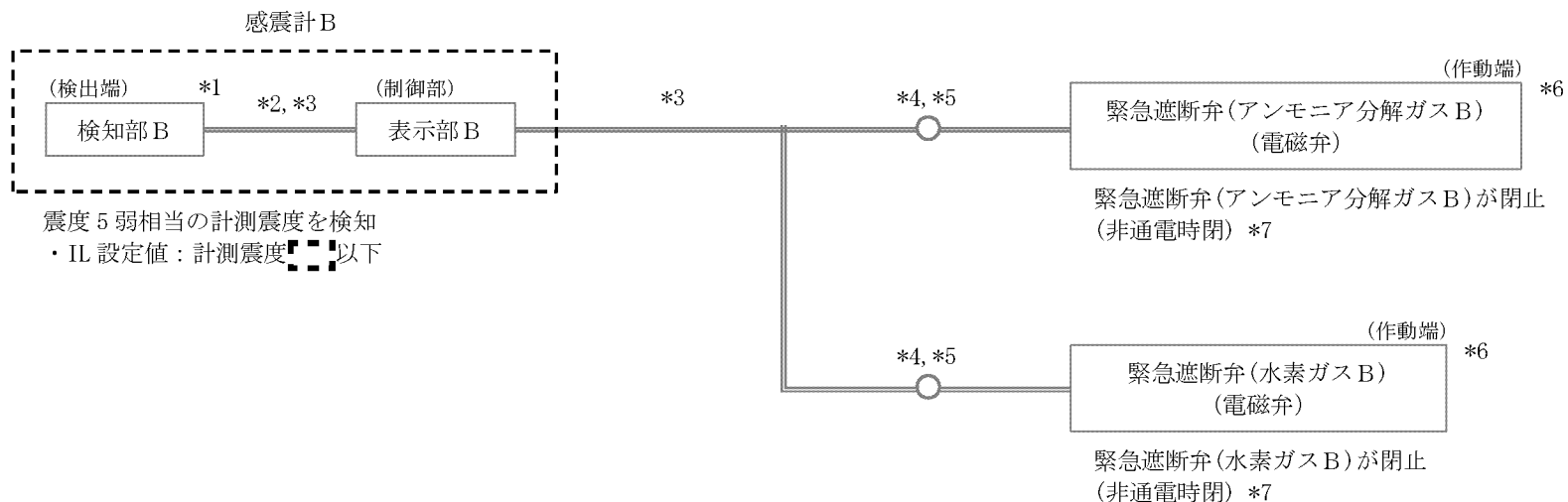
- *1 : 静電容量式加速度センサ
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)及び緊急遮断弁(水素ガスA)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039-2, 8040)緊急遮断弁制御盤A
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)及び緊急遮断弁(水素ガスA)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)及び緊急遮断弁(水素ガスA)の閉止によりアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給圧力が低下するため、{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)及び{8026-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)が作動する。

凡例
 : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	
8040	緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	
8042-2	緊急設備 感震計	

図リー設-4-9-1 (4) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)
 (インターロック信号系統図) (1/2 (A系統))

赤色線：追加・変更部



- *1 : 静電容量式加速度センサ
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスB)及び緊急遮断弁(水素ガスB)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039-2, 8040) 緊急遮断弁制御盤B
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスB)及び緊急遮断弁(水素ガスB)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガスB)及び緊急遮断弁(水素ガスB)の閉止によりアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給圧力が低下するため、{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)及び{8026-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)が作動する。

凡例
 : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	
8040	緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	
8042-2	緊急設備 感震計	

図リー設一4-9-1(4) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック(燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)
(インターロック信号系統図) (2/2 (B系統))

赤色線：追加・変更部

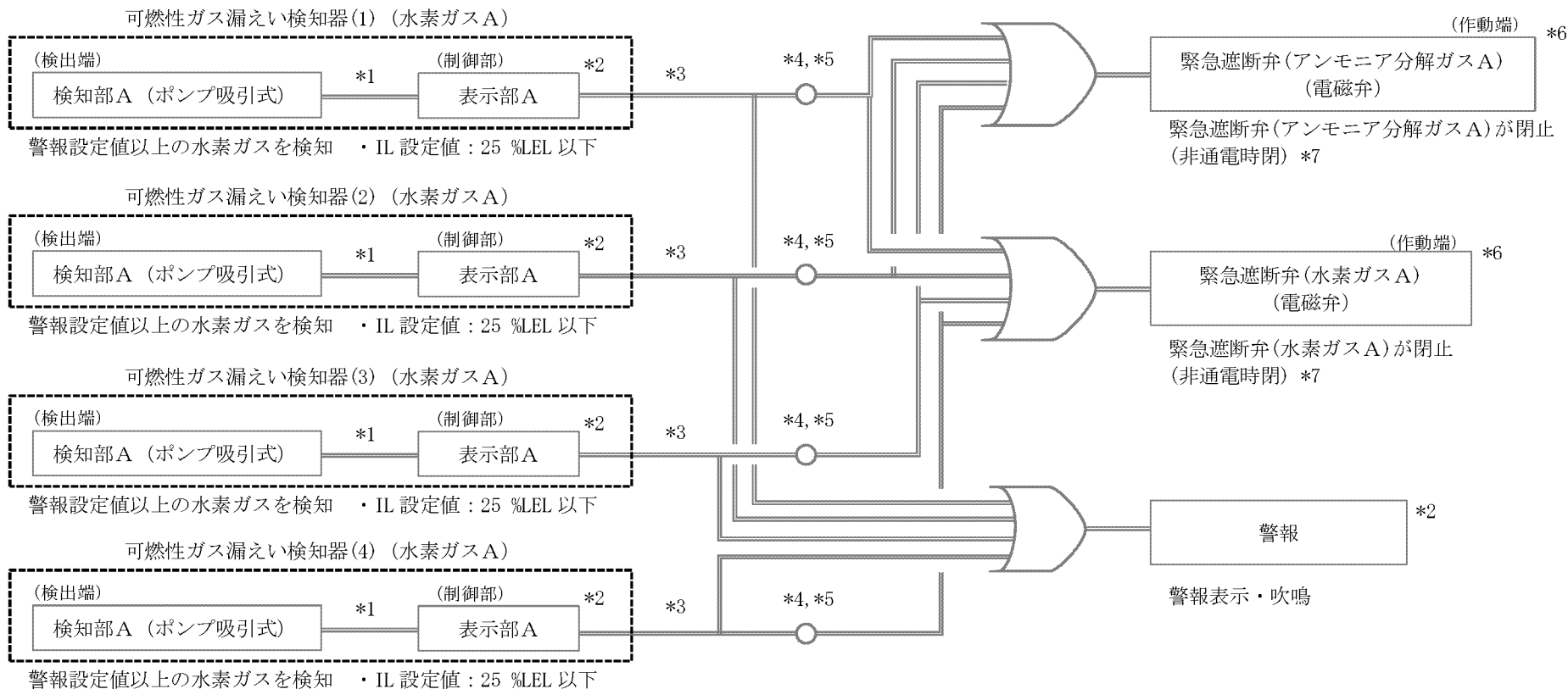


管理番号	インターロック	構成機器
—	可燃性ガス漏えい検知器 可燃性ガス遮断インターロック	(8046-2) 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス） *1 (8039-2) 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） *1 (8040) 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス） *1

※ 設工認対象外（極少量の可燃性ガスを使用する設備）

*1：1箇所にて2台設置

図リ一設一4一9一1（5） 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック（燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉）
（機器配置図）



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容
- *2 : (8046-2)可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)及び緊急遮断弁(水素ガスA)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039-2, 8040)緊急遮断弁制御盤A
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)及び緊急遮断弁(水素ガスA)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)及び緊急遮断弁(水素ガスA)の閉止によりアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給圧力が低下するため、{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)及び{8026-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)が作動する。

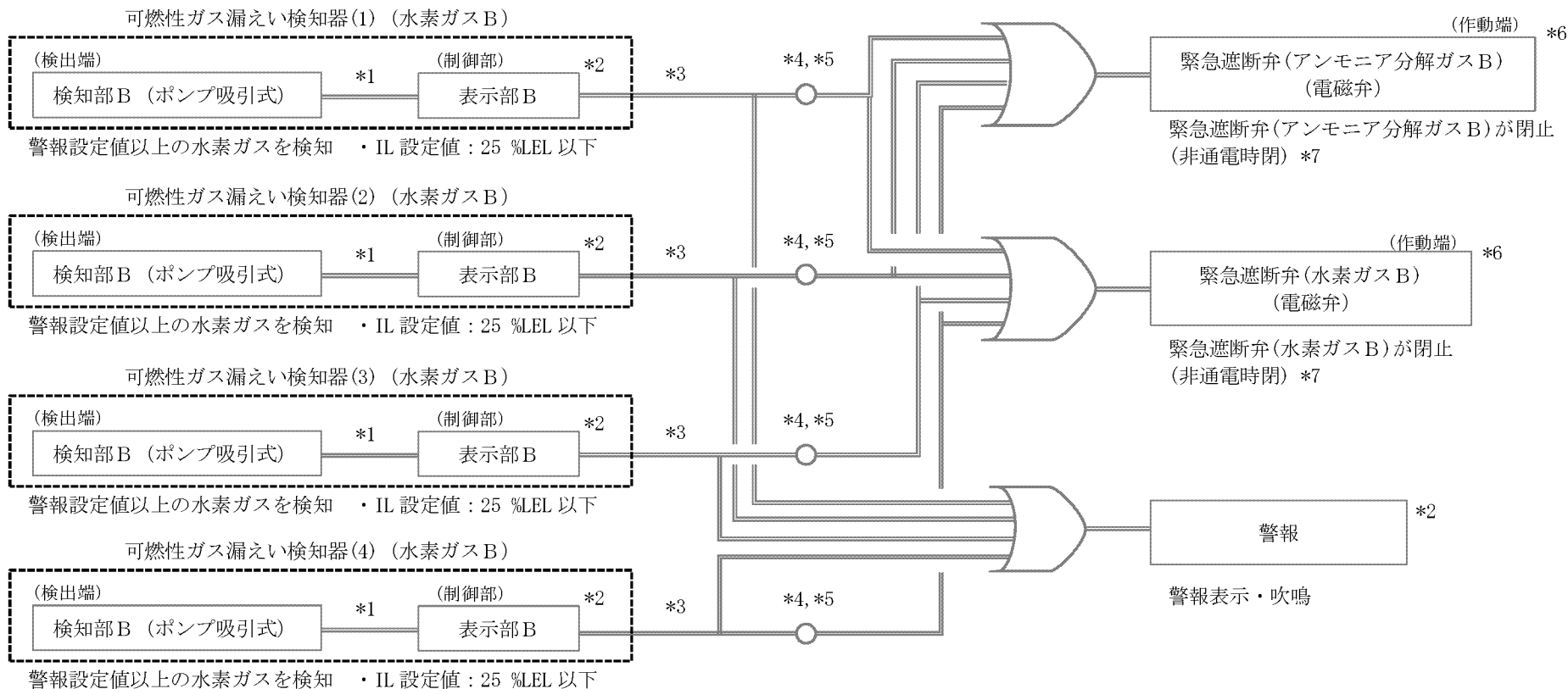
凡例

— : 信号線 D : OR条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	
8040	緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)	
8046-2	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	

図リー設-4-9-1 (6) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉) (インターロック信号系統図) (1/2 (A系統))

赤色線 : 追加・変更部



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に收容
- *2 : (8046-2) 可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス B) 及び緊急遮断弁 (水素ガス B) が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039-2, 8040) 緊急遮断弁制御盤 B
- *6 : 停電時は緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス B) 及び緊急遮断弁 (水素ガス B) が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス B) 及び緊急遮断弁 (水素ガス B) の閉止によりアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給圧力が低下するため、{8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) 及び {8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) が作動する。

凡例

— : 信号線 D : OR 条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	
8040	緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)	
8046-2	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	

図リー設-4-9-1 (6) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉) (インターロック信号系統図) (2/2 (B系統))

赤色線 : 追加・変更部



凡	例	管理番号
■◀	放送設備 (スピーカ)	{8007-3}
◎	所内携帯電話機 (PHSアンテナ)	{8007-14}

{8007-3} 放送設備 (スピーカ) は、第1加工棟の {8007-10} 放送設備 (アンプ) に接続する

図リ一他一1 (1) 第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (1階、中2階)



凡	例	管理番号
■	放送設備 (スピーカー)	{8007-3}
◎	所内携帯電話機 (PHSアンテナ)	{8007-14}

{8007-3}放送設備 (スピーカー) は、第1加工棟の{8007-10}放送設備 (アンプ) に接続する

図リ一他一 1 (2) 第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (2階、3階)



凡 例	管理番号
⊖○	熱感知器（スポット型）
⊖	煙感知器（スポット型）
Ⓟ	発信機
Ⓧ	受信機
●●●	警戒区域境界

⊖ 地下貯槽ビット内に設置

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

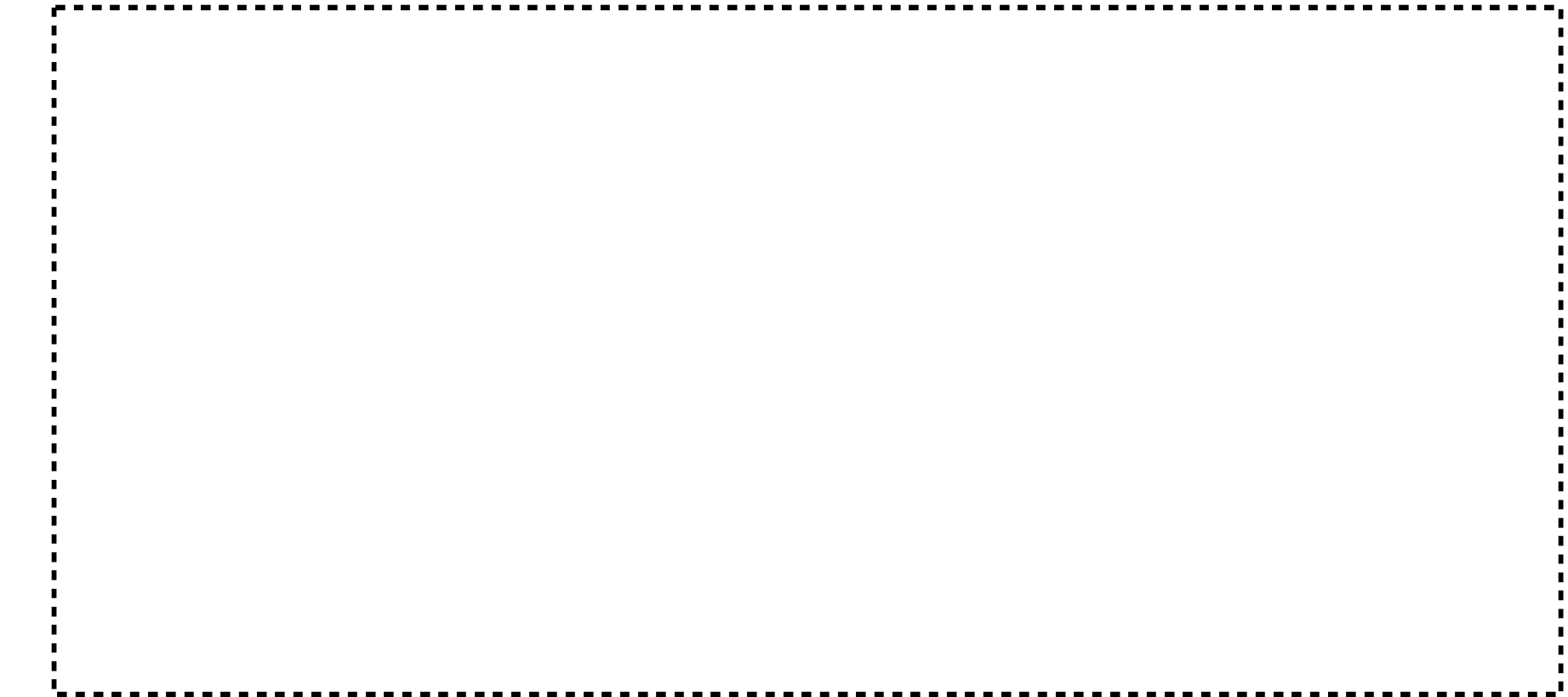
図リ－他－1（3） 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（1階、中2階）



凡 例	管理番号
 熱感知器 (スポット型)	{8009-2}
 煙感知器 (スポット型)	
 発信機	
 受信機	{8009-12}
 警戒区域境界	

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 1 (4) 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (2階、3階)



凡	例	管理番号
●	ABC粉末消火器(10型)	[8010-2]
▽	二酸化炭素消火器	

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一1(5) 第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(1階、中2階)

凡	例	管理番号
●	ABC粉末消火器(10型)	{8010-2}
▽	二酸化炭素消火器	

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一1(6) 第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(2階、3階)

凡 例	管理番号
 非常用照明	{8032}
 誘導灯	{8032-2}
 避難通路	{8031}
 非常口	
 分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 1 (7) 第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (1階、中2階)

凡 例	管理番号
 非常用照明	{8032}
 誘導灯	{8032-2}
 避難通路	{8031}
 非常口	
 分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

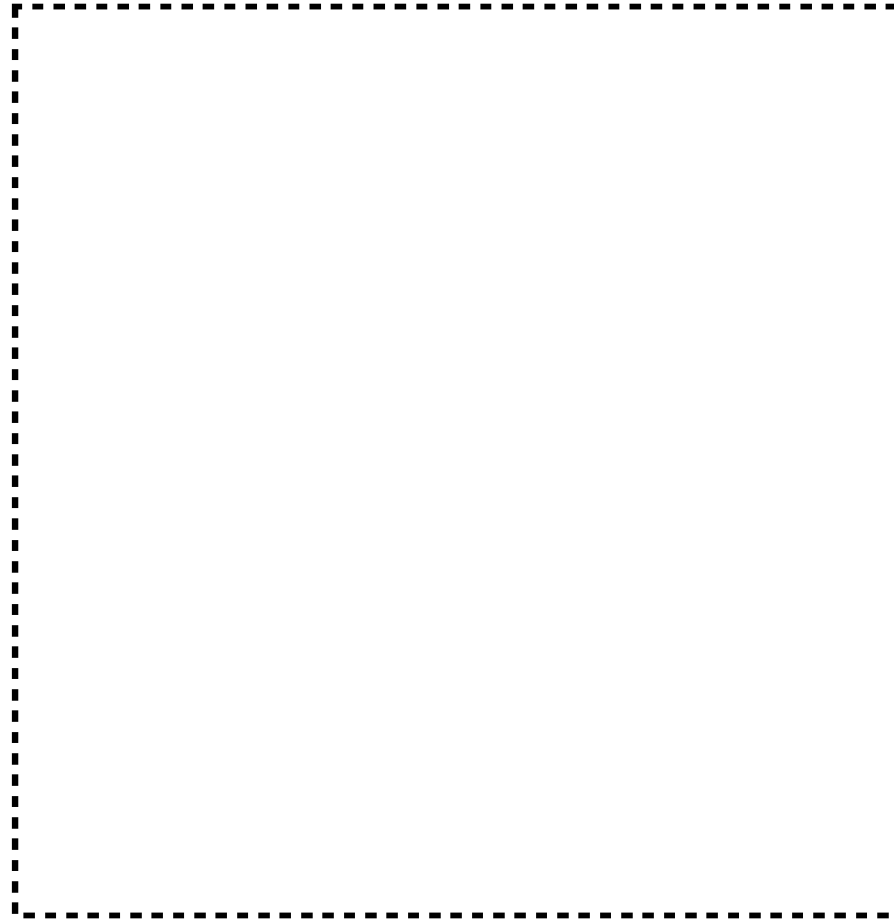
図リ一他一 1 (8) 第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (2階、3階)



凡	例	管理番号
■	放送設備 (スピーカ)	{8007-4}
◎	所内携帯電話機 (PHSアンテナ)	{8007-14}

{8007-4} 放送設備 (スピーカ) は第1加工棟の{8007-10} 放送設備 (アンプ) へ接続する
 {8007-14} 所内携帯電話機 (PHSアンテナ) は第1廃棄物貯蔵棟に設置する





図リ一他一2 (1) 第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (1階、2階)



凡	例	管理番号
■◀	放送設備 (スピーカー)	{8007-4}
◎	所内携帯電話機 (PHSアンテナ)	{8007-14}

{8007-4} 放送設備 (スピーカー) は第1加工棟の {8007-10} 放送設備 (アンプ) へ接続する
 {8007-14} 所内携帯電話機 (PHSアンテナ) は第1廃棄物貯蔵棟に設置する

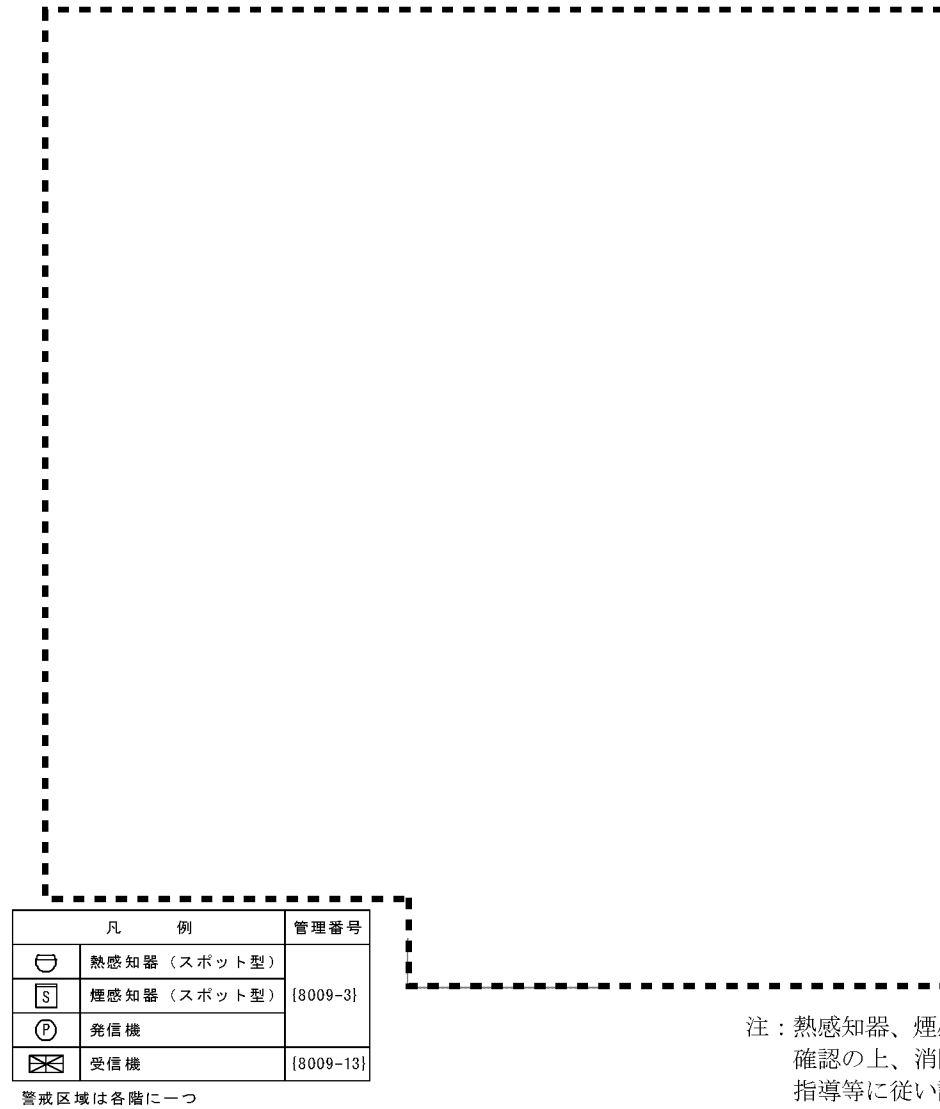
図リ一他一2 (2) 第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (3階)

凡 例		管理番号
	熱感知器（スポット型）	{8009-3}
	煙感知器（スポット型）	
	発信機	{8009-13}
	受信機	

警戒区域は各階に一つ

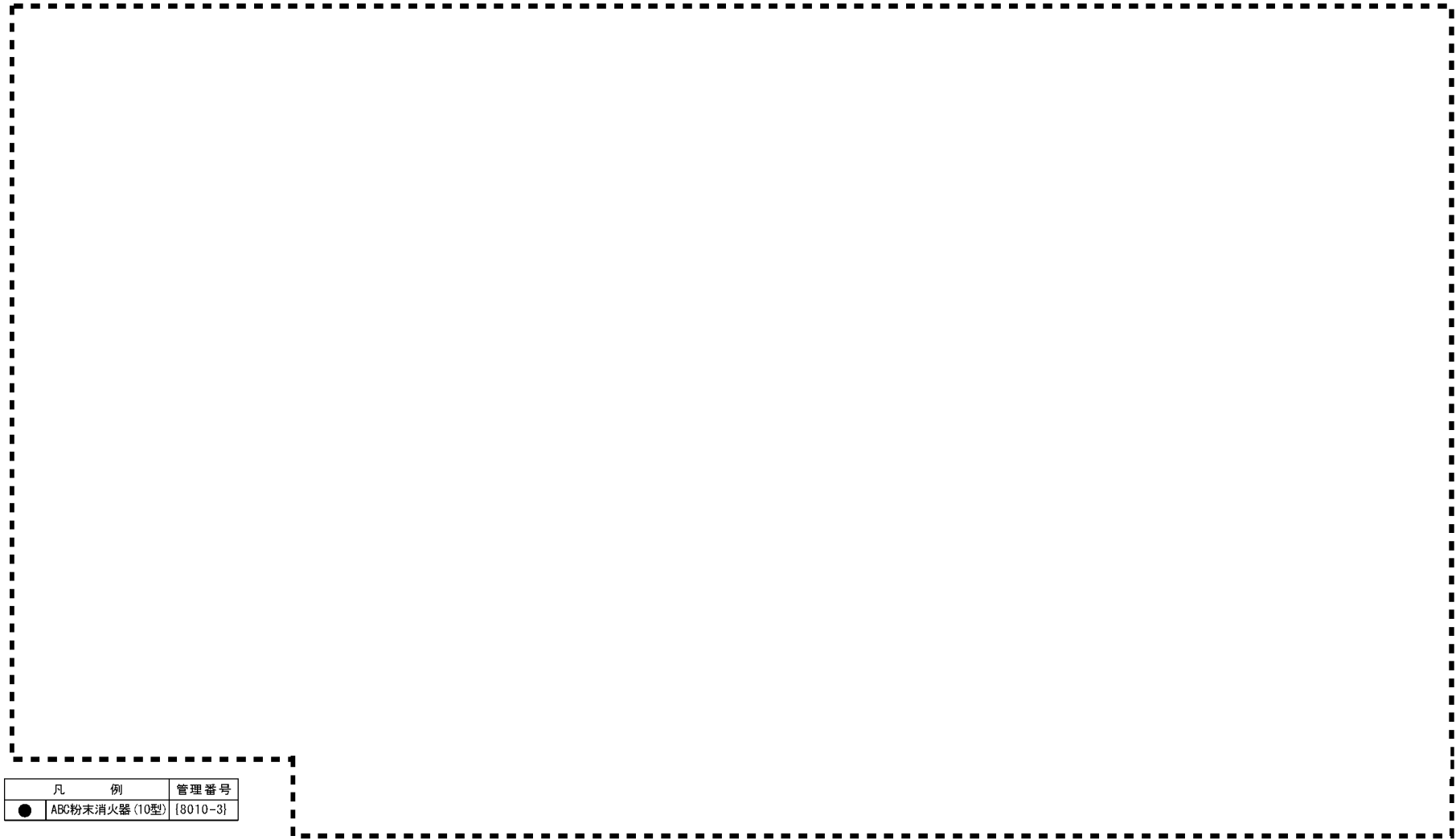
注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 2 (3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (1階、2階)



注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

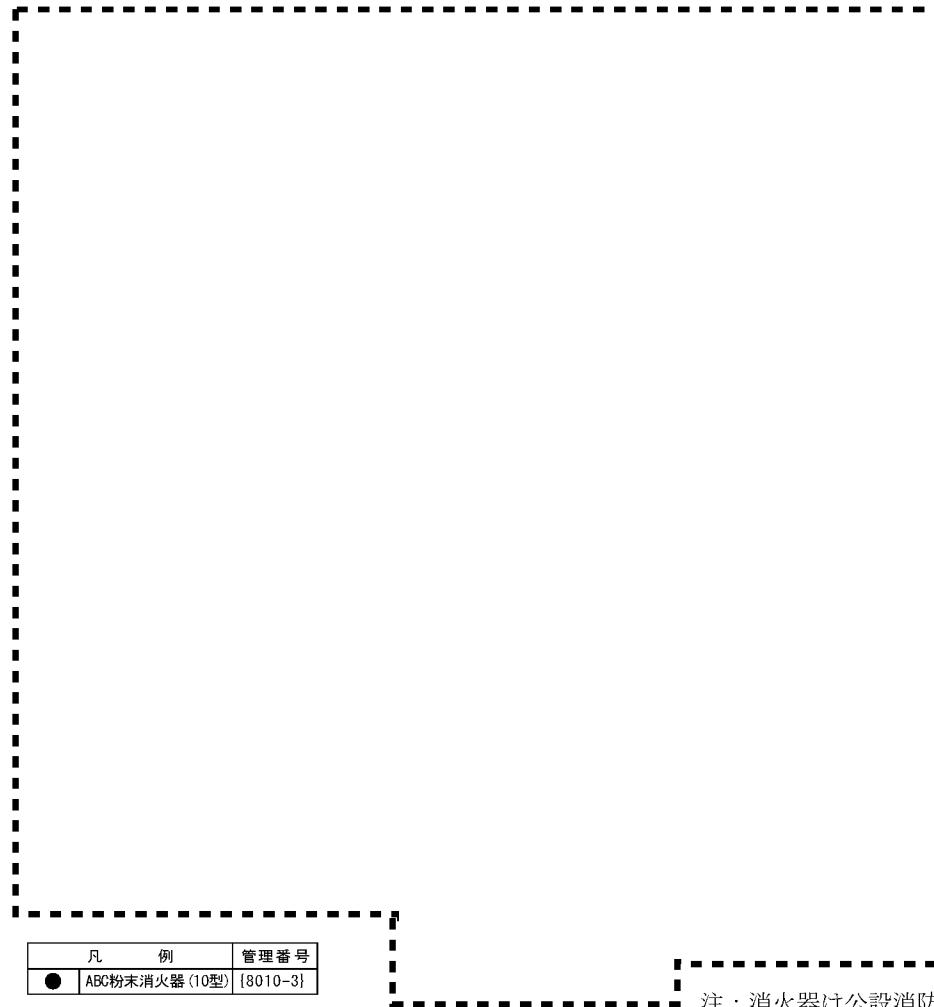
図リ一他一 2（4） 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（3階）



凡	例	管理番号
●	ABC粉末消火器(10型)	{8010-3}

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一2(5) 第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(1階、2階)



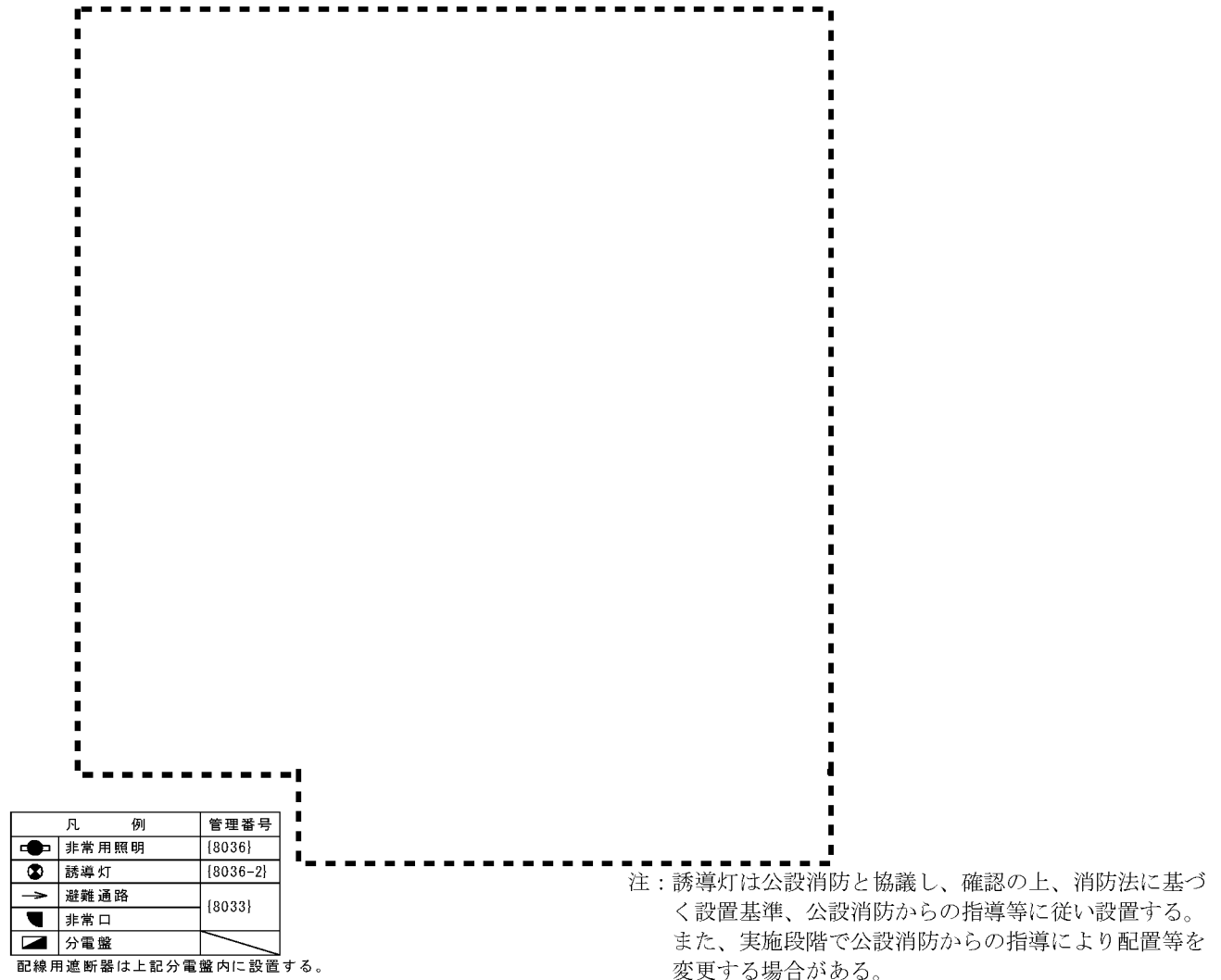
注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一2(6) 第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(3階)



注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合があります。

図リ一他一 2 (7) 第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (1階、2階)



図リ一他一 2 (8) 第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (3階)

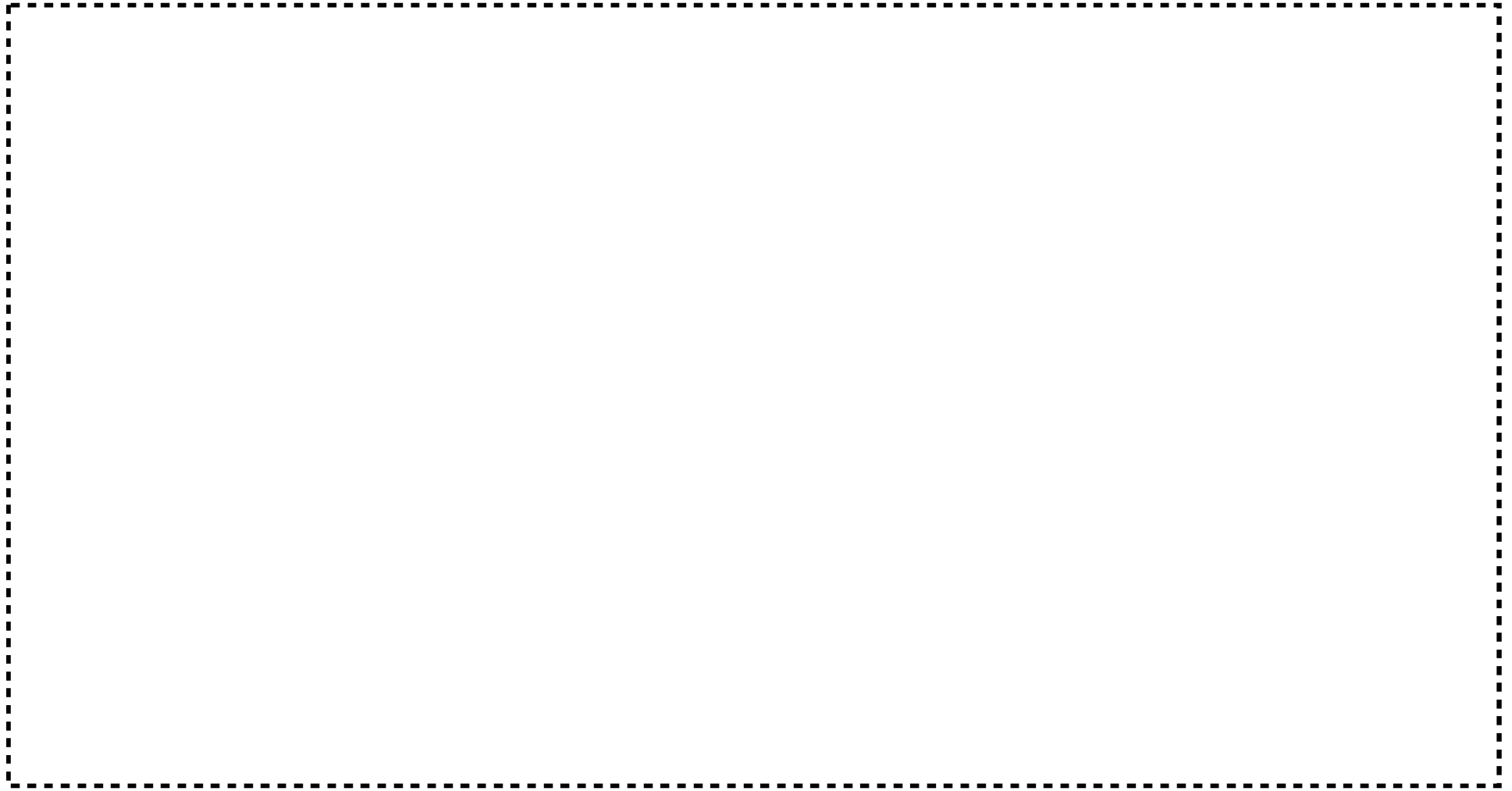


注：誘導灯、熱感知器、消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

凡 例									
緊急設備		避難通路等		火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）		消火設備 消火器		通信連絡設備 所内通信連絡設備	
→	避難通路 [8035-2]	●	非常用照明 [8038-5]	☐	熱感知器（スポット型） [8009-8] (*2) (*3)	●	ABC粉末消火器(10型) [8010-7]	▶	放送設備（スピーカ） [8007-15] (*4)
◐	非常口 [8035-2]	⊗	誘導灯 [8038-6]					◎	所内携帯電話機（PHSアンテナ） [8007-14] (*5)
		◑	分電盤 (*1)						

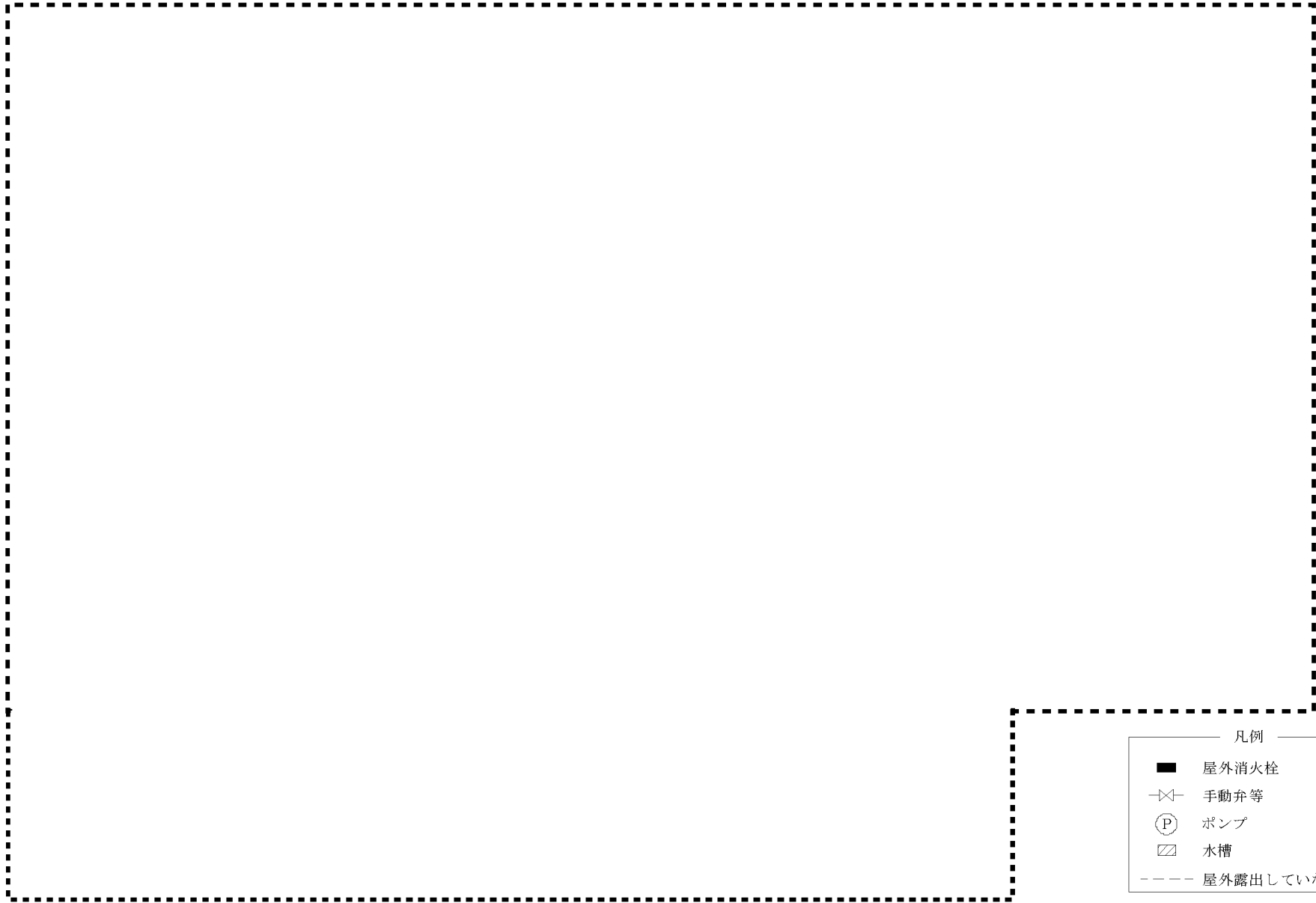


図リ一他ー3 発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図



1 階 平 面 図

図リ一他一4 消火設備 自動式の消火設備 配置図



凡例

- 屋外消火栓
- ◇— 手動弁等
- Ⓟ ポンプ
- ▨ 水槽
- 屋外露出していない配管

図リ-他-5 (1) 消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図



図リ一他一5 (2) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 (1階) 消火警戒区域図



図リ一他一5（3） 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（中2階） 消火警戒区域図

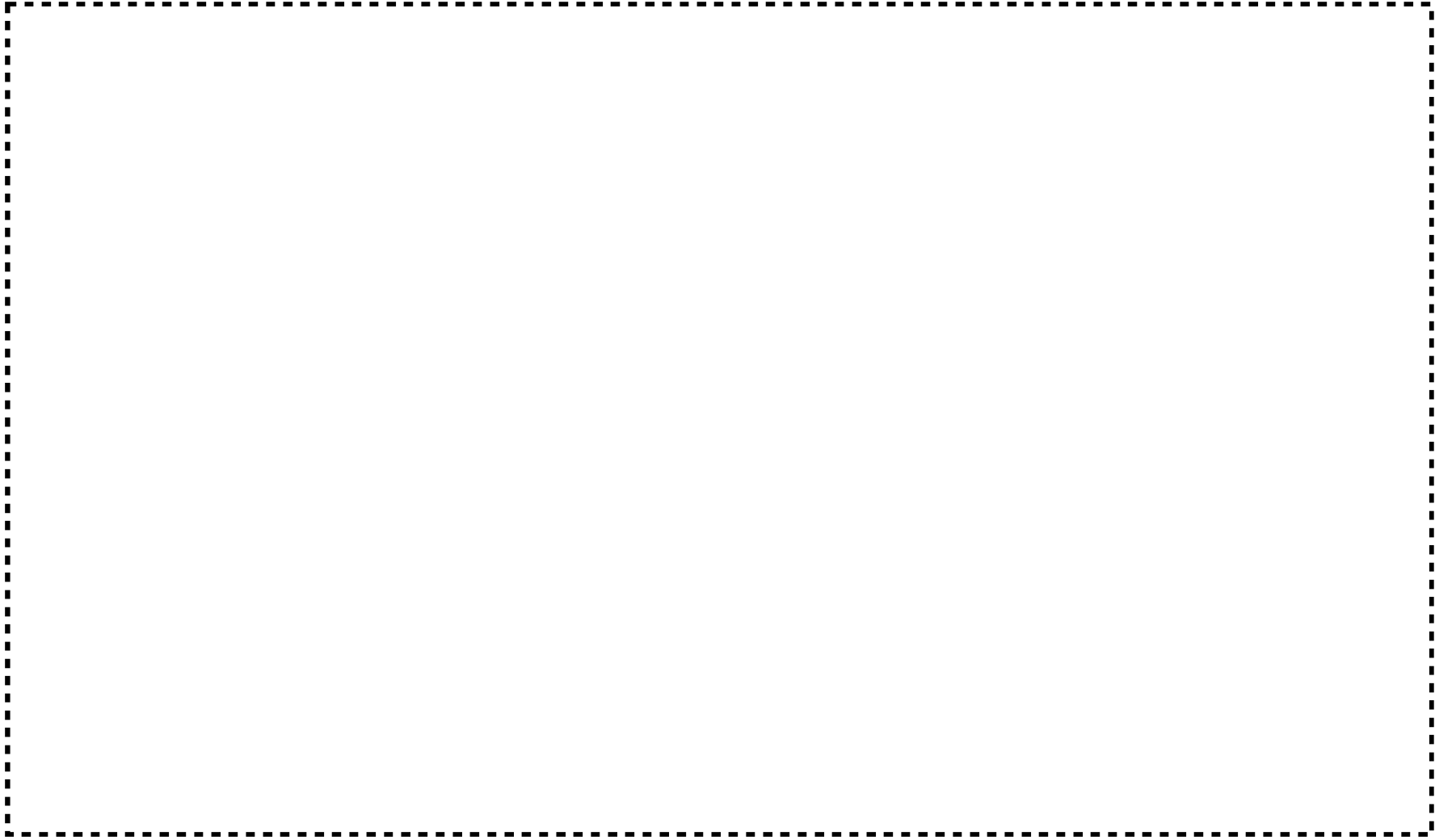


図リ一他一5（4） 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（2階） 消火警戒区域図



図リ一他一5 (5) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 (3階) 消火警戒区域図

2120



図リ一他一5（6） 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（4階） 消火警戒区域図



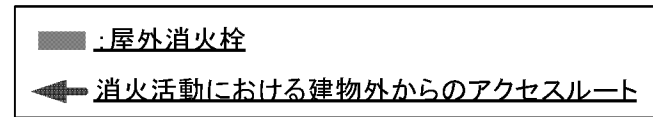
凡例

- 移設対象の消火栓配管
- 移設後の消火栓配管
- 屋外消火栓
- ⊠ 消火栓ホース箱
- ⊠ 新設手動弁等
- ⊙ P 消火栓ポンプ
- ▨ 消火栓水槽

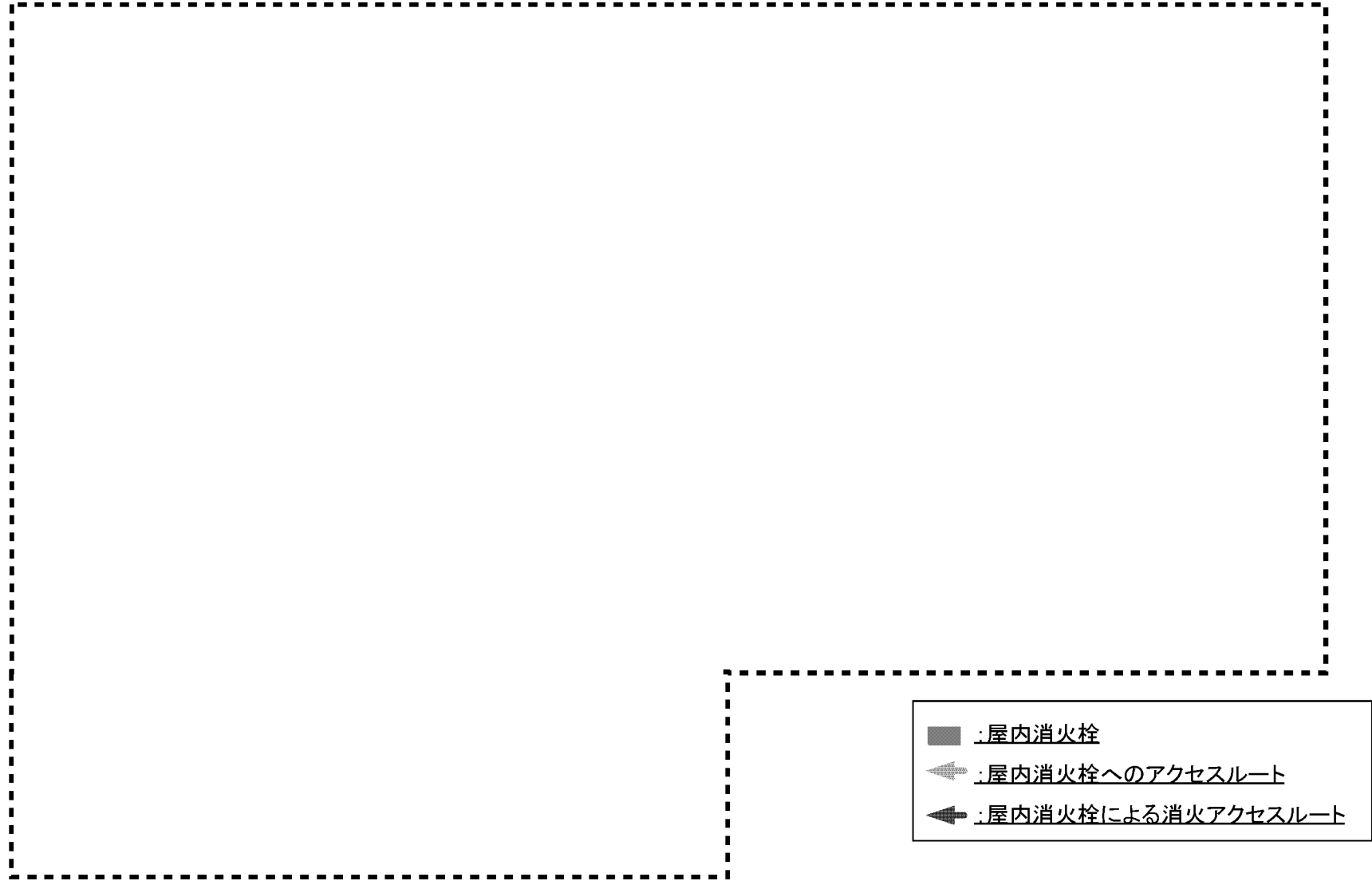
図リ-他-5 (7) 消火栓配管 屋外 配管図



図リ一他一5 (8) 消火栓配管 第2加工棟内 配管図



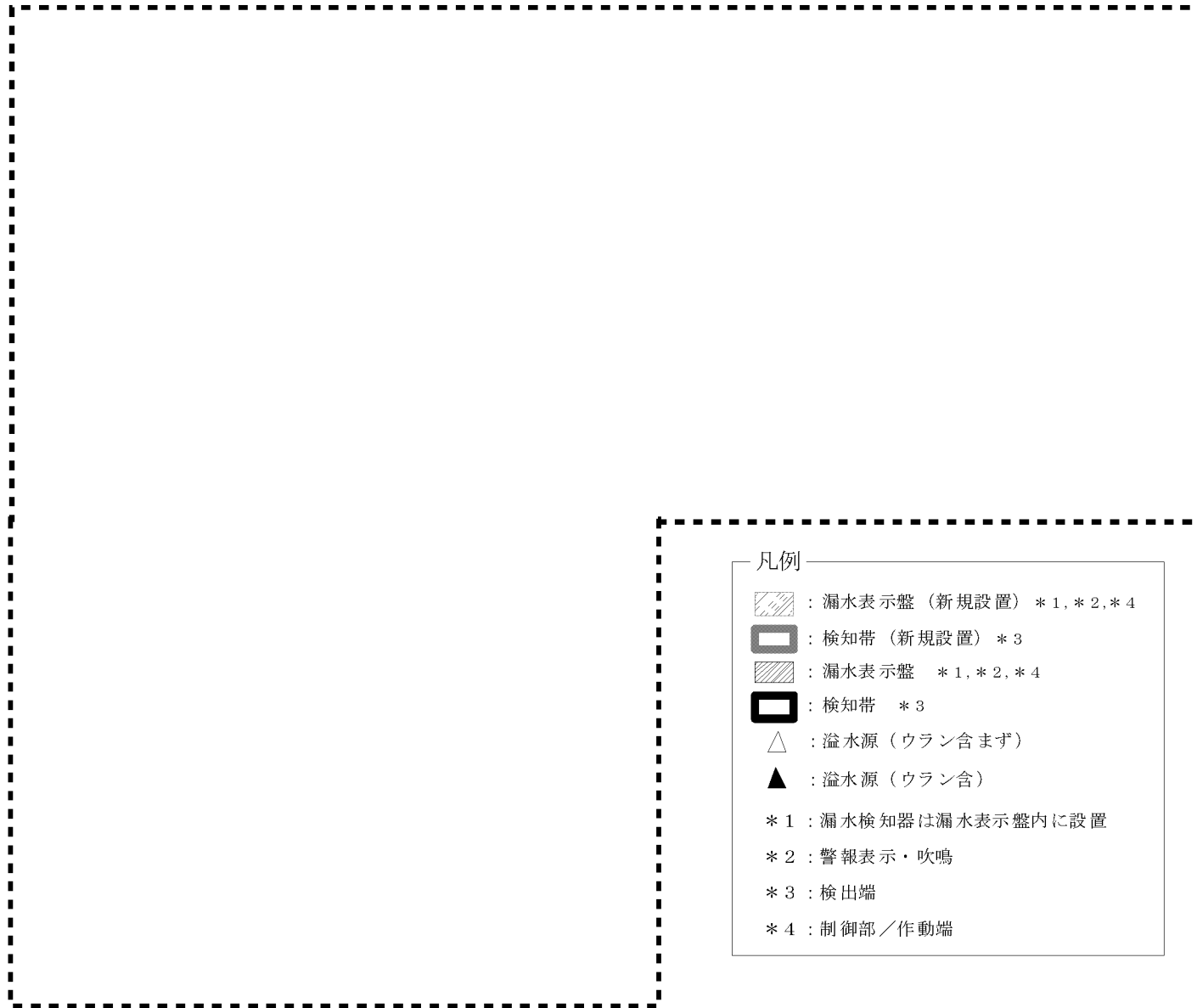
図リ一他一5（9） 消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 アクセスルート図



図リ一他ー5 (10) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 アクセスルート図



図リ一他一5 (1 1) 消火設備 可搬消防ポンプ 配置図



図リ一他一6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階 (配置図) (1/4)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

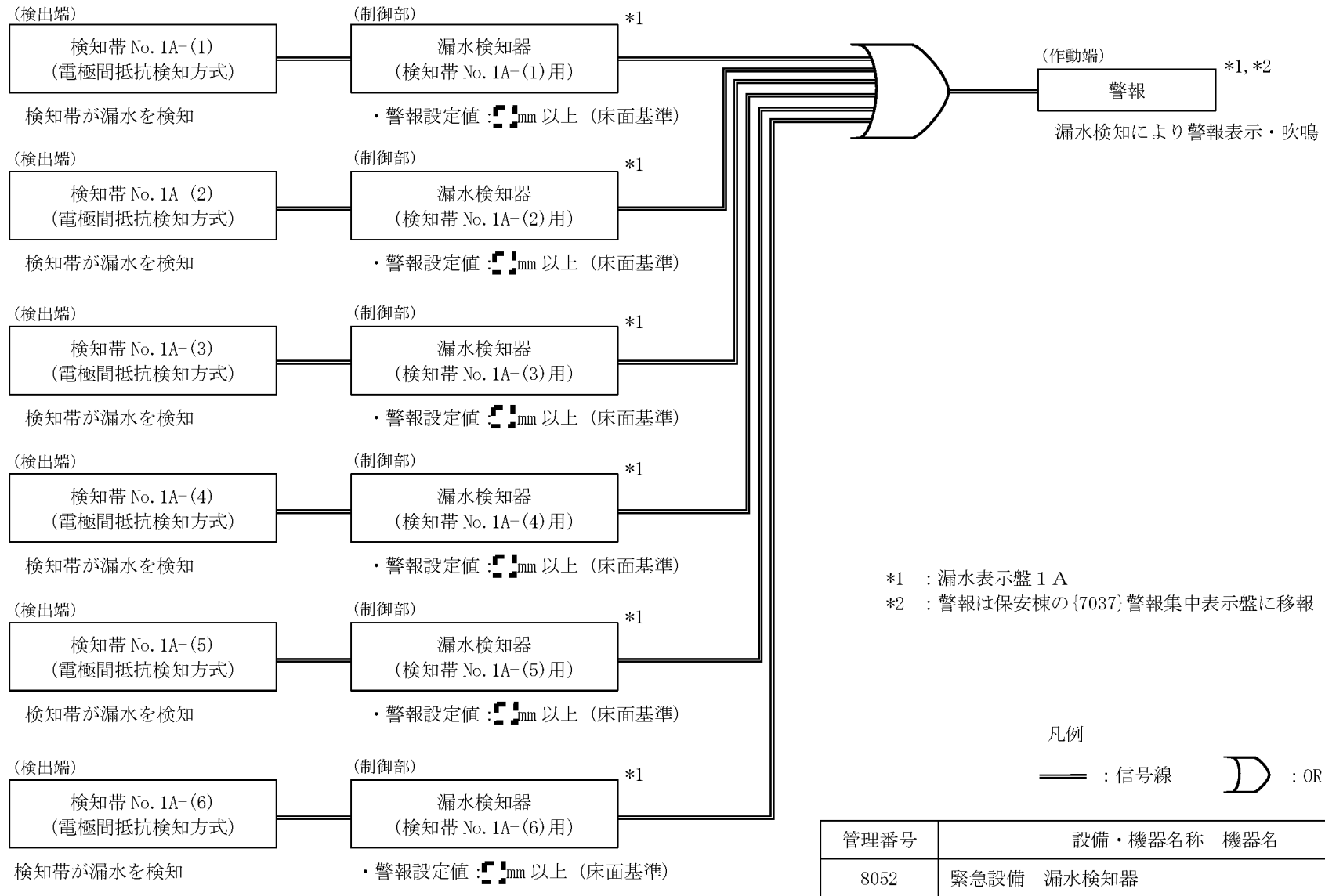
管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帯 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帯 漏水検知器 漏水表示盤	1A-(1)	連続焼結炉 No. 1	1 A	第2-1ペレット室
			1A-(2)	第1廃液処理設備		
			1A-(3)	センタレス研削盤・洗浄機 研磨屑回収装置		
			1A-(4)	空調①（焼結炉出口前）		
			1A-(5)	空調②（焼結炉入口前）		
			1A-(6)	空調③（第2-1混合室）		
		1B-(1)	連続焼結炉 No. 2-1	1 B	第2-2ペレット室	
		1B-(2)	研磨屑回収装置			
		1B-(3)	センタレス研削盤・研削液タンク			
		1B-(4)	空調①（焼結炉出口前）			
		1B-(5)	焙焼炉 No. 2-1 空調②（焙焼炉 No. 2-1 前）			
		1C-(1)	第2廃液処理設備	1 C	第2廃棄物処理室	
		1C-(2)	受水槽 No. 1			
		1C-(3)	貯留槽 No. 1			
		1C-(4)	貯留槽 No. 2			
		1C-(5)	貯留槽 No. 3			
		1C-(6)	貯留槽 No. 4			
		1C-(7)	排水ピット			
		M2A-(1)	第2洗濯室	M 2 A	第2洗濯室	

検知帯 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
1A-(1)	連続焼結炉 No. 1	2024	連続焼結炉 No. 1	無
1A-(2)	第1 廃液処理設備	6081	第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	有
		6082	第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	有
		6083	第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	有
		6084	第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	有
		6093	第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	有
		6094	第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	有
		6095	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	有
		6096	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	有
		6097	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	有
		6098	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	有
1A-(3)	センタレス研削盤・洗浄機 研磨屑回収装置	2028	センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部	有
		2029	センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部	有
		2039	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置	有
1A-(4)	空調① (焼結炉出口前)	—	空調ドレン廃水タンク	無
1A-(5)	空調② (焼結炉入口前)			
1A-(6)	空調③ (第2-1 混合室)			
1B-(1)	連続焼結炉 No. 2-1	2064	連続焼結炉 No. 2-1	無
		—	循環水タンク	無
1B-(2)	研磨屑回収装置	2081	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	有
		6081	第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 (流し)	有
1B-(3)	センタレス研削盤・研削液タンク	2071	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	有
		2082	センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	有
1B-(4)	空調① (焼結炉出口前)	—	空調ドレン廃水タンク	無
1B-(5)	焙焼炉 No. 2-1	2055	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	無
	空調② (焙焼炉 No. 2-1 前)	—	空調ドレン廃水タンク	無

図リ-他-6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階 (配置図) (3/4)

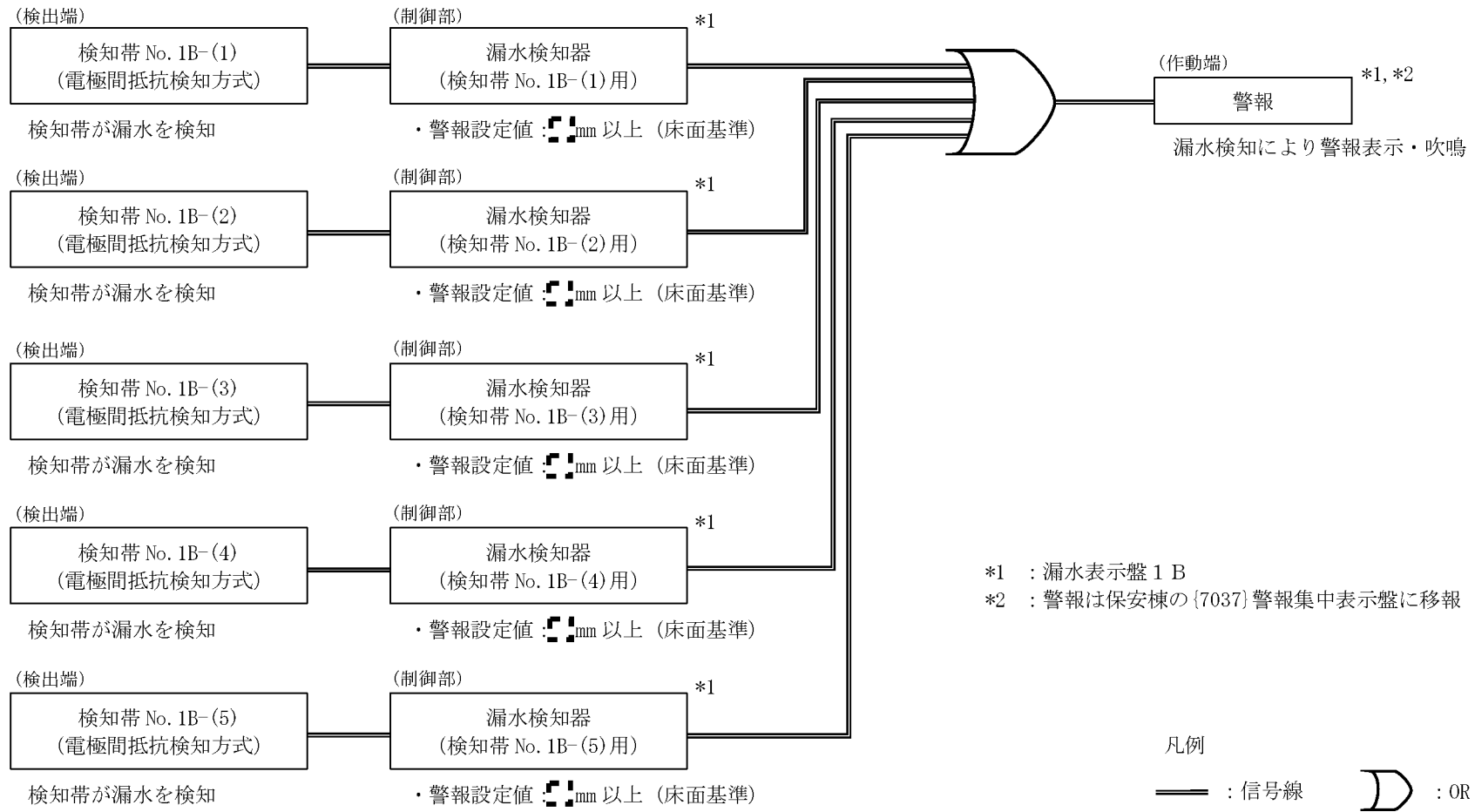
検知帯 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
1C-(1)	第2 廃液処理設備	6107	第2 廃液処理設備 集水槽	有
		6109	第2 廃液処理設備 凝集槽	有
		6110	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	有
		6110-2	第2 廃液処理設備 タンク No. 1	有
		6111	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	有
		6111-2	第2 廃液処理設備 タンク No. 2	有
1C-(2)	受水槽 No. 1	6117	第2 廃液処理設備 受水槽 No. 1	有
1C-(3)	貯留槽 No. 1	6119	第2 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	有
1C-(4)	貯留槽 No. 2	6120	第2 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	有
1C-(5)	貯留槽 No. 3	6121	第2 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	有
1C-(6)	貯留槽 No. 4	6122	第2 廃液処理設備 貯留槽 No. 4	有
1C-(7)	排水ピット	6108	第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	有
		—	排水ピット内ステンレスタンク	有
M2A-(1)	第2 洗濯室	—	第2 洗濯室	無

図リ-他-6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階 (配置図) (4/4)



図リ一他一6 (2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (1 / 4)

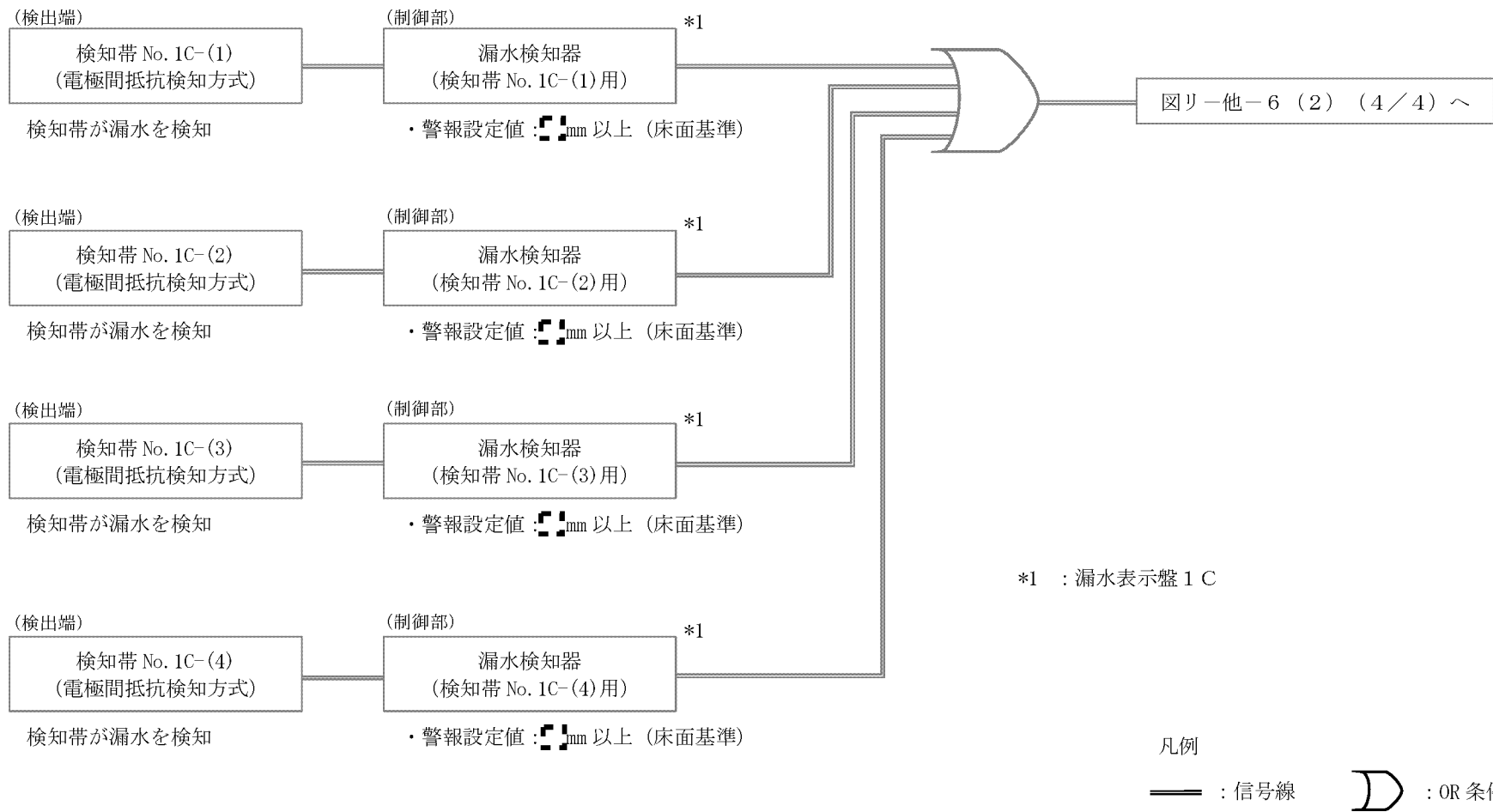
赤色線 : 追加・変更部



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (2 / 4)

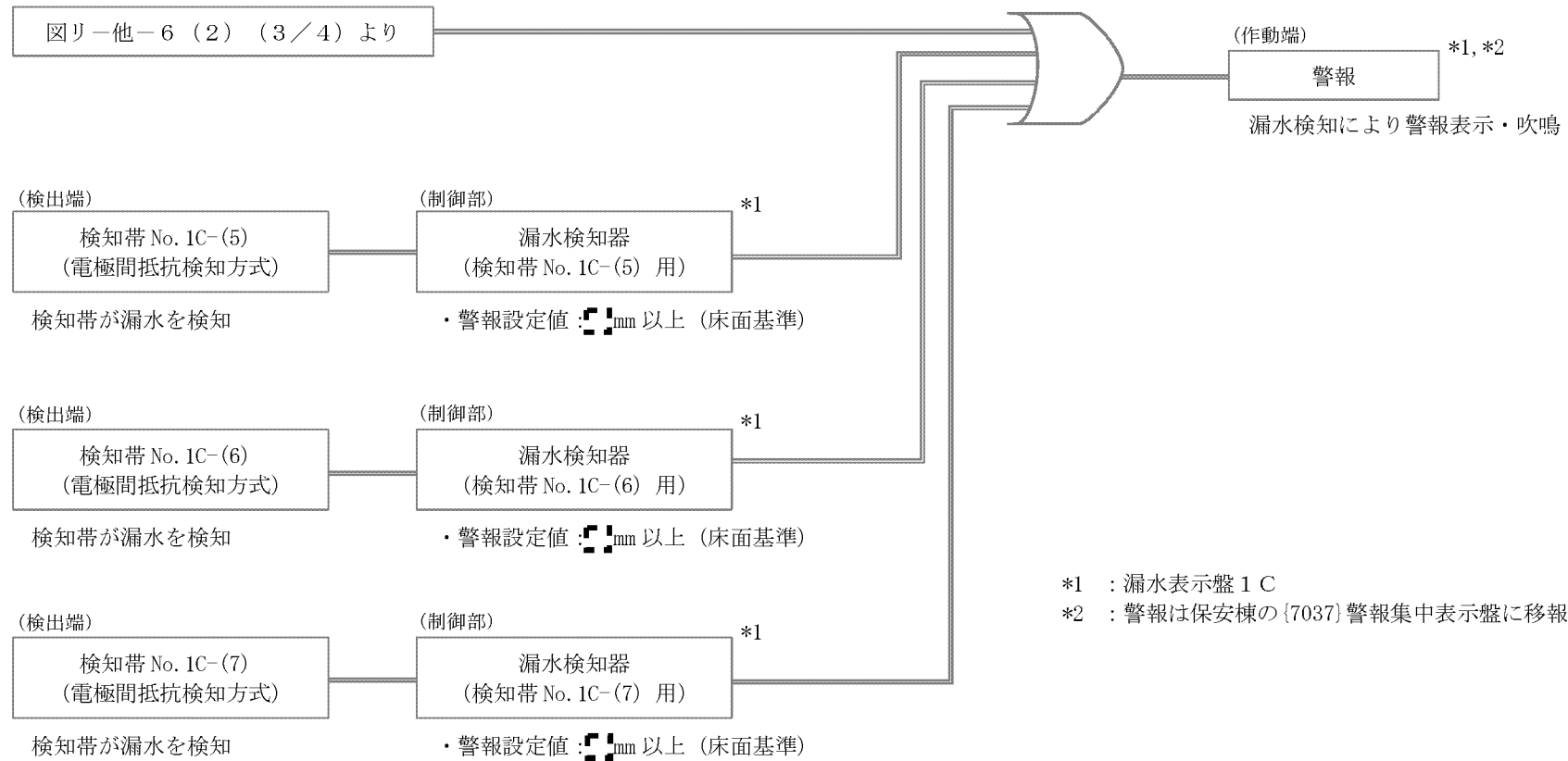
赤色線 : 追加・変更部



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他-6(2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (3/4)

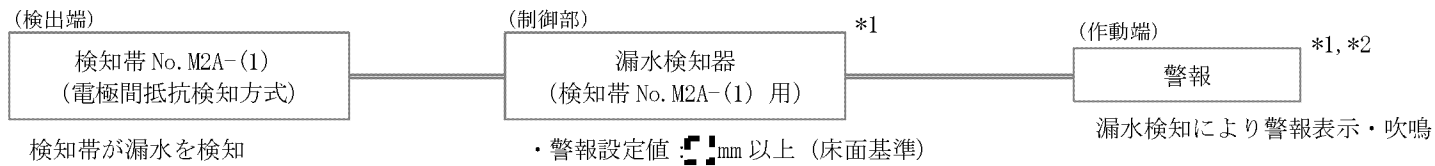
赤色線 : 追加・変更部



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ-他-6 (2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (4/4)

赤色線 : 追加・変更部



凡例

==== : 信号線

*1 : 漏水表示盤M2A

*2 : 警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ-他-6 (3) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 中2階 (警報信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



- 凡例
- : 漏水表示盤（新規設置） * 1, * 2, * 4
 - : 検知帯（新規設置） * 3
 - : 漏水表示盤 * 1, * 2, * 4
 - : 検知帯 * 3
 - △ : 溢水源（ウラン含まず）
 - ▲ : 溢水源（ウラン含）
- * 1 : 漏水検知器は漏水表示盤内に設置
 * 2 : 警報表示・吹鳴
 * 3 : 検出端
 * 4 : 制御部／作動端

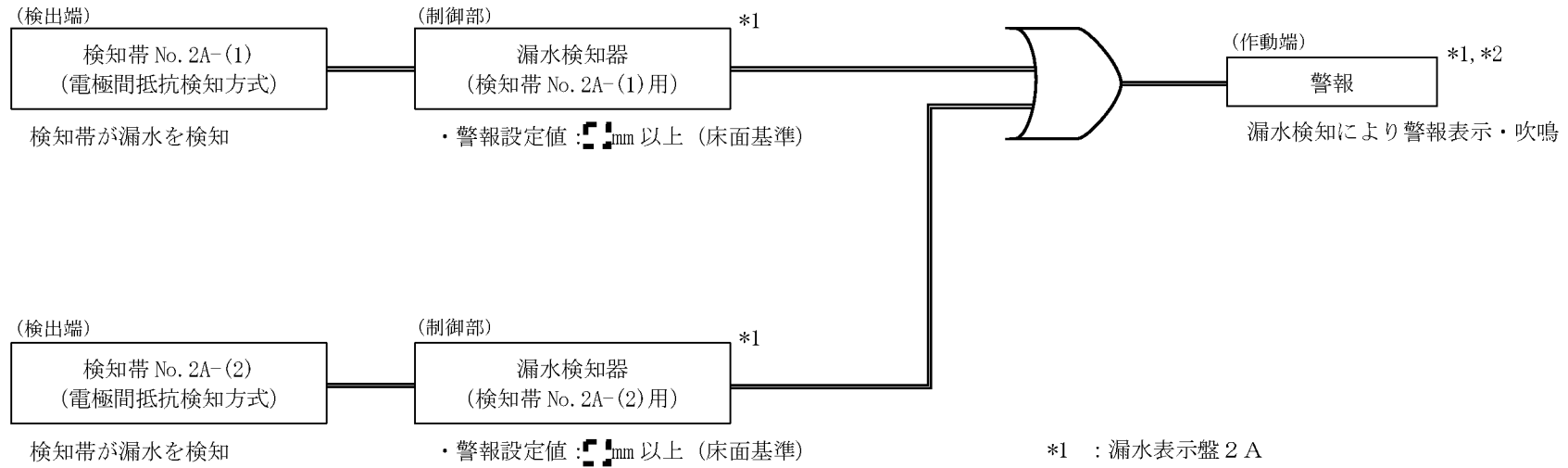
管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帯 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帯	2A-(1)	脱ガス設備 No. 1	2 A	第 2 - 1 燃料棒加工室
			2A-(2)	第二端栓溶接設備 No. 1		
		漏水検知器 漏水表示盤	2B-(1)	部品洗浄設備	2 B	第 2 部品室
			2B-(2)	純水装置		
			2B-(3)	第 1 端栓溶接装置		
			2B-(4)	暗室・フィルム検査室		
			2B-(5)	第 2 梱包室 DS 入口		
			2B-(6)	第 2-2 燃料棒加工室 更衣室		
			2B-(7)			

図リ一他一6（4） 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 （配置図）（1／2）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

検知帯 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
2A-(1)	脱ガス設備 No. 1	3008	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	無
2A-(2)	第二端栓溶接設備 No. 1	3011	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	無
		3012	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	無
2B-(1)	部品洗浄設備	—	部品洗浄設備	無
2B-(2)	純水装置	—	純水装置 (純水装置給水タンク、純水加熱槽)	無
2B-(3)	第1端栓溶接装置	—	第1端栓溶接装置	無
2B-(4)	暗室・フィルム検査室	—	暗室・フィルム検査室 (フィルム現像処理槽、現像液・定着液タンク)	無
2B-(5)	第2梱包室 DS 入口	—	ダクトスペース周辺	無
2B-(6)	第2-2 燃料棒加工室	—	第2-2 燃料棒加工室 更衣室	無
2B-(7)	更衣室			

図リー他ー6 (4) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (配置図) (2/2)

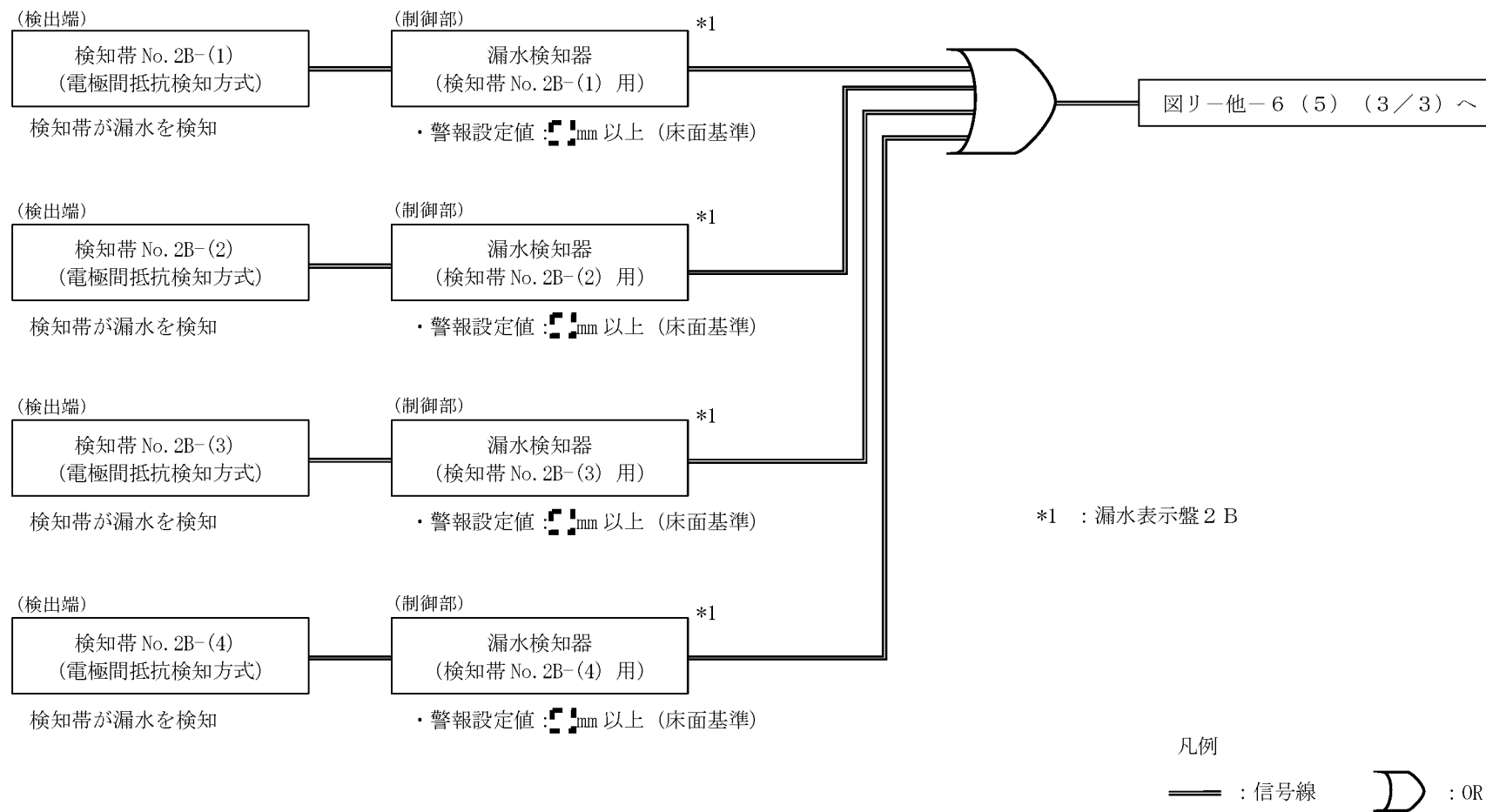


凡例
 — : 信号線 \cup : OR 条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (5) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (警報信号系統図) (1 / 3)

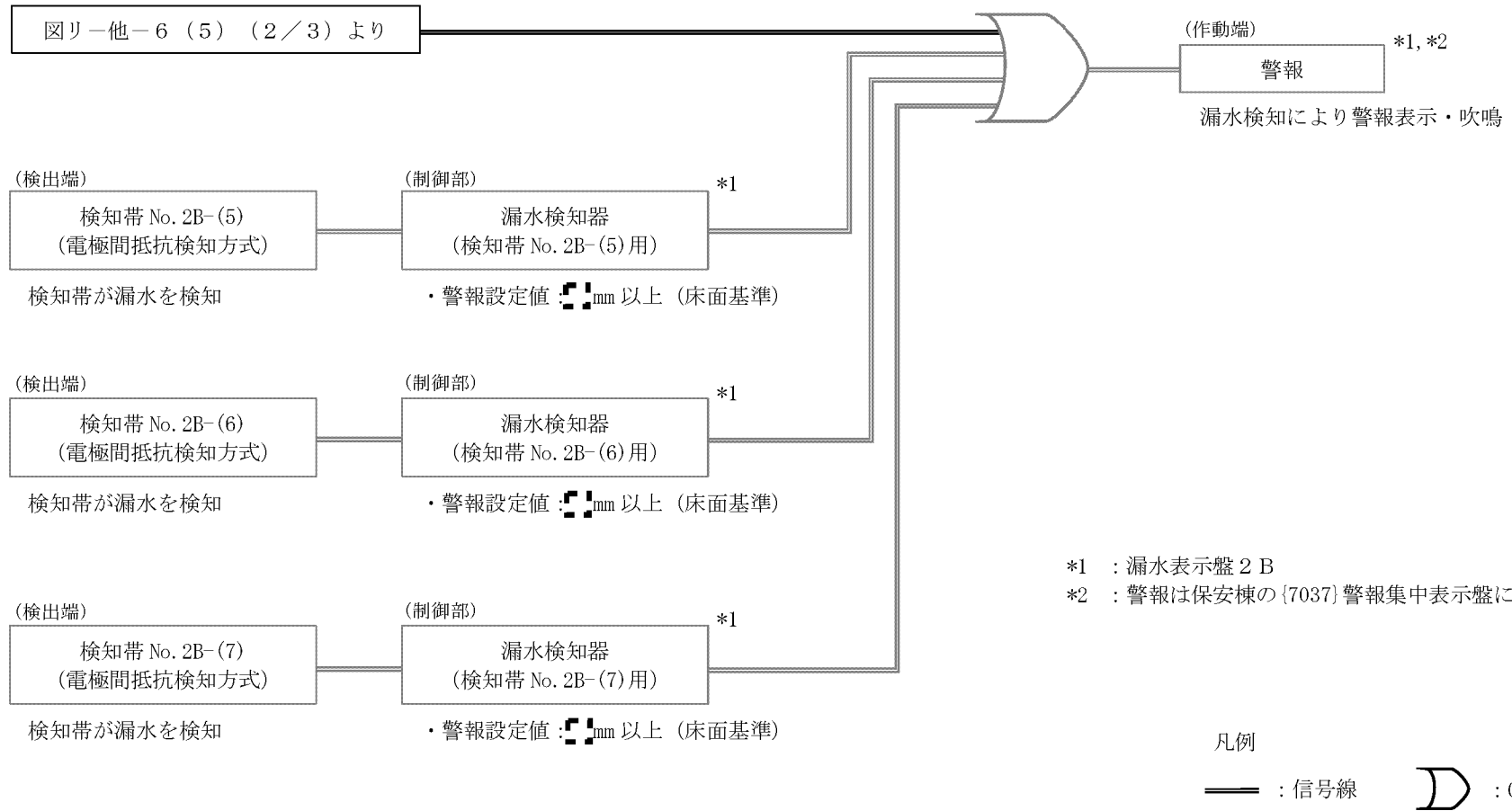
赤色線 : 追加・変更部



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (5) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (警報信号系統図) (2/3)

赤色線 : 追加・変更部









管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (5) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (警報信号系統図) (3/3)

赤色線 : 追加・変更部



- 凡例
-  : 漏水表示盤（新規設置） * 1, * 2, * 4
 -  : 検知帯（新規設置） * 3
 -  : 漏水表示盤 * 1, * 2, * 4
 -  : 検知帯 * 3
 -  : 溢水源（ウラン含まず）
 -  : 溢水源（ウラン含）
 - * 1 : 漏水検知器は漏水表示盤内に設置
 - * 2 : 警報表示・吹鳴
 - * 3 : 検出端
 - * 4 : 制御部／作動端

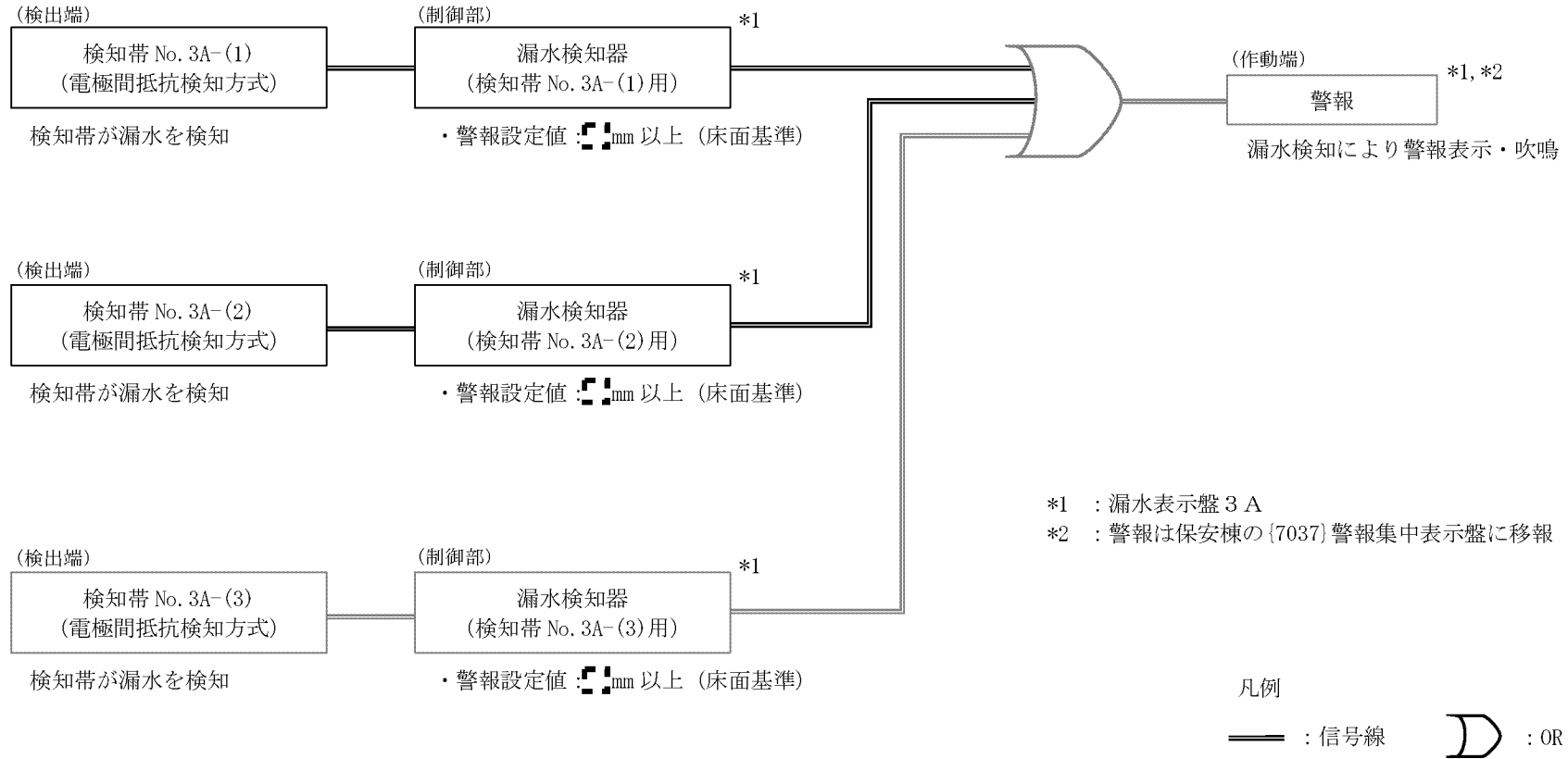
管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帯 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帯 漏水検知器 漏水表示盤	3A-(1)	循環冷却水循環装置 (ウォッシャー設備)	3 A	第2分析室
			3A-(2)	分析廃液処理設備		
			3A-(3)	分析室 西側		
			3B-(1)	熱分析装置	3 B	第2開発室
			3B-(2)	加熱炉		
			3B-(3)	小型雰囲気可変炉		
			3B-(4)	循環用純水装置		
			3B-(5)	開発室廃液処理設備		
			3B-(6)	顕微鏡		
			3B-(7)	試料調整フード No. 1 (研磨機、センタレス研削盤)		

図リ一他一6 (6) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (配置図) (1 / 2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

検知帯 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
3A-(1)	循環冷却水循環装置 (ウォッシャー設備)	—	機器冷却水循環装置 (ウォッシャー設備)	有
3A-(2)	分析廃液処理設備	6100	分析廃液処理設備 反応槽	有
		6100-2	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	有
		8016	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	無
		8017	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	無
		8018	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	無
3A-(3)	分析室 西側	—	分析室 右側	無
3B-(1)	熱分析装置	—	試験検査設備 (熱分析装置)	無
3B-(2)	加熱炉	8025	燃料開発設備 加熱炉	無
3B-(3)	小型雰囲気可変炉	8026	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	無
3B-(4)	循環用純水装置	—	機器冷却水循環装置	無
3B-(5)	開発室廃液処理設備	6103	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	有
		6105	開発室廃液処理設備 貯槽	有
3B-(6)	顕微鏡	—	顕微鏡	無
3B-(7)	試料調整フード No. 1 (研磨機、センタレス研削盤)	8021	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	有

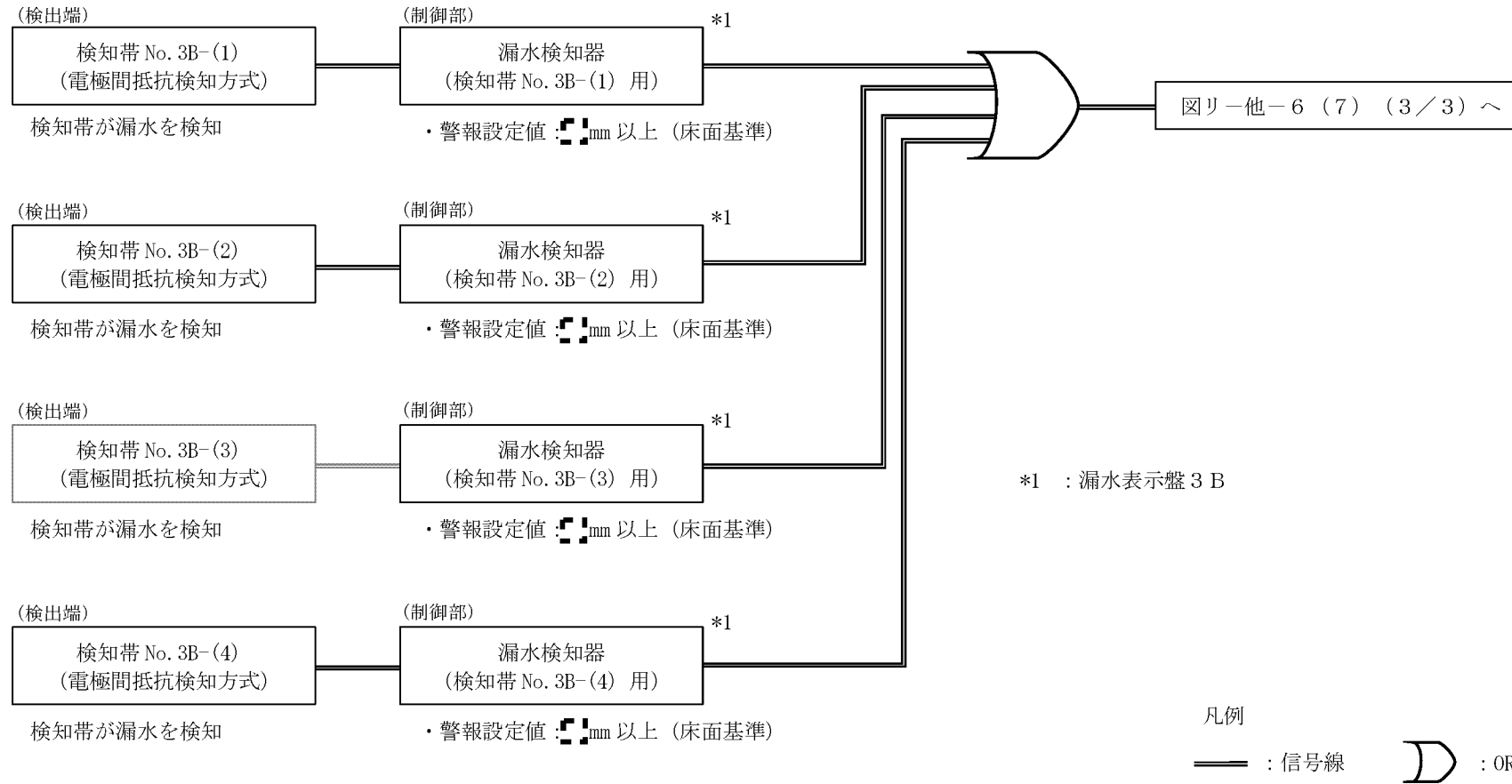
図リ-他-6 (6) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (配置図) (2/2)



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (7) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (警報信号系統図) (1 / 3)

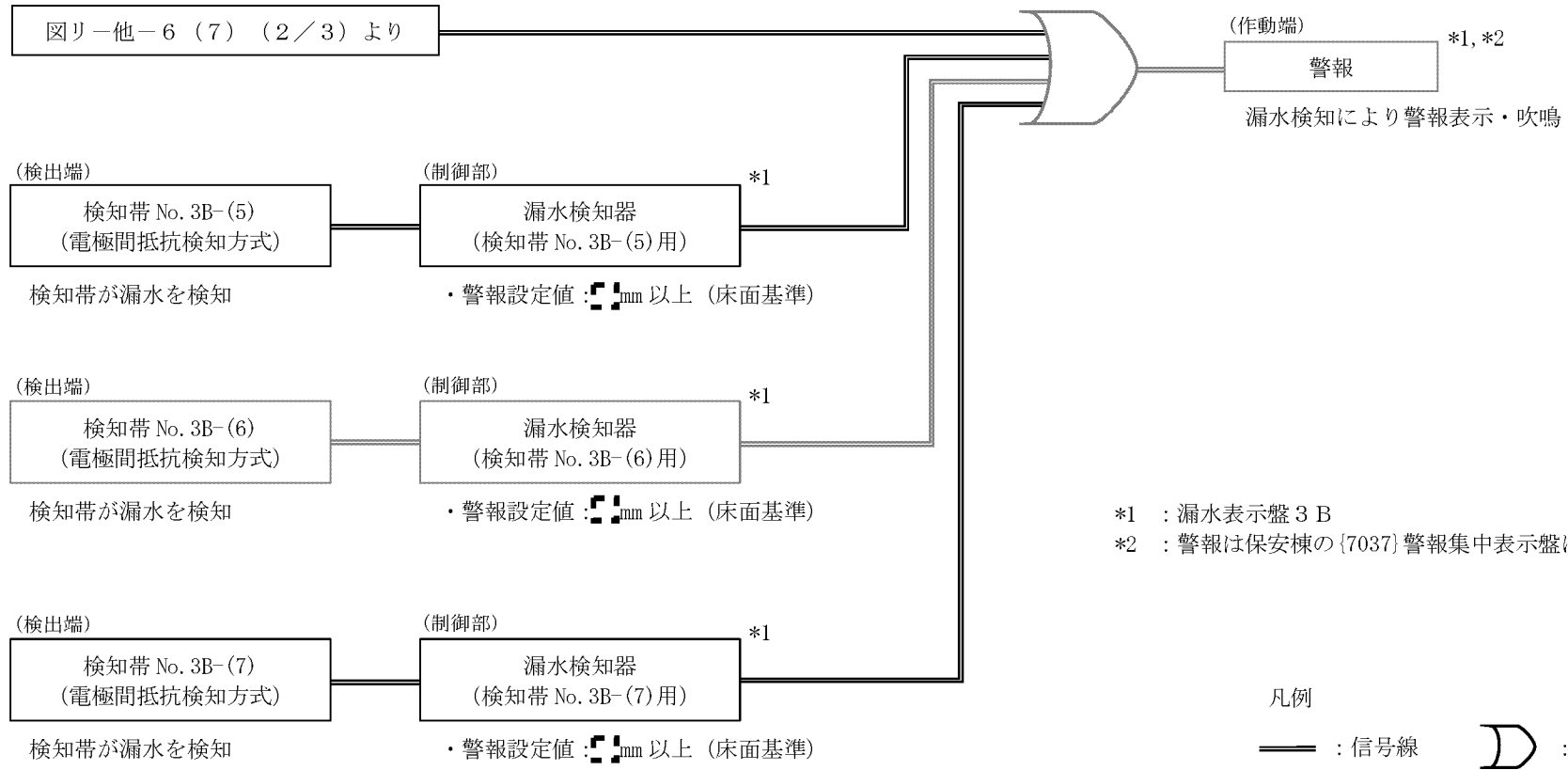
赤色線 : 追加・変更部



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (7) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (警報信号系統図) (2/3)

赤色線 : 追加・変更部



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	


図リ一他一6 (7) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (警報信号系統図) (3/3)


赤色線 : 追加・変更部





凡例

 : 漏水表示盤（新規設置） * 1, * 2, * 4

 : 検知帯（新規設置） * 3

 : 漏水表示盤 * 1, * 2, * 4

 : 検知帯 * 3

 : 溢水源（ウラン含まず）

 : 溢水源（ウラン含）

* 1 : 漏水検知器は漏水表示盤内に設置

* 2 : 警報表示・吹鳴

* 3 : 検出端

* 4 : 制御部／作動端

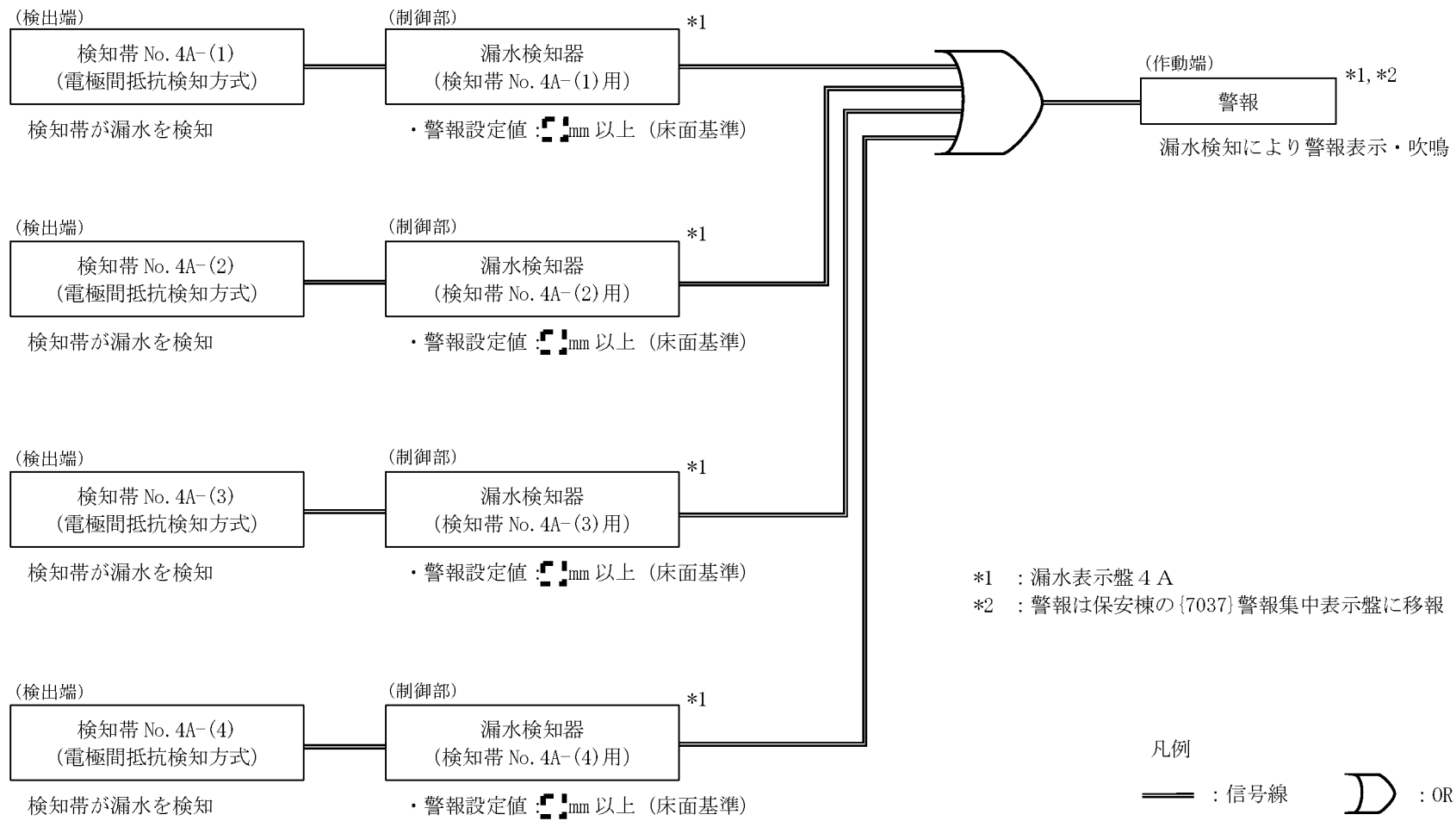
管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帯 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帯	4A-(1)	冷却水ポンプ	4 A	第2排風機室
		漏水検知器	4A-(2)	3階給気ユニット		
		漏水表示盤	4A-(3)	1, 2階給気ユニット		
			4A-(4)	K 6 給気ユニット		

図リー他ー6 (8) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (配置図) (1 / 2)

赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

検知帯 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
4A-(1)	冷却水ポンプ	—	冷却水ポンプ	無
4A-(2)	3階給気ユニット	6046-2	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット(202AC)	無
4A-(3)	1, 2階給気ユニット	6046	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット(201AC)	無
4A-(4)	K 6 給気ユニット	6046-4	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット(204AC)	無

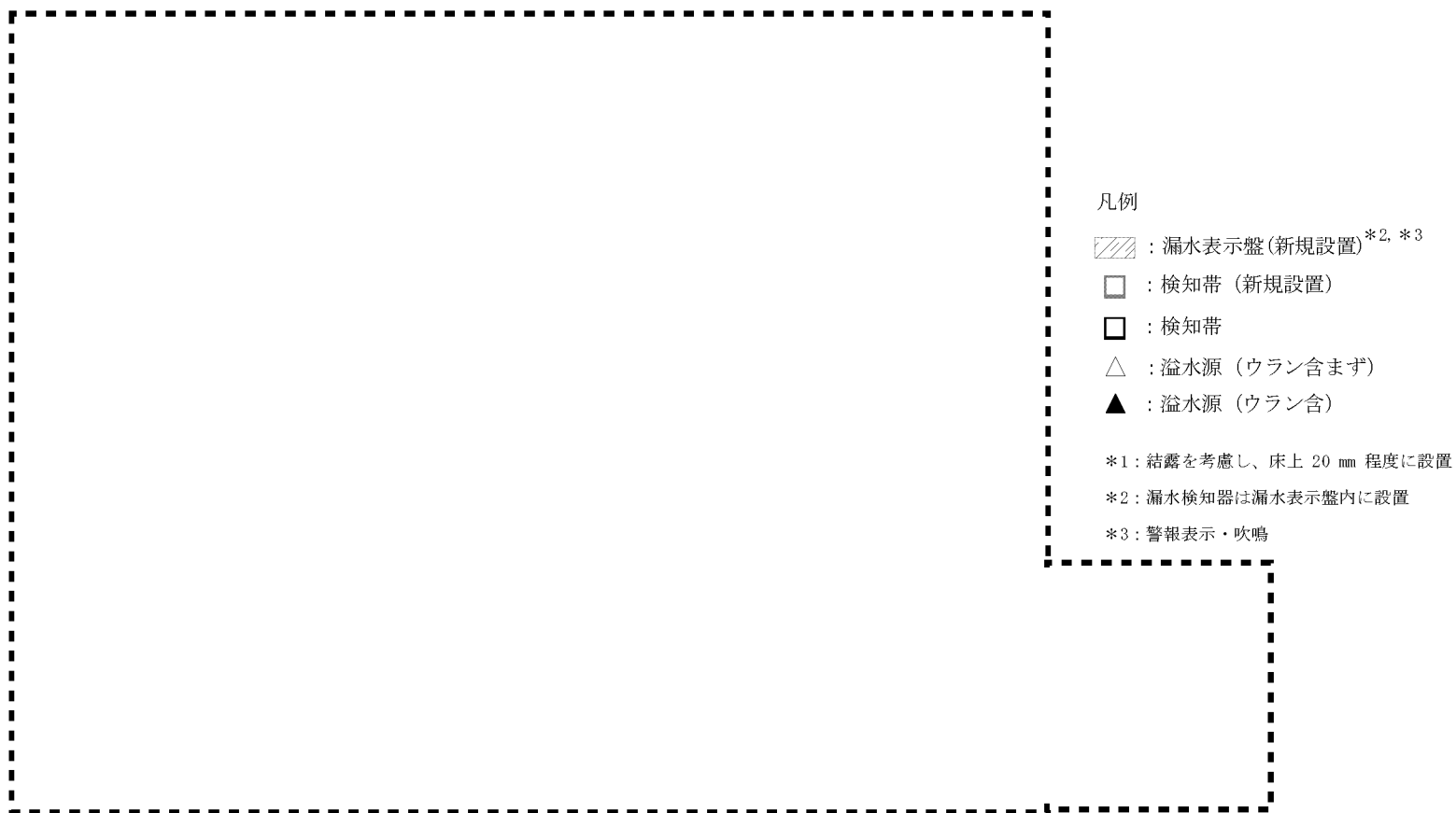
図リー他ー6 (8) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (配置図) (2/2)



管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (9) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (警報信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部

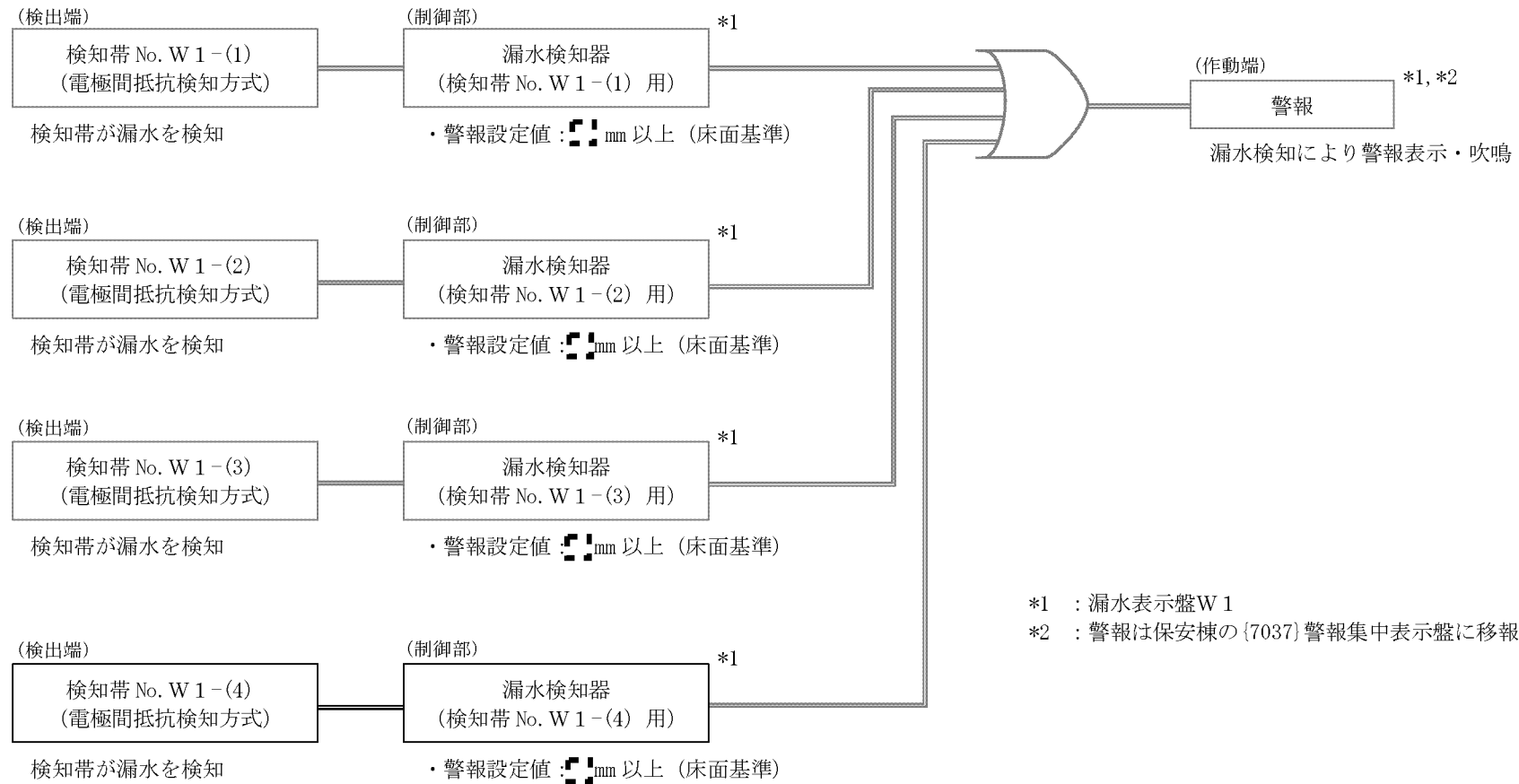


管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帯 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8056	緊急設備 漏水検知器	検知帯 漏水検知器 漏水表示盤	W 1 - (1)	地下貯槽ピット (共通)	W 1	W 1 廃棄物処理室
			W 1 - (2)	W 1 廃棄物処理室 南側		
			W 1 - (3)	W 1 廃棄物処理室 側溝 (1 F 共通)		
			W 1 - (4)	焼却設備 焼却炉 架台		

図リ一他ー6 (10) 緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 (配置図) (1 / 2)

赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

検知帯 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
W 1 - (1)	地下貯槽ピット (共通)	6132	W 1 廃液処理設備 受水槽	有
		6133	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	有
		6134	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	有
		6135	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	有
W 1 - (2)	W 1 廃棄物処理室 南側	6145	湿式除染機 湿式除染部	有
		6146	湿式除染機 水洗除染タンク	有
W 1 - (3)	W 1 廃棄物処理室 側溝 (1 F 共通)	6124	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	有
		6125	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	有
		6126	W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	有
		6127	W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	有
		6128	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	有
W 1 - (4)	焼却設備 焼却炉 架台	6138	焼却設備 焼却炉	無



*1 : 漏水表示盤W1
*2 : 警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

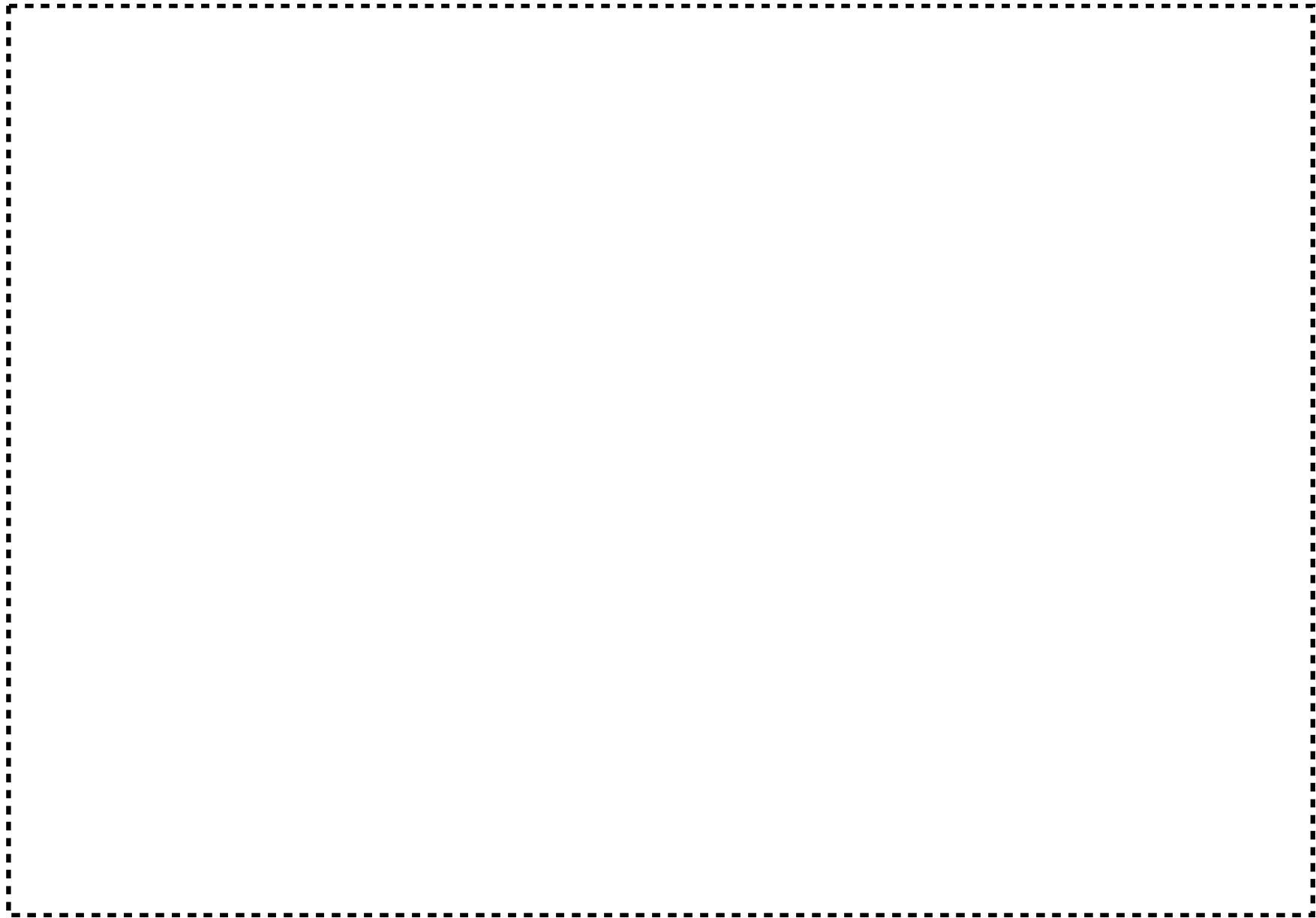
凡例
 : 信号線 : OR条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8056	緊急設備 漏水検知器	

図リ一他一6 (11) 緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 (警報信号系統図)



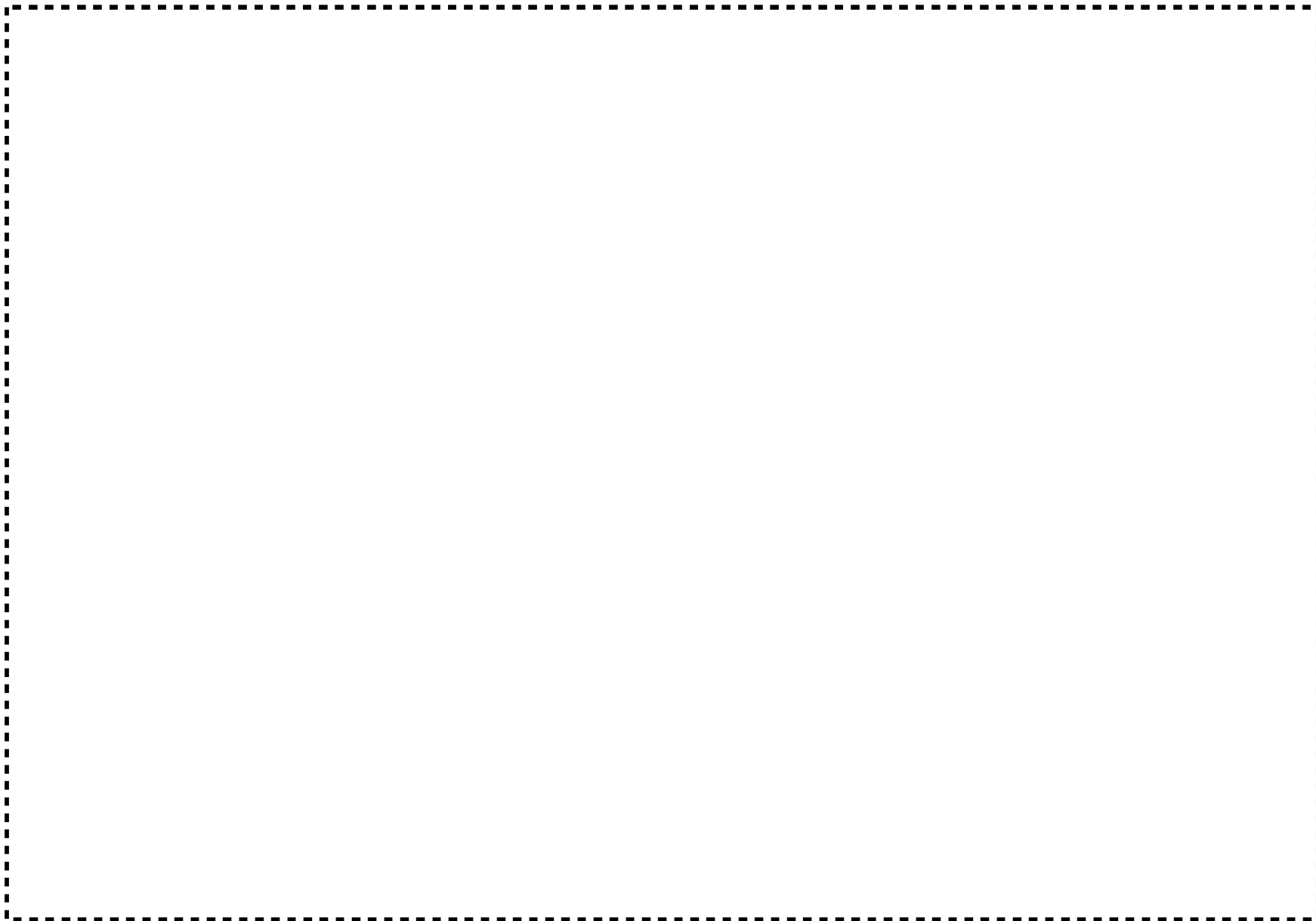
図リ一他一7(1) 緊急設備 感震計、緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、
緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 敷地配置図



図リ一他一7(2) 緊急設備 感震計 配置図

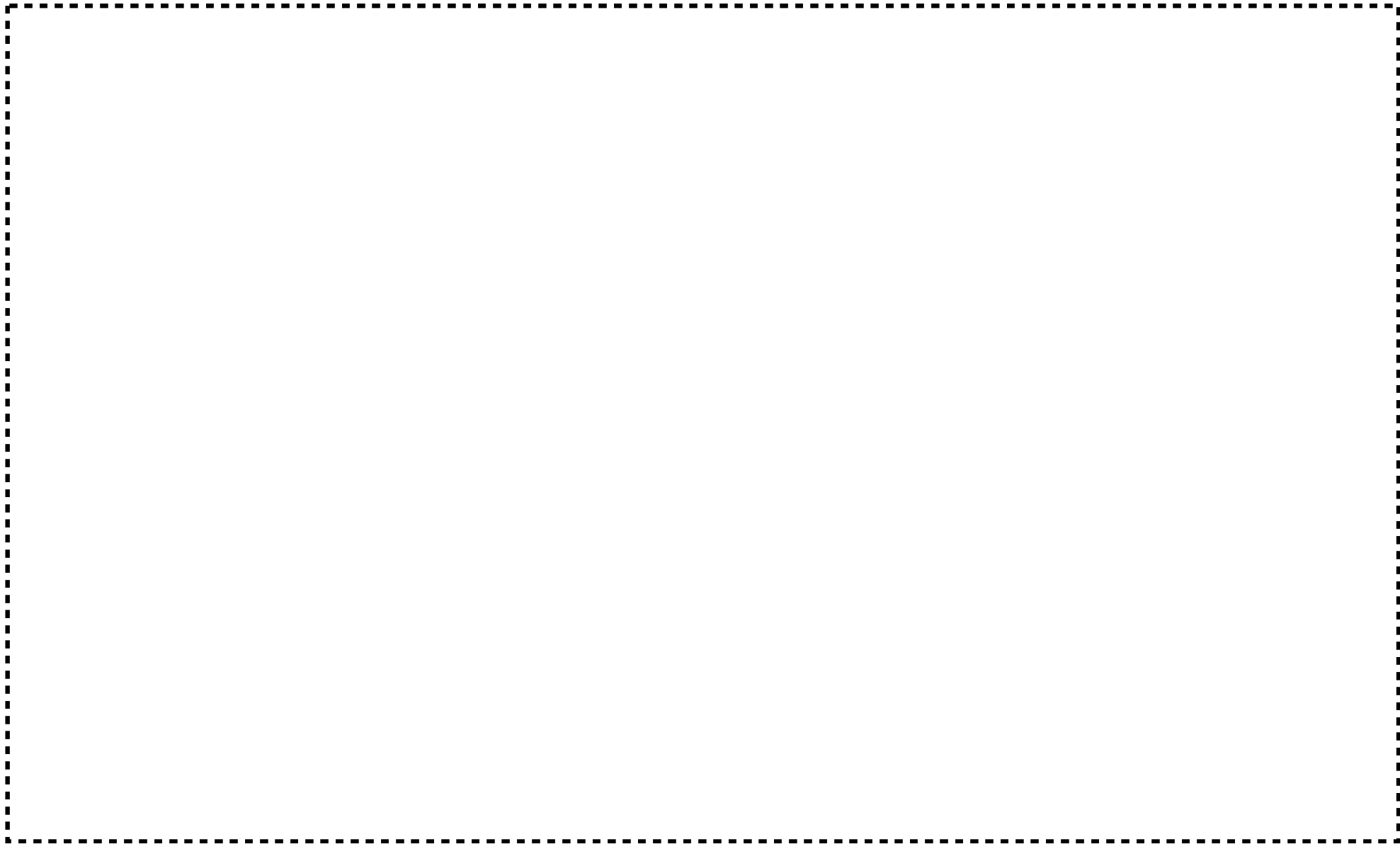
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図リ一他ー7 (3) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 配置図

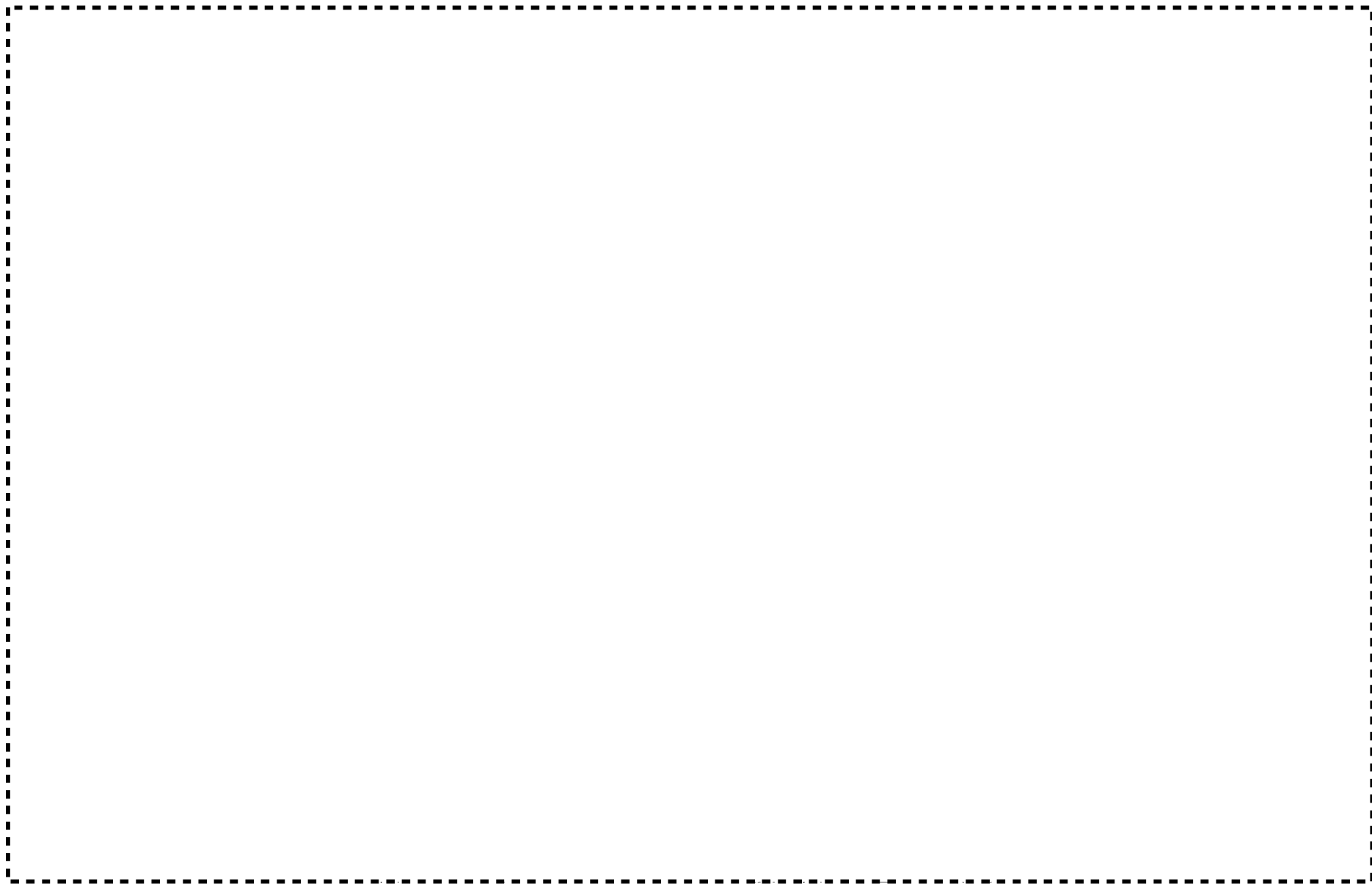
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管部



図リ一他一7(4) 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管部

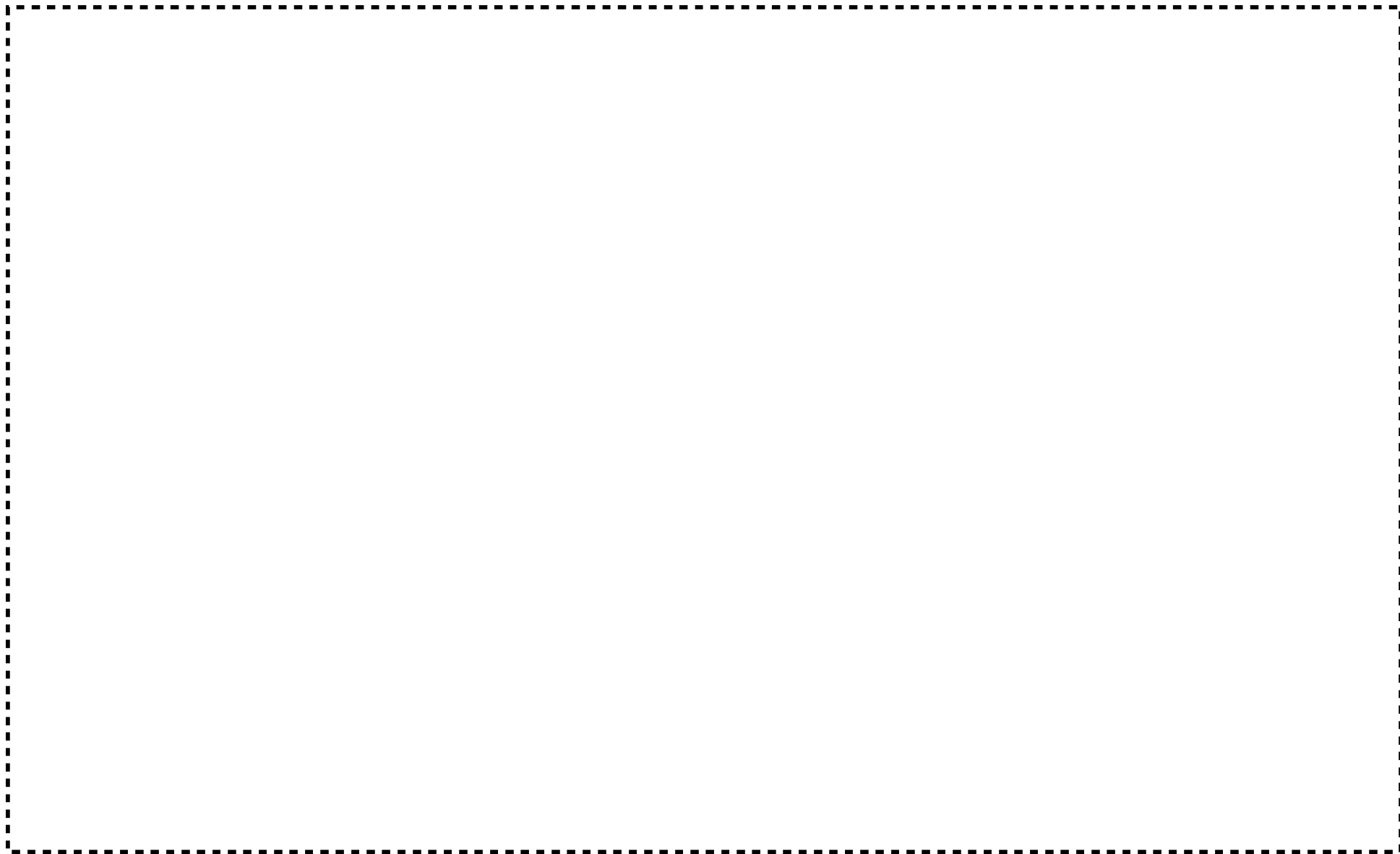
(単位 mm)



図リ一他一7 (5) 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図

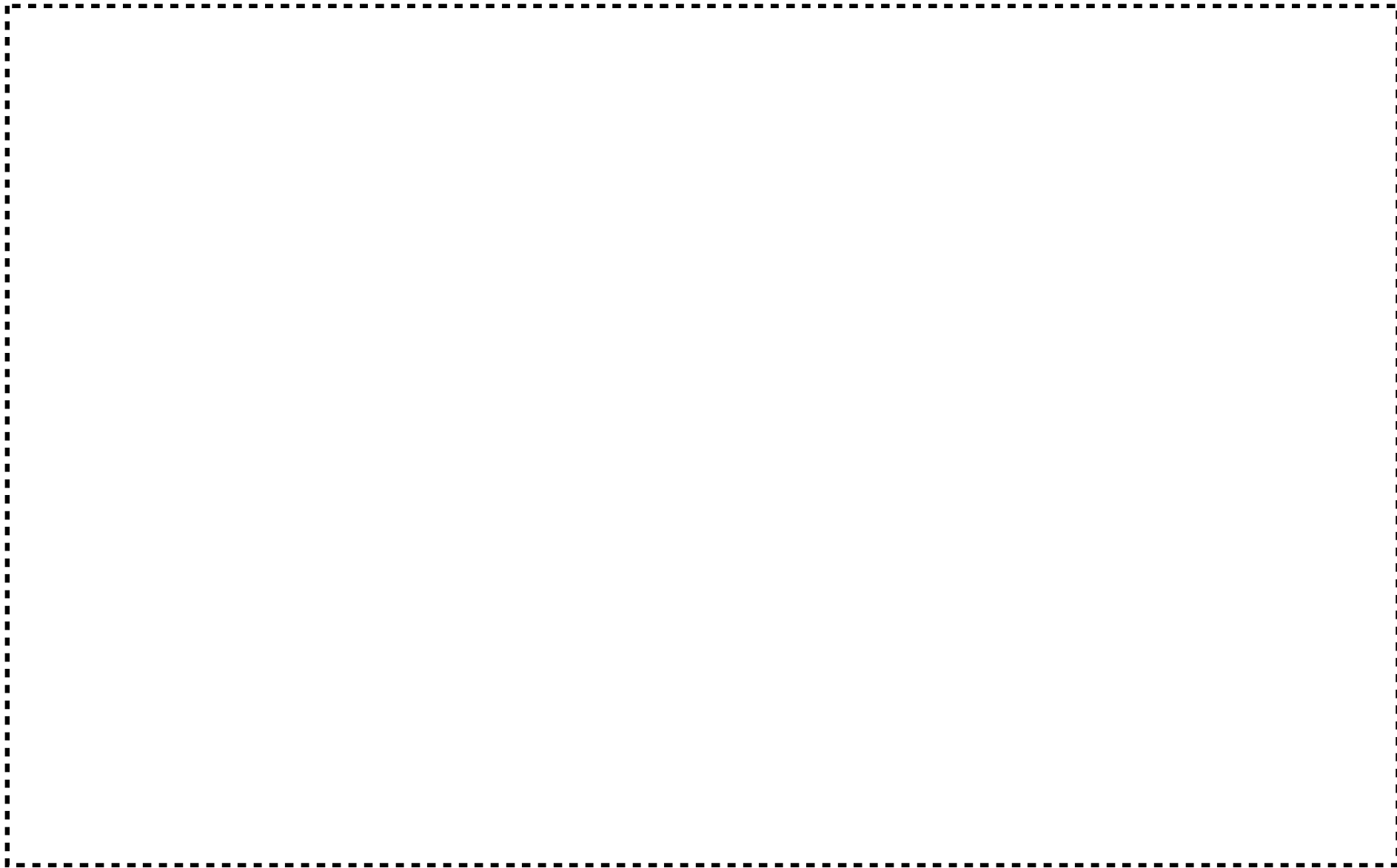
赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線 : 配管部

(単位 mm)



図リ一他一7 (6) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、水素ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 配置図

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線 : 配管部 (単位 mm)



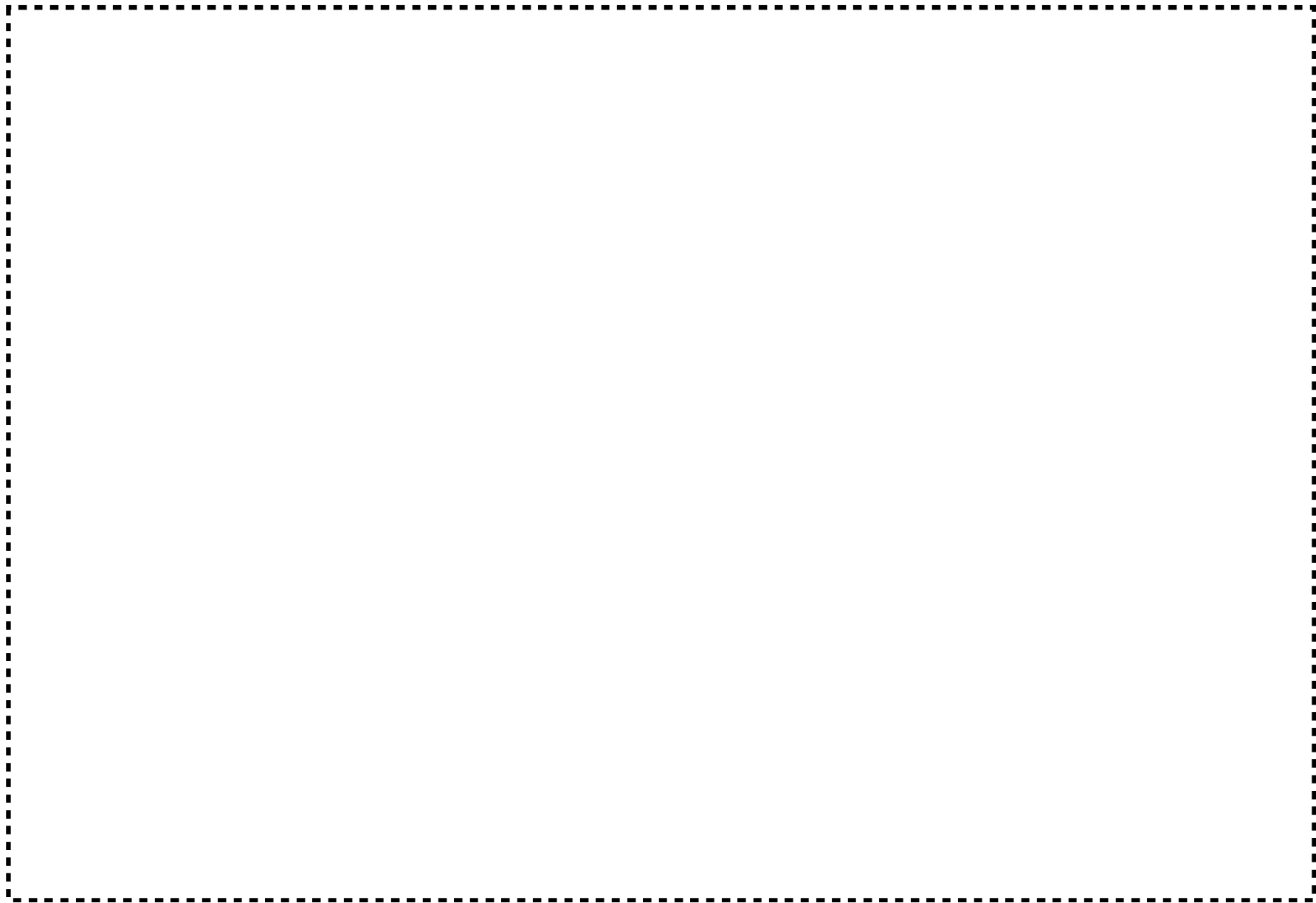
図リ一他一7 (7) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操作架台図

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線 : 配管部 (単位 mm)



図リ一他一7(8) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操作架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管部 (単位 mm)



図リ一他一 7 (9) 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) 配置図及び操作架台図

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線 : 配管部 (単位 mm)



図リ一他一7 (10) 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却炉) 新設基礎図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

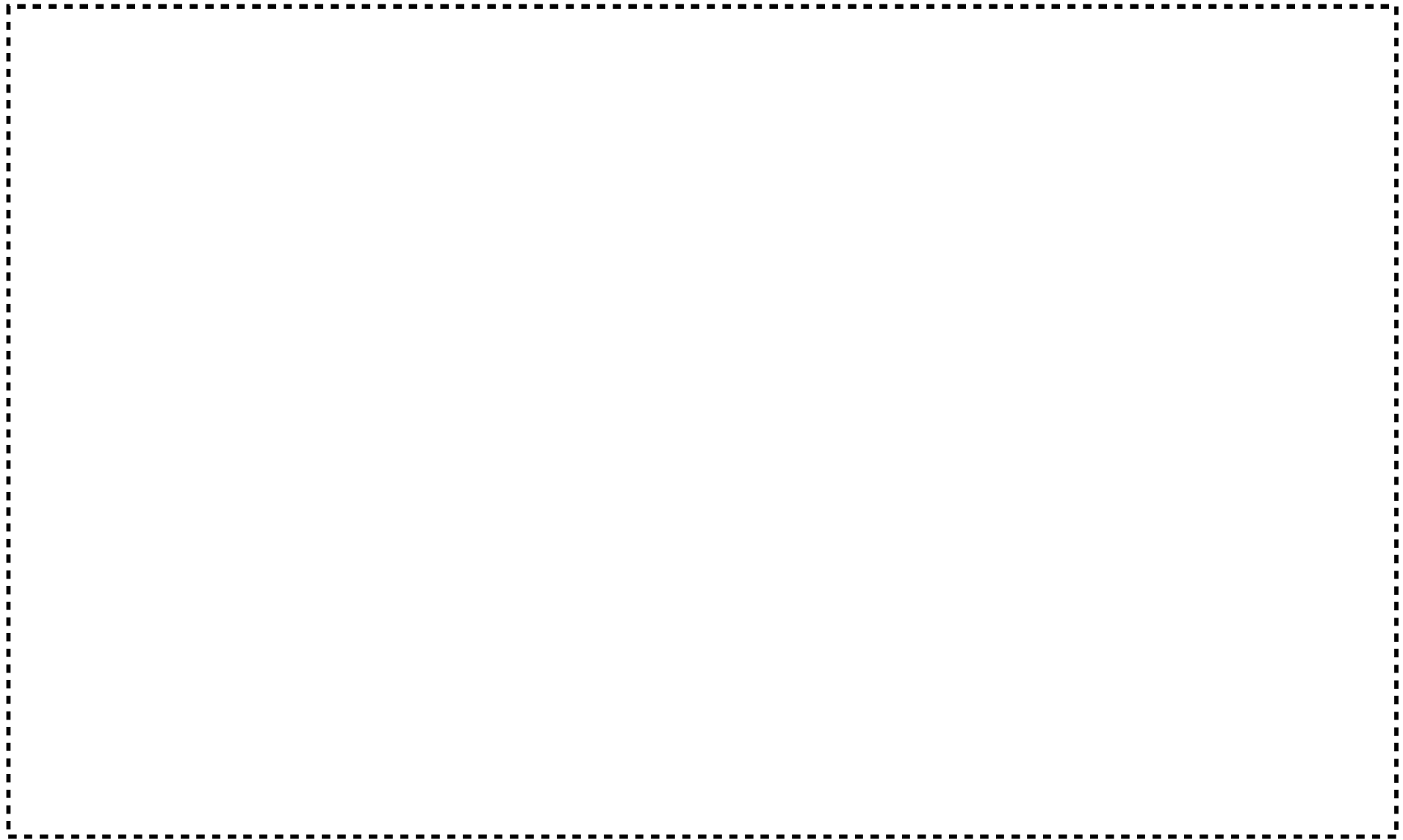
(単位：mm)



図リ一他一8 (1) 緊急設備 緊急遮断弁制御盤、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤
第2加工棟1階 配置図



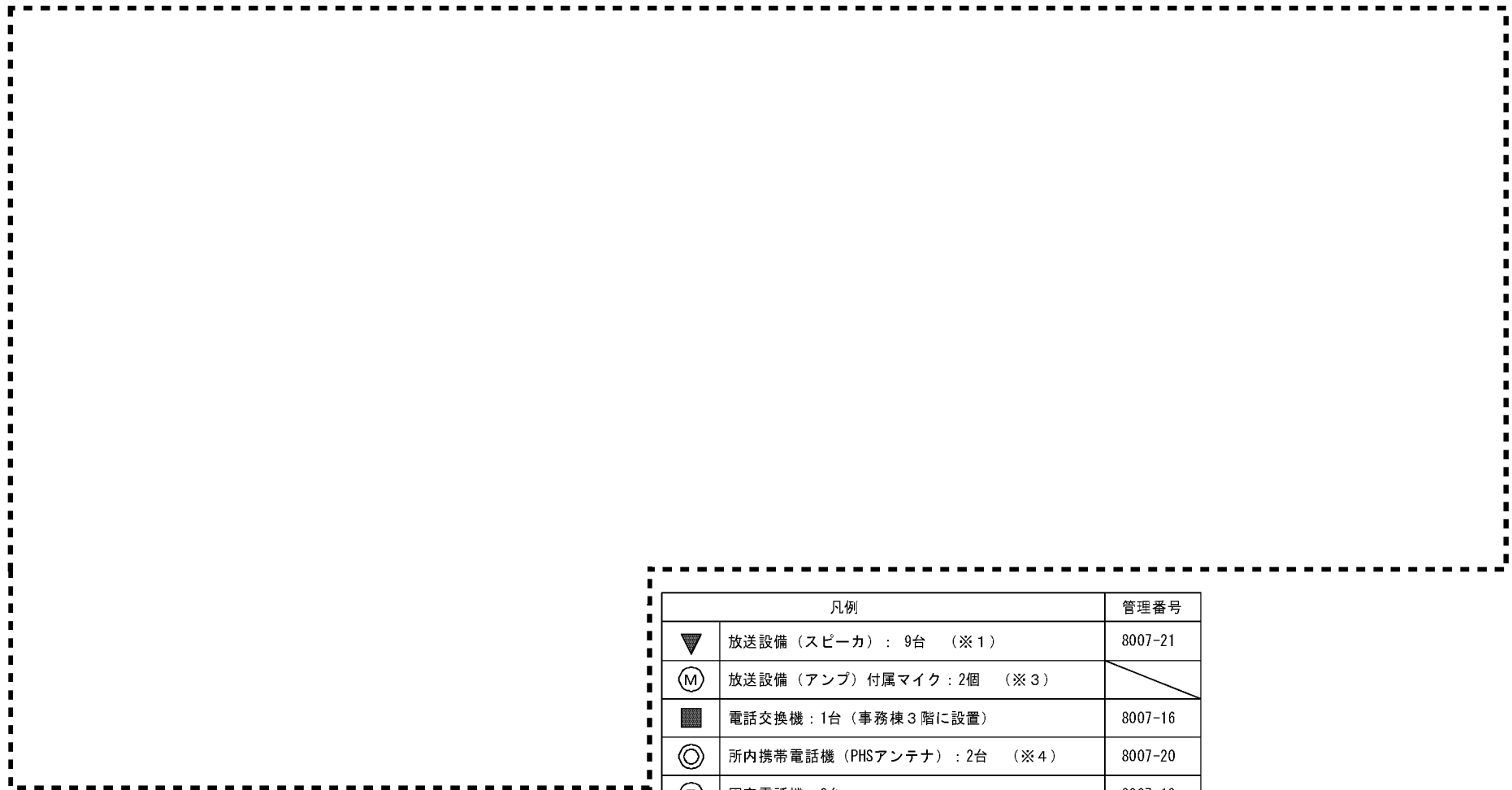
図リ一他一8 (2) 緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤
第2加工棟3階 配置図



図リ一他一 8 (3) 緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤
第1廃棄物貯蔵棟中2階、2階 配置図



図リ一他一9 緊急設備 可搬型照明 配置図



凡例		管理番号
▼	放送設備（スピーカ）：9台（※1）	8007-21
Ⓜ	放送設備（アンプ）付属マイク：2個（※3）	
■	電話交換機：1台（事務棟3階に設置）	8007-16
◎	所内携帯電話機（PHSアンテナ）：2台（※4）	8007-20
Ⓣ	固定電話機：2台	8007-19
△	無線機：12台（全て緊急対策本部内に配備）	8007-17

※1 当該スピーカは、第1加工棟のアンプ{8007-10}に接続する。

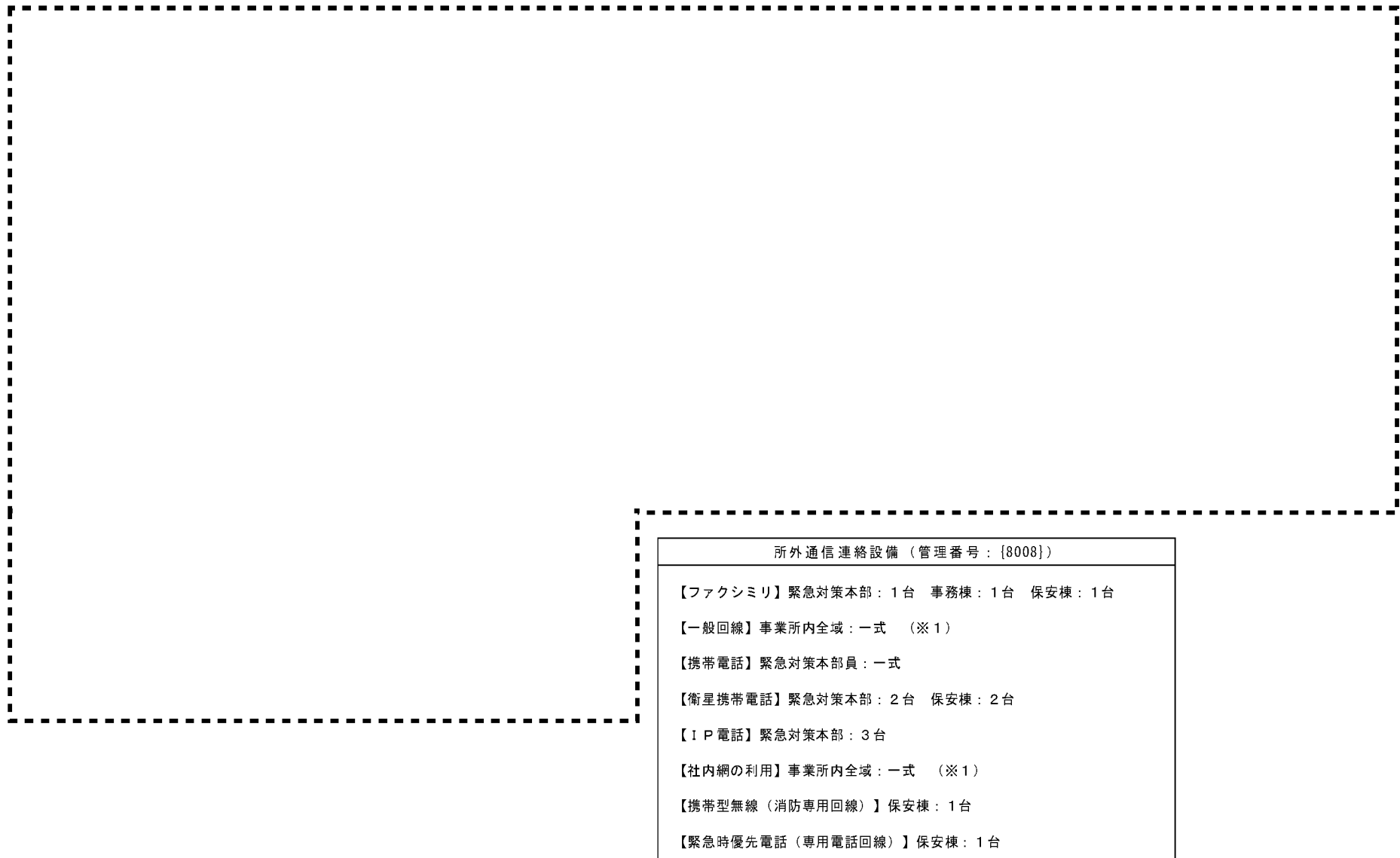
※2 第5廃棄物貯蔵棟のスピーカ{8007-5}及び発電機・ポンプ棟のスピーカ{8007-15}は屋外への放送機能を有する。

第5廃棄物貯蔵棟のスピーカ{8007-5}は第4次申請で申請済み。本申請において事業所内建物間の相互の放送の確認を行う。

※3 当該マイクは、第2加工棟のアンプ{8007-12}に接続する。

※4 当該PHSアンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）は、緊急対策本部内に設置する。

図リ一他一10（1） 周辺監視区域 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図

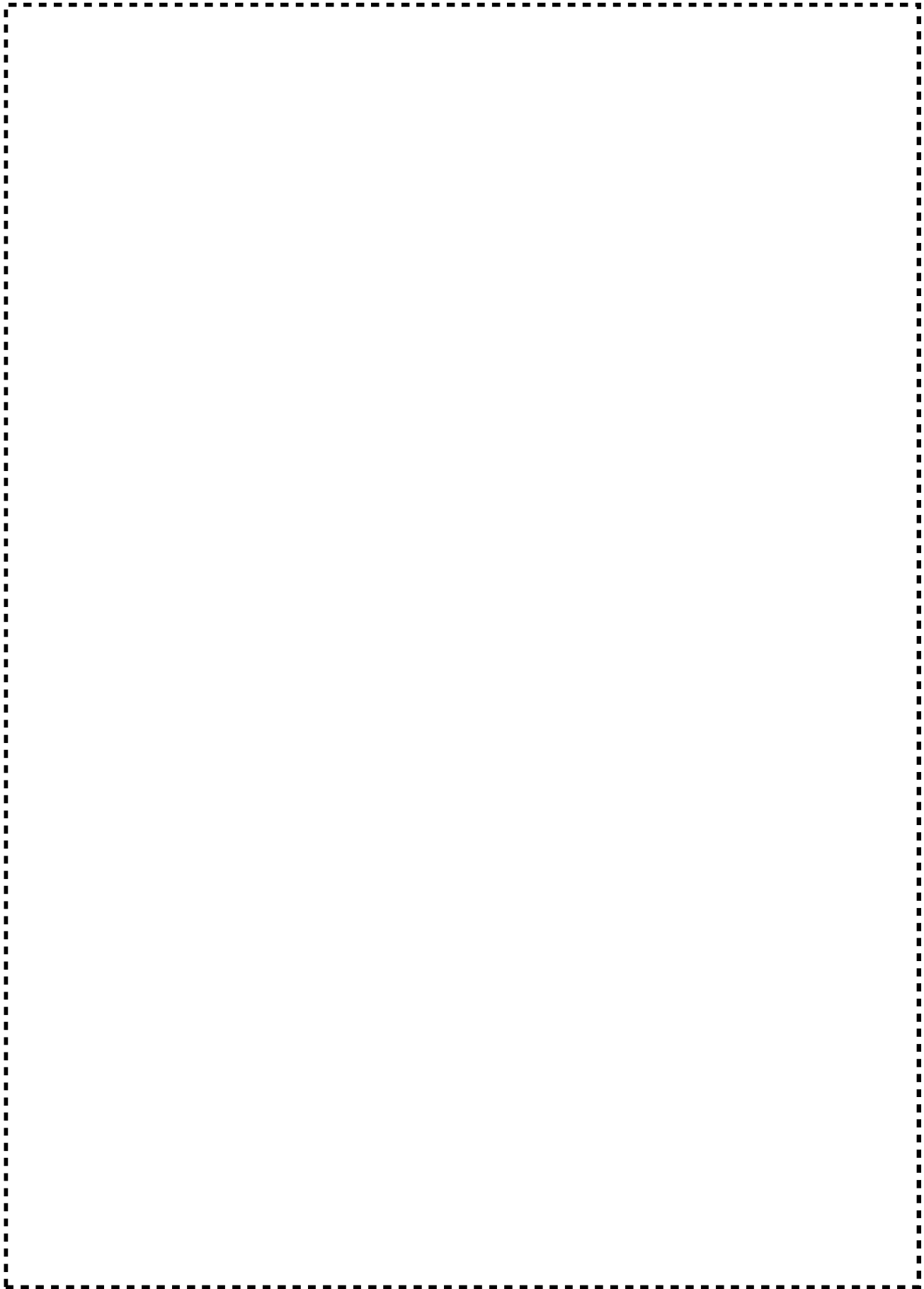


※1 {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部との連絡を行う。

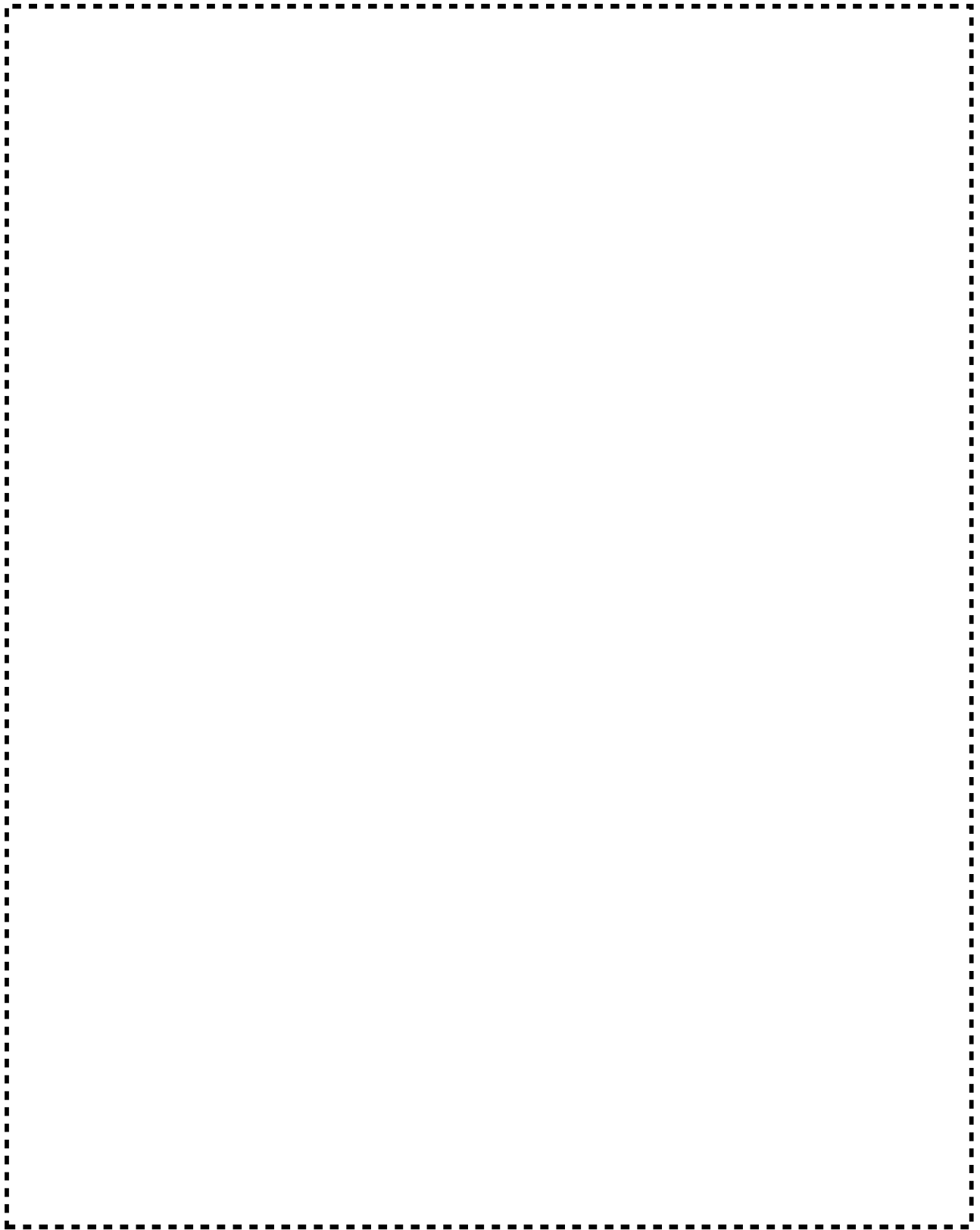
図リ一他一10（2） 周辺監視区域 通信連絡設備 所外通信連絡設備 配置図



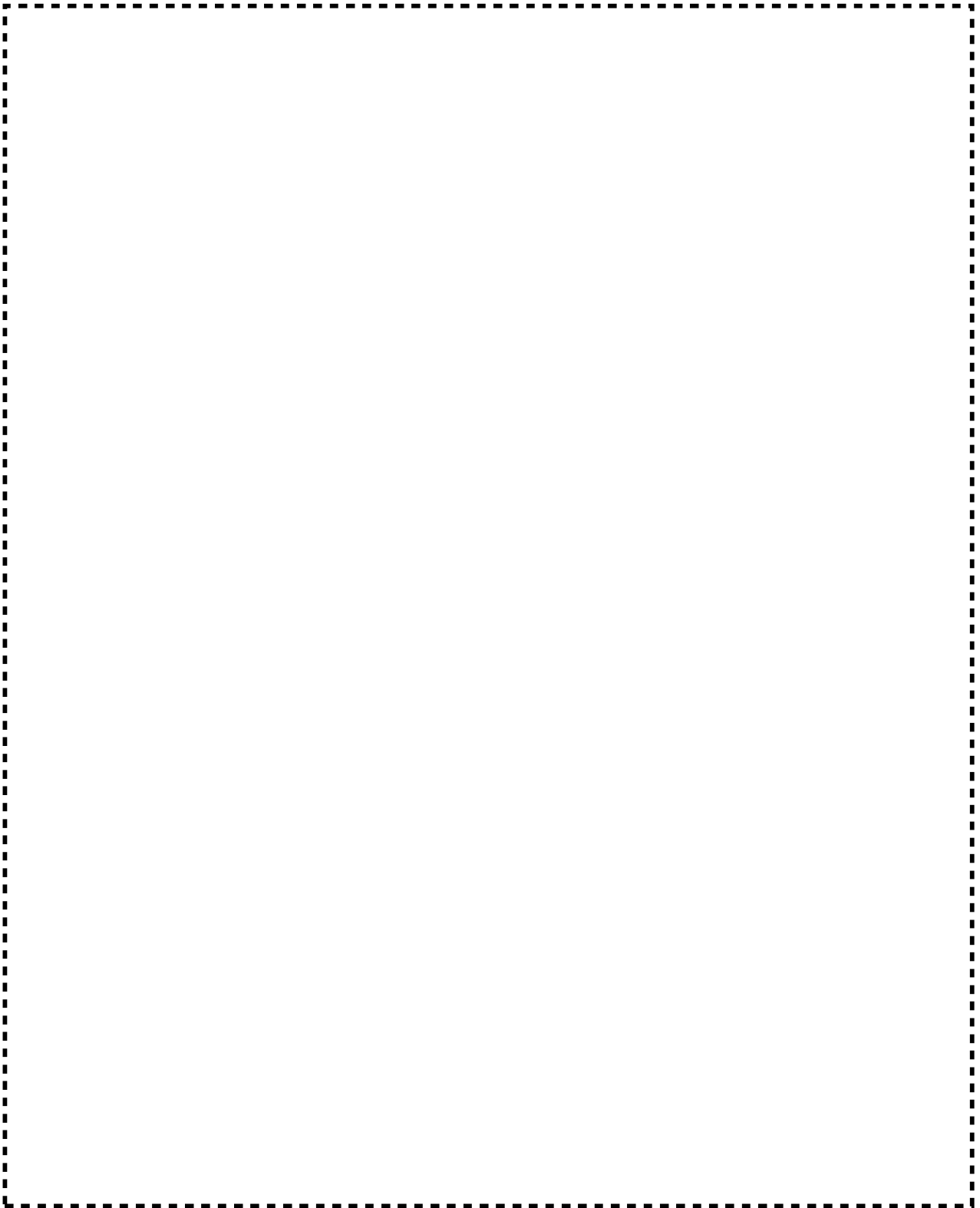
図リ一他一11(1) 非常用電源設備 系統図(1)



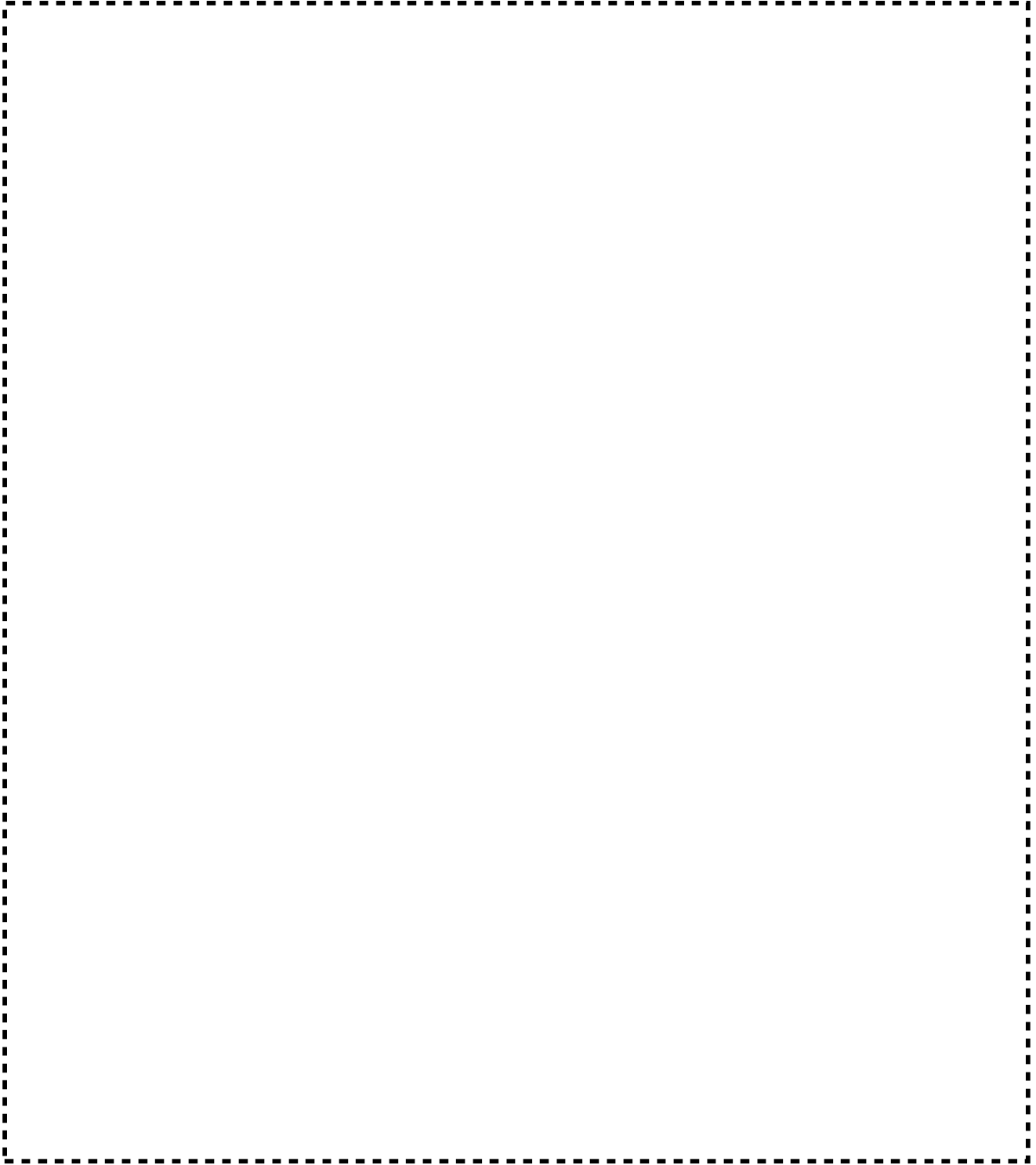
図リ一他一 1 1 (2) 配線用遮断器結線図 (第 2 加工棟系統) (1)



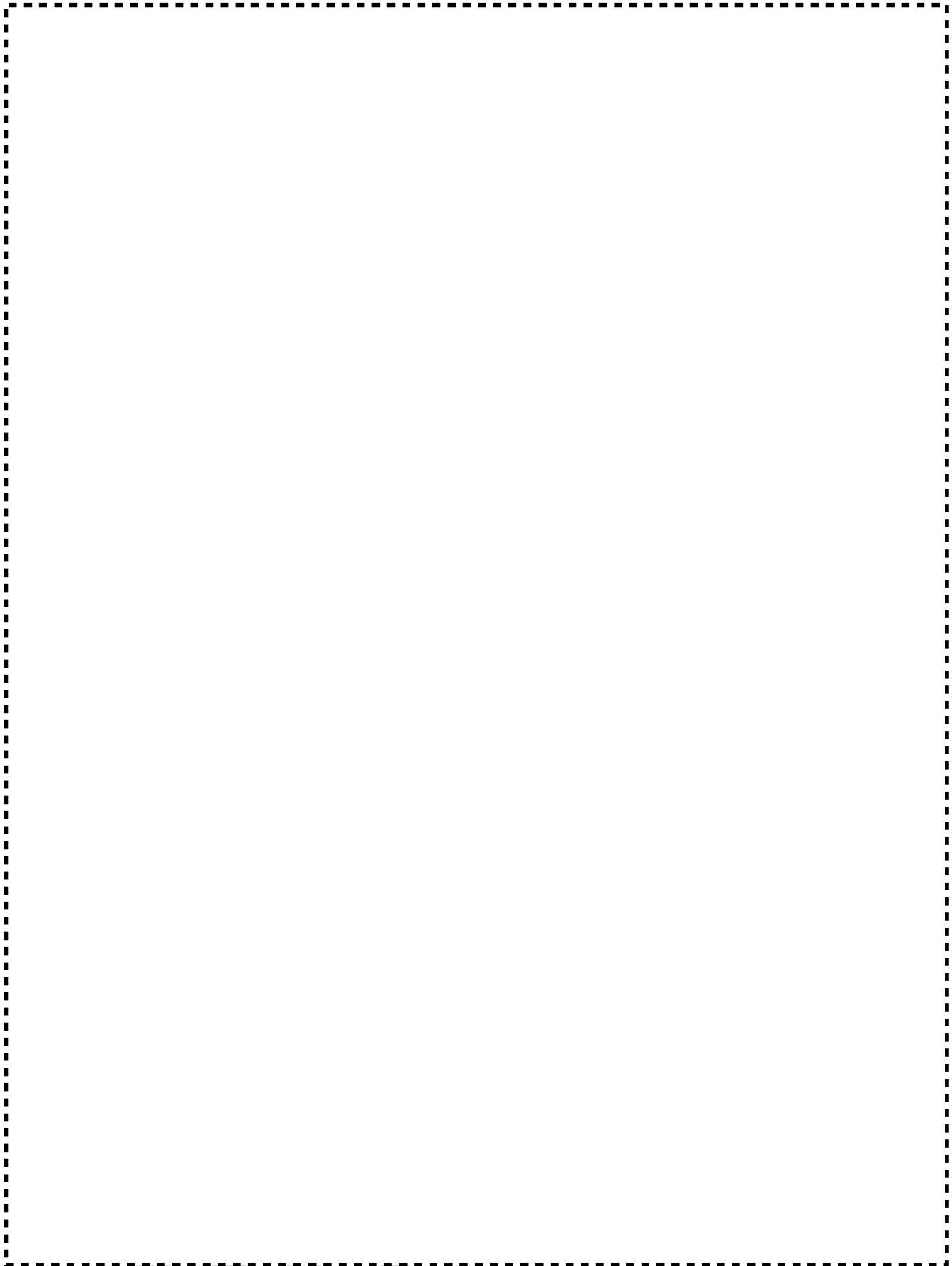
図リ一他一 1 1 (3) 配線用遮断器結線図 (第 2 加工棟系統) (2)



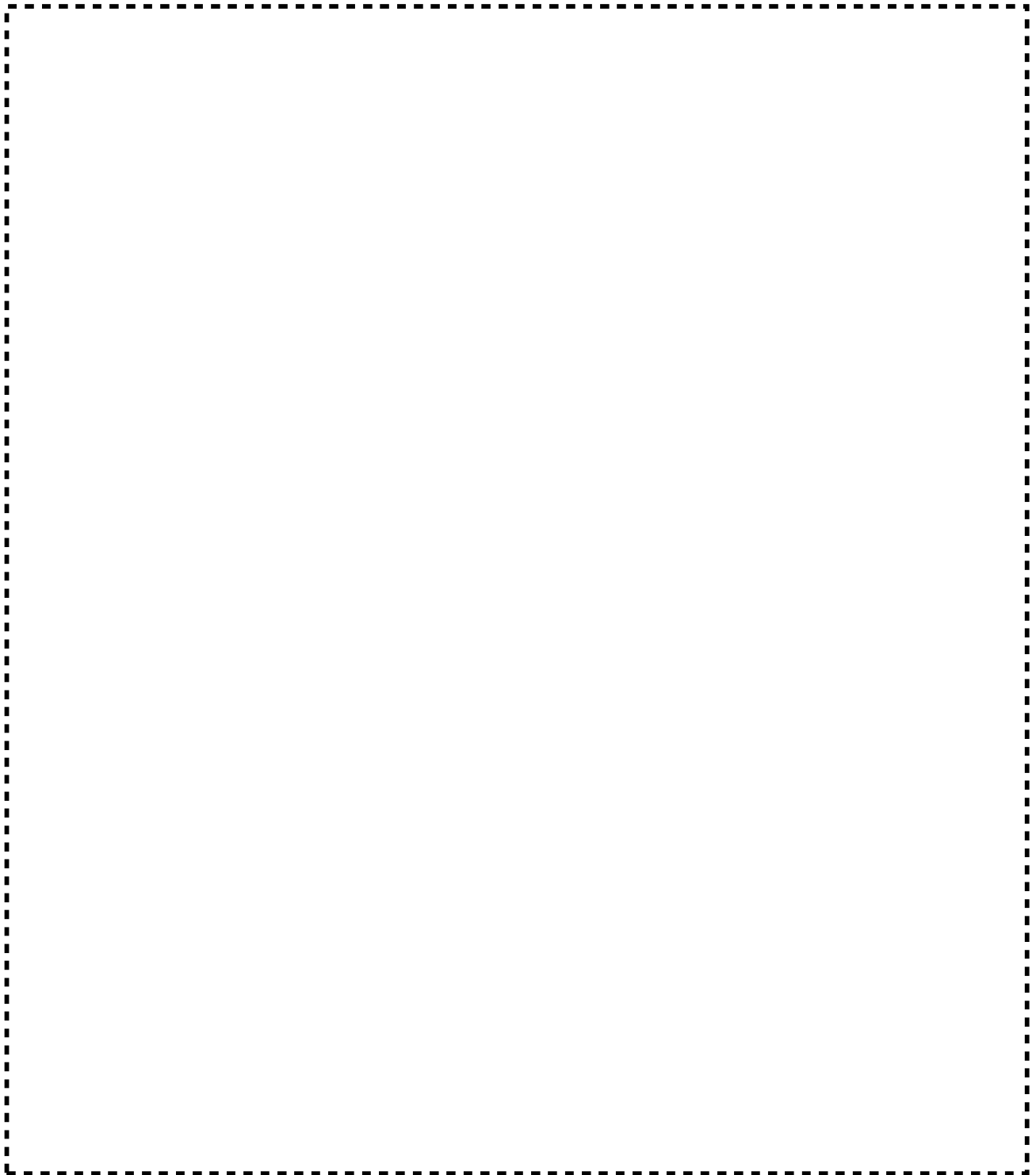
図リ一他一 1 1 (4) 配線用遮断器結線図 (第 1 加工棟系統)



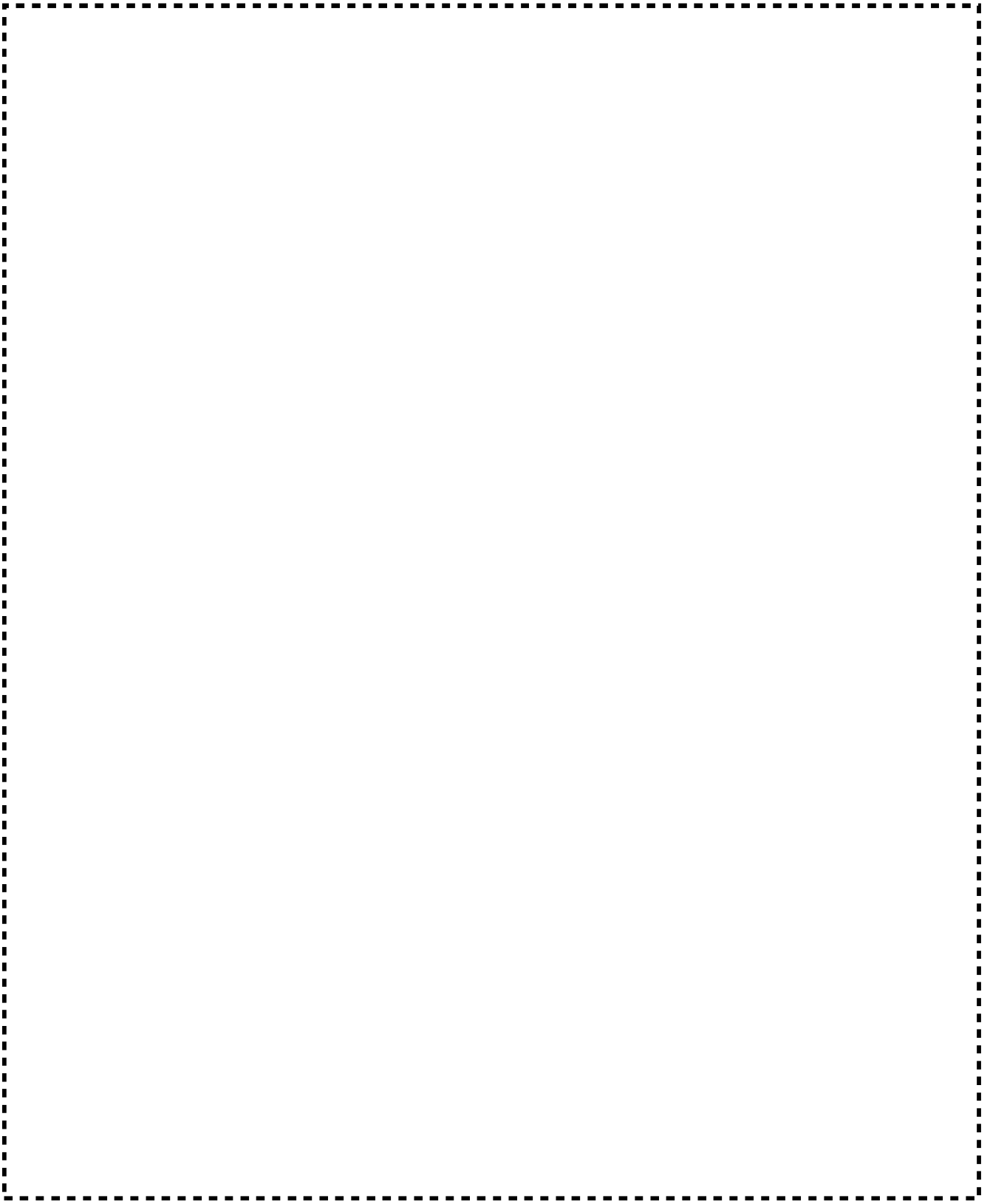
図リ一他一 1 1 (5) 配線用遮断器結線図 (第 1 廃棄物貯蔵棟系統) (1)



図リ一他一 1 1 (6) 配線用遮断器結線図 (第 1 廃棄物貯蔵棟系統) (2)

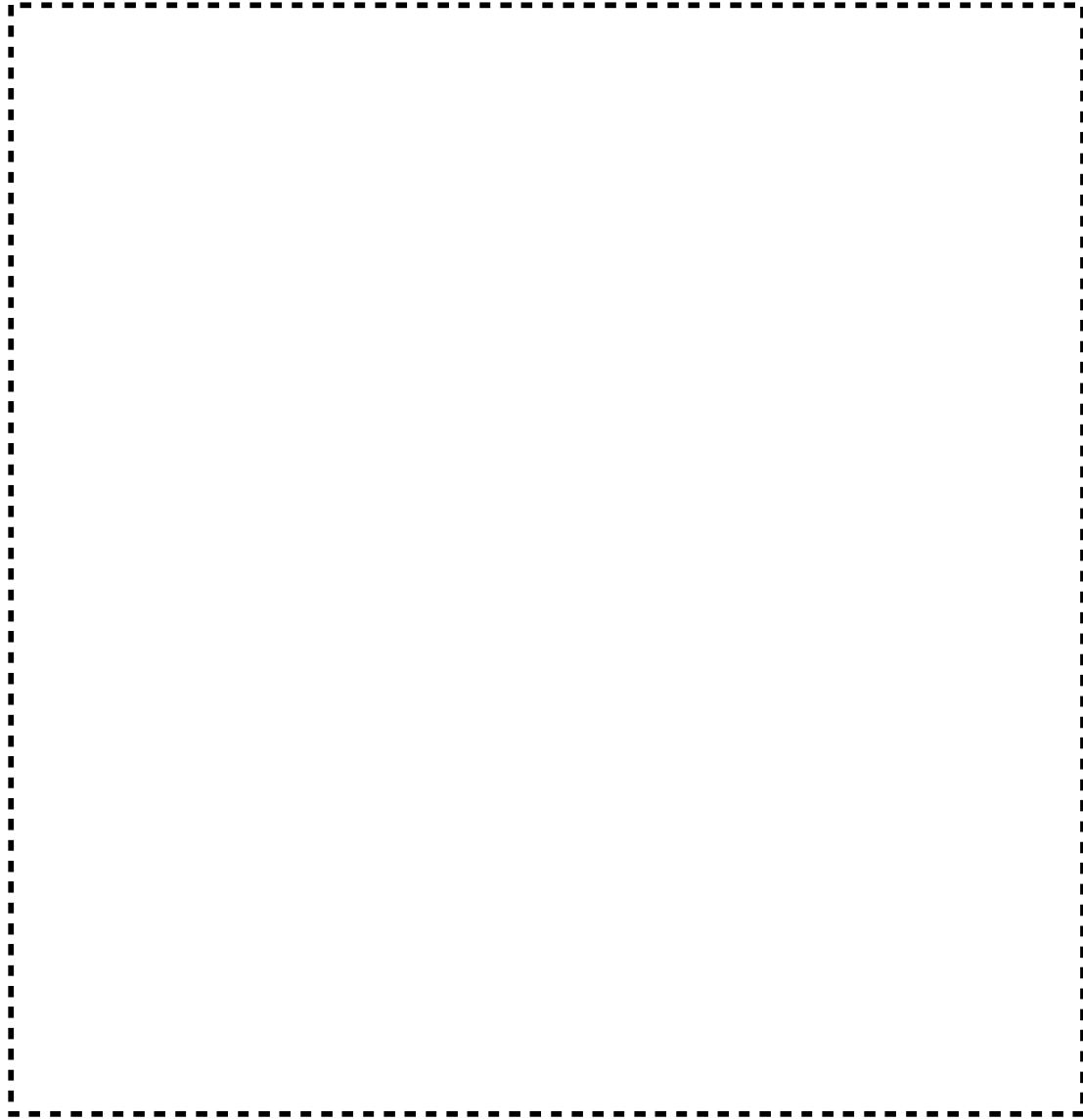


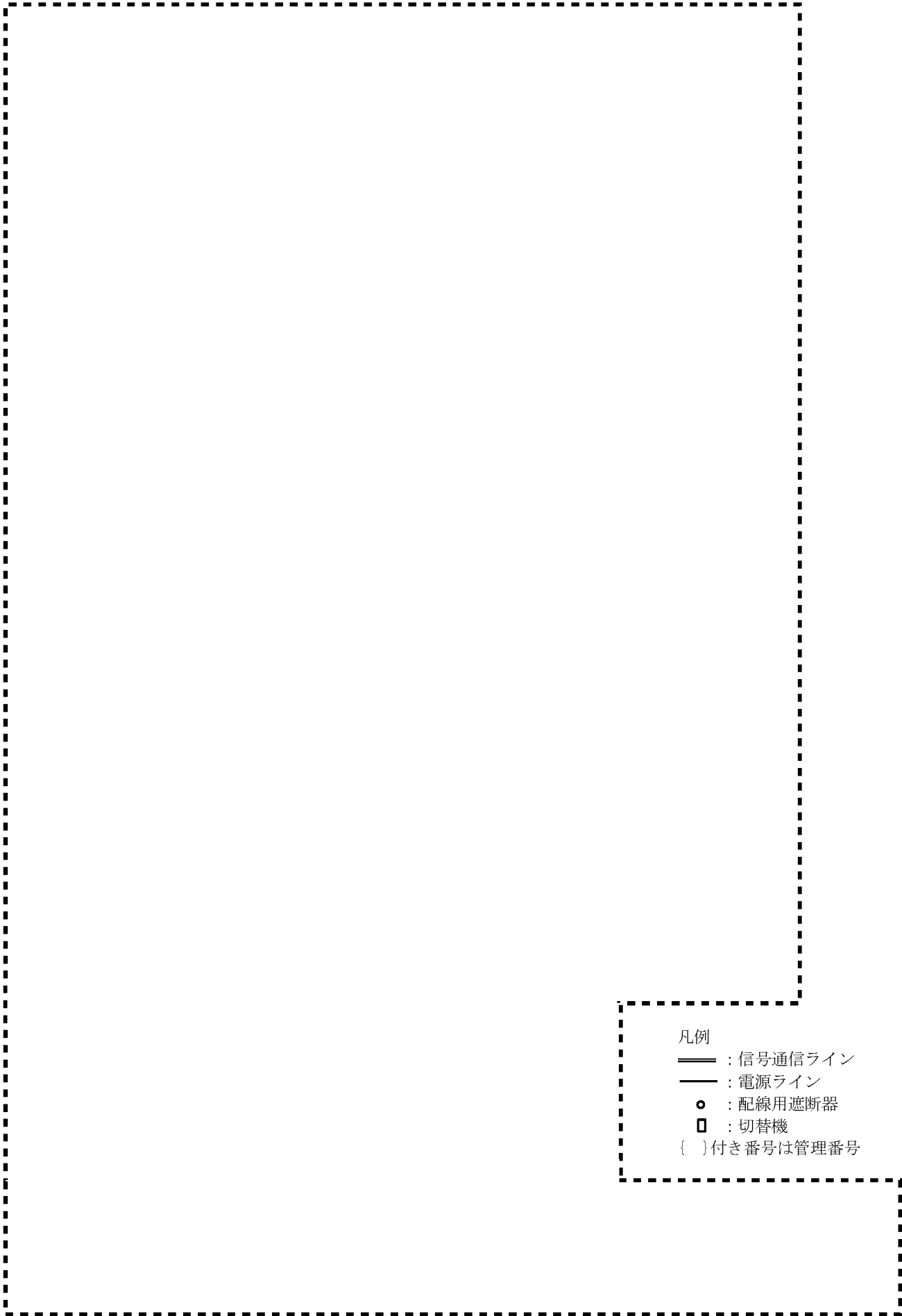
図リ一他一 1 1 (7) 配線用遮断器結線図 (発電機・ポンプ棟系統)



図リ一他一 1 1 (8) 配線用遮断器結線図 (事務棟・保安棟系統)

図リ-他-11(9) 非常用電源設備 系統図(2)





凡例

==== : 信号通信ライン

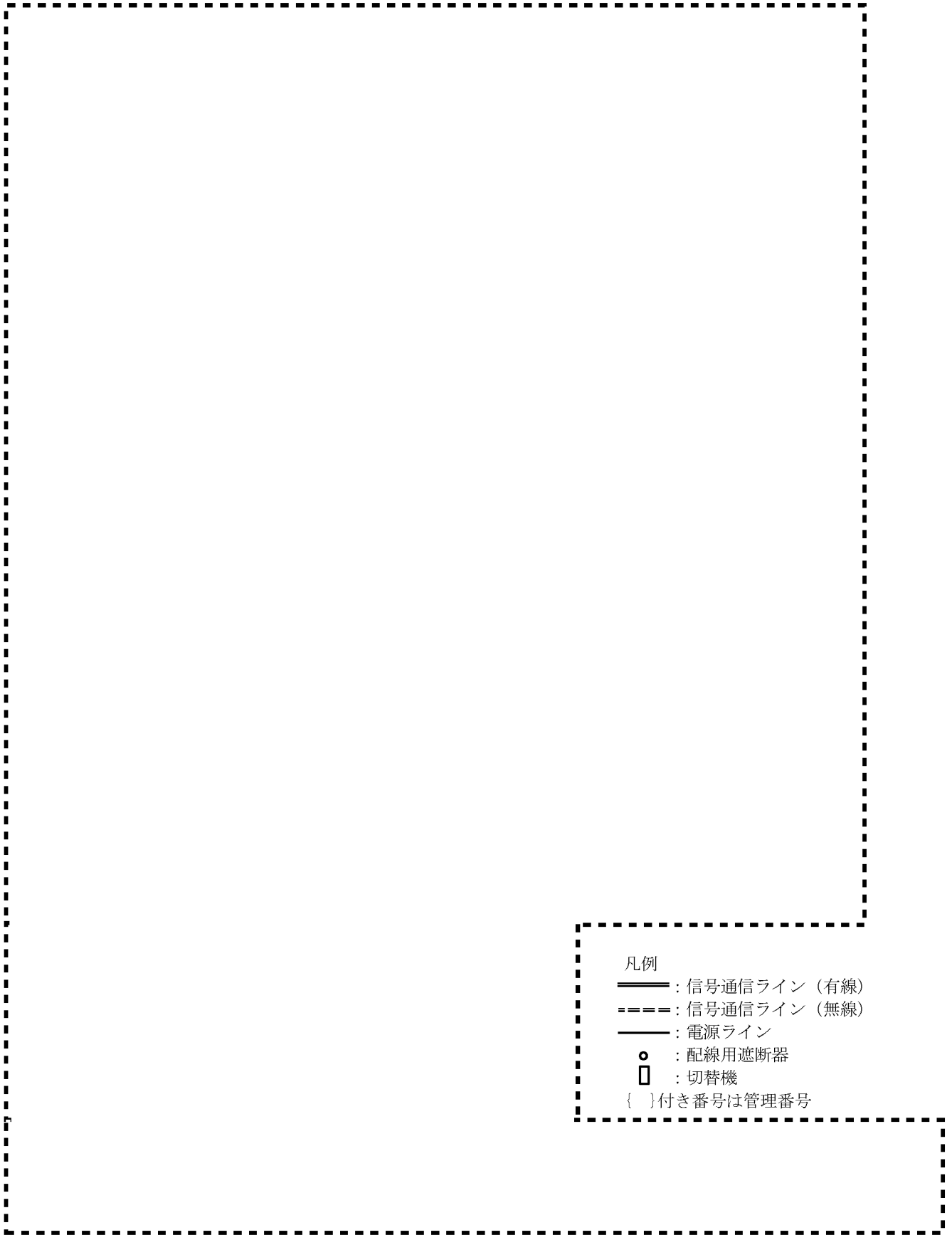
—— : 電源ライン

○ : 配線用遮断器

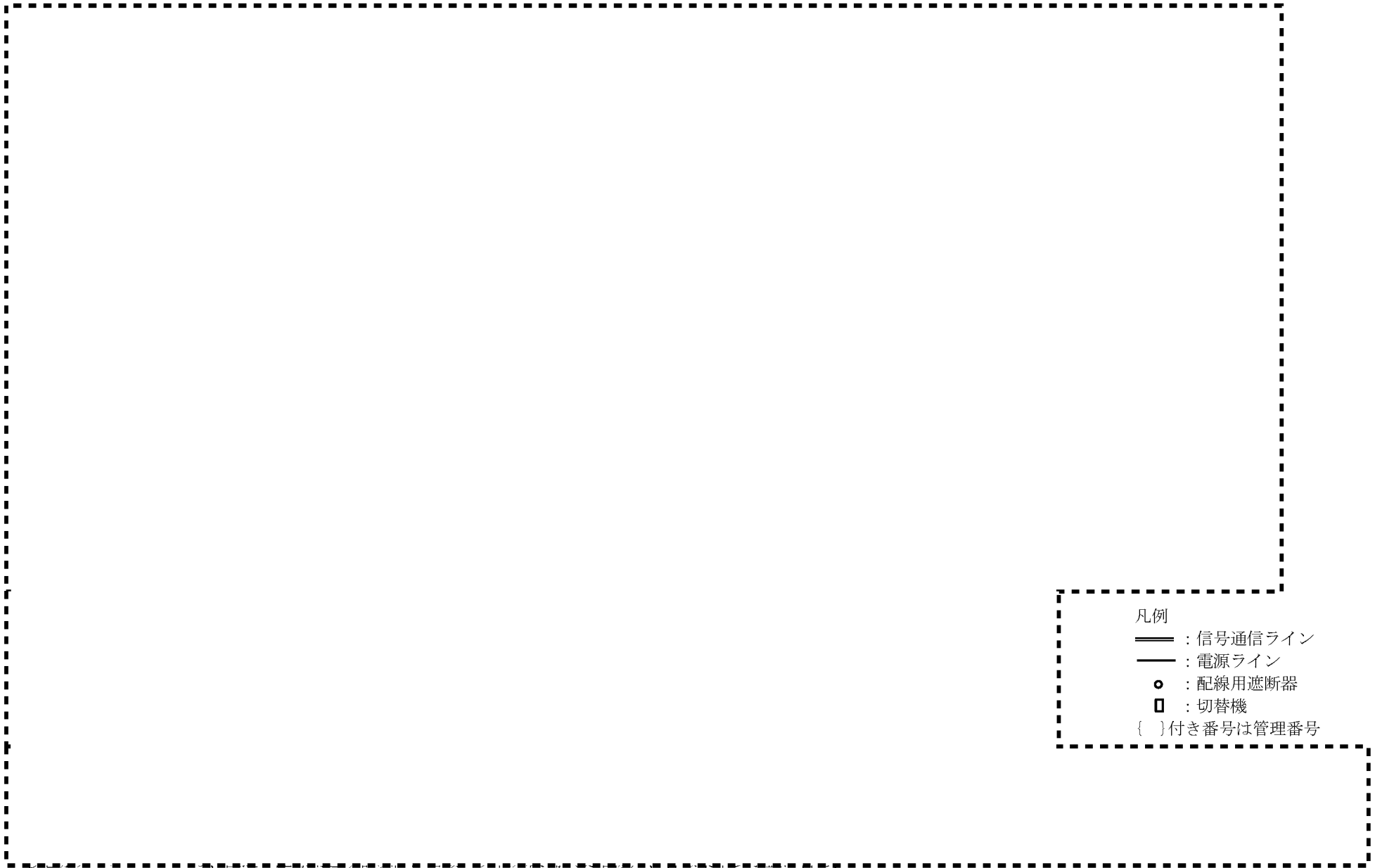
□ : 切替機

{ } 付き番号は管理番号

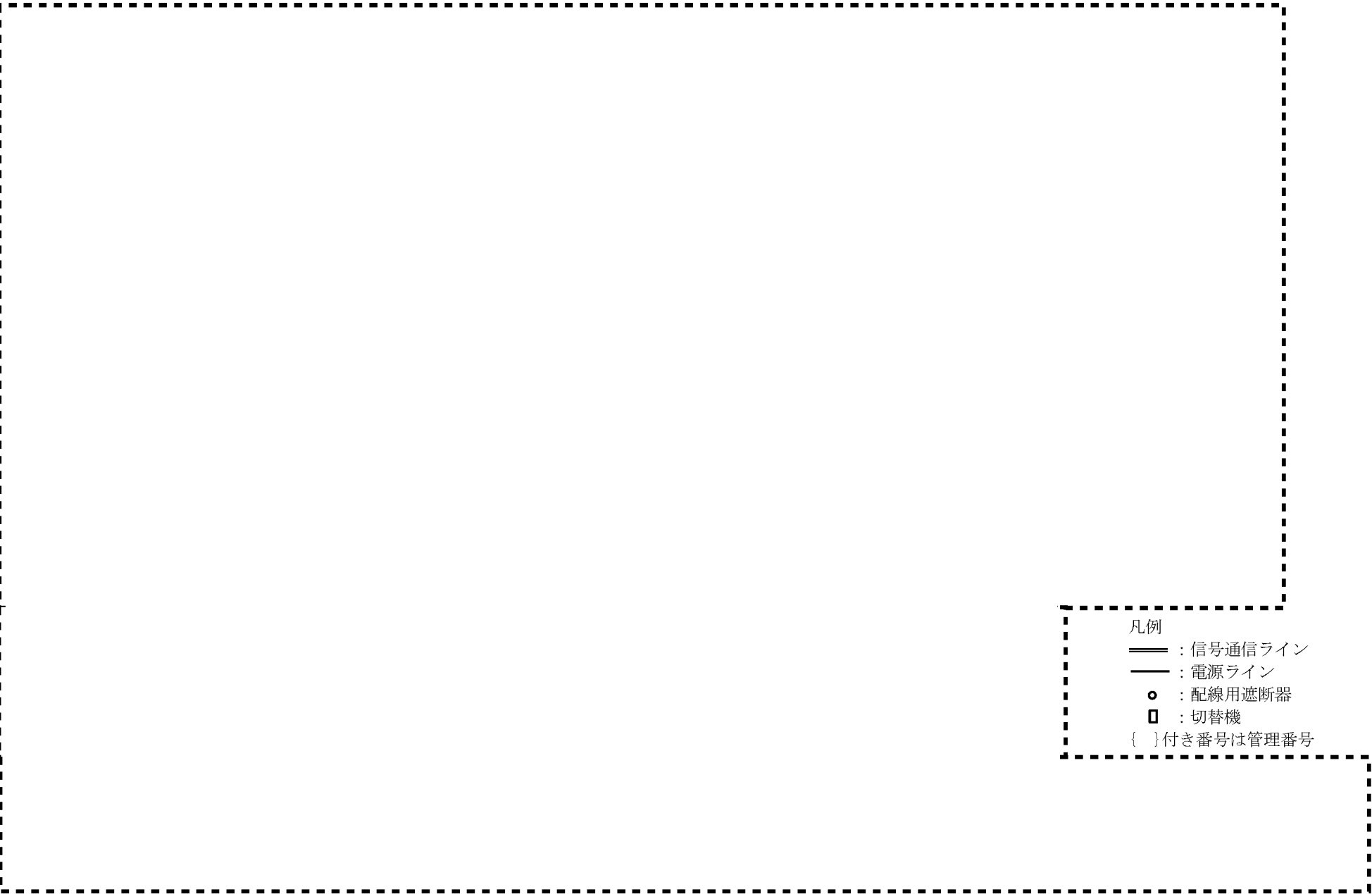
図リ一他一12(1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備)系統図



図リ－他－12 (2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、所内通信連絡設備 (固定電話機) 系統図

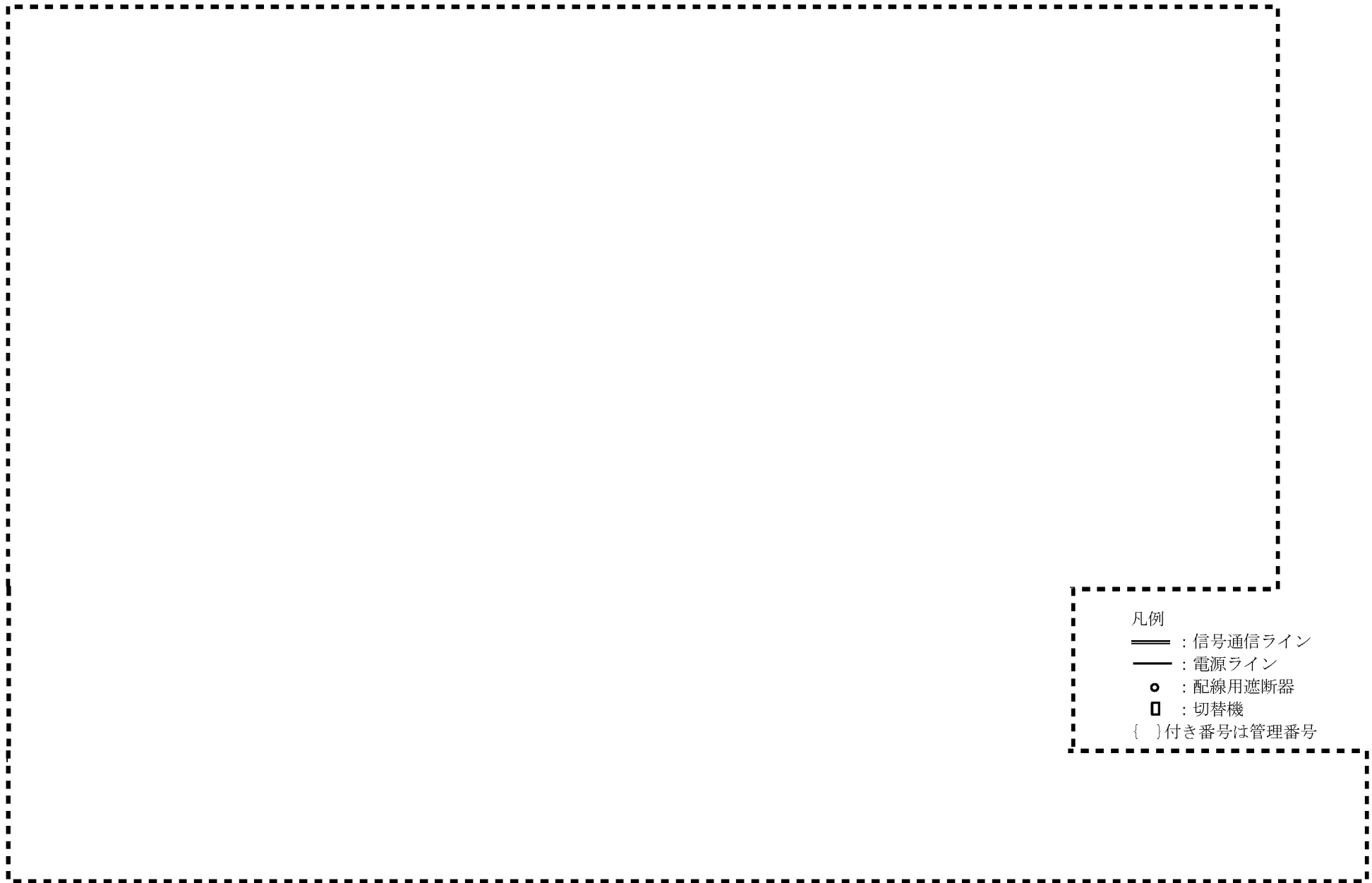


図リ一他一 1 2 (3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図

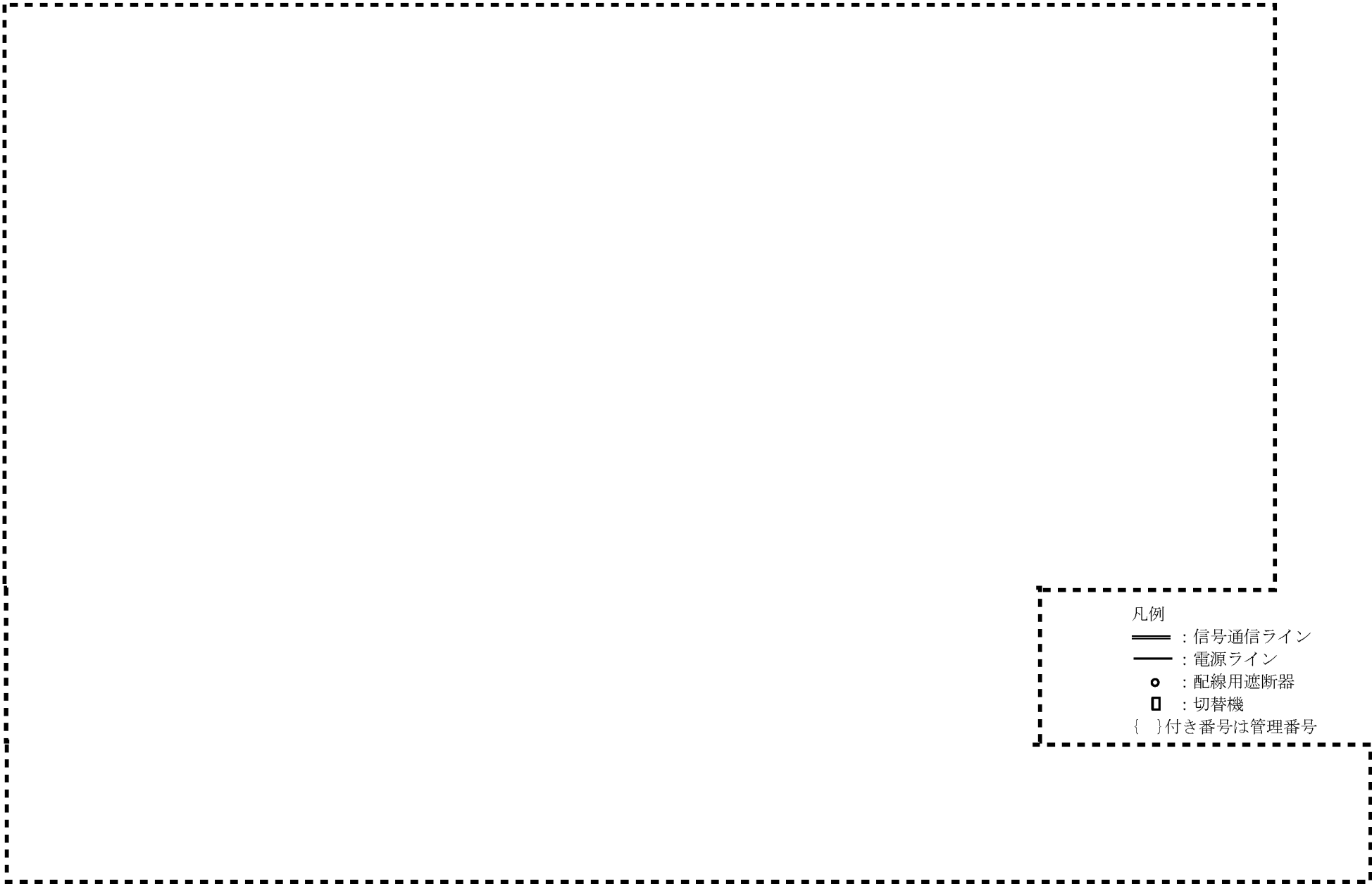


- 凡例
- == : 信号通信ライン
 - : 電源ライン
 - : 配線用遮断器
 - : 切替機
 - { } 付き番号は管理番号

図リ - 他 - 1 2 (4) 発電機・ポンプ棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図



図リ一他一12(5) 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図



- 凡例
- == : 信号通信ライン
 - : 電源ライン
 - : 配線用遮断器
 - : 切替機
 - { } 付き番号は管理番号

図リ - 他 - 1 2 (6) 第 1 加工棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図



1階平面図

凡 例

——— : 遮水板設置配管※

▨ : 被水防護対象設備

※黒色破線部は、被水防護対象設備に対し、他の設備・構造物等が障壁となるため遮水板の設置が不要な部分を示す

2183

図リ一他一13(1) 緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図(2/2)

2184



2階平面図

—— : 遮水板設置配管

▣ : 制御盤 (被水防護対象設備)

▨ : 排風機 (被水防護対象設備)

図リ一他一13(2) 緊急設備 遮水板 第1廃棄物貯蔵棟 配置図



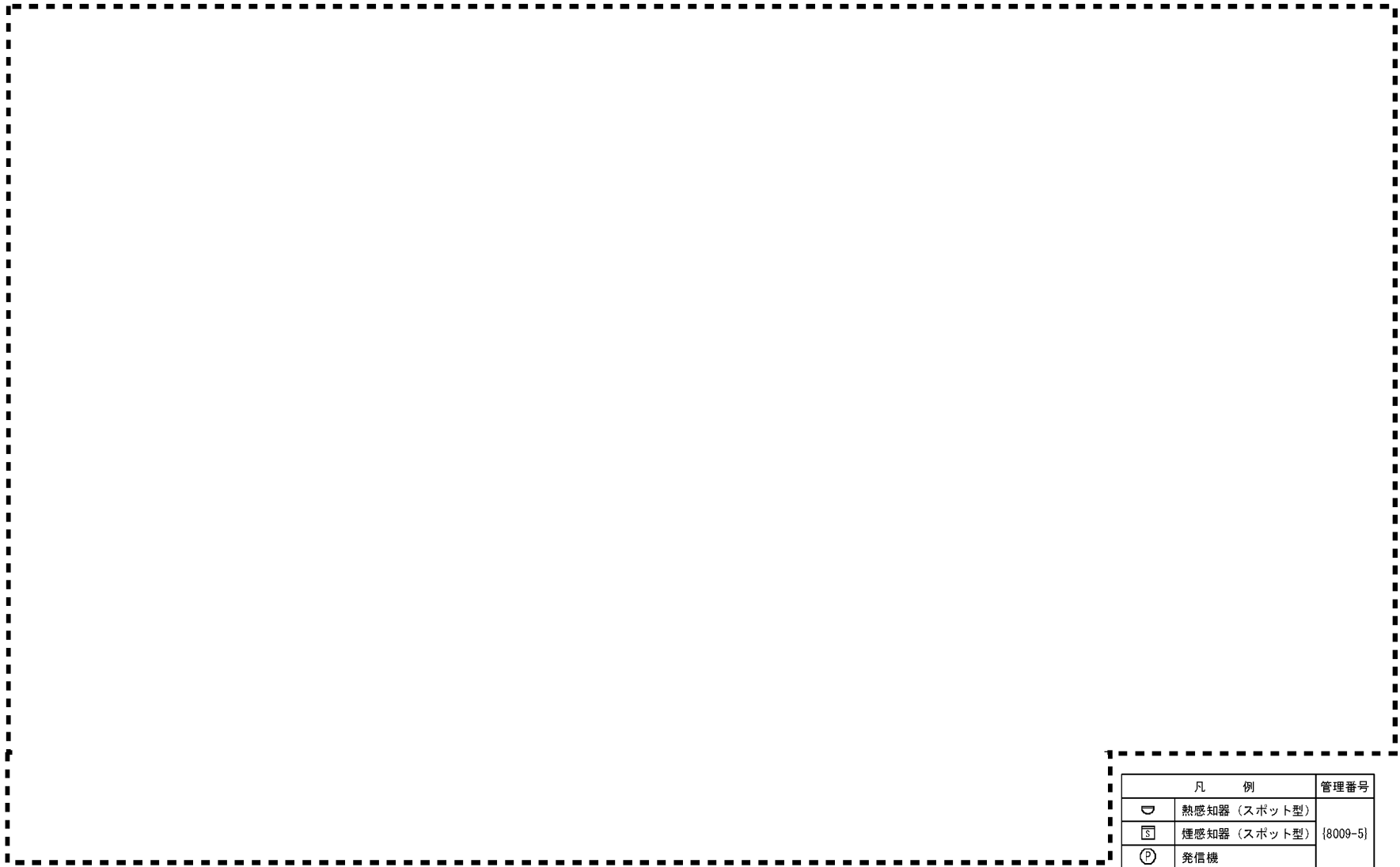
図リ一他一13(3) 緊急設備 遮水板 固定詳細図



図リ一他一14(1) 計量設備 上皿電子天秤 配置図 (1/2)

設置位置	関係する施設本体		
	管理番号	設備・機器名	仕様表
(1)	2053	焙焼炉No. 2-1 粉末取扱フード	表ハ-2 P設-8-3
(2)	2055	焙焼炉No. 2-1 焙焼炉	表ハ-2 P設-9-2
(3)	2057	計量設備架台No. 4	表ハ-2 P設-10-1
(4)	2073	ペレット搬送設備No. 2-2ペレット移載装置 ペレット検査台部	表ハ-2 P設-17-1
(5)	2084	計量設備架台No. 7	表ハ-2 P設-20-1
(6)	2085	ペレット検査台No. 1	表ハ-2 P設-21-1
(7)	3029	計量設備架台No. 9	追第4次 表ニ-16-1
(8)	3030	計量設備架台No. 10	追第4次 表ニ-17-1
(9)	5019	粉末缶搬送コンベアNo. 1	追第1次 表ヘ-2-5
(10)	5020	粉末缶搬送コンベアNo. 2	追第1次 表ヘ-3-5
(11)	—	(第2分析室)	—
(12)	—	(第2開発室)	—

図リ-他-14 (2) 計量設備 上皿電子天秤 配置図 (2/2)



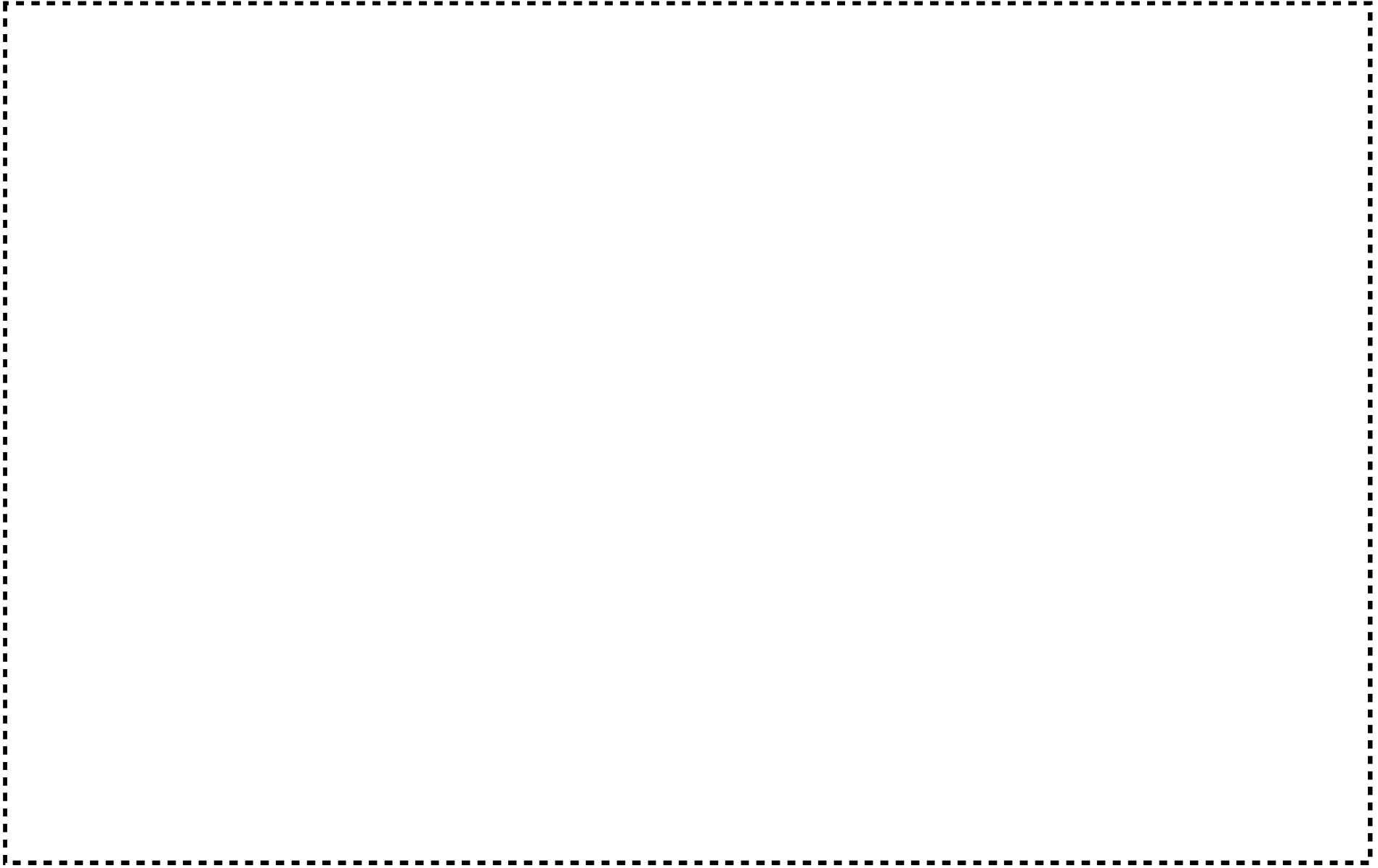
注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、
 確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの
 指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防か
 らの指導により配置等を変更する場合がある。

1階平面図

(単位：mm)

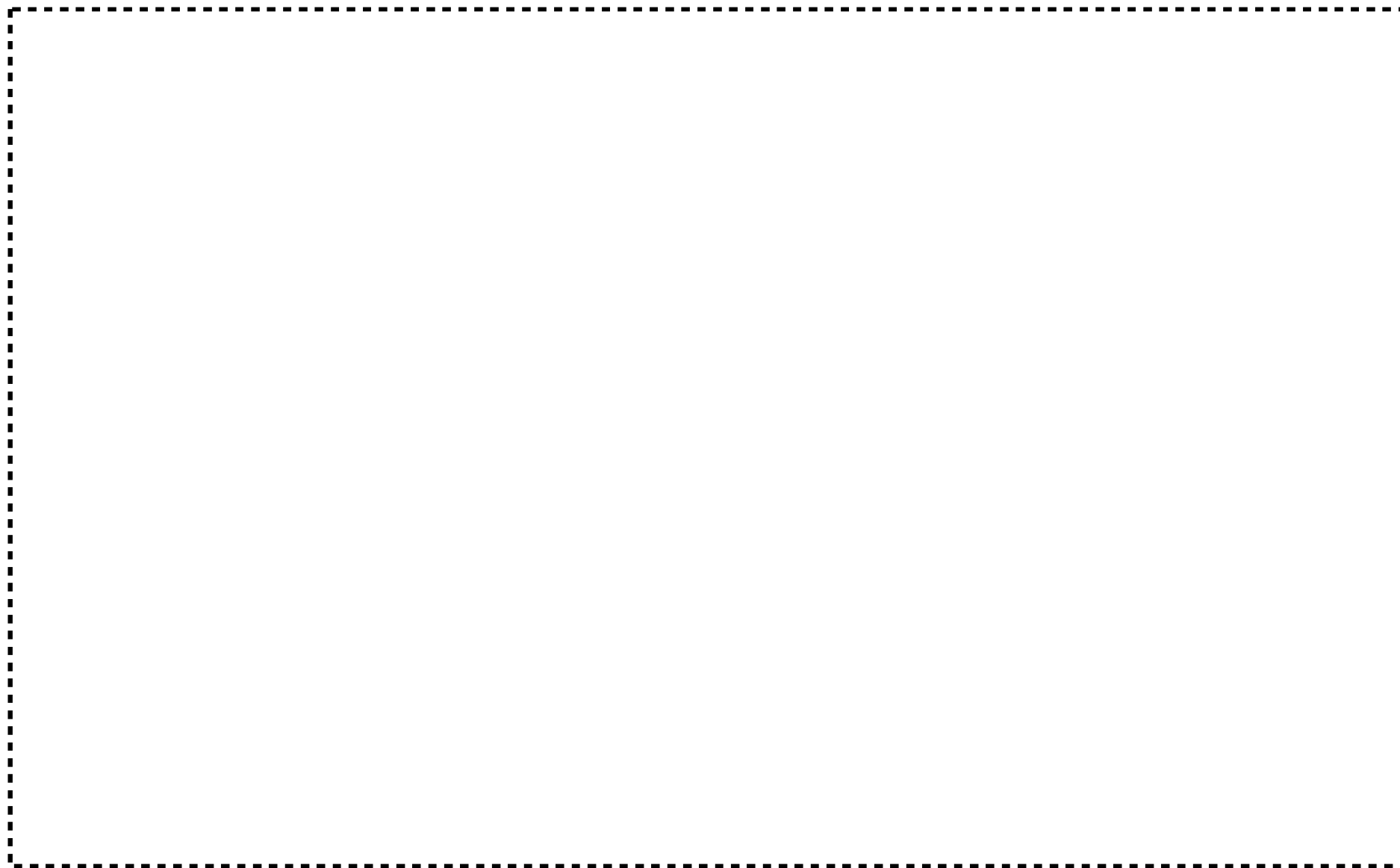
凡 例		管理番号
☐	熱感知器 (スポット型)	{8009-5}
☐	煙感知器 (スポット型)	
Ⓟ	発信機	{8009-6}
Ⓧ	受信機	
---	警戒区域境界	

図リ一他一15 第1加工棟 火災感知設備 配置図



図リ一他一16(1) 第2加工棟 上水・循環水送水 系統図

2190



図リ一他一16(2) 第1廃棄物貯蔵棟 上水・循環水送水 系統図



図リ一他一16(3) 緊急遮断弁(冷却水)、上水送水用緊急遮断弁、溢水時手動閉止弁 配置図

赤色線：対象となる構成機器を示す枠線



図リ一他一16(4) 緊急遮断弁(冷却水) 循環水(焼却炉) 架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管部

(単位 mm)

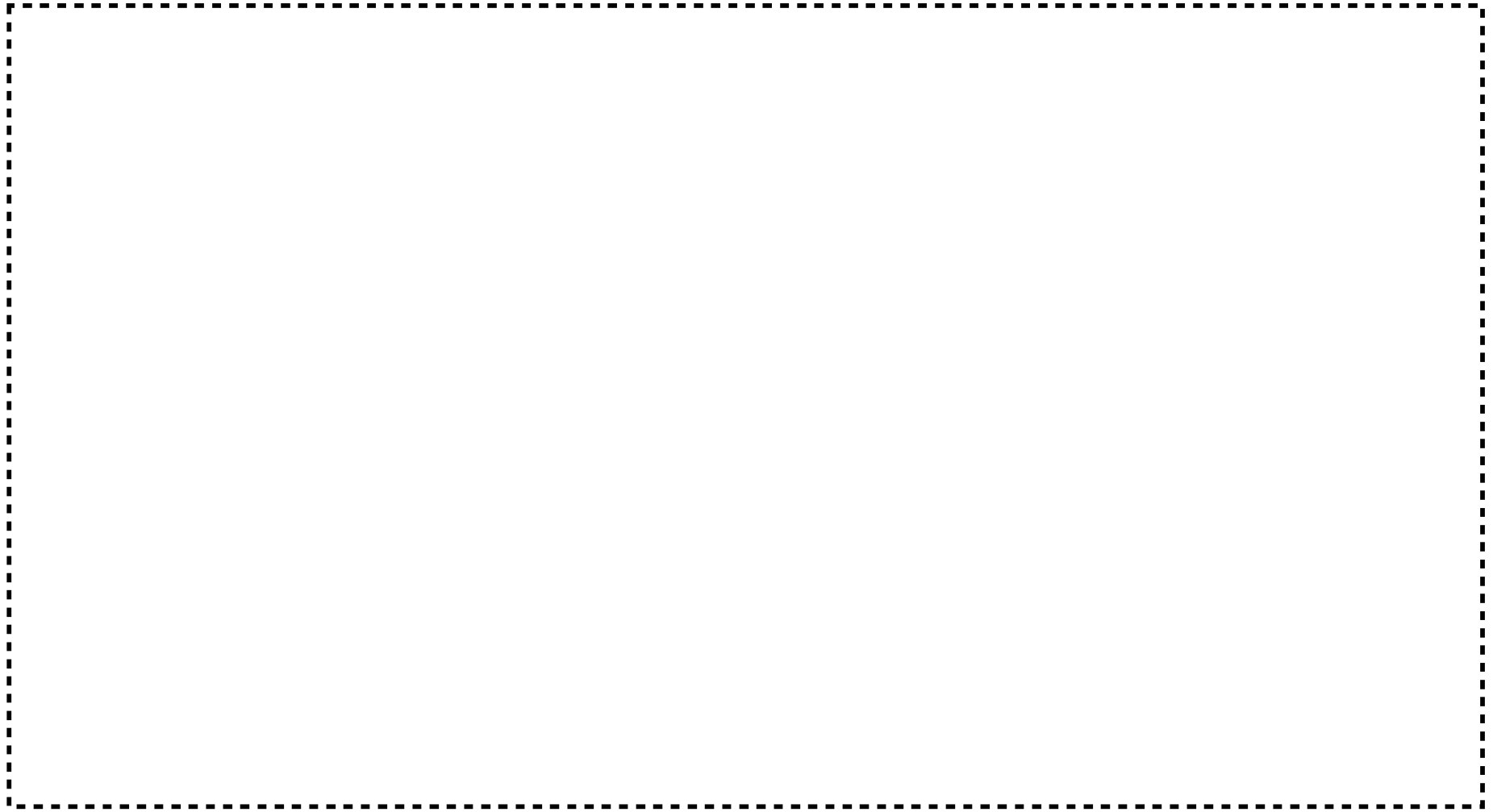
2193



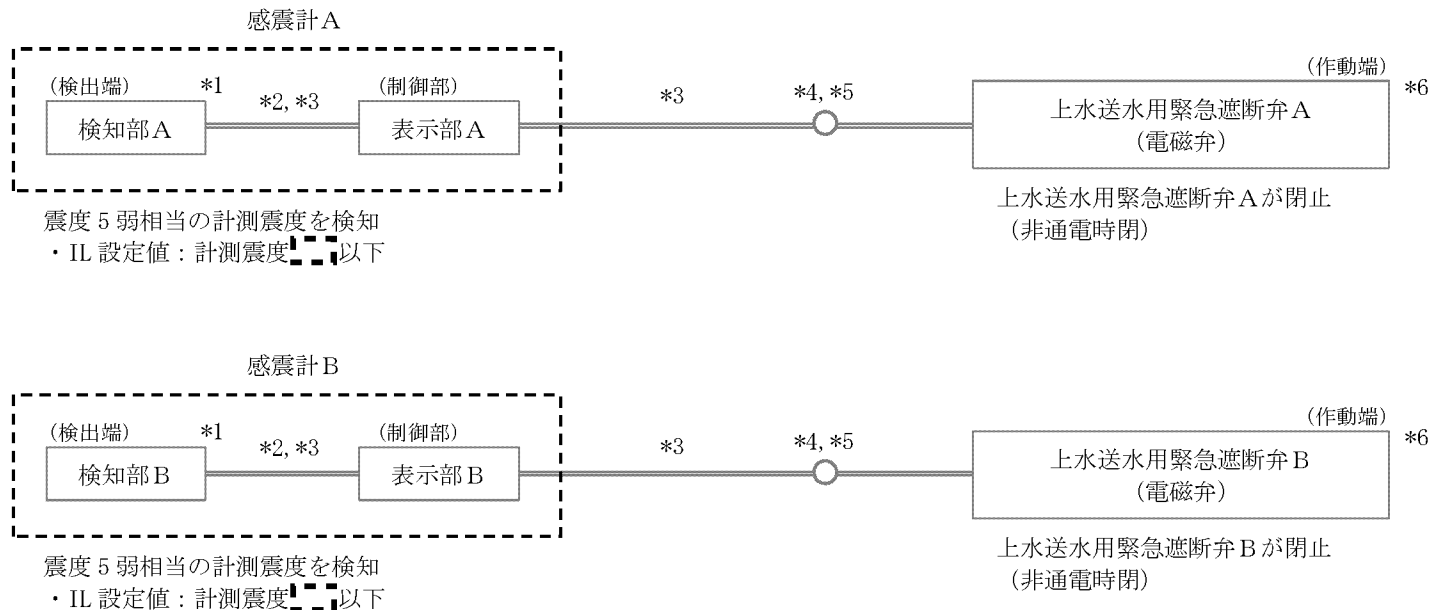
図リ一他一16(5) 上水送水用緊急遮断弁 配置・架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管部

(単位 mm)



図リ一他一16(6) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (機器配置図)



- *1 : 静電容量式加速度センサ
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : 信号線断線時は上水送水用緊急遮断弁が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8060)制御盤
- *6 : 停電時は上水送水用緊急遮断弁が閉止

凡例
 : 信号線
 : OR 条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8042-2	緊急設備 感震計	
8060	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	

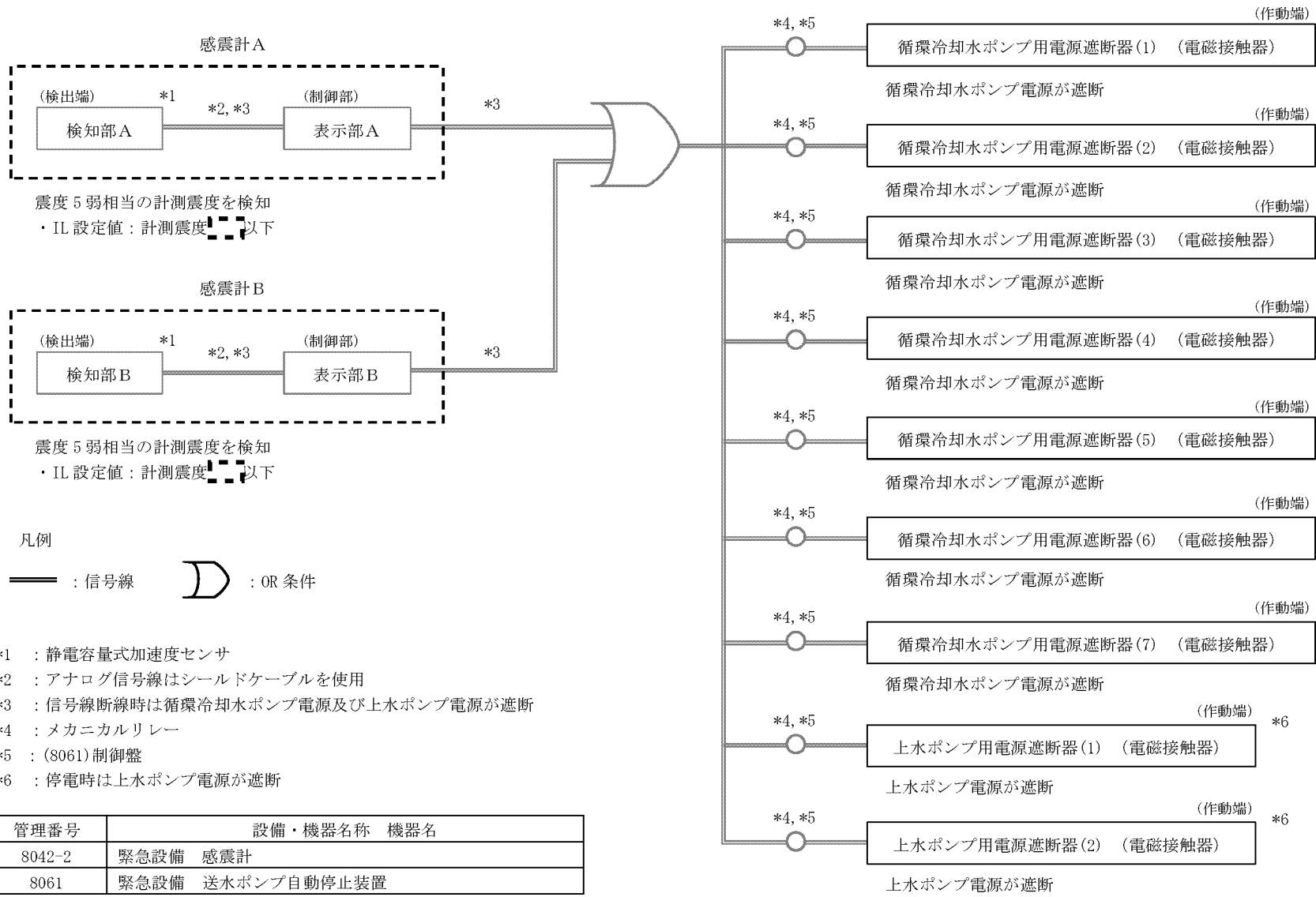
図リ - 他 - 1 6 (7) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (インターロック信号系統図)



管理番号	安全機構	構成機器
8061	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	(8042-2) 緊急設備 感震計 *1 循環冷却水用ポンプ 電源遮断器 上水用ポンプ 電源遮断器

*1 : 1箇所にて2台設置

図リー他ー16(8) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (機器配置図)

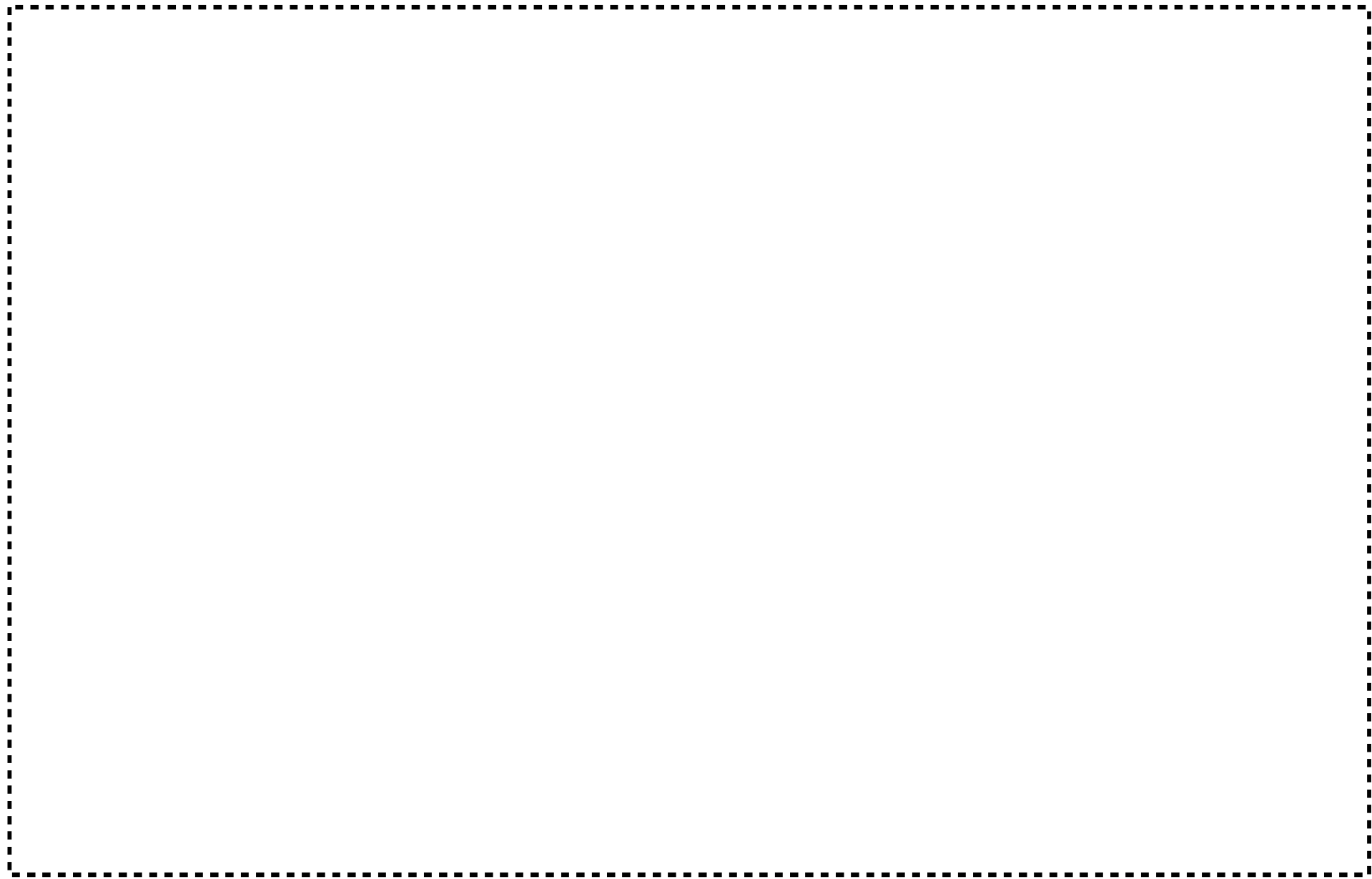


図リ - 他 - 1 6 (9) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (インターロック信号系統図)

赤色線：追加・変更部

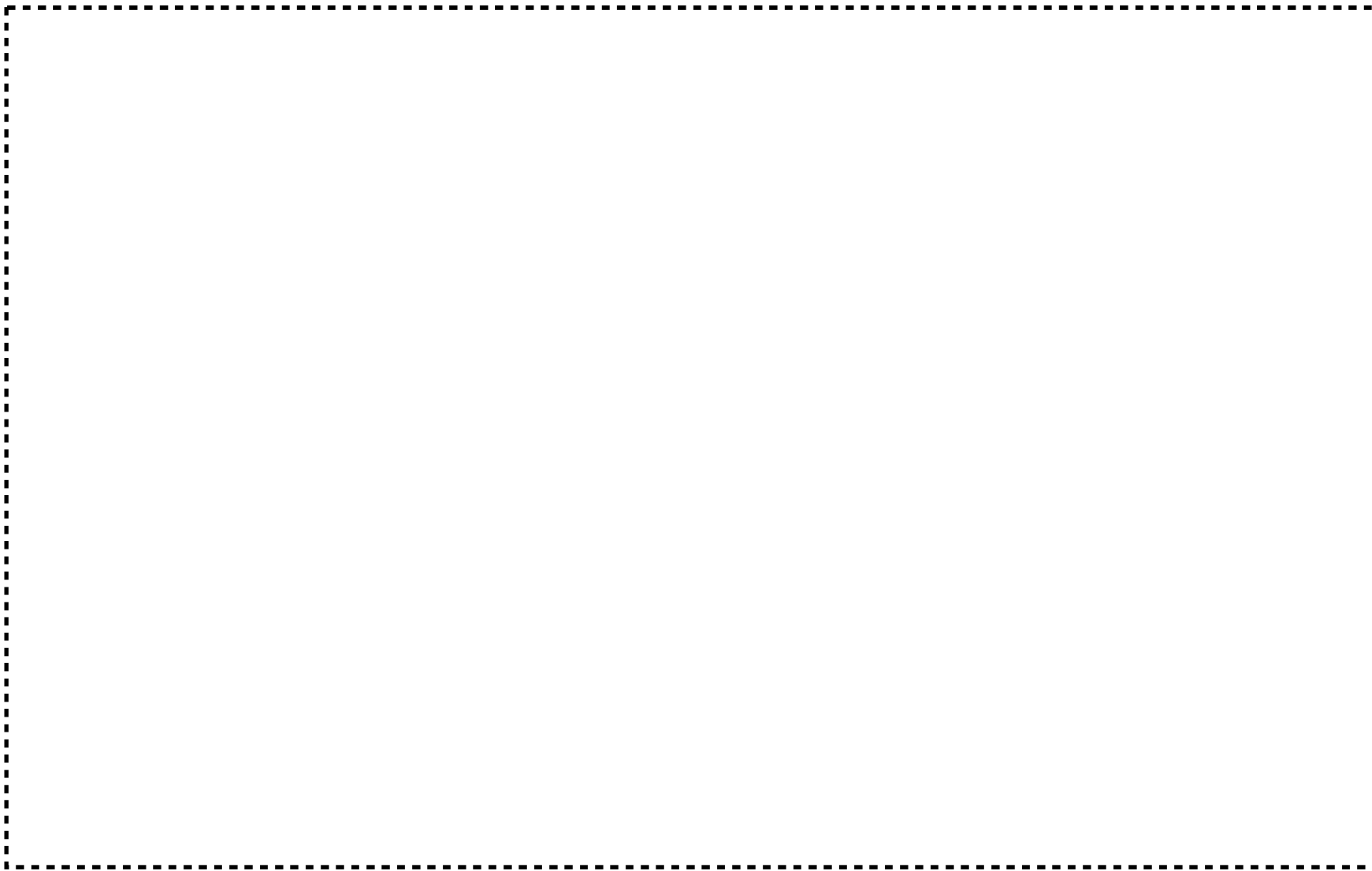


図リ一他一 1 7 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機及び供給瓶 No. 2-1 供給瓶 配管（一般冷却水）撤去範囲



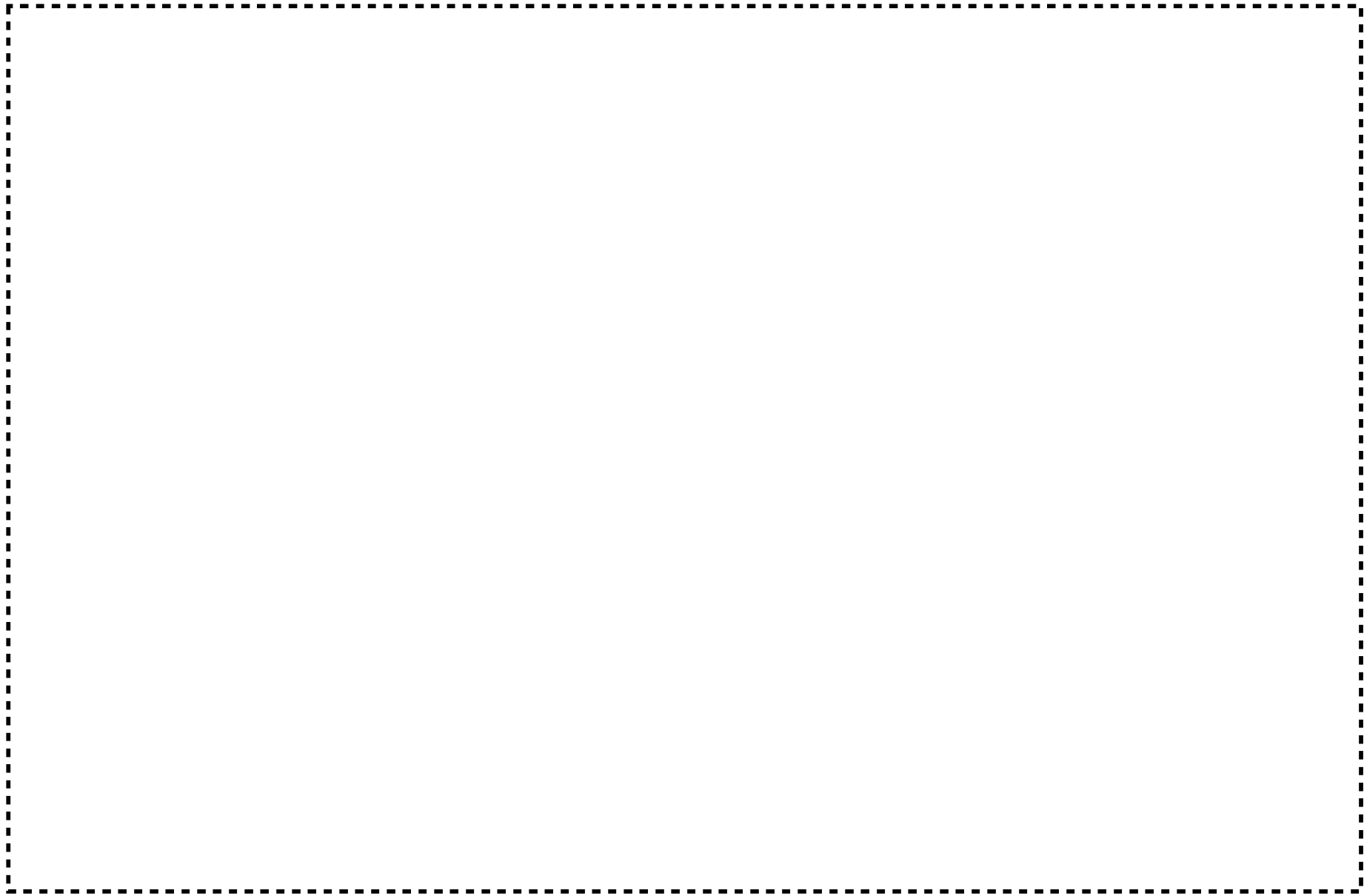
図リ一他一18(1) 後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(可燃性ガス配管)

2200

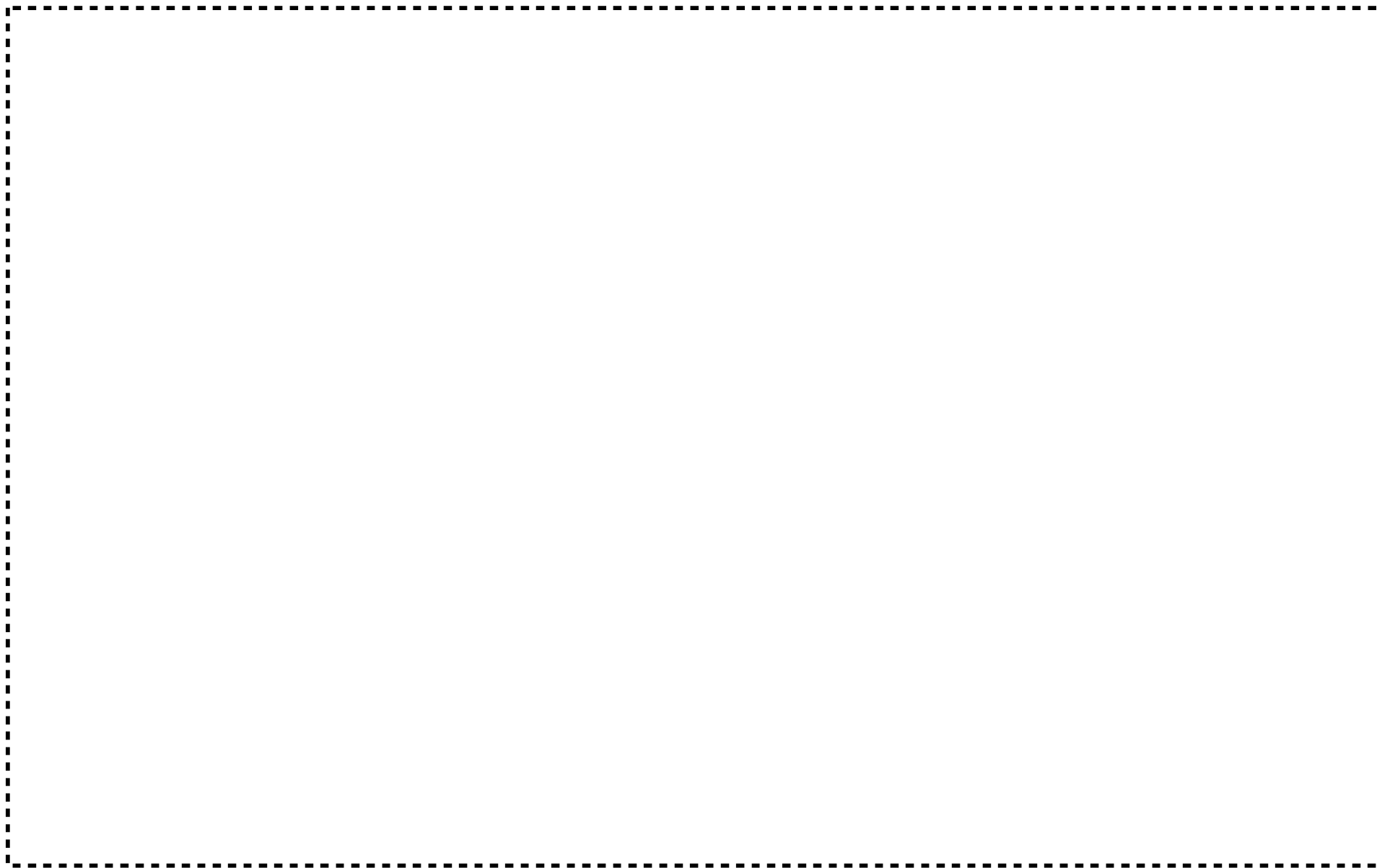


図リ一他一18(2) 後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(循環冷却水(連続焼結炉)配管)

青色線: 拡大範囲を示す枠線



図リ一他一18(3) 後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(上水配管)



図リ一他一18(4) 後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(第1廃液処理設備 配管)

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。なお、第1廃棄物貯蔵棟の緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）、緊急設備 堰、密閉構造扉、第3廃棄物貯蔵棟の緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）については、ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の項で示す。

a. 発電機・ポンプ棟

- ①エキスパンションジョイントの設置
- ②外部扉の改造

b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

- ①遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認
- ②遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認

c. 改造等を実施する設備・機器

表リー1（2）及び表リー1（3）の※の設備・機器の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。なお、非常用電源設備 No.1 非常用発電機は、k. 非常用電源設備に区分する。

d. 変更しない設備・機器

表リー1（2）及び表リー1（3）の※の設備・機器の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。なお、該当する設備は非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備A 非常用発電機であり、k. 非常用電源設備に区分する。

e. 撤去を実施する設備・機器

表リー1（2）の変更内容において、撤去を記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

f. 発電機・ポンプ棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））の改造

g. 第1廃棄物貯蔵棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

h. 第3 廃棄物貯蔵棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

i. 事務棟、保安棟設置の設備

通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認

j. 屋外設置の設備及び変更しない設備（dに記載するものを除く）

- ①通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造
- ②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認

k. 非常用電源設備

非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機を対象とする。

l. 第1 加工棟

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の改造（発信機のみ）

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。

- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

その他の加工施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 発電機・ポンプ棟の工事手順

発電機・ポンプ棟を図リ－a－1に示す手順で改造する。

- ① エキспанションジョイントの設置：図リ－a－1－1に示す手順で、図リ－建－1－6に示す発電機・ポンプ棟の南面の壁にエキспанションジョイントを設置する。
- ② 外部扉の改造：図リ－a－1－2に示す手順で、図リ－建－1－7～図リ－建－1－11に示す既設の外部扉をF1竜巻対策扉に改造する。また、発電機棟西側に追加で設置する避難用扉も同様にF1竜巻対策扉に改造する。

b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の工事手順

- ① 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認：図リ－b－1に示す手順で、第1－3貯蔵棟北側屋外に設置している既設の遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の新規制基準への適合性の確認を行う。
- ② 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認：図リ－b－1に示す手順で、第1－3貯蔵棟北側屋外に設置している既設の遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の新規制基準への適合性の確認を行う。

c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図リ－c－1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

d. 変更しない設備・機器の工事手順

図リ－d－1に示す手順に従う。なお、該当する設備は非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機であり、具体的な工事手順はk. 非常用電源設備に示す。

e. 撤去を実施する設備・機器の工事手順

図リ－e－1に示す手順で撤去を行う。

- 1) 各設備・機器を解体し撤去する。
- 2) 撤去の跡仕舞いとして、撤去跡の塗装を行う。
- 3) 加工施設全体としての性能検査を実施する。

f. 発電機・ポンプ棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設：図リー f - 1 に示す手順で、緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造：図リー f - 2 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リー f - 3 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

g. 第1廃棄物貯蔵棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リー g - 1 に示す手順で、緊急設備 避難通路の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造：図リー g - 2 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リー g - 3 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

h. 第3廃棄物貯蔵棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リー h - 1 に示す手順で、緊急設備 避難通路の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認：図リー h - 2 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リー h - 3 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

i. 事務棟、保安棟設置の設備の工事手順

通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認：図リー i - 1 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電

話交換機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機)、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

j. 屋外設置の設備及び変更しない設備 (d に記載するものを除く) の工事手順

①通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の改造: 図リー j-1 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の改造を行う。

②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認: 図リー j-2 に示す手順で、消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

k. 非常用電源設備の工事手順

以下に示す手順で非常用電源設備の改造及び検査を行う。

1) 改造を実施する非常用電源設備 No. 1 非常用発電機は、図リー c-1 及び図リー k-1 に示す手順で改造を行う。また、変更しない非常用電源設備 No. 2 非常用発電機及び非常用電源設備 A 非常用発電機は、図リー d-1 及び図リー k-1 に示す手順で検査を行う。

2) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を、図リー k-1 に示す手順で行う。

1. 第 1 加工棟の設備の工事手順

火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の改造 (発信機のみ): 図リー 1-1 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (発信機) の適合性確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

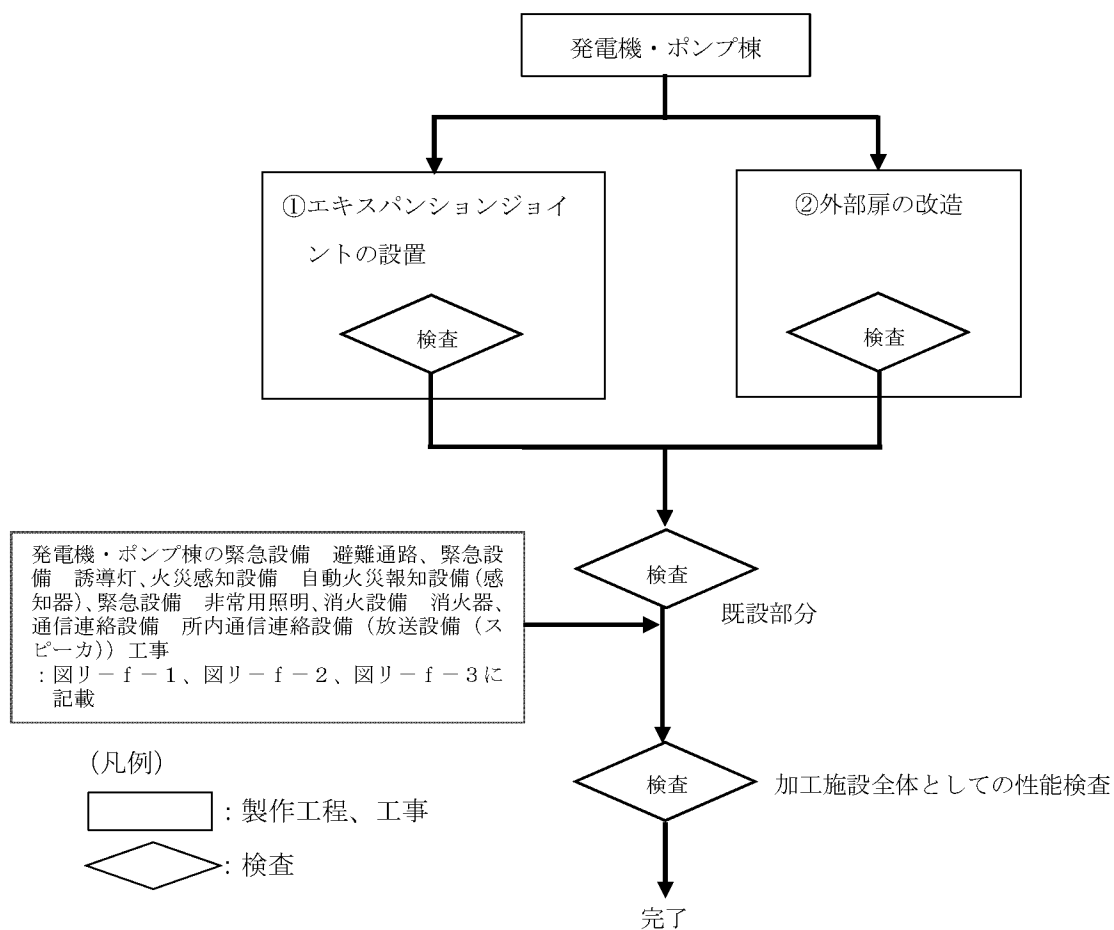
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1) 工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・ 本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第 2 加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値

を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。

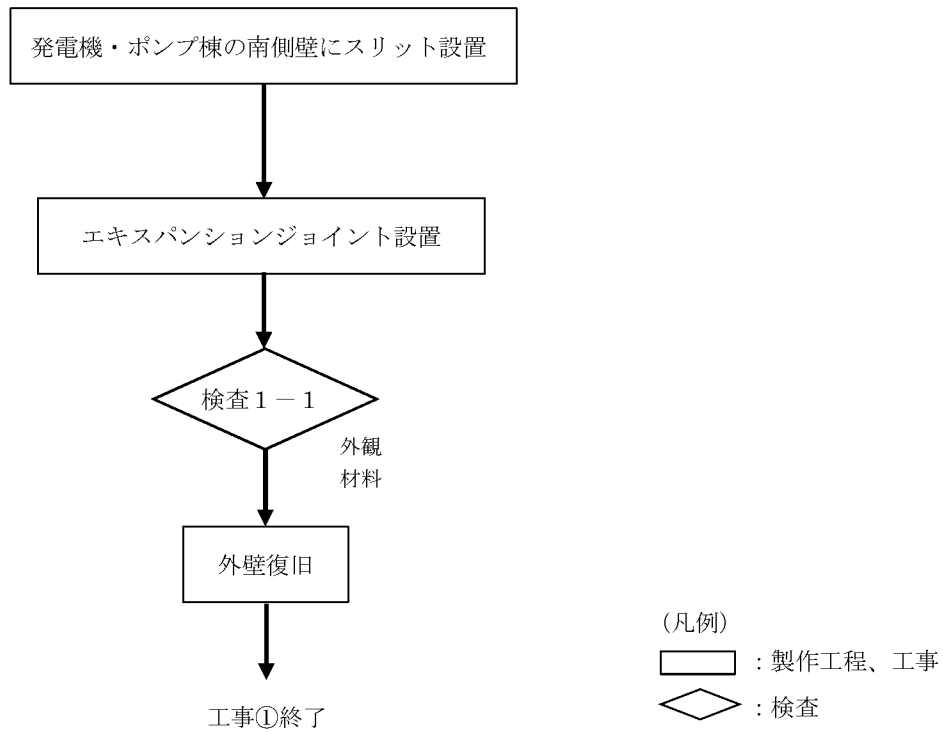
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合には、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200ℓドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200ℓドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 発電機・ポンプ棟



図リー a - 1 全体工事フロー

①エキスパンションジョイントの設置

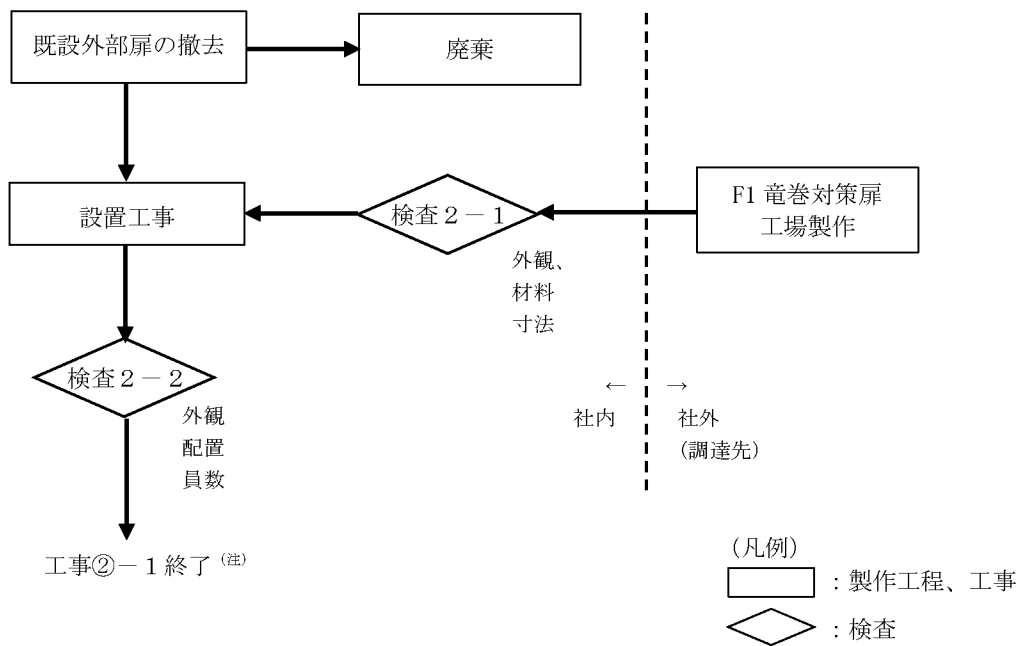


図リ - a - 1 - 1 個別工事フロー

②外部扉の改造

②-1 外部扉の改造

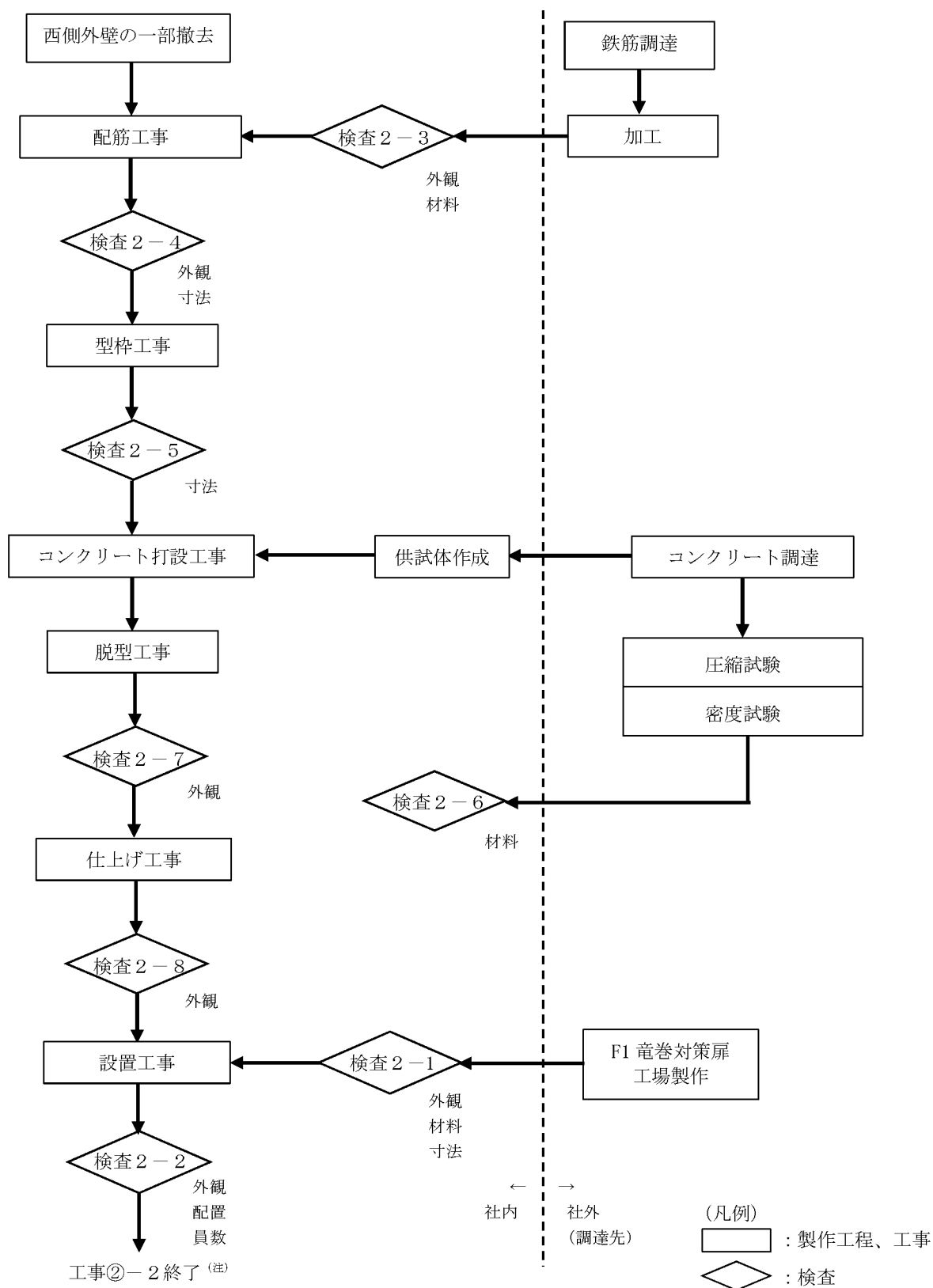
(扉番号：95、扉番号：96、扉番号：97)



注：工事②は工事②-1、工事②-2の2つの工事からなり、工事②-1、工事②-2の全ての工事終了をもって、工事②の終了とする。

図リ-a-1-2 個別工事フロー (1/2)

②-2 外部扉の追加設置
(扉番号：98)



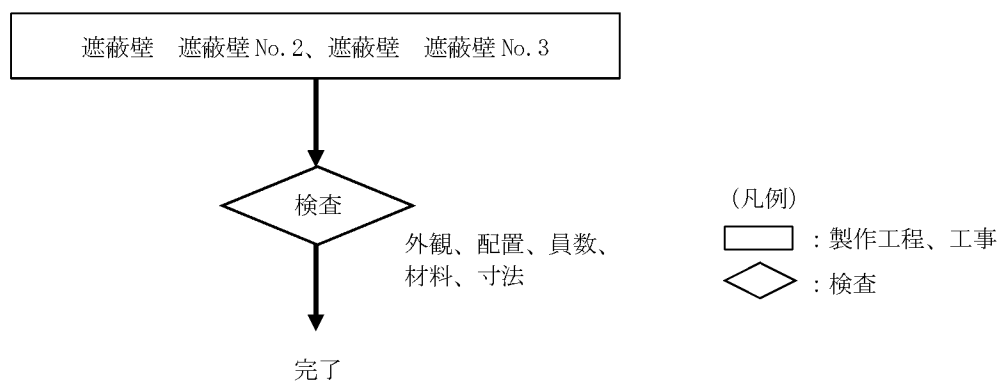
注：工事②は工事②-1、工事②-2の2つの工事からなり、工事②-1、工事②-2の全ての工事終了をもって、工事②の終了とする。

図リ-a-1-2 個別工事フロー (2/2)

b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

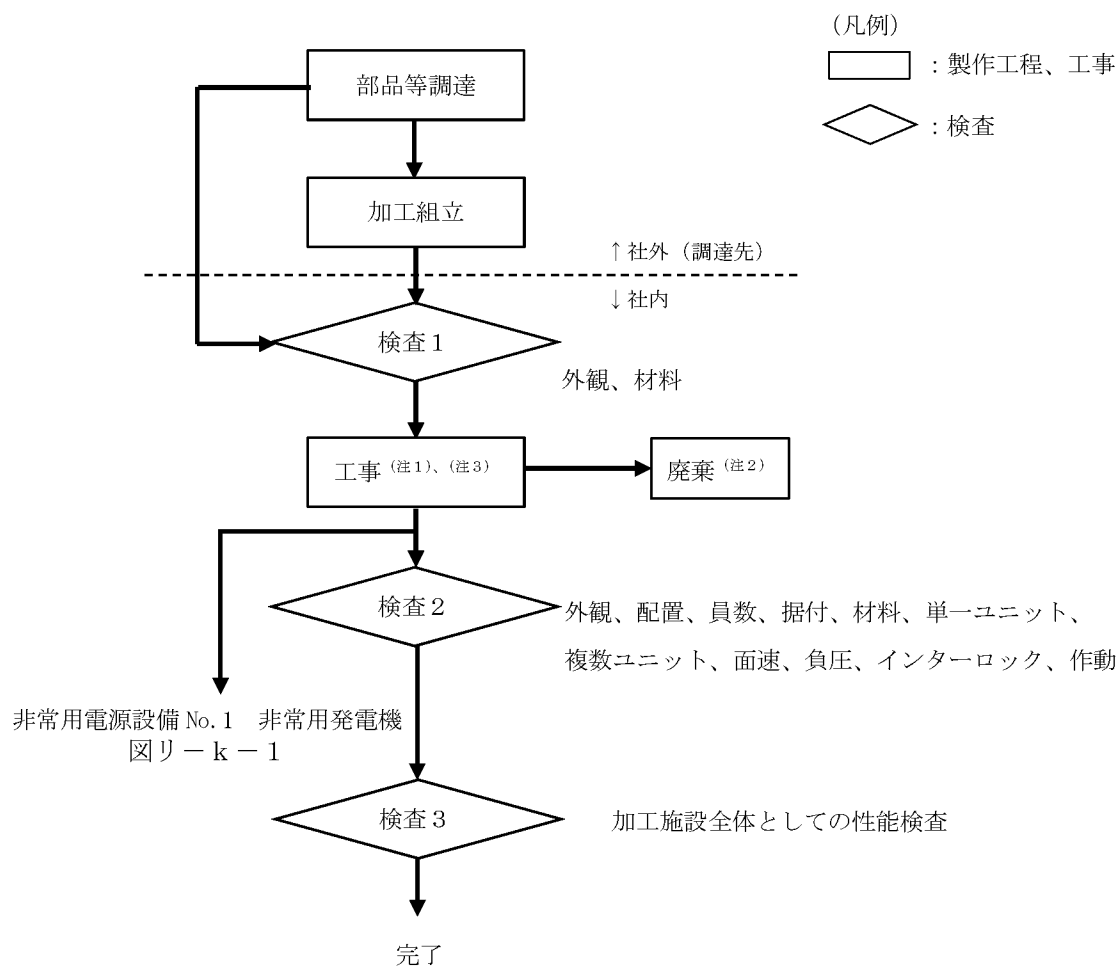
①遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認

②遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認



図リー b - 1 工事フロー

c. 改造等を実施する設備・機器



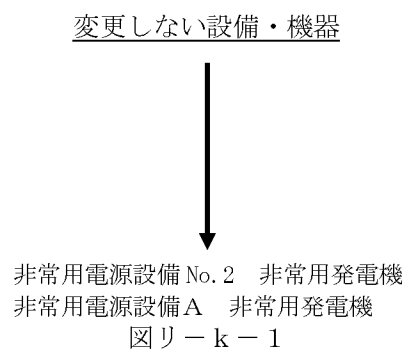
(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

(注3) 屋外/屋内消火栓の工事により、消火栓を使用した消火活動が行えない場合は、消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。

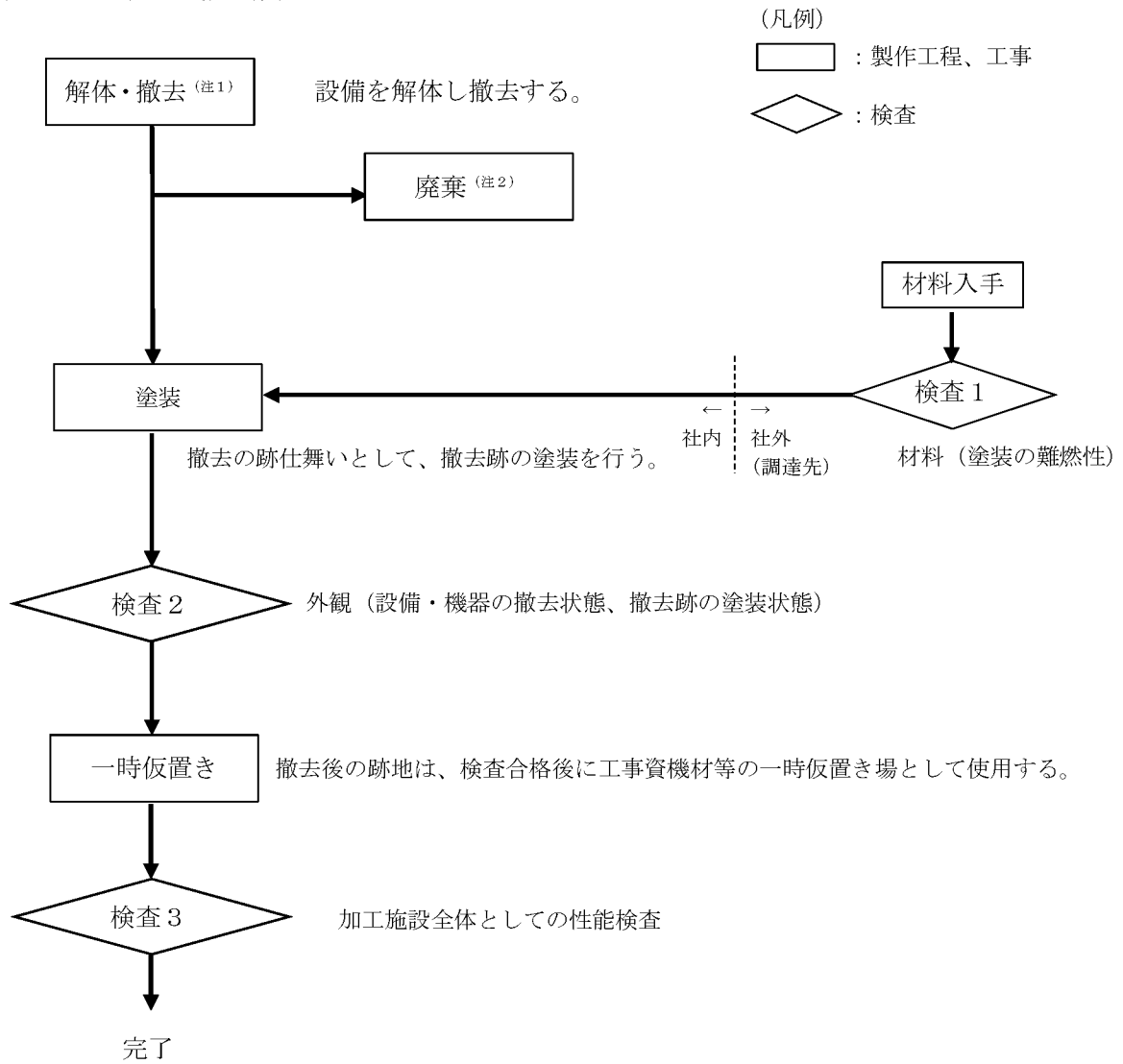
図リ-c-1 工事フロー

d. 変更しない設備・機器



図リ-d-1 工事フロー

e. 撤去を実施する設備・機器



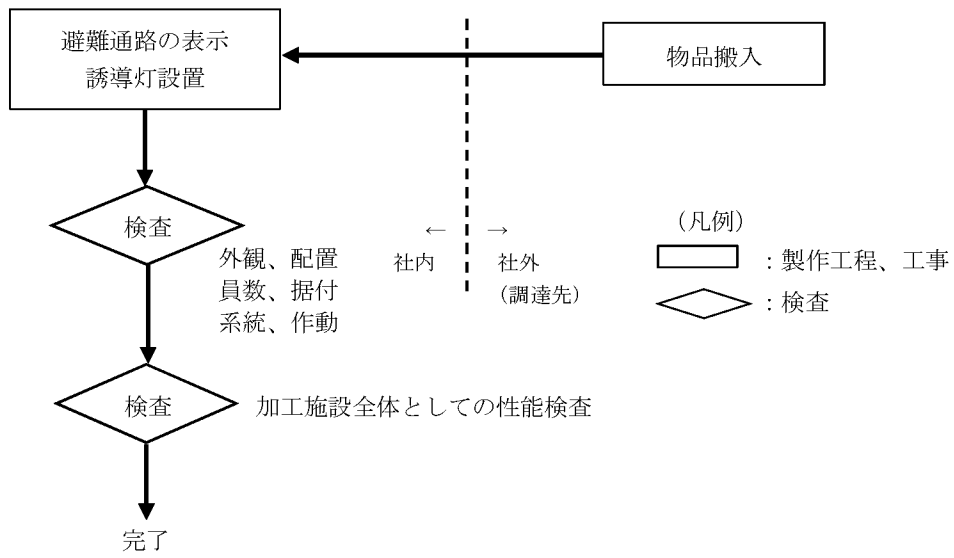
(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

図リ－e－1 工事フロー

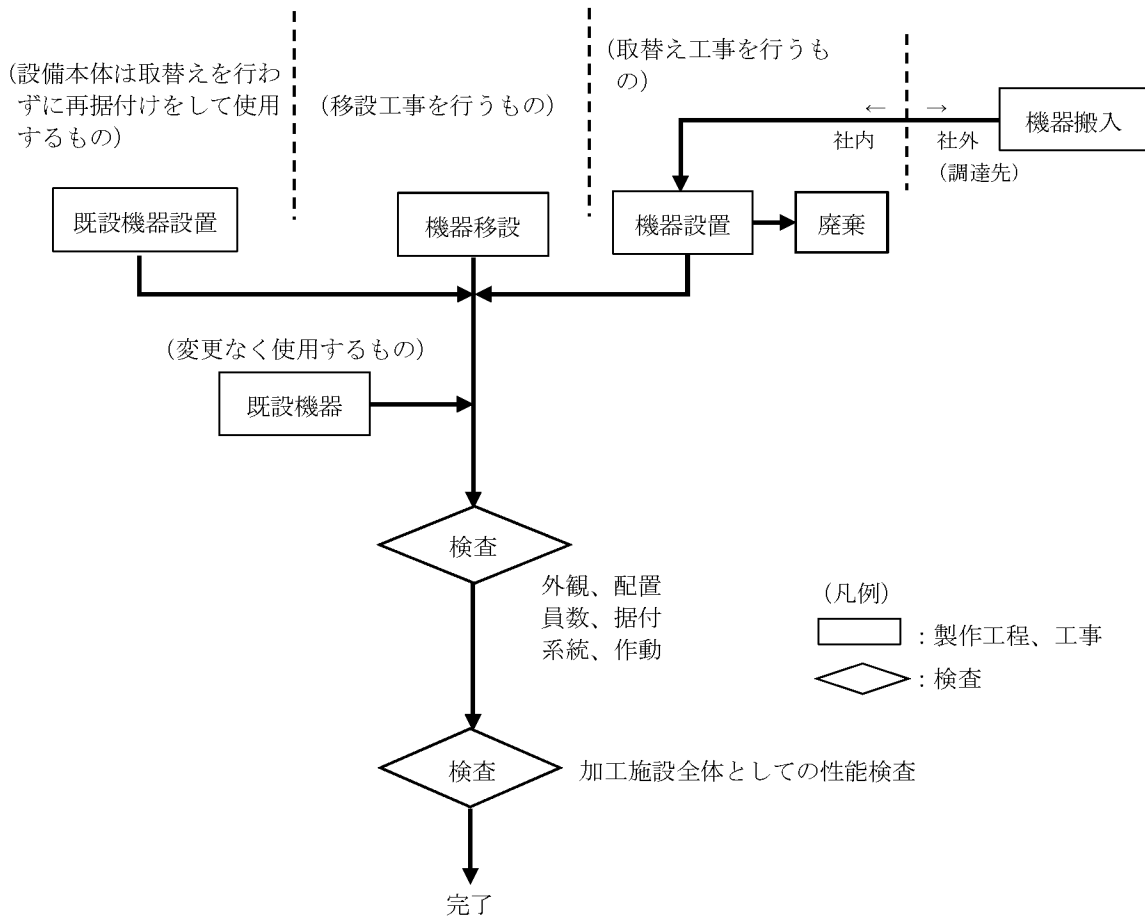
f. 発電機・ポンプ棟の付属設備

①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設



図リー f - 1 工事フロー

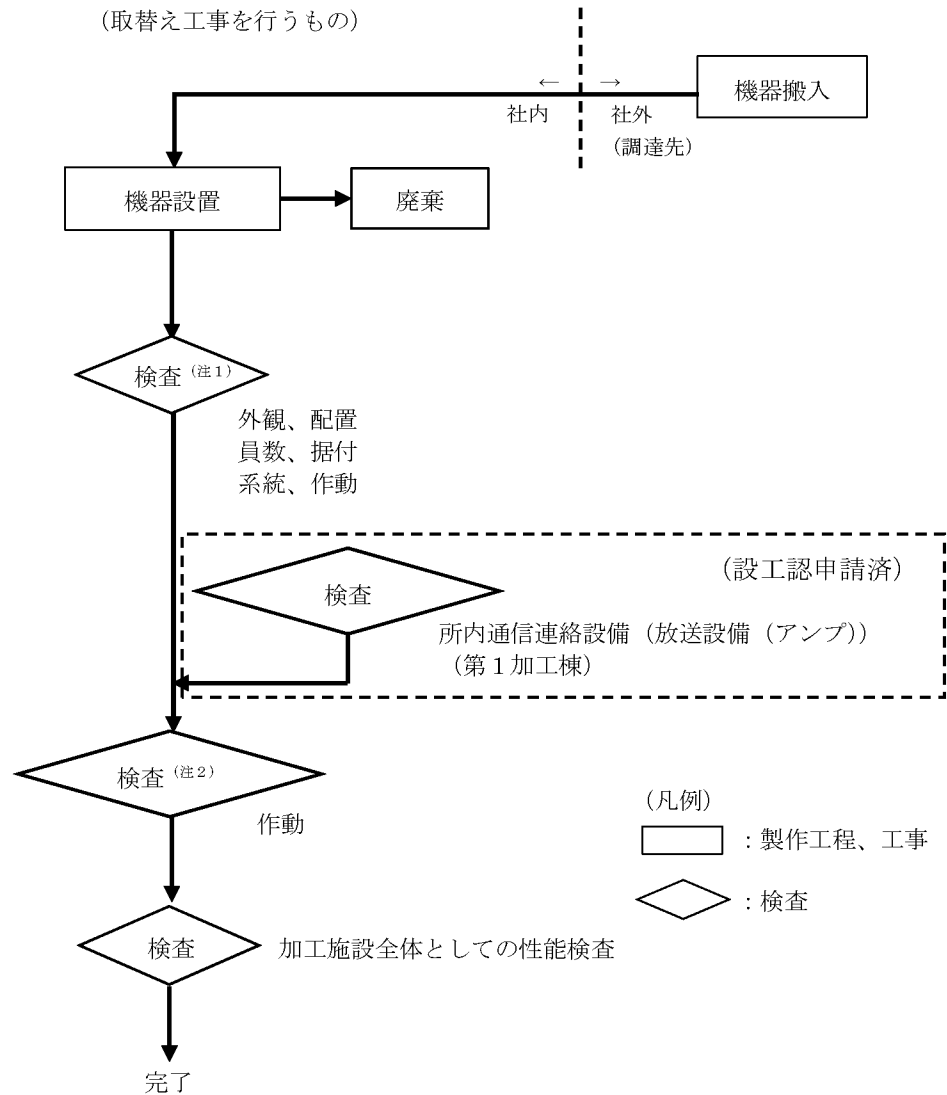
②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の
改造



(注) 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。

図リー f - 2 工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



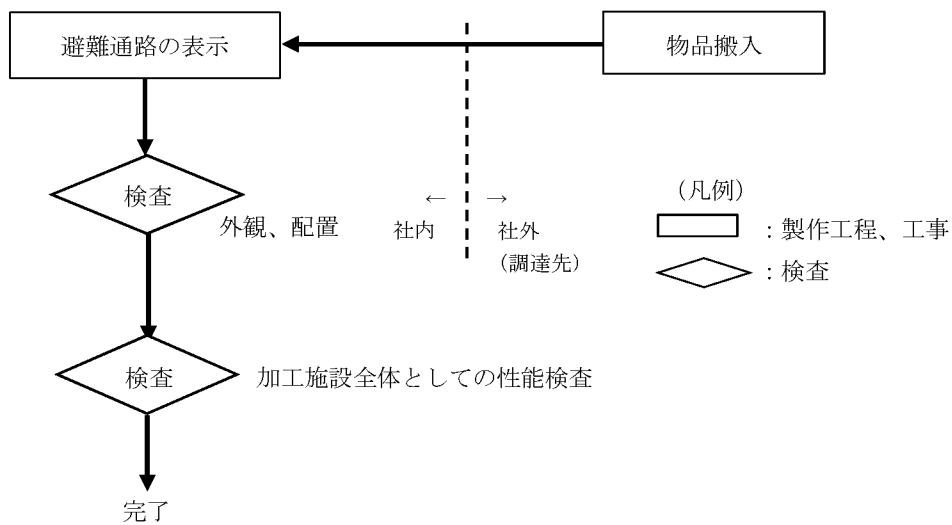
(注 1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第4次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注 2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

図リー f - 3 工事フロー

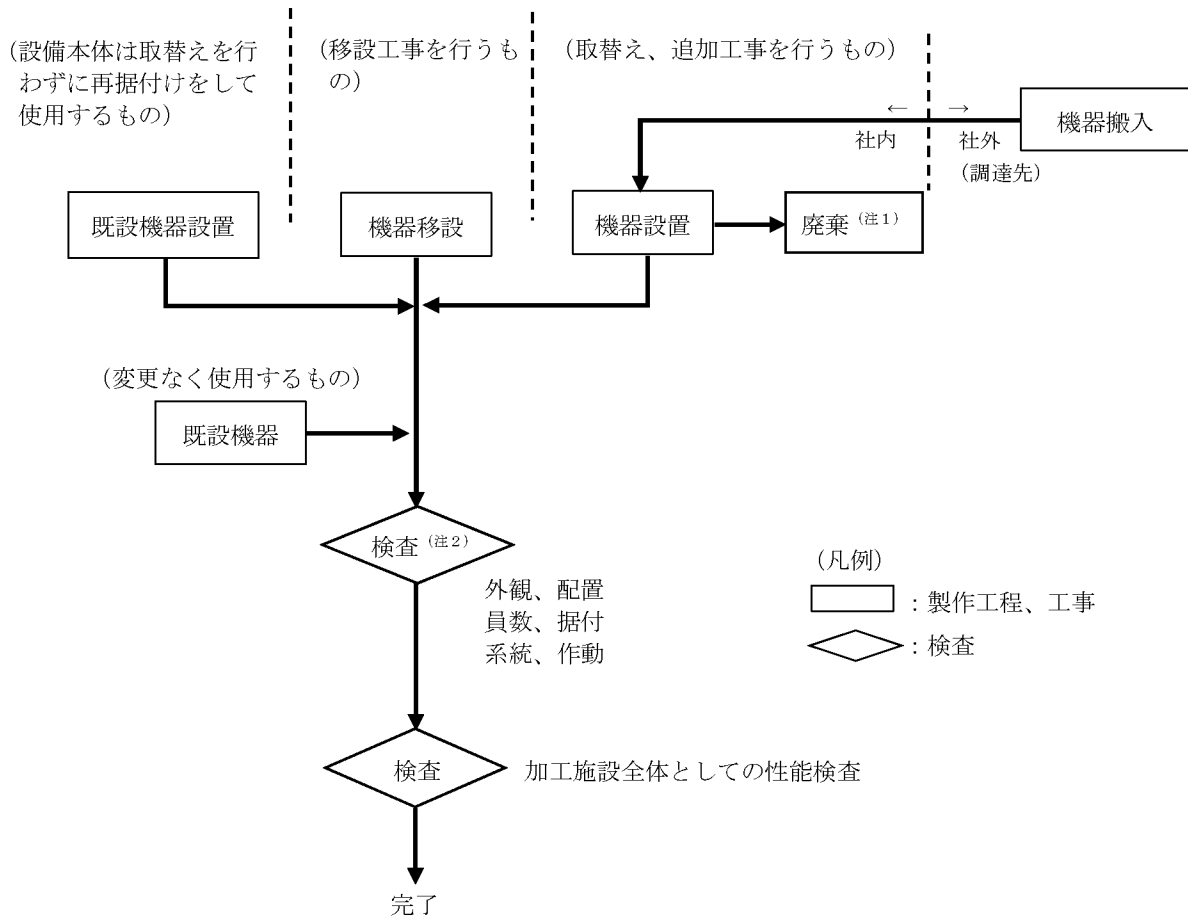
g. 第1 廃棄物貯蔵棟の付属設備

①緊急設備 避難通路の新設



図リー g - 1 工事フロー

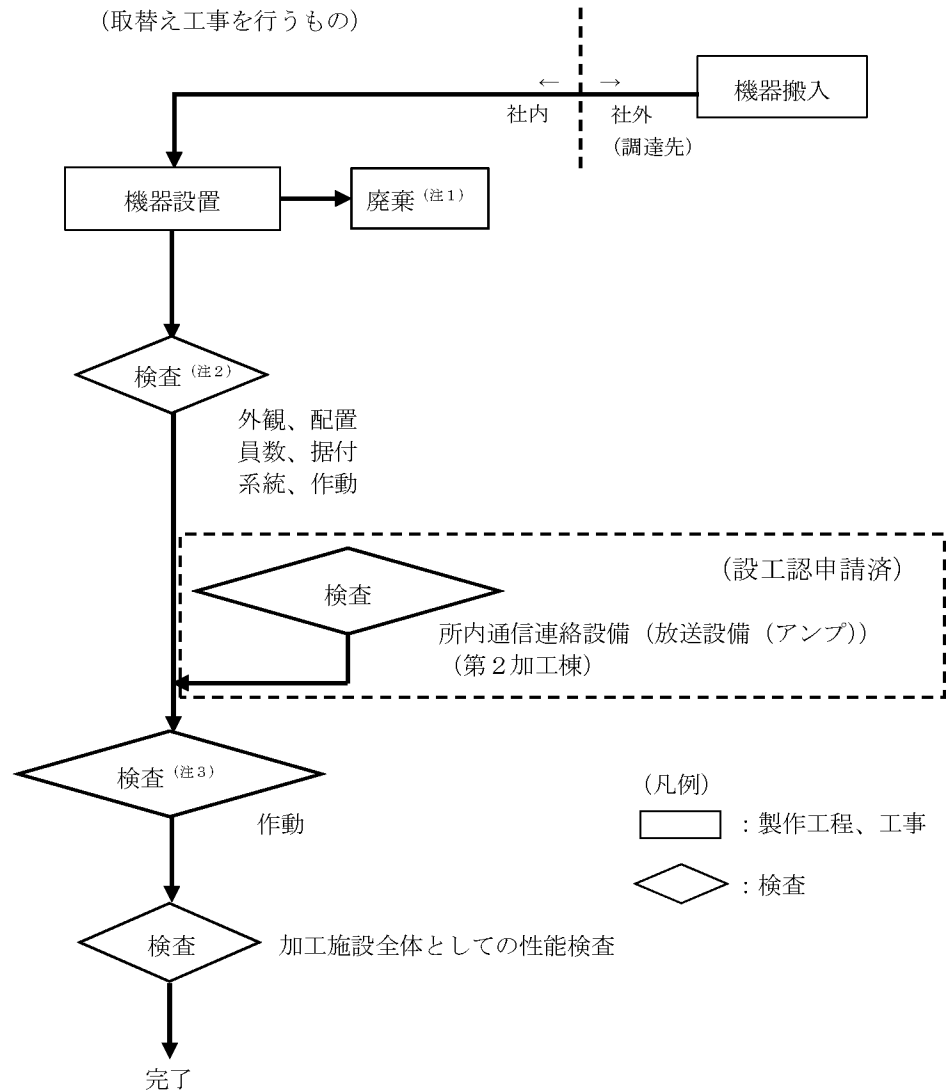
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、
 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照
 明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造



- (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- (注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の作動の検査は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、所内携帯電話機（PHS アンテナ）に付属する所内携帯電話機（PHS）を使用する。所内携帯電話機（PHS）は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー他ー11（6）に示すとおり、外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。
- (注) 第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の改造に当たっては、改造工事中に第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の安全機能が停止するが、代替措置として第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域周辺に監視人を配置する措置を講じる。

図リー-g-2 工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



(注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

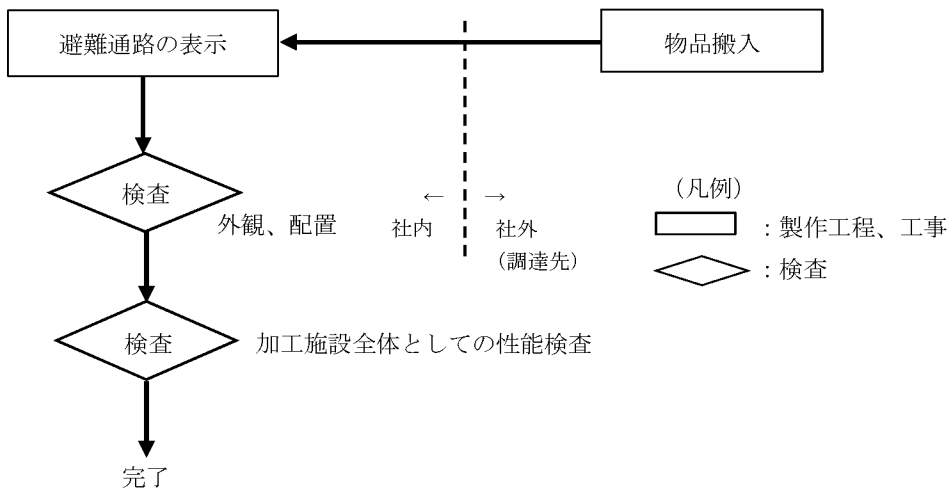
(注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注3) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

図リー-g-3 工事フロー

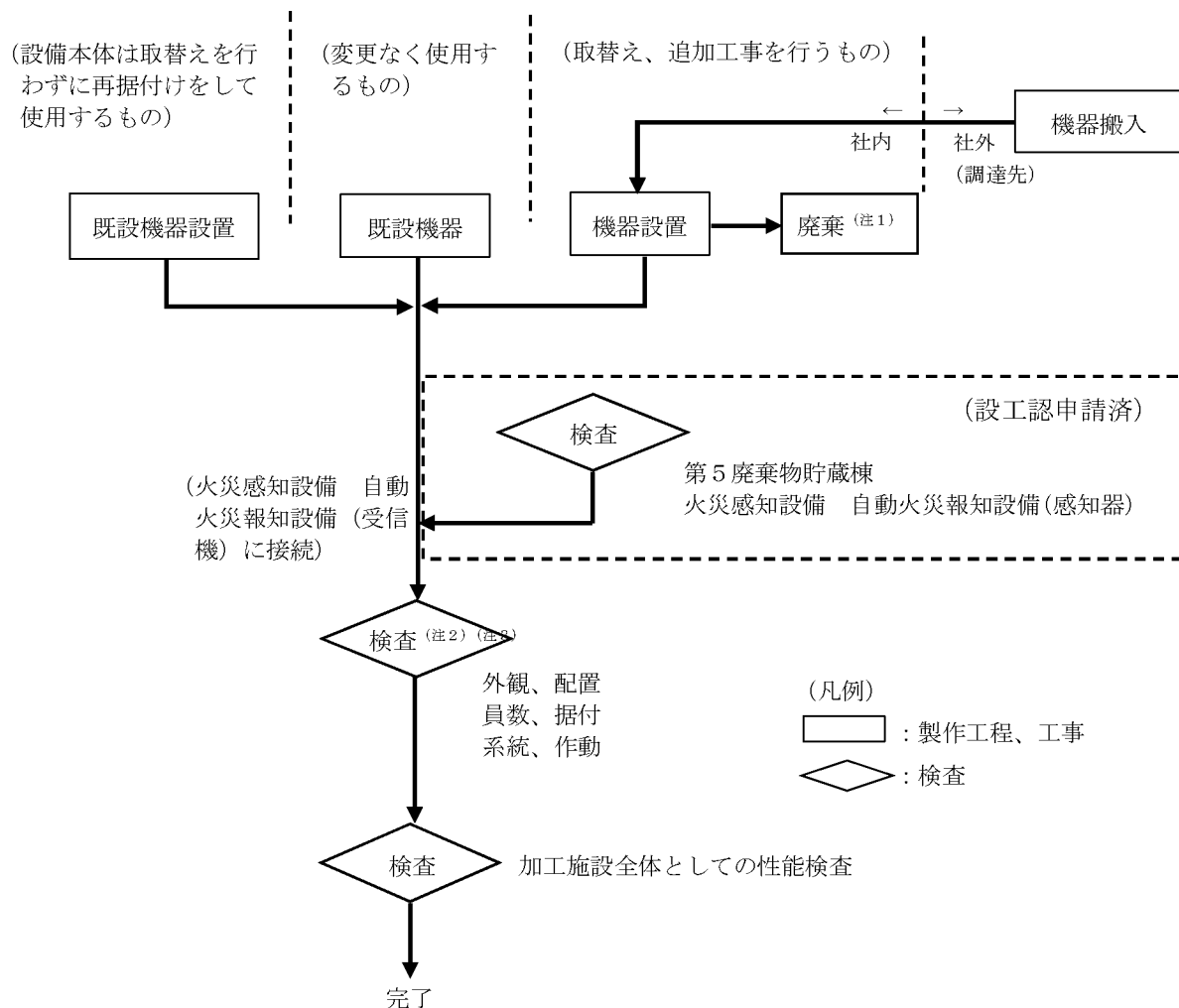
h. 第3廃棄物貯蔵棟の付属設備

①緊急設備 避難通路の新設



図リーh-1 工事フロー

②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、
緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認



(注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

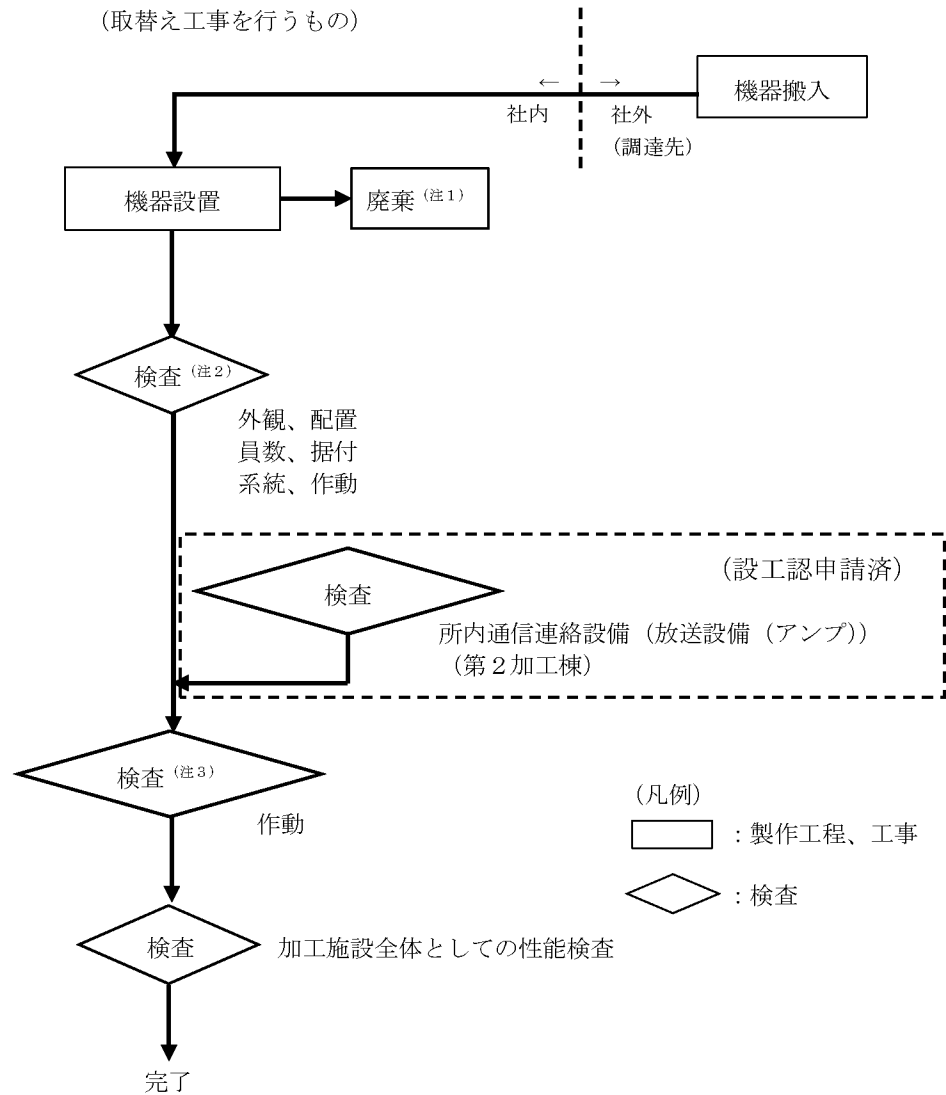
(注2) 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー他-11（6）に示すとおり、外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。

(注3) 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の検査後に、第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を保安上、使用開始する。

(注) 第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の改造に当たっては、改造工事中に第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の安全機能が停止するが、代替措置として第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域周辺に監視人を配置する措置を講じる。

図リー-h-2 工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

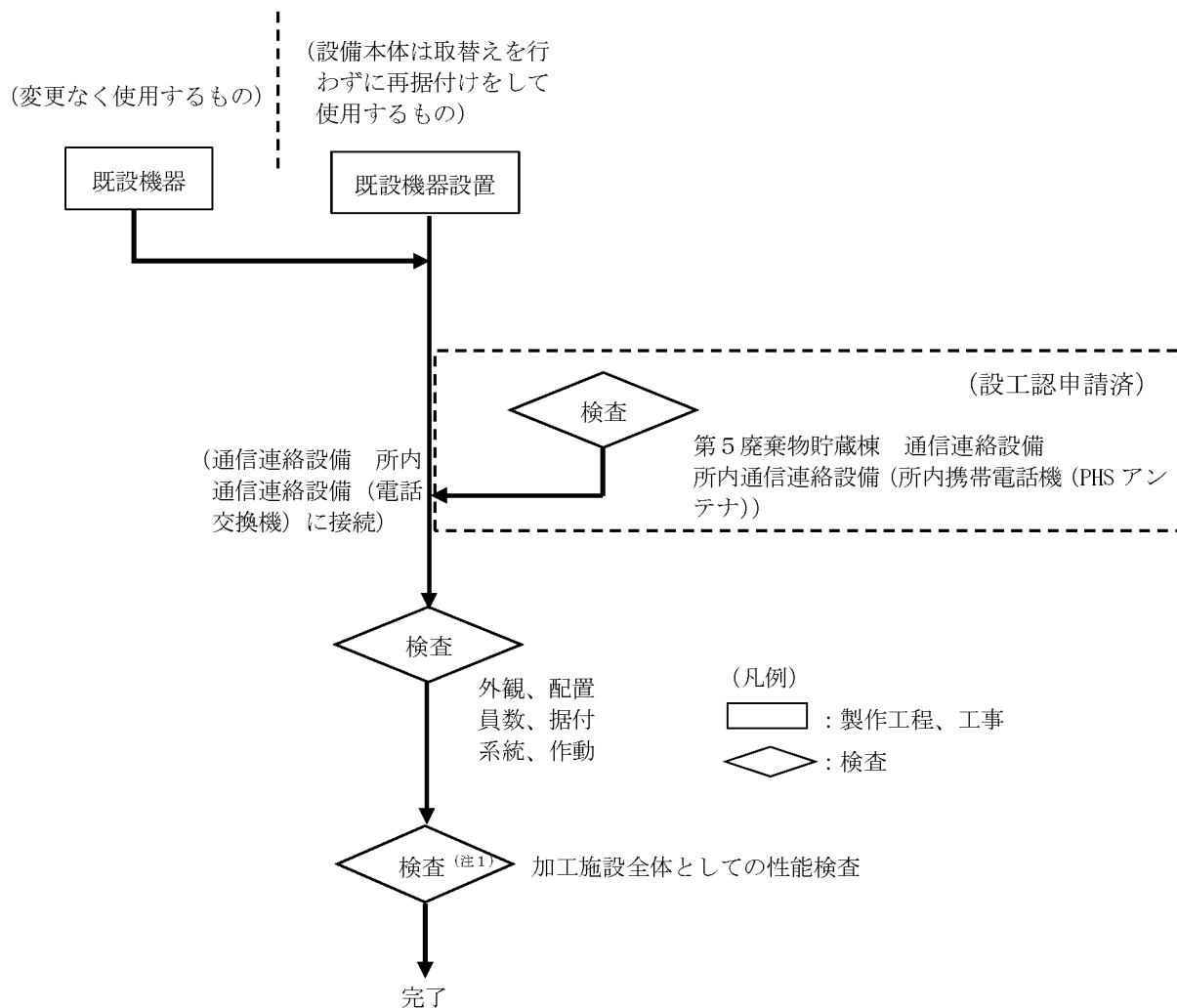


- (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- (注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。
- (注3) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

図リー-h-3 工事フロー

i. 事務棟、保安棟設置の設備

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機)、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認

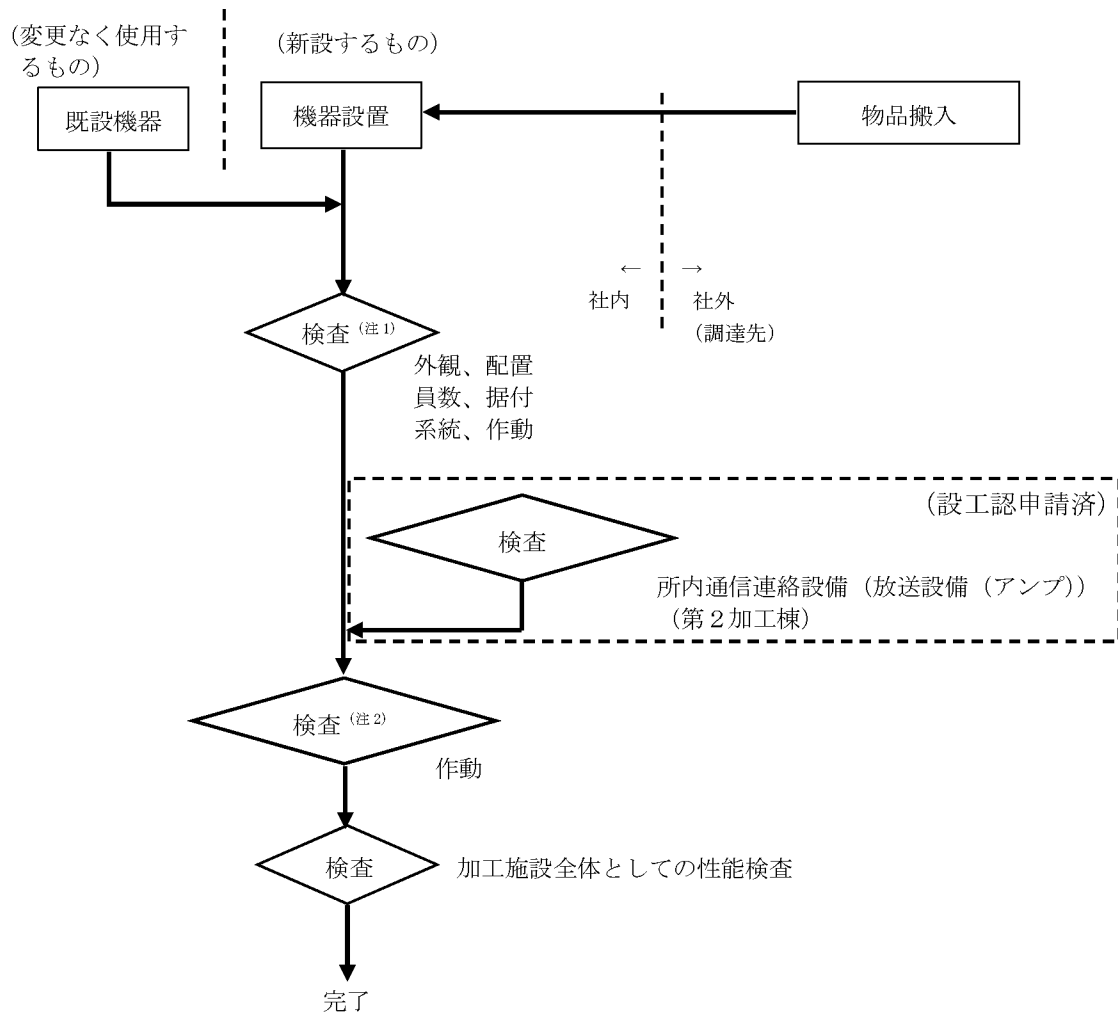


(注1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) の検査後に、第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) を保安上、使用開始する。

図リ - i - 1 工事フロー

j. 屋外設置の設備及び変更しない設備（dに記載するものを除く）

①通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

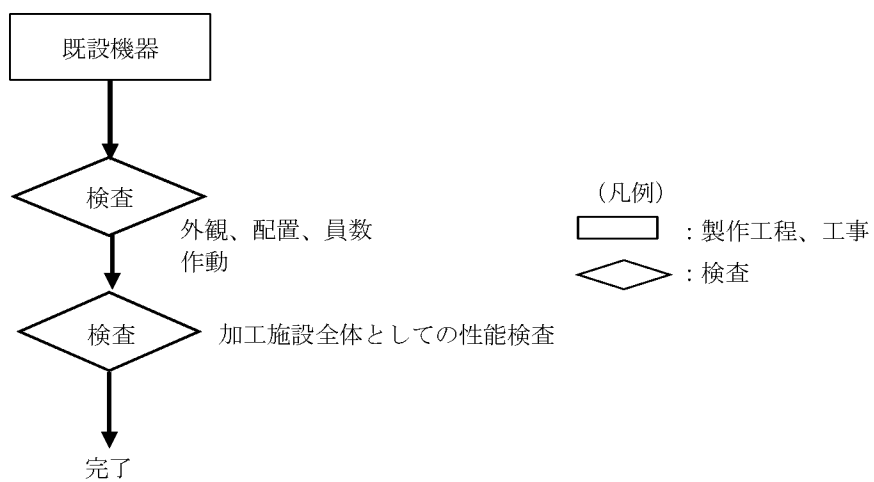


(注1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他－12（1）に示すとおり、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他－12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

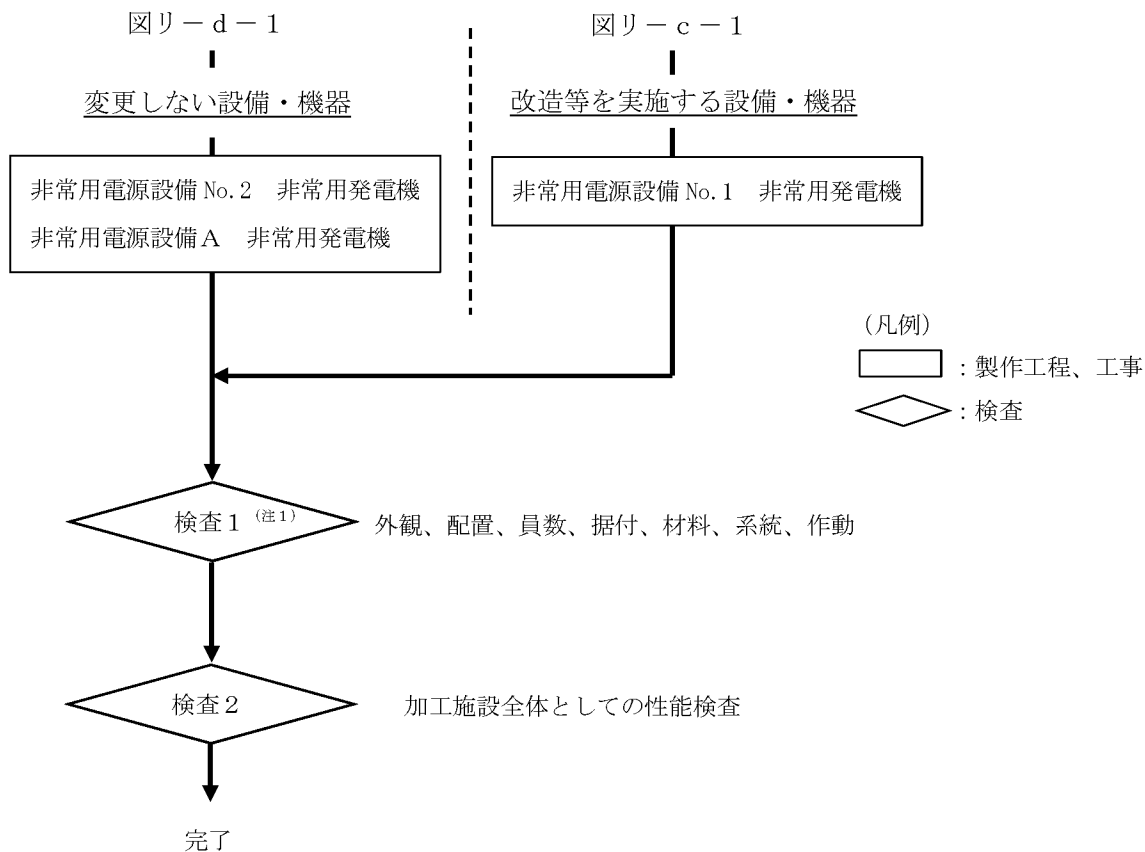
図リー j - 1 工事フロー

②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認



図リー j - 2 工事フロー

k. 非常用電源設備

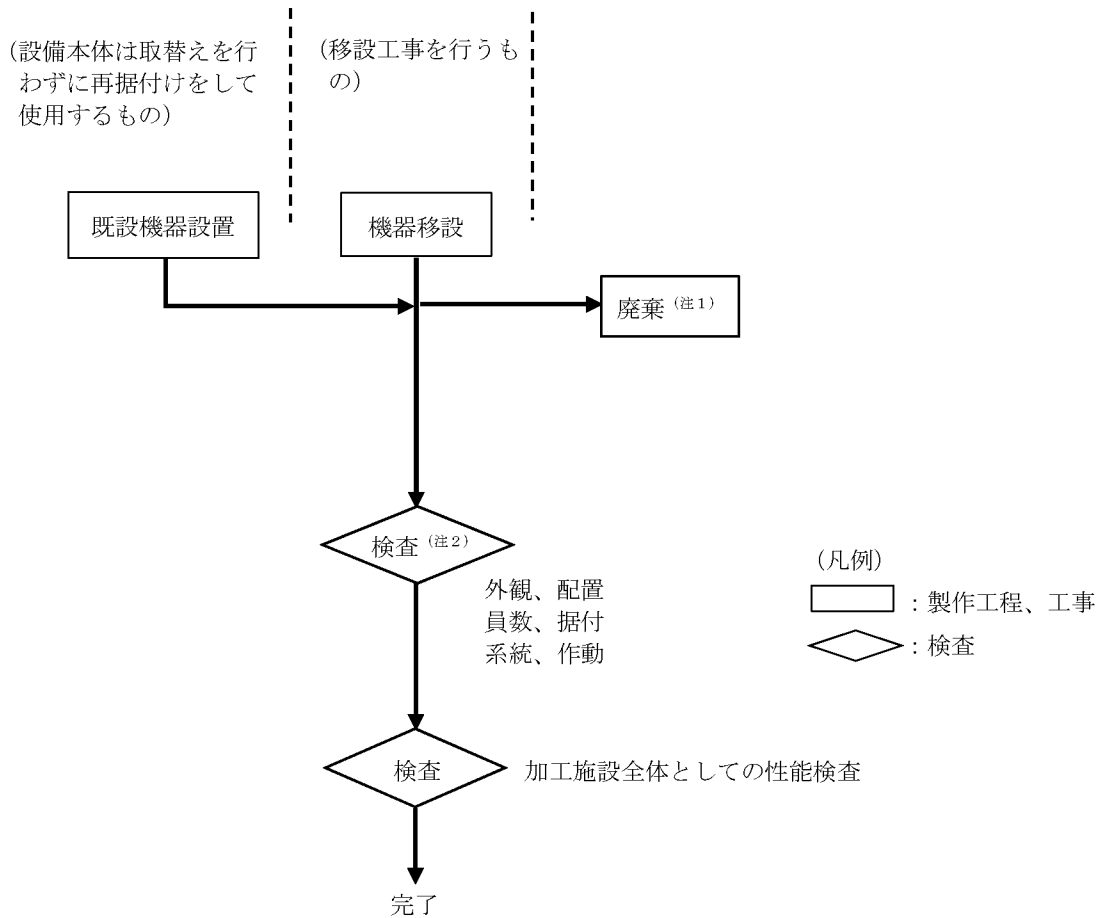


(注1) 非常用電源設備の検査後に、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）及び通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を保安上、使用開始する。

図リ-k-1 工事フロー

1. 第1加工棟設置の設備

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の改造（発信機のみ）



(注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

(注2) 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。

図リー1-1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

発電機・ポンプ棟は、外的事象から建物内部の機器・設備を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、発電機・ポンプ棟の付帯設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）は、発電機・ポンプ棟において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は、遮蔽機能を有する。

非常電源設備は外部電源喪失時に、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯等に電源を供給する機能を有する。

消火栓は加工施設内での火災発生時の消火活動に必要不可欠な安全機能を有する。

第1加工棟の放射線測定装置は、固体廃棄物中に含まれるウラン量を管理するための機能を有する。

これらの安全機能は加工施設の維持管理に不可欠であるため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

第1廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）、第3廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）の継続使用については、ト．放射性廃棄物の廃棄施設の項で示すとおりとする。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第リ－1表に、検査の方法を第リ－2表～第リ－4表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第リ－5表及び第リ－7表に、検査の方法を第リ－6表及び第リ－8表に示す。

加工施設全体としての性能検査の項目を第リ－9表に、検査の方法を第リ－10表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ－3表に示す。

第リ－1表 建物・構築物に係る検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査					第2号検査
				外観	配置	員数	材料	寸法	作動
その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	改造	○	○	○	○	○	—
	第1－3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	変更なし	○	○	○	○	○	—
	第1－3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	変更なし	○	○	○	○	○	—

第リ-2表 (1/2) 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 発電機・ポンプ棟 ①エキスパンションジョイントの設置 (図リ-a-1 全体工事フロー、図リ-a-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	発電機・ポンプ棟の南側壁にエキスパンションジョイントを有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	図リ-建-1-6のとおり、発電機・ポンプ棟の南側壁に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。
		材料	エキスパンションジョイントの材質が  であること及び不燃性又は難燃性材料で造られていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エキスパンションジョイントの材質が  であること及び不燃性又は難燃性材料で造られていること。
a. 発電機・ポンプ棟 ②外部扉の改造 (図リ-a-1 全体工事フロー、図リ-a-1-2 個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)が別表リ-建-1-2及び図リ-建-1-10のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図リ-建-1-8のとおりであること。
	検査2-2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造) F1 竜巻対策扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図リ-建-1-7のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図リ-建-1-8のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質、呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質、呼び径が別表リ-建-1-2のとおりであること。
	検査2-4	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋、あと施工接着系アンカーの呼び径、配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの呼び径、配筋ピッチが図リ-建-1-11のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
 (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第リ-2表 (2/2) 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾	判定基準 ⁽³⁾
a. 発電機・ポンプ棟 ②外部扉の改造 (図リ-a-1 全体工事フロー、図リ-a-1-2 個別工事フロー参照)	検査2-5	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図リ-建-1-1のとおりであること。
	検査2-6	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		材料	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。
	検査2-7	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	脱型後のコンクリートの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
検査2-8	外観	仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第リ－3表（1／2） 建物・構築物に係る検査の方法（a. 発電機・ポンプ棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
建物	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図リ－1－1－1のとおりであること。
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
		配置	基礎の支持層がN値10以上であることを関係書類等により確認する。	図リ－建－1－4のとおり、基礎の支持層がN値10以上の洪積層（砂質土層）であること。
構面（柱・はり・壁で構成される面）		配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図リ－建－1－16及び図リ－建－1－17のとおりであること。
柱	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18（2）のとおりであること。
			柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図リ－建－1－18（2）のとおりであること。
はり	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18（3）のとおりであること。
			はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図リ－建－1－18（3）のとおりであること。
壁	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18（4）のとおりであること。
壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図リ－建－1－15のとおりであること。また、図リ－建－1－19に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであること。			
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18（5）のとおりであること。
	床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。		床の厚さが図リ－建－1－14（3）のとおりであること。	
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ－3表（2／2） 建物・構築物に係る検査の方法（a. 発電機・ポンプ棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18（5）のとおりであること。
			屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図リ－建－1－14（4）のとおりであること。
開口部	ガラリ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ－４表 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 ①遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認 ②遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認 (図リ－b－1 工事フロー参照)	検査	外観	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の外観を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 に使用上有害な傷及び変形がないこと。 遮蔽壁 No. 3 に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の配置を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配置が図リ－建－2－2 のとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の配置が図リ－建－2－2 のとおりであること。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の基礎が支持層に到達していることを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。 遮蔽壁 No. 3 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。
		員数	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の員数を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の員数が 1 基であること。 遮蔽壁 No. 3 の員数が 1 基であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の鉄筋の材料、強度が別表リ－建－2－1 のとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度が別表リ－建－3－1 のとおりであること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの圧縮強度が別表リ－建－2－1 のとおり \geq N/mm ² 以上であること。 遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度が別表リ－建－3－1 のとおり \geq N/mm ² 以上であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの気乾単位容積質量が \geq 以上であること。 遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの気乾単位容積質量が \geq 以上であること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ－建－2－1 及び図リ－建－2－3 のとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ－建－3－1 及び図リ－建－2－3 のとおりであること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の寸法が別表リ－建－2－1 かつ表リ－建－2 (遮蔽壁 No. 2 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の寸法が別表リ－建－3－1 かつ表リ－建－3 (遮蔽壁 No. 3 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ－5表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査				
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	複数 ユニット	面速	負圧	IL*	作動	
その他の 加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機室	非常用電源設備 No. 1	非常用発電機	改造	①②⑤	①	①②	①②④	①②⑤	①	—	—	— ⁽¹⁾	—	①②	
		屋外	—	非常用電源設備 No. 2	非常用発電機	変更なし	①⑤	①	①	①	①⑤	①	—	—	— ⁽¹⁾	—	①②
			非常用電源設備 A	非常用発電機	変更なし	①⑤	①	①	①	①⑤	①	—	—	—	—	①②	
	第2加工棟	第2分析室	分析設備	粉末取扱フード No. 1	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	①②	—	①	①	—	—	—	
			分析設備	粉末取扱フード No. 2	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	①②	—	①	①	—	—	—	
			分析設備	粉末取扱フード No. 3	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	①②	—	①	①	—	—	—	
			分析設備	ドラフトチャンバ No. 1	改造	①②③⑤⑥	①	①②	②	②	—	①	—	—	—	—	
			分析設備	ドラフトチャンバ No. 2	改造	①②③⑤⑥	①	①②	②	②	—	①	—	—	—	—	
			分析設備	ドラフトチャンバ No. 3	改造	①②③⑤⑥	①	①②	②	②	—	①	—	—	—	—	
		第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	改造	①③⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	—	①	—	—	
			燃料開発設備	試料調整用フード	改造	①③⑤⑥	①	①	①②	①②	—	①	①	—	—	—	
			燃料開発設備	試料調整用フード No. 1	改造	①③⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	①	—	—	—	
			燃料開発設備	試料調整用フード No. 2	改造	①③⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	—	①	—	—	
			燃料開発設備	粉末取扱フード	改造	①②③	①	①②	①④	①②	—	①	①	—	—	—	
			燃料開発設備	プレス	改造	①③⑤⑥	①	①	②⑤	①②	—	①	①	—	—	—	
			燃料開発設備	加熱炉	改造	①②③④⑤ ⑥⑨	①	①②	①②④ ⑤⑥	①②	—	①	—	—	—	①	—
			燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	改造	①②③④⑤ ⑥⑨	①	①②	①② ⑤⑥	①②	—	①	—	—	—	①	—
			第2分析室	分析設備	計量設備架台 No. 12	撤去	⑦⑧	—	—	—	④	—	—	—	—	—	—
			第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 13	撤去	⑦⑧	—	—	—	④	—	—	—	—	—	—
				試験検査設備	計量設備架台 No. 14	撤去	⑦⑧	—	—	—	④	—	—	—	—	—	—

*IL：インターロック

(1) 負圧の維持に必要な局所排気設備への電源供給は、第リ－10表 加工施設全体としての性能検査の検査の方法で確認する。

第リー6表（1／2） 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
		④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
		⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
		⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑥漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
		⑦設備・機器の撤去跡の外観を目視又は関係書類等により確認する。(撤去)	⑦設備・機器が撤去されていること。
		⑧撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を目視により確認する。(撤去)	⑧第1種管理区域の設備・機器撤去跡には樹脂系塗装を施していること。
		⑨接地を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑨接地線が適切に設置されていること。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第1-6表 (2/2) 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目	検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準	
設備配置検査	据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		③ (欠番)	③ (欠番)
		④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		⑤設備・機器の据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	⑤設備・機器を建物又は架台にボルト等で固定していること。
		⑥配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	⑥配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		③ (欠番)	③ (欠番)
		④第1種管理区域の設備・機器撤去跡に施す樹脂系塗装の材料を関係書類等により確認する。(撤去)	④塗料の材料が難燃性かつ腐食しにくい材料であること。
		⑤基礎のコンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(既設)	⑤基礎のコンクリートの圧縮強度が各設備の仕様表別表の材料一覧のとおりであること。
系統検査	系統	①非常用電源系統が系統図及び配線用遮断器結線図のとおりに接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①非常用電源系統が系統図及び配線用遮断器結線図のとおりに接続点に接続されていること。
臨界防止検査	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30.5 cm以上であること。
作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①開口部の面速が0.5 m/秒以上であること。
	負圧	①設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①囲い式フード内の負圧が9.8 Pa以上であること。
	インターロック	①信号系統図のとおりに動作試験を行う。(既設) (改造)	①信号系統図のとおりに動作すること。
	作動	①停電状態を模擬した無負荷試験を行う。(既設) ②非常用電源設備の発電機出力を関係書類等により確認する。(既設)	①非常用発電機が自動的に起動し所定の電圧(220 V ±2.5%)及び周波数(60 Hz +3-0 Hz)を40秒以内に確立すること ②発電機出力が仕様表のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

(4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第リー7表（1／4） 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査		
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動	
その他の加工施設	第2加工棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	— ⁽¹⁾	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾	
			通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))	— ⁽¹⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾
	第1加工棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	— ⁽²⁾	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾	
			通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))	— ⁽²⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾
			火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) ⁽⁴⁾	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁵⁾	—	—	②③
	第1廃棄物貯蔵棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁶⁾	—	—	② ⁽¹⁷⁾ ② ⁽³⁾
			通信連絡設備	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機(PHS アンテナ))	改造	①	①	①	①	—	—	—	—	②
			火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁵⁾	—	—	②③
			火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	①	①	①	①	—	①	—	—	①③
			消火設備	消火器	改造	①	①	①	—	—	—	—	—	—
			緊急設備	避難通路	新設	① ⁽⁷⁾	①	—	—	—	—	—	—	—
			緊急設備	非常用照明	改造	①	①	①	①	—	①	—	—	①②
			緊急設備	誘導灯	改造	①	①	①	①	—	①	—	—	①②
	第3廃棄物貯蔵棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁶⁾	—	—	② ⁽¹⁷⁾ ② ⁽³⁾
			火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁵⁾	—	—	②③
			火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	①	①	①	①	—	①	—	—	①③
			消火設備	消火器	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—	—
			緊急設備	避難通路	新設	① ⁽⁷⁾	①	—	—	—	—	—	—	—
			緊急設備	非常用照明	改造	①	①	①	①	—	①	—	—	①②
			緊急設備	誘導灯	改造	①	①	①	①	—	①	—	—	①②
	第5廃棄物貯蔵棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	— ⁽¹⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾

第リー7表（2/4） 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカー))	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁶⁾	—	② ⁽¹⁸⁾ ② ⁽³⁾
		—	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁵⁾	—	②③
		—	消火設備	消火器	改造	①	①	①	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	避難通路	新設	① ⁽⁷⁾	①	—	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	非常用照明	改造	①	①	①	①	—	①	—	①②
	—	緊急設備	誘導灯	新設	①	①	①	①	—	①	—	①②	
	第2加工棟	—	消火設備	自動式の消火設備	新設	①	①	①	①	②	—	—	—
	発電機・ポンプ棟、屋外	—	消火設備	屋外消火栓	改造	①②	①	①	①②	①②	①	—	①
	第2加工棟	—	消火設備	屋内消火栓	改造	①②	①	①	①②	①②	①	—	①
	屋外	—	消火設備	可搬消防ポンプ	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
	第2加工棟	—	緊急設備	漏水検知器	改造	①	①	①	—	—	—	—	②
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	漏水検知器	改造	①	①	①	—	—	—	—	②
	屋外	—	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	手動閉止弁(アンモニア分解ガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	(第2加工棟3階屋上)	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	— ⁽⁹⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	(第2加工棟3階屋上)	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)	改造	— ⁽⁹⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	手動閉止弁(プロパンガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)	新設	— ⁽¹⁰⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	感震計	改造	①②	①	①	①	②	—	①	②
	第2加工棟	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(冷却水)	新設	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(冷却水)	改造	①	①	①	②③	①②	—	—	②
	屋外(第1廃棄物貯蔵棟北外壁面)	—	緊急設備	上水送水用緊急遮断弁	新設	①	①	①	②	②	—	①	—
屋外(第1廃棄物貯蔵棟北外壁面)	—	緊急設備	溢水時手動閉止弁	改造	①	①	①	②	②	—	—	②	

第リ-7表 (3/4) 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	—	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	新設	—	①	①	—	—	—	①	—
	屋外	—	緊急設備	溢水時手動閉止弁	改造	①	①	①	②	②	—	—	—
	第2加工棟	第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2開発室、屋外	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	改造	— ⁽⁹⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	改造	— ⁽¹⁰⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	可搬型照明	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
	事務棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備(電話交換機)	改造	①	①	①	①	—	①	—	② ⁽¹¹⁾
		—	通信連絡設備	所内通信連絡設備(無線機)	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
	事務棟 保安棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
		—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造	①	①	①	①	—	—	—	②
	屋外	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカー))	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁶⁾	—	② ⁽¹⁷⁾ ② ⁽³⁾
	事務棟 保安棟 屋外	—	通信連絡設備	所外通信連絡設備	変更なし	①	①	①	—	—	① ⁽¹⁹⁾	—	②
	第2加工棟	—	緊急設備	遮水板	新設	①	①	①	—	③	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	遮水板	新設	①	①	①	—	③	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	防護壁又は防護柵(W1防護壁)	新設	— ⁽¹²⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	堰、密閉構造扉	改造	— ⁽¹²⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第3廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	防護壁又は防護柵(W3防護壁)	新設	— ⁽¹³⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	—	緊急設備	防火ダンパー	改造	— ⁽¹⁴⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	—	緊急設備	防護板	改造	— ⁽¹⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	防護板	新設	— ⁽²⁰⁾	—	—	—	—	—	—	—	
第2加工棟	—	緊急設備	防水カバー	新設	— ⁽¹⁶⁾	—	—	—	—	—	—	—	
第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	防水カバー	新設	— ⁽¹⁰⁾	—	—	—	—	—	—	—	

第リ-7表 (4/4) 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	第2加工棟	—	計量設備	上皿電子天秤	改造	—	①	①	—	①②	—	—	—
	第1加工棟	—	放射線測定装置	—	変更なし	—	—	①	—	①	—	—	—
	第2加工棟	第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1	可燃性ガス配管 ⁽²¹⁾	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2-1ペレット室	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	ダクト ⁽²¹⁾	改造	— ⁽²²⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	配管 ⁽²¹⁾	改造	— ⁽²³⁾	—	—	—	—	—	—	—
	発電機・ポンプ棟	—	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置 ⁽²¹⁾	変更なし	— ⁽²⁴⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2-1ペレット室	緊急設備	溢水時手動閉止弁 ⁽²¹⁾	変更なし	— ⁽²⁴⁾	—	—	—	—	—	—	—

丸数字は、第リ-8表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

*：インターロック

- (1) 第4次申請で適合確認を行った設備であり、本申請において変更なし。
- (2) 第3次申請で適合確認を行った設備であり、本申請において変更なし。
- (3) 事業所内建物間における相互の放送の確認は、第1加工棟、第2加工棟、事務棟、保安棟に設置するマイクから試験放送を行う。(マイクは第1加工棟に設置している所内通信連絡設備(アンプ)、第2加工棟に設置している所内通信連絡設備(アンプ)に付属している。)
- (4) 検査は発信機のみを確認する。
- (5) 接続している自動火災報知設備(受信機)を通して、非常用電源系統に接続していることを確認する。
- (6) 接続している所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))を通して、非常用電源系統に接続していることを確認する。
- (7) 避難通路の表示を確認する。
- (8) 検査は第ハ-1表における{2064}連続焼結炉No. 2-1にて実施する。
- (9) 検査は第リ-5表における{8025}燃料開発設備 加熱炉にて実施する。
- (10) 検査は第ト-6表における{6138}焼却設備 焼却炉にて実施する。
- (11) 加工施設内で場所を選定し、所内携帯電話機(PHS)及び固定電話機の相互間で試験通話を行う。
- (12) 検査は第ト-2表にて実施する。
- (13) 検査は第ト-4表にて実施する。
- (14) 検査は第ト-6表({8045}防火ダンパー)にて実施する。
- (15) 検査は第ハ-1表({2050}プレスNo. 2-1、{2052}焙焼炉No. 2-1 破砕装置、{2064}連続焼結炉No. 2-1)、第リ-5表({8025}燃料開発設備 プレス)にて実施する。
- (16) 検査は第ハ-1表({2044}粉末混合機No. 2-1粉末投入機、{2047}粉末搬送機No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト、{2064}連続焼結炉No. 2-1)にて実施する。
- (17) スピーカーとしての作動の検査には、第1加工棟に設置している所内通信連絡設備(アンプ)に付属するマイクから試験放送を行う。
- (18) スピーカーとしての作動の検査には、第2加工棟に設置している所内通信連絡設備(アンプ)に付属するマイクから試験放送を行う。
- (19) ファクシミリ、一般回線(所内通信連絡設備(電話交換機))、IP電話、社内網の利用(所内通信連絡設備(電話交換機))を確認する。
- (20) 検査は第ト-6表({6049}気体廃棄設備No. 2 系統1(部屋排気系統) No. 1排風機)にて実施する。

- (21) 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないようにする措置を実施する。
- (22) 検査は第トー6表（{6024} 気体廃棄設備No. 1 系統V（局所排気系統）ダクト）にて実施する。
- (23) 検査は第トー6表（{6099} 第1 廃液処理設備 配管）にて実施する。
- (24) 手動弁の閉止措置は、保安規定に定めて管理する。

第リ－8表 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②配線用遮断器を設けていること。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の配置図のとおりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表の員数のとおりであること。
	据付	①設備機器の据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備・機器を建物又は架台にボルト等で固定していること。
②配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)		②配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。	
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表又は仕様表別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
		③主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	③主要な部材の材料が、不燃性又は難燃性であること。
系統検査	系統	①設備・機器が非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。
作動検査	インターロック	①信号系統図のとおりに動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおりに動作すること。
	作動	①電源の遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作することを確認する。(既設)(改造)	①電源遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作していること。
		②作動試験を行い、正常に作動することを確認する。(既設)(改造)	②正常に作動すること。
		③作動する警戒区域を作動試験により確認する。(既設)(改造)	③配置図のとおり警戒区域で作動すること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第リ－ 9 表 加工施設全体としての性能検査の項目

設備・機器名称、機器名	第 2 号検査
	作動
非常用電源設備 No.1 非常用発電機	A
非常用電源設備 No.2 非常用発電機	

第リ－ 1 0 表 加工施設全体としての性能検査の検査の方法

検査の項目	検査の方法	判定基準
A	非常用電源設備 No.1 非常用発電機若しくは非常用電源設備 No.2 非常用発電機のいずれかを選定する。 全ての負荷設備を接続した後、停電状態を模擬することにより、非常用電源設備が自動で起動し、接続している設備が正常に作動することを確認する。また、接続している設備が正常に作動している状態で第1種管理区域を有する建物の第1種管理区域内の負圧が維持されることを確認する。	非常用発電機が自動で起動し、接続している設備が正常に作動するとともに、第1種管理区域内の負圧が大気圧以下であること。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

別添Ⅱ 加工施設の変更に係る工事工程表

加工施設の変更に係る工事工程表を下表に示す。

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
ハ. 成型施設								
{1002}	第2加工棟	第2加工棟 ^{*4} —	改造					△ △ △ △ △ △ ▽
{2042}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト —	改造					△ ▽
{2043}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 —	改造					△ ▽
{2044}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 —	改造					△ ▽
{2045}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 —	改造					△ ▽
{2046}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	変更なし					△ ▽
{2047}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	改造					△ ▽
{2048}	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	改造					△ ▽
{2050}	第2加工棟 第2-2混合室	プレス No. 2-1 —	改造					△ ▽
{2051}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	改造					△ ▽
{2052}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 破砕装置	改造					△ ▽
{2053}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	改造					△ ▽
{2054}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	改造					△ ▽
{2055}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	改造					△ ▽
{2057}	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No. 4 —	変更なし					△ ▽
{2058}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	変更なし					△ ▽
{2059}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	変更なし					△ ▽
{2060}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	変更なし					△ ▽
{2061}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	改造					△ ▽
{2062}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	変更なし					△ ▽
{2063}	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置 —	改造					△ ▽
{2064}	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1 —	改造					△ ▽
{2064-2}	第2加工棟 第2-2ペレット室、屋外	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	改造					△ ▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{2064-3}	第2加工棟 第2-2ペレット室	空気混入防止機構 —	変更なし					△▽
{2064-4}	第2加工棟 第2-2ペレット室	失火検知機構 —	改造					□ △▽
{2064-5}	第2加工棟 第2-2ペレット室	過加熱防止機構 —	改造					□ △▽
{2064-6}	第2加工棟 第2-2ペレット室	冷却水圧力低下検知機構 —	改造					□ △▽
{2064-7}	第2加工棟 第2-2ペレット室	圧力逃がし機構 —	変更なし					△▽
{2064-8}	第2加工棟 第2-2ペレット室、屋外	可燃性ガス配管 —	改造					□ △▽
{2065}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	改造					□ △▽
{2066}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	変更なし					△▽
{2067}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	変更なし					△▽
{2068}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	変更なし					△▽
{2069}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	変更なし					△▽
{2070}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	改造					□ △▽
{2071}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	改造					□ △▽
{2072}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	変更なし					△▽
{2073}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	変更なし					△▽
{2074}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	変更なし					△▽
{2075}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット抜取部	変更なし					△▽
{2076}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	変更なし					△▽
{2077}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	変更なし					△▽
{2078}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	変更なし					△▽
{2079}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	改造					□ △▽
{2080}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	変更なし					△▽
{2081}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	改造					□ △▽
{2082}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	変更なし					△▽
{2083}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 配管	変更なし					△▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{2084}	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No. 7 —	変更なし					□ △▽
{2085}	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No. 1 —	改造					△▽
{2087}	第2加工棟 第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、 第2-1混合室、第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 運搬台車 —	変更なし					△▽
{2089}	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、 第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2- 2混合室	スクラップ保管ラック F型運搬台車 —	改造					□ △▽
{2090}	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、 第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2- 2混合室	ペレット運搬台車 No. 3 —	改造					□ △▽
二. 被覆施設								
{3032}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No. 1 —	改造					□ △▽
{3033}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	変更なし					△▽
{3034}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	変更なし					△▽
{3035}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	改造					□ △▽
{3036}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	変更なし					△▽
{3037}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	変更なし					△▽
{3038}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア (1) 部	変更なし					△▽
{3039}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	変更なし					△▽
{3040}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	変更なし					△▽
{3041}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	変更なし					△▽
{3042}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部	変更なし					△▽
{3043}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	変更なし					△▽
{3044}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部	変更なし					△▽
{3045}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部	変更なし					△▽
{3046}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部	変更なし					△▽
{3047}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部	変更なし					△▽
{3001}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部*4	改造					□ △ △ △▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{3002}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 ^{*4}	改造				△	△
{3003}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部 ^{*4}	改造				△	△
{3004}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部 ^{*4}	改造				△	△
{3006}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 1 ^{*4} —	改造				△	△
{3007}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 ^{*4} —	改造				△	△
{3008}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部 ^{*4}	改造				△	△
{3009}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 運搬台車 ^{*4}	改造				△	△
{3010}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1部 ^{*4}	改造				△	△
{3011}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1部 ^{*4}	改造				△	△
{3012}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2部 ^{*4}	改造				△	△
{3013}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2部 ^{*4}	改造				△	△
{3014}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部 ^{*4}	改造				△	△
{3015}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部 ^{*4}	変更なし					△
{3016}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部 ^{*4}	変更なし					△
{3017}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部 ^{*4}	改造				△	△
{3018}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置（A） ^{*4} —	変更なし					△
{3019}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2） ^{*4} —	変更なし					△
{3020}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2 ^{*4} —	改造				△	△
{3021}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1部 ^{*4}	変更なし					△
{3022}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部 ^{*4}	変更なし					△
{3023}	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2部 ^{*4}	変更なし					△
{3024}	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 ^{*4} —	改造				△	△
{3025}	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No. 5 ^{*4} —	改造				△	△
{3026}	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 ^{*4}	改造				△	△
{3027}	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 ^{*4}	改造				△	△

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{5039}	第2加工棟	ペレット保管ラックD型 No. 2-1 —	改造					□ △▽
{5042}	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	変更なし					△▽
{5043}	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	変更なし					△▽
{5044}	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	変更なし					△▽
{5045}	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	改造					□ △▽
{5046}	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	変更なし					△▽
{5048}	第2加工棟	ペレット保管ラックE型リフター —	改造					□ △▽
{5056}	第2加工棟	第2-2燃料集合体保管区域 —	変更なし					△▽
{5057}	第2加工棟	第2-3燃料集合体保管区域 —	変更なし					△▽
{5058}	第2加工棟	第2-1燃料集合体保管区域 —	改造					□ △▽
{5059}	第2加工棟	第2-4燃料集合体保管区域 —	改造					□ △▽
{5060}	第2加工棟	5 ton 天井クレーン —	変更なし					△▽
{5061}	第2加工棟	分析試料保管棚 —	新設					□ △▽
{5062}	第2加工棟	開発試料保管棚 —	改造					□ △▽
{5011}	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 1-1 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5012}	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 1-2 ^{*1} —	改造		□	△		▽
{5015}	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 1-1 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5016}	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 1-2 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5019}	第2加工棟	粉末缶搬送コンベアNo. 1 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5013}	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-1 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5014}	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-2 ^{*1} —	改造		□	△		▽
{5017}	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 2-1 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5018}	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 2-2 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5020}	第2加工棟	粉末缶搬送コンベアNo. 2 ^{*1} —	変更なし			△		▽
{5030}	第2加工棟	原料保管設備D型 No. 1 ^{*1} —	改造	□	△	△		▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{5030-2}	第2加工棟	粉末保管パレット ^{**1} —	変更なし			△	△	▽
{5021}	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン ^{**1}	変更なし			△		▽
{5022}	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア ^{**1}	改造	—————				▽
{5023}	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア ^{**1}	改造	—————		△		▽
{5024}	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台 ^{**1}	変更なし			△		▽
{5025}	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車 ^{**1}	変更なし			△		▽
{5031}	第2加工棟	原料保管設備 E 型 No. 1 ^{**1} —	改造		—————		△	△
{5026}	第2加工棟	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1 ^{**1}	変更なし			△		▽
{5027}	第2加工棟	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2 ^{**1}	変更なし				△	▽
{5028}	第2加工棟	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3 ^{**1}	変更なし			△		▽
{5029}	第2加工棟	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4 ^{**1}	変更なし			—————		△
{5001}	第2加工棟 第1加工棟	保管容器 F 型 ^{**1} —	変更なし					△
{5002}	第2加工棟 第1-3貯蔵棟 第1加工棟	保管容器 F 型（中性子吸収板 I 型内蔵型） ^{**1} —	変更なし					△
{5040}	第2加工棟	パレット保管ラック B 型 No. 1 ^{**1} —	改造		—————		△	△
{5040-2}	第2加工棟	パレット保管パレット ^{**1} —	変更なし			△	△	△
{5041}	第2加工棟	パレット搬送設備 No. 3 パレットスタッカクレーン ^{**1}	変更なし			△		▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{5004}	第2加工棟 第1加工棟	保管容器G型 ^{*1} —	変更なし					▽
{5047}	第2加工棟	ペレット保管ラックE型 No. 2-1 ^{*1} —	改造					▽
{5049}	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No. 1 ^{*1} —	改造					▽
{5050}	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No. 2 ^{*1} —	改造					▽
{5052}	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタックレーン ^{*1}	改造					▽
{5051}	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒トレイコンベア ^{*1}	変更なし					▽
{5005}	第2加工棟	保管容器H型 ^{*1} —	変更なし					▽
{5066}	第1加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型 ^{*3} —	撤去					▽
{5053}	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No. 1 ^{*4} —	改造					△▽
{5054}	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No. 2 ^{*4} —	改造					△▽
{5055}	第2加工棟	燃料集合体保管ラックD型 No. 1 ^{*4} —	改造					△▽
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設								
{1004}	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 —	改造					△▽
{1005}	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟 —	改造					△▽
{1006}	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 ^{*4} —	新設					▽
{6001}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	変更なし					△▽
{6002}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）	変更なし					△▽
{6003}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）	変更なし					△▽
{6004}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）	変更なし					△▽
{6005}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）	変更なし					△▽
{6006}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）	変更なし					△▽
{6007}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）	変更なし					△▽

表 工事工程表

凡例 □: 工事 △: 使用前事業者検査 (当該施設) ▽: 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6008}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)	変更なし					△▽
{6009}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	変更なし					△▽
{6010}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	変更なし					△▽
{6011}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	変更なし					△▽
{6012}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	変更なし					△▽
{6013}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	変更なし					△▽
{6014}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	改造				□	△▽
{6015}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	変更なし					△▽
{6016}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	変更なし					△▽
{6017}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	改造				□	△▽
{6018}	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	改造				□	△▽
{6019}	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	改造				□	△▽
{6020}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6021}	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6022}	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6023}	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6024}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6025}	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6026}	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6027}	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	改造				□	△▽
{6028}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6029}	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6030}	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6031}	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6032}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽

表 工事工程表

凡例 □: 工事 △: 使用前事業者検査 (当該施設) ▽: 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6033}	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込め弁	改造					□ △▽
{6034}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6035}	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6036}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6036-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6036-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6036-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6037}	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6037-2}	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	改造					□ △▽
{6037-3}	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし					△▽
{6038}	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6039}	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6040}	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6041}	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6042}	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6043}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6043-2}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	改造					□ △▽
{6043-3}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし					△▽
{6044}	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6045}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6045-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6045-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6045-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6046}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	変更なし					△▽
{6046-2}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) 給気ユニット (202AC)	変更なし					△▽

表 工事工程表

凡例 □: 工事 △: 使用前事業者検査 (当該施設) ▽: 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6046-3}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	変更なし					△▽
{6046-4}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	変更なし					△▽
{6047}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6047-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6047-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6047-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6048}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V 差圧計	改造					□ △▽
{6048-2}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI 差圧計	改造					□ △▽
{6048-3}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計	変更なし					△▽
{6048-4}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII 差圧計	改造					□ △▽
{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) —	改造					□ △▽
{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統) —	改造					□ △▽
{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) —	改造					□ △▽
{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) —	改造					□ △▽
{6049}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	改造					□ △▽
{6050}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	変更なし					△▽
{6051}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	変更なし					△▽
{6052}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	変更なし					△▽
{6053}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	変更なし					△▽
{6054}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	変更なし					△▽
{6055}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	変更なし					△▽
{6056}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	変更なし					△▽
{6057}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	変更なし					△▽
{6058}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	改造					□ △▽
{6059}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	変更なし					△▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6060}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	変更なし					□ △▽
{6061}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	改造					△▽
{6062}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	改造					□ △▽
{6063}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6064}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6065}	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6066}	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6067}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6068}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6069}	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6070}	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6071}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6071-2}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6071-3}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6071-4}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁	変更なし					△▽
{6072}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6073}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6074}	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	変更なし					△▽
{6075}	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	変更なし					△▽
{6076}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	改造					□ △▽
{6076-2}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	変更なし					△▽
{6076-3}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	変更なし					△▽
{6076-4}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	変更なし					△▽
{6077}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	変更なし					△▽
{6077-2}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	変更なし					△▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6077-3}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	変更なし					△▽
{6077-4}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室、第1廃棄物貯蔵室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	変更なし					△▽
{6078}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	変更なし					△▽
{6079}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	改造					□ △▽
{6080}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	改造					□ △▽
{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) —	改造					□ △▽
{6019-2}	第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) *2	部分撤去			□		△ ▽
{6027-2}	第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト*2	部分撤去			□		△ ▽
{6081}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	改造					□ △▽
{6082}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	変更なし					△▽
{6083}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	変更なし					△▽
{6084}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	変更なし					△▽
{6087}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	変更なし					△▽
{6088}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	変更なし					△▽
{6089}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	変更なし					△▽
{6090}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	変更なし					△▽
{6091}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	変更なし					△▽
{6092}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	変更なし					△▽
{6093}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	変更なし					△▽
{6094}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	変更なし					△▽
{6095}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	変更なし					△▽
{6096}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	変更なし					△▽
{6097}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	変更なし					△▽
{6098}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	変更なし					△▽
{6099}	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 配管	改造					□ △▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6100}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	改造					□ △▽
{6100-2}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	改造					□ △▽
{6101}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	変更なし					△▽
{6102}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 配管	改造					□ △▽
{6103}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	変更なし					△▽
{6104}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 遠心分離機	変更なし					△▽
{6105}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 貯槽	変更なし					△▽
{6106}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 配管	改造					□ △▽
{6107}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	改造					□ △▽
{6108}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽 No.2	変更なし					△▽
{6109}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽	改造					□ △▽
{6110}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1	改造					□ △▽
{6110-2}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No.1	改造					□ △▽
{6111}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2	改造					□ △▽
{6111-2}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No.2	改造					□ △▽
{6112}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機	変更なし					□ △▽
{6113}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	改造					□ △▽
{6114}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No.1	変更なし					△▽
{6115}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No.2	改造					□ △▽
{6117}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽 No.1	改造					□ △▽
{6118}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管	改造					□ △▽
{6119}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1	改造					□ △▽
{6120}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.2	改造					□ △▽
{6121}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.3	改造					□ △▽
{6122}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.4	改造					□ △▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6123}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 配管	変更なし					△▽
{6124}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	変更なし					△▽
{6125}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 凝集沈殿槽	改造				□	△▽
{6126}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.1	変更なし					△▽
{6127}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.2	変更なし					△▽
{6128}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.3	改造				□	△▽
{6129}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 ろ過機	変更なし					△▽
{6130}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 圧搾脱水機	変更なし				□	△▽
{6131}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	改造				□	△▽
{6132}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 受水槽	改造				□	△▽
{6133}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.1	改造				□	△▽
{6134}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.2	改造				□	△▽
{6135}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.3	改造				□	△▽
{6136}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 配管	変更なし					△▽
{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 焼却炉	改造				□	△▽
{6138-2}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	失火検知機構 —	変更なし					△▽
{6138-3}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	過加熱防止機構 —	変更なし					△▽
{6138-4}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	圧力逃がし機構 —	変更なし					△▽
{6138-5}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室、W1-2排風機室、屋外	可燃性ガス配管 —	改造				□	△▽
{6139}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 バグフィルタ	改造				□	△▽
{6140}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 投入ブッシャ	変更なし					△▽
{6141}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 前処理フード	改造				□	△▽
{6142}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 フィルタ処理フード	改造				□	△▽
{6143}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 投入リフト	改造				□	△▽
{6144}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 急冷塔	改造				□	△▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6145}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機 湿式除染部	変更なし					△▽
{6146}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機 水洗除染タンク	改造				□	△▽
{6147}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	乾式除染機 —	変更なし					△▽
{6148}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ホイストクレーン 2トンチェンブロック	変更なし					△▽
{6149}	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室、W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン 1トンチェンブロック	変更なし					△▽
{6151}	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン 1トンチェンブロック	変更なし					△▽
{6153}	第1廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし					△▽
{6154}	第3廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし					△▽
チ. 放射線管理施設								
{7001}	第2加工棟 第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ —	変更なし					△▽
{7003}	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	ハンドフットクロスモニタ —	変更なし					△▽
{7004}	第2加工棟 第2粉末受入室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1ペレット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理室、第2-1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室	エアスニファ (管理区域内) —	改造					□ △▽
{7005}	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1廃棄物処理室	エアスニファ (管理区域内) —	改造					□ △▽
{7006}	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ (換気用モニタ) —	改造					□ △▽
{7008}	第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器*3	移設				□ △	▽
{7009}	第2加工棟 第2粉末受入室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第2-1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	変更なし					△▽
{7011}	第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤 (ダストモニタ) —	変更なし					△▽
{7012}	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	変更なし					△▽
{7013}	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	放射線監視盤 (ダストモニタ) —	変更なし					△▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{7022}	第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ (排気口) —	変更なし					△▽
{7023}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	エアスニファ (排気口) —	変更なし					△▽
{7024}	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ (排気用モニタ) —	改造					□ △▽
{7025}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ダストモニタ (排気用モニタ) —	改造					□ △▽
{7026}	屋外	モニタリングポストNo.1 ^{**4} —	改造				□ △ △	▽
{7027}	屋外	モニタリングポストNo.2 ^{**4} —	改造				□ △ △	▽
{7027-2}	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤 (モニタリングポスト) ^{**4} —	改造				□ △ △	▽
{7014}	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し —	変更なし					△▽
{7016}	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ —	変更なし					△▽
{7033}	屋外	気象観測装置 —	変更なし					△▽
{7037}	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤 —	変更なし					△▽
リ. その他の加工施設								
{1007}	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟 —	改造					□ △▽
{1009}	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁No.2	変更なし					△▽
{1010}	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁No.3	変更なし					△▽
{1008}	第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁 遮蔽壁No.1 ^{**3}	変更なし				△	▽
{1011}	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、 第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 遮蔽壁No.4 ^{**3}	変更なし				△	▽
{1012}	第1加工棟 北側屋外	防護壁 防護壁No.1 ^{**3}	新設				□ △ △ △	▽
{8007}	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ^{**4}	改造					□ △▽
{8007-12}	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) ^{**4}	改造					□ △▽
{8011}	第2加工棟	消火設備 自動式の消火設備	新設					□ △▽
{8052}	第2加工棟	緊急設備 漏水検知器	改造					□ △▽
{8065}	第2加工棟	緊急設備 遮水板	新設					□ △▽
{8007-7}	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ^{**3}	改造				□	△▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{8007-10}	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））※3	改造					□ △▽
{8009-5}	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）※3	改造			□		□ △▽
{8044}	第1加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部※3	改造			□		□ △ △ △ △ △ △ △ △▽
{8063}	第1加工棟	緊急設備 大型外扉※3	改造				□	□ △ △ ▽
{8064}	第1加工棟	緊急設備 外扉※3	改造				□	□ △ △ ▽
{8007-3}	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					□ △▽
{8007-14}	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造					□ △▽
{8009-2}	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造					□ △▽
{8009-12}	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造					□ △▽
{8010-2}	第1廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	改造					□ △▽
{8031}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	新設					□ △▽
{8032}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	改造					□ △▽
{8032-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	改造					□ △▽
{8055}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）	新設					□ △▽
{8056}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 漏水検知器	改造					□ △▽
{8065-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 遮水板	新設					□ △▽
{8064-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	改造					□ △▽
{8007-4}	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					□ △▽
{8009-3}	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造					□ △▽
{8009-13}	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造					□ △▽
{8010-3}	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	変更なし					□ △▽
{8033}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	新設					□ △▽
{8036}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	改造					□ △▽
{8036-2}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	改造					□ △▽
{8057}	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）	新設					□ △▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{8007-5}	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））*4	新設				□ △	□ △▽
{8007-15}	発電機・ポンプ棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					□ △▽
{8009-8}	発電機・ポンプ棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造					□ △▽
{8010-7}	発電機・ポンプ棟	消火設備 消火器	改造					□ △▽
{8035-2}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 避難通路	新設					□ △▽
{8038-5}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 非常用照明	改造					□ △▽
{8038-6}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 誘導灯	新設					□ △▽
{8001}	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	改造					□ △▽
{8003}	屋外	非常用電源設備 No.2 非常用発電機	変更なし					△▽
{8005}	屋外	非常用電源設備A 非常用発電機	変更なし					△▽
{8007-16}	事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	改造					□ △▽
{8007-17}	事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	変更なし					△▽
{8007-19}	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	変更なし					△▽
{8007-20}	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造					□ △▽
{8007-21}	屋外	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造					□ △▽
{8008}	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備 所外通信連絡設備	変更なし					△▽
{8012}	第2加工棟	消火設備 屋内消火栓	改造					□ △▽
{8012-2}	屋外	消火設備 屋外消火栓	改造					□ △▽
{8012-8}	屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	変更なし					△▽
{8013}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.1	改造					□ △▽
{8014}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.2	改造					□ △▽
{8015}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.3	改造					□ △▽
{8016}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No.1	改造					□ △▽
{8017}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No.2	改造					□ △▽
{8018}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No.3	改造					□ △▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{8019}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	改造					□ △▽
{8020}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード	改造					□ △▽
{8021}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	改造					□ △▽
{8022}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	改造					□ △▽
{8023}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード	改造					□ △▽
{8024}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プレス	改造					□ △▽
{8025}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	改造					□ △▽
{8025-2}	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	改造					□ △▽
{8025-3}	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	改造					□ △▽
{8025-5}	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	変更なし					△▽
{8025-6}	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	変更なし					△▽
{8025-7}	第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス配管 —	改造					□ △▽
{8026}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	改造					□ △▽
{8026-2}	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	改造					□ △▽
{8026-3}	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	変更なし					△▽
{8026-4}	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	変更なし					△▽
{8026-5}	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	変更なし					△▽
{8026-6}	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管 —	改造					□ △▽
{8038-4}	屋外	緊急設備 可搬型照明	変更なし					△▽
{8039}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	改造					□ △▽
{8039-2}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	改造					□ △▽
{8039-3}	屋外	緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス）	改造					□ △▽
{8040}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）	改造					□ △▽
{8041}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）	改造					□ △▽
{8041-2}	屋外	緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）	改造					□ △▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ 機器名 ⁽¹⁾	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{8042}	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）	新設					□ △▽
{8042-2}	屋外	緊急設備 感震計	改造					□ △▽
{8045}	第2加工棟	緊急設備 防火ダンパー	改造					□ △▽
{8046}	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	改造					□ △▽
{8046-2}	第2加工棟 第2開発室、屋外	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	改造					□ △▽
{8047}	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）	改造					□ △▽
{8054}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	改造					□ △▽
{8058}	第2加工棟	緊急設備 防水カバー	新設					□ △▽
{8058-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防水カバー	新設					□ △▽
{8059}	第2加工棟 屋外	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）	新設					□ △▽
{8059-2}	第1廃棄物貯蔵棟 屋外	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）	改造					□ △▽
{8060}	屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	新設					□ △▽
{8060-2}	屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	緊急設備 溢水時手動閉止弁	改造					□ △▽
{8061}	発電機・ポンプ棟	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	新設					□ △▽
{8061-2}	屋外	緊急設備 溢水時手動閉止弁	改造					□ △▽
{8062}	第2加工棟	緊急設備 防護板	改造					□ △▽
{8062-2}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護板	新設					□ △▽
{8066-4}	第2加工棟 第2分析室	分析設備 計量設備架台 No. 12	撤去					□ △▽
{8070-3}	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	撤去					□ △▽
{8070-4}	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	撤去					□ △▽
{8068}	第2加工棟	計量設備 上皿電子天秤	改造					□ △▽
{8068-2}	第1加工棟	放射線測定装置 —	変更なし					△▽
{8083-3}*	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 試験設備ベース*2	撤去				△	▽

(1) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

別添Ⅲ 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質マネジメントに関する次の事項については、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って行う。

イ．品質保証の実施に係る組織

ロ．保安活動の計画

ハ．保安活動の実施

ニ．保安活動の評価

ホ．保安活動の改善

なお、今後、保安品質保証計画書を改訂した場合、改訂後の保安品質保証計画書に従うものとする。

保安品質保証計画書

初版制定日：2004年 5月28日

原子燃料工業株式会社

名 称	保安品質保証計画書 目 次	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	1/2

1. 目的	1
2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲	1
2.1 適用組織	1
2.2 適用規則及び参照規格	1
3. 定義	1
4. 保安品質マネジメントシステム	4
4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	4
4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化	6
4.2.1 一般	6
4.2.2 保安品質マニュアル	6
4.2.3 文書の管理	7
4.2.4 記録の管理	7
5. 経営責任者等の責任	9
5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	9
5.2 原子力の安全の確保の重視	9
5.3 保安品質方針	9
5.4 施設管理方針	10
5.5 計画	10
5.5.1 保安品質目標	10
5.5.2 施設管理目標	11
5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画	11
5.6 責任、権限及びコミュニケーション	11
5.6.1 責任及び権限	11
5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者	12
5.6.3 管理者	12
5.6.4 組織の内部の情報の伝達	13
5.7 マネジメントレビュー	13
5.7.1 一般	13
5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報	13
5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	14
6. 資源の管理	15
6.1 資源の確保	15
6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	15
6.3 インフラストラクチャ	15
6.4 作業環境	16
7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	17
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	17
7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	17
7.2.1 個別業務等要求事項の明確化	17

名 称	保安品質保証計画書 目 次	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	2/2

7.2.2	個別業務等要求事項の審査	18
7.2.3	組織の外部の者との情報の伝達等	18
7.3	設計・開発管理	18
7.3.1	設計・開発計画	18
7.3.2	設計・開発に用いる情報	19
7.3.3	設計・開発の結果に係る情報	19
7.3.4	設計・開発レビュー	20
7.3.5	設計・開発の検証	20
7.3.6	設計・開発の妥当性確認	21
7.3.7	設計・開発の変更の管理	21
7.4	調達管理	21
7.4.1	調達プロセス	21
7.4.2	調達物品等要求事項	22
7.4.3	調達物品等の検証	23
7.5	個別業務及び物品等の管理	23
7.5.1	個別業務の管理	23
7.5.2	個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	23
7.5.3	識別管理及びトレーサビリティの確保	24
7.5.4	組織の外部の者の物品	24
7.5.5	調達物品の管理	24
7.6	監視測定のための設備の管理	24
8.	評価及び改善	26
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	26
8.2	監視及び測定	26
8.2.1	組織の外部の者の意見	26
8.2.2	保安内部監査	26
8.2.3	プロセスの監視測定	27
8.2.4	機器等の検査等	28
8.3	不適合の管理	28
8.4	データの分析及び評価	29
8.5	改善	30
8.5.1	継続的な改善	30
8.5.2	是正処置等	30
8.5.3	未然防止処置	31
8.5.4	根本原因分析	31
・表 1	保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 に基づき作成する社内文書	33
・表 2	「従業員等」及び「操作員等」に必要な力量、 教育・訓練及び認識	36
・図 1	プロセス関連図	37
・図 2	保安品質マネジメントシステムの文書体系図	38
・図 3	保安管理組織（管理者）	39

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	1/39

1. 目的

本保安品質保証計画書（以下「本計画書」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品質管理基準規則の解釈」という。）に基づき、安全文化を育成及び維持する活動を行う仕組みを含めて、核燃料施設の安全を確保するための活動（以下「保安活動」という。）に関する保安品質マネジメントシステムの基本的事項を定め、もって熊取事業所及び東海事業所の原子力安全を達成・維持・向上することを目的とする。なお、この保安活動には、関係法令並びに熊取事業所及び東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の遵守に関する活動を含む。

また、本計画書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 14 条第 1 項第 4 号を踏まえ、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 2 の 2 において求められている保安品質マネジメントシステムに基づく保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、保安品質マネジメントシステムの改善を継続して行うことを文書化したものである。

2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲

本計画書は、加工施設（熊取事業所及び東海事業所）の保安活動に適用する。

2.1 適用組織

本計画書の適用組織は、第 5.6.1 項に定める保安活動を行う組織とする。

2.2 適用規則及び参照規格

- (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則の解釈」（適用規則）
- (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）

3. 定義

本計画書において使用する用語は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JEAC 4111-2009 において使用する用語の例による。

また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

(1) 原子力の安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を、放射線による過度の危険性から守ることをいう。

(2) 保安活動

両事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

(3) 保安品質マネジメントシステム

品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	2/39

(4) グレード分け

個別業務、加工施設及び調達する物品又は役務の原子力の安全に対する重要度に応じて、要求事項の適用の程度を明確化することをいう。

(5) 保安文書

保安品質マネジメントシステムに必要な文書のうち、①保安規定、②本計画書、③保安品質方針、④施設管理方針、⑤規則（①又は②に基づき社長が定めた文書）、⑥保安品質目標、⑦施設管理目標、⑧基準（①又は②に基づく文書のうち、③から⑦を除く。）、⑨標準（要領、手順書、指示書、図面等の文書（以下、「手順書等」という。）であって、②、⑤、又は⑧に基づいて定めたもの。）のことをいう。

(6) 保安品質保証計画書

品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質マニュアルのことをいう。

(7) 保安品質方針

品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。

(8) 保安品質目標

品質管理基準規則第12条に定める品質目標のことをいう。

(9) 保安内部監査

品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをいう。

(10) 使用前事業者検査等

使用前事業者検査及び定期事業者検査のことをいう。

(11) 施設管理方針

核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の4第1項第1号に定める施設管理に関する方針のことをいう。

(12) 施設管理目標

核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の4第1項第3号に定める、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標のことをいう。

(13) 事業所、所長、核燃料取扱主任者、核燃料安全委員会

「事業所」は、熊取事業所又は東海事業所のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。また、「所長」、「核燃料取扱主任者」及び「核燃料安全委員会」は、それぞれ熊取事業所又は東海事業所の所長、核燃料取扱主任者及び核燃料安全委員会のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。核燃料安全委員会は、核燃料物質等の取扱いに関する安全を確保するために定期的に審議や報告が行われる委員会のことである。

(14) 各部長

熊取事業所又は東海事業所の保安管理組織（図3参照）に属する部長のことをいう。

(15) 要員

保安管理組織に属する保安活動を実施する者のことをいう。

(16) 従業員等

所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員をいう。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	3/39

(17) 操作員等

従業員等のうち、加工施設の操作を行う者及び表 1 の放射線管理に関する基準で定める放射線測定を行う者、計測器の校正を行う者、巡視、点検を行う者、使用前事業者検査等を行う者、その他各部長が定める者（新設設備等の加工施設において、試運転で操作を行う者等）をいう。

(18) 請負会社従業員等

従業員等のうち、臨時雇員及び請負会社従業員をいう。

(19) 原子力事業者等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 に定める事業者等のことをいう。

(20) 組織の外部の者

地元住民を含む公衆、原子力安全規制当局、関係自治体、供給者及び関連学協会等を指す。

(21) 保安規定

「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（熊取事業所）」及び「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（東海事業所）」のことをいい、特に区別する必要がない場合に使用する。

(22) 安全文化

安全文化とは、IAEA（国際原子力機関）によれば以下のように定義されているので、本計画書においてもこれを安全文化の定義とする。

”Safety Culture is that assembly of characteristics and attitudes in organizations and individuals which establishes that, as an overriding priority, nuclear plant safety issues receive the attention warranted by their significance.”

（IAEA 安全シリーズ No. 75-INSAG-4、1991 から引用。）

（和訳）「原子力発電所の安全問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。」

（和訳は平成 17 年版原子力安全白書から引用。）

(23) 保安以外の社内品質マネジメントシステム^(注)

当社が行う品質保証活動において、本計画書の適用範囲外である各事業に適用する品質マネジメントシステムをいう。

（注）当社が行う品質保証活動の基本事項は、全社規程「品質保証基本規程（E01）」に従う。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	4/39

4. 保安品質マネジメントシステム

4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）
- (2) 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次の a)～c) の各号に掲げる事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a) から c) の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）
- a) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）
 - b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
 - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）
- (3) 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、本計画書に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書に明記する。
- (4) 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次の a)～h) の各号に掲げる業務を行う、又は所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。
- a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	5/39

- b) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること（図1に示す。）。
- c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（図3に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
- d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。
- e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
- f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。
- g) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと統合的なものとする。
- h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。
- (5) 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の a)～h) の各号に示す状態を目指す。
- a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
- c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
- e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
- f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
- g) 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
- h) 原子力の安全には、セキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第7.4.1項に従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	6/39

(7) 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

(8) 社長は、組織と各職位の職務を定めることによって、本計画書のとおり保安活動の計画、実施、評価・改善及び維持を各職位の者に実施させ、マネジメントレビューを行うことによってそれらが確実に実施されていることを確認して必要な指示を出す。また、マネジメントレビューにおいて保安品質マネジメントシステム変更の必要性を評価し、変更が必要な場合には、本計画書を改訂する。

4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

社長は、第 4.1(1)項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、本計画書の関連条項とこれら各規則、基準との関係を表 1 に示す。

保安品質マネジメントシステムに必要な文書及び記録を次の(1)～(10)の各項に示す。文書の階層を図 2 に示す。

- (1) 保安規定
- (2) 本計画書
- (3) 保安品質方針
- (4) 施設管理方針
- (5) 規則（上記第(1)項又は第(2)項に基づき社長が定めた保安文書）
- (6) 保安品質目標
- (7) 施設管理目標
- (8) 基準（上記第(1)項又は第(2)項に基づく保安文書であって第(3)項から第(7)項を除くもの）
- (9) 標準（要領、手順書、指示書、図面等の保安文書（以下「手順書等」という。）であって上記第(2)項、第(5)項又は第(8)項に基づいて定めたもの。）
- (10) 記録

4.2.2 保安品質マニュアル

社長は、次の(1)～(5)の各項に示す事項を含む保安品質マニュアルとして本計画書を作成し、維持する。

- (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲
- (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- (5) プロセスの相互の関係

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	7/39

4.2.3 文書の管理

(1) 保安文書のうち、社長が定める文書及び品質・安全管理室長が定める文書の管理については、社長が定める規則及び品質・安全管理室長が定める基準に基づき、品質・安全管理室長が管理する。それ以外の文書は、品質保証部長が、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、これらの基準には、次の a)～d) の各号に示す事項を含める。

- a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- b) 文書の組織外への流出等の防止
- c) 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
- d) 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順

(2) 品質・安全管理室長及び品質保証部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要なときに当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次の a)～h) の各号に掲げる事項を定めた基準を作成する。

- a) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。
- b) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
- c) 上記 a)号及び b)号の審査並びに b)号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）
- d) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
- e) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
- f) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
- g) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。
- h) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

(1) 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	8/39

(2) 品質保証部長は、上記第(1)項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第 5.7 項「マネジメントレビュー」及び第 8.2.2 項「保安内部監査」に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	9/39

5. 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

- (1) 経営責任者（以下「社長」という。）は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次の a)～g) の各号に掲げる業務を行うことによって実証する。
- a) 保安品質目標が定められているようにすること。
 - b) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。
 - c) 第 5.7 項に規定するマネジメントレビューを実施すること。
 - d) 資源が利用できる体制を確保すること。
 - e) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
 - f) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
 - g) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
- (2) 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。
- (3) 所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、上記第(2)項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 保安品質方針

社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次の(1)～(5)の各項に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに品質・安全管理室長及び所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	10/39

- (1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。
- (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- (4) 要員に周知され、理解されていること。
- (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 施設管理方針

社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、保安規定第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。

5.5 計画

5.5.1 保安品質目標

(1) 事業所における保安品質目標

a) 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。

- ①実施事項
- ②必要な資源
- ③責任者
- ④実施事項の完了時期
- ⑤結果の評価方法

b) 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

(2) 品質・安全管理室長における保安品質目標

a) 品質・安全管理室長は、管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標（個別要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。

- ①実施事項
- ②必要な資源
- ③責任者

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	11/39

④実施事項の完了時期

⑤結果の評価方法

b) 品質・安全管理室長は、保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。

5.5.2 施設管理目標

所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標（施設管理の重要度が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。）を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。さらに、保安規定第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。

5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが第 4.1 項の規定に適合するよう、品質・安全管理室長に対し、本計画書を作成させ、管理させる。そして、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。

(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の a)～d) の各号に掲げる事項を適切に考慮する。

a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）

b) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持

c) 資源の利用可能性

d) 責任及び権限の割当て

5.6 責任、権限及びコミュニケーション

5.6.1 責任及び権限

社長は、保安活動に関する組織を保安規定（第 16 条）に示すとおりに定める（図 3）。また、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を保安規定（第 17 条）に示すとおり表 1 の「関連条項」5.6.1 の欄に記載の規則（保社-2001）で定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	12/39

5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、所長及び品質・安全管理室長に保安マネジメントシステムを管理する責任者（管理責任者）として、次の(1)～(4)の各項に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。
- (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- (4) 関係法令を遵守すること。

5.6.3 管理者

(1) 社長は、次の a)～e) の各号に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、保安規定（第 16 条及び第 17 条）に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）

- a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
- e) 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、上記第(1)項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次の a)～e) の各号に掲げる事項を確実に実施する。

- a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	13/39

び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)

5.6.4 組織の内部の情報の伝達

- (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される内部コミュニケーションの仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。(「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第5.7.1(1)項に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。)
- (2) 社長及び所長は、上記第(1)項に記載の会議に係る事項について、内部コミュニケーションに係る規則及び基準を定める。
- (3) 各会議の出席者は、保安品質マネジメントシステムの有効性について、事業所内、事業所間、社外の情報及び保安以外の社内品質マネジメントシステムからの情報を提供し、情報交換を行う。各会議の事務局は、その主なものを議事録として記録する。
- (4) 所長は、保安活動に関して組織横断的な活動が必要となった場合は、担当部長を指名した上で、プロジェクトチームを設置することができる。

5.7 マネジメントレビュー

5.7.1 一般

- (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)として、年1回以上保安委員会を開催する。
- (2) 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。

5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報

所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会において、次の(1)～(13)の各項に掲げる情報を報告する。

- (1) 保安内部監査の結果
- (2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	14/39

- (3) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格 Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- (4) 使用前事業者検査等並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第8.2.4項において同じ。）。）
- (5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- (9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置
- (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- (11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。）からの改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 社長は、保安委員会の結果を受けて、次の a)～e) の各号に掲げる事項について決定する。
 - a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e) 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	15/39

6. 資源の管理

6.1 資源の確保

所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次の(1)～(4)の各項に掲げる資源について、表1に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる、又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)

(1) 要員

(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)

(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)

(4) その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

(1) 所長又は各部長は、要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)を有することを、教育・訓練に関して定める基準(表1の「関連条項」6.2の欄参照。)にのっとり実証し、各部長は確保した者を要員に充てる。

(2) 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次のa)～e)の各号に掲げる業務を行う。

a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。

c) 上記b)号の措置の実効性を評価すること。

d) 要員が、自らの個別業務について次の①～③に掲げる事項を認識しているようにすること。

① 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献

② 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

6.3 インフラストラクチャ

各部長は、保安のために必要なインフラストラクチャ(施設及び業務を行うに当たって必要となる資機材(電気、水、ガス、工具類等)や通信設備等。)を表1の「関連条項」6.3の欄に記載の基準において明確にし、管理を行う。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	16/39

6.4 作業環境

環境安全部長は、施設の保安のために必要な作業環境^{注)}として、放射線管理に関する基準(表1の「関連条項」6.4の欄参照。)で管理区域の区域管理等の管理方法を定め、各部長はこれに従い管理する。また、保安のために必要なその他の作業環境についても、各部長は労働安全衛生関係法令に基づき管理する。

注)“作業環境”は、物理的、環境的及びその他の要因を含む(例えば、空間線量、表面汚染密度、騒音、気温、湿度、照明又は天候)、作業が行われる状態と関連する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	17/39

7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 所長は、第 4.2 項に基づき、管理責任者として、次の a)～g) の各号に示す個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として表 1 に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の c) 号に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。

- a) 加工施設の操作
- b) 放射線管理
- c) 加工施設の施設管理
- d) 核燃料物質の管理
- e) 放射性廃棄物管理
- f) 非常時の措置
- g) 定期評価

(2) 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。

(3) 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次の a)～e) の各号に掲げる事項を明確にする。

- a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
- b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項
- c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源
- d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
- e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

7.2.1 個別業務等要求事項の明確化

担当部長は、次の (1)～(3) の各項に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第 7.1 項に関

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	18/39

する基準及び関連標準において、明確に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) 上記第(1)項及び第(2)項に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる、又は自ら実施する。
- (2) 担当部長は、上記第(1)項の審査を実施するに当たり、次の a)～c)の各号に掲げる事項を要員に確認させる、又は自ら確認する。
 - a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - c) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 担当部長は、上記第(1)項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ、又は自ら作成し、これを管理する。
- (4) 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

所長は、第7.1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の(1)～(4)の各項に示す事項を含む。

- (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計・開発管理

7.3.1 設計・開発計画

- (1) 設備管理部長は、設計・開発のプロセスに記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	19/39

開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。ただし、担当部長が設備管理部長に依頼した場合は、設備管理部長がこれを行う。許認可手続と設計・開発業務との手順上の関連は、設計・開発に関する基準に定める。

- (2) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次の a)～d)の各号に掲げる事項を明確にする。
- a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計・開発に用いる情報

- (1) 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次の a)～d)の各号に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
- a) 機能及び性能に係る要求事項
 - b) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの
 - c) 関係法令
 - d) その他設計・開発に必要な要求事項

- (2) 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。

7.3.3 設計・開発の結果に係る情報

- (1) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。(「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。)

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	20/39

(2) 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。

(3) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次の a)～d) の各号に掲げる事項に適合するものとする。

a) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。

b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。）。

c) 合否判定基準を含むものであること。

d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計・開発レビュー

(1) 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次の a) 号及び b) 号に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。

a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。

b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。

(3) 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計・開発の検証

(1) 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。

(2) 担当部長は、上記第(1)項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に上記第(1)項の検証をさせる。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	21/39

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行うことを含む。）。
- (2) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。
- (3) 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計・開発の変更の管理

- (1) 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 担当部長は、上記第(2)項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 担当部長は、上記第(2)項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達管理

7.4.1 調達プロセス

- (1) 業務管理部長は、第 7.4.2 項及び第 7.4.3 項に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- (2) 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次の a) 号及び b) 号に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	22/39

とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）

- a) 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。
- b) 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。

(3) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。

(5) 担当部長及び担当グループ長は、上記第(3)項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

(1) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次の a)～g) の各号に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
- b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項
- e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
- f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g) その他調達物品等に必要な要求事項

(2) 上記第(1)項の調達要求事項に、次の事項を含める。

調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含める。

(3) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	23/39

場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）

(4) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。

(5) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

(1) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

(2) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 個別業務及び物品等の管理

7.5.1 個別業務の管理

担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次の(1)～(6)の各項に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- (1) 加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- (5) 第 8.2 項の規定に基づき監視測定を実施していること。
- (6) 本計画書の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

(1) 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

(2) 担当部長は、上記第(1)項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	24/39

(3) 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

(4) 担当部長は、上記第(1)項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次の a) ~c) の各号に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準

b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法

c) 妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保

(1) 担当部長は、業務を実施する上で必要となる業務・施設の識別を、基準及び関連標準で定めて実施し、管理する。

(2) 担当部長は、個別業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定 of 要求事項に関連して、業務・施設の状態の識別を、基準又は下位文書で定めて実施する。（「業務・施設の状態の識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により業務・施設の状態を区別することをいう。）

(3) 担当部長は、業務・施設の状態・結果を記録することが定められている場合、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）を確保するため、業務・施設について一意の識別を定め、記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

7.5.5 調達物品の管理

担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

(1) 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	25/39

- (2) 担当部長は、上記第(1)項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次の a)～e) の各号に掲げる事項に適合するものとする。
- a) 第 7.1 項の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
 - b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - c) 所要の調整がなされていること。
 - d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 担当部長は、上記第(4)項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	26/39

8. 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）の計画として第 4.2.1 項に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。
- (2) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が上記第(1)項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制（電子メール、社内イントラネットの利用を含む。）を構築する。

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 担当部長は、上記第(1)項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 保安内部監査

- (1) 品質・安全管理室長は、保安品質マネジメントシステムについて、次の a)号及び b)号に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、保安活動の重要度に応じて、年 1 回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。
- a)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
b)実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 上記第(1)項の基準には、保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。
- (4) 上記第(1)項の基準には、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	27/39

- (5) 品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。
- (6) 品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を基準に定める。
- (7) 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定した領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。
- (8) 品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、上記第(7)項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
- (9) 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 所長及び各部長は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行う。
- (2) 所長及び各部長は、上記第(1)項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4.1(4)項第c)号に掲げる保安活動指標を用いる。
- (3) 所長及び各部長は、上記第(1)項の方法により、プロセスが第5.5.3項及び第7.1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。
- (4) 所長及び各部長は、上記第(1)項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 所長及び各部長は、第5.5.3項及び第7.1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	28/39

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。
- (2) 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、保安規定別表 18 に定める保管責任者がこれを保存する。
- (3) 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、保安規定別表 18 に定める保管責任者がこれを保存する。
- (4) 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）
- (6) 上記第(5)項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。

8.3 不適合の管理

- (1) 所長は管理責任者として、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。
- (2) 所長は、不適合の処理^{注1)}に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	29/39

- (3) 担当部長は、上記第(2)項に定められた基準に従い、次の a)～d) の各号に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
 - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
 - c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
 - d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。
- (5) 担当部長は、上記第(3)項第 a) 号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 担当部長は、不適合の処置^{注2)}の結果を所長に報告する。

注1) 「処理」とは、不適合の除去から原因究明及び再発防止策の実施までの一連の対応を指している。

注2) 「処置」は、“その場の状況に応じた取り扱いを決めること、また、その扱い”という意味であり、現場での応急処置を所長に報告しておかないと、原因対策が終わるまで所長が知らないということにならないようにとの意図で、保安規定においても「処置」を使っている。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。
- (2) 環境安全部長は、上記第(1)項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次の a)～d) の各号に掲げる事項に係る情報を取得する。
- a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - b) 個別業務等要求事項への適合性
 - c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	30/39

d) 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

社長は、経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

8.5.2 是正処置等

(1) 所長は、管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の a)～i) の各号に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。

a) 是正処置を講ずる必要性について、次の①及び②に掲げる手順により評価を行うこと。

① 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）

② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。

c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。

d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。

e) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。

f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。

g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

h) 所長は、施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。

i) 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。

(2) 所長は、上記第(1)項の各号に掲げる事項について、基準に定める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	31/39

(3) 環境安全部長は、上記第(2)項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。

(4) 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。

(5) 所長は、是正処置等の実施状況の主なものを社長に報告する。

8.5.3 未然防止処置

(1) 所長は、管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次の a)～f) の各号に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。

a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。

b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。

c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。

d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。

e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

f) 所長は、第7.4.1(6)項に記載する調達物品等の技術情報及び第7.1(1)項第c)号に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。

(2) 所長は、上記第(1)項の各号に掲げる事項について、基準に定める。

8.5.4 根本原因分析

是正処置及び未然防止処置の一環として行う根本原因分析は次の(1)～(5)の各項に示すとおり実施する。

(1) 所長は、法令報告、保安規定違反、その他の不適合のうち所長が原子力の安全に重大な影響を与えると判断したものは是正処置を行うため、根本原因分析を行う。

(2) 所長は、蓄積されている不適合等に関するデータ（上記第(1)項で根本原因分析を行った不適合を除く）を分析して（第8.4(1)項参照。）、起こり得る不適合の発生を防止する未然防止処置を行うため、必要に応じて根本原因分析を行う。

(3) 所長は、根本原因分析について、評価・改善に関する基準（表1の関連条項8.5.4の欄に記載の文書参照。）に次のa)～c)の各号に示す手順を含める。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	32/39

- a) 分析対象の決定
- b) 中立性を考慮した分析チームの決定
- c) 幅広い情報を活用する観点から、必要に応じ、当該事業所以外の要員の分析チームへの参加

(4) 所長は、分析チームの報告を尊重し、必要な対策を決定し、その実施計画を策定する。

(5) 所長は、根本原因分析の実施状況を社長に報告する。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	33/39

表 1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項に基づき作成する社内文書 (1/3)

関連条項	項目	文書名	文書番号	承認者
4.1	保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	保安品質保証計画書	保社-1001	社長
4.2.1	一般			
4.2.2	保安品質マニュアル			
5.5.3	保安品質マネジメントシステムの計画			
7.2.3	組織の外部の者との情報の伝達等			
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	社長
8.2.1	組織の外部の者の意見			
8.2.3	プロセスの監視測定			
8.4	データの分析及び評価			
8.5.1	継続的な改善			
4.2.3	文書の管理	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則 保安文書管理基準 文書及び記録の管理基準 保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理室)	保社-2005 基保-025 S-000010 安管-200003	社長 (熊取)品質保証部長 (東海)品質保証部長 品質・安全管理室長
4.2.4	記録の管理	記録管理基準 文書及び記録の管理基準 保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理室)	基保-016 S-000010 安管-200003	(熊取)品質保証部長 (東海)品質保証部長 品質・安全管理室長
5.1	経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則 安全文化醸成実施規則	保社-2004	社長
5.2	原子力の安全の確保の重視		保社-2006	社長
5.3	保安品質方針	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則	保社-2004	社長
5.4	施設管理方針			
5.5.1	保安品質目標			
5.5.2	施設管理目標			
5.6.1	責任及び権限	保安活動に関する組織、責任及び権限規則 品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2001 保社-2003	社長 社長
5.6.2	保安品質マネジメントシステム管理責任者			
5.6.3	管理者			
5.6.4	組織の内部の情報の伝達	マネジメントレビュー実施規則 核燃料安全委員会基準 核燃料安全委員会基準	保社-2002 基保-004 S-000032	社長 (熊取)所長 (東海)所長
5.7	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	社長

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	34/39

表 1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項に基づき作成する社内文書 (2/3)

関連条項	項目	文書名	文書番号	承認者
6.1	資源の確保			
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	教育訓練基準 保安教育基準	基保-007 S-000014	(熊取) 所長 (東海) 所長
6.3	インフラストラクチャ	補修及び改造基準 補修及び改造基準	基保-018 S-000027	(熊取) 設備管理部長 (東海) 設備管理部長
6.4	作業環境	放射線管理基準 放射線管理基準	基保-001 S-000002	(熊取) 環境安全部長 (東海) 環境安全部長
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	加工施設の操作基準 (燃料製造部) 加工施設の操作基準 (設備管理部) 加工施設の操作基準 (環境安全部)	基保-003 基保-026 基保-028	(熊取) 燃料製造部長 (熊取) 設備管理部長 (熊取) 環境安全部長
7.2	個別業務等要求事項として明確にすべき事項	加工施設の操作基準 (品質保証部) 施設の操作基準 (燃料製造部) 施設の操作基準 (環境安全部)	基保-032 S-000015 S-000017	(熊取) 品質保証部長 (東海) 燃料製造部長 (東海) 環境安全部長
7.5	個別業務及び物品等の管理	施設の操作基準 (設備管理部) 施設の操作基準 (品質保証部)	S-000018 S-000019	(東海) 設備管理部長 (東海) 品質保証部長
7.6	監視測定のための設備の管理	臨界安全管理基準 臨界管理基準 異常時の措置基準 設計想定事象等対処活動基準 火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準 サイバーテロ対策基準 放射線管理基準 放射線管理基準 周辺監視区域管理基準 周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準 核燃料物質等運搬基準 核燃料運搬基準 補修及び改造基準 補修及び改造基準 放射性廃棄物管理基準 非常時の措置基準 事故対策基準 定期評価基準 定期評価基準	基保-037 S-000003 基保-012 基保-039 S-000033 S-000034 S-000035 基保-001 S-000002 基保-035 S-000021 基保-008 S-000004 基保-018 S-000027 基保-009 基保-006 S-000005 基保-024 S-000028	(熊取) 環境安全部長 (東海) 環境安全部長 (熊取) 所長 (熊取) 所長 (東海) 所長 (東海) 所長 (東海) 業務管理部長 (熊取) 環境安全部長 (東海) 環境安全部長 (熊取) 業務管理部長 (東海) 環境安全部長 (熊取) 燃料製造部長 (東海) 燃料製造部長 (熊取) 設備管理部長 (東海) 設備管理部長 (熊取) 環境安全部長 (熊取) 所長 (東海) 所長 (熊取) 所長 (東海) 所長

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	35/39

表 1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項に基づき作成する社内文書 (3/3)

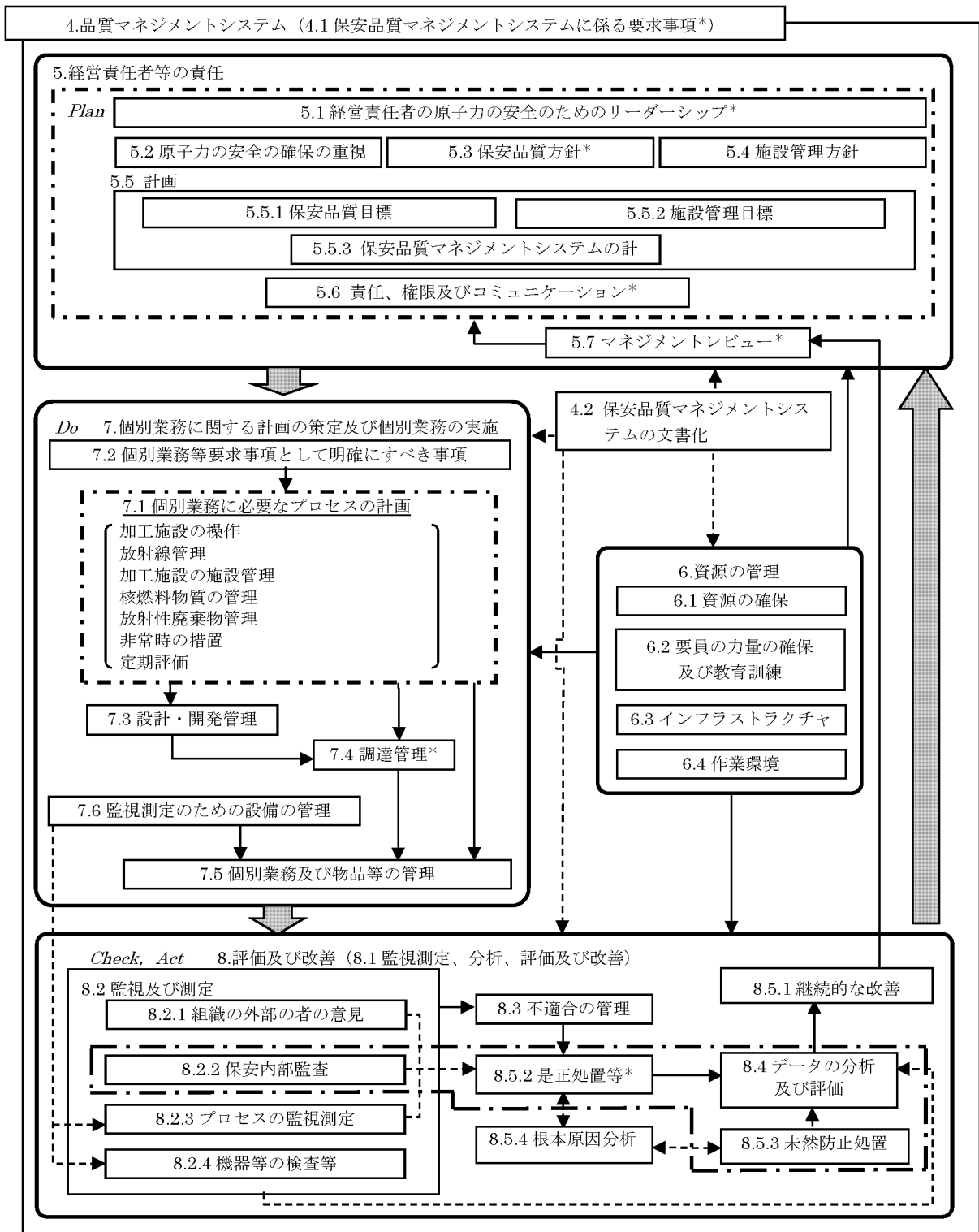
関連条項	項目	文書名	文書番号	承認者
7.3	設計・開発管理	設計管理基準 補修及び改造基準 補修及び改造基準	基保-021 基保-018 S-000027	(熊取)設備管理部長 (熊取)設備管理部長 (東海)設備管理部長
7.4 7.5.5	調達管理 調達物品の管理	調達管理基準 調達管理基準	基保-022 S-000011	(熊取)業務管理部長 (東海)業務管理部長
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	評価・改善基準 評価・改善基準	基保-023 S-000013	(熊取)所長 (東海)所長
8.2.2	保安内部監査	保安内部監査基準	安管-200002	品質・安全管理室長
8.2.4	機器等の検査等	設計管理基準 補修及び改造基準	基保-021 S-000027	(熊取)設備管理部長 (東海)設備管理部長
8.3 8.5.2 8.5.3 8.5.4	不適合の管理 是正処置等 未然防止処置 根本原因分析	評価・改善基準 評価・改善基準	基保-023 S-000013	(熊取)所長 (東海)所長

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	36/39

表2 「従業員等」及び「操作員等」に必要な力量、教育・訓練及び認識

対象者	必要な認識及び必要な力量の概要	教育・訓練方法
従業員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力安全の重要性と自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成に向けて、自らがどのように貢献できるかを認識していること ・ 関係法令及び規制要求事項、社内ルール及び地域との協定の遵守の重要性を認識していること ・ 関係法令、保安規定等及び核燃料物質等を取り扱うための一般知識を有すること ・ 初期消火活動を行うための知識を有すること ・ 初期消火器材の操作を行えること ・ 非常時の対応を行うための知識を有すること ・ 非常時用資機材の操作を行えること 	事業所全体の教育 (保安教育・設計想定事象等対処活動訓練・非常時訓練)
操作員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作を担当する施設の適切な操作が行えること ・ 放射線測定器類の操作を含め放射線管理業務が行えること ・ 計器の校正を適切に行えること ・ 対象施設の巡視・点検が行えること ・ 使用前事業者検査等が行えること 	各部の教育 (技能教育・訓練)

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	37/39



備考：* = 安全文化に関する事項を含む。

凡例： 基本プロセス 中プロセス 小プロセス : 明確な関連 : 理解上重要な関連

図1 プロセス関連図

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	38/39

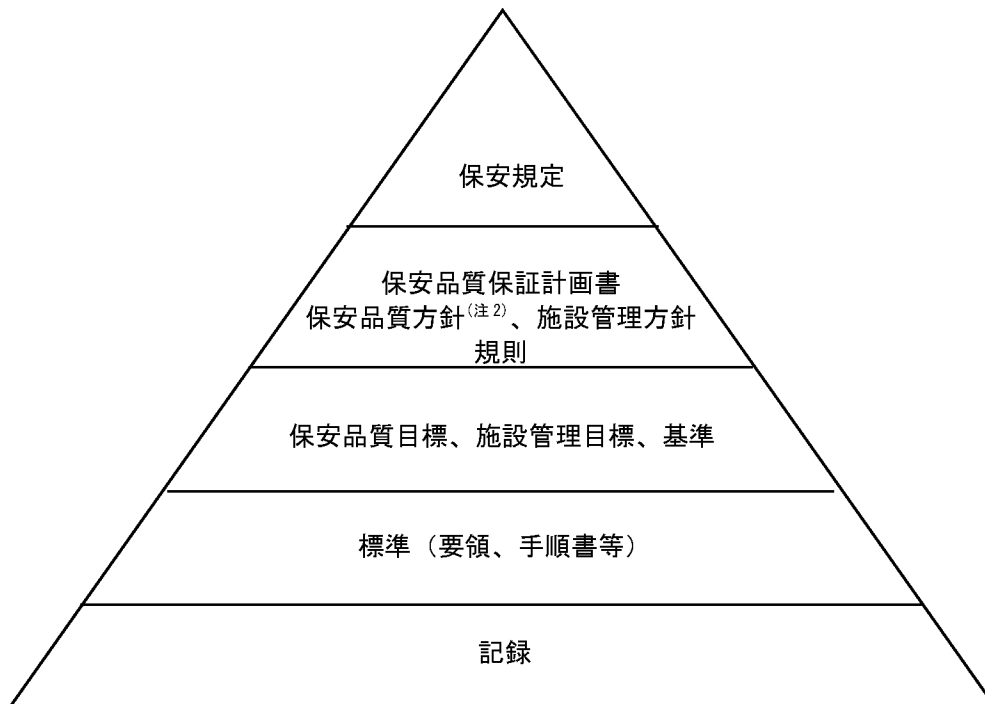


図2 保安品質マネジメントシステムの文書体系図^(注1)

(注1) 本文書体系図は、文書の重要性を踏まえた序列を概念的に示すものであり、文書間の直接的な上下のつながりを示すものではない。

(注2) 保安品質方針には安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	39/39

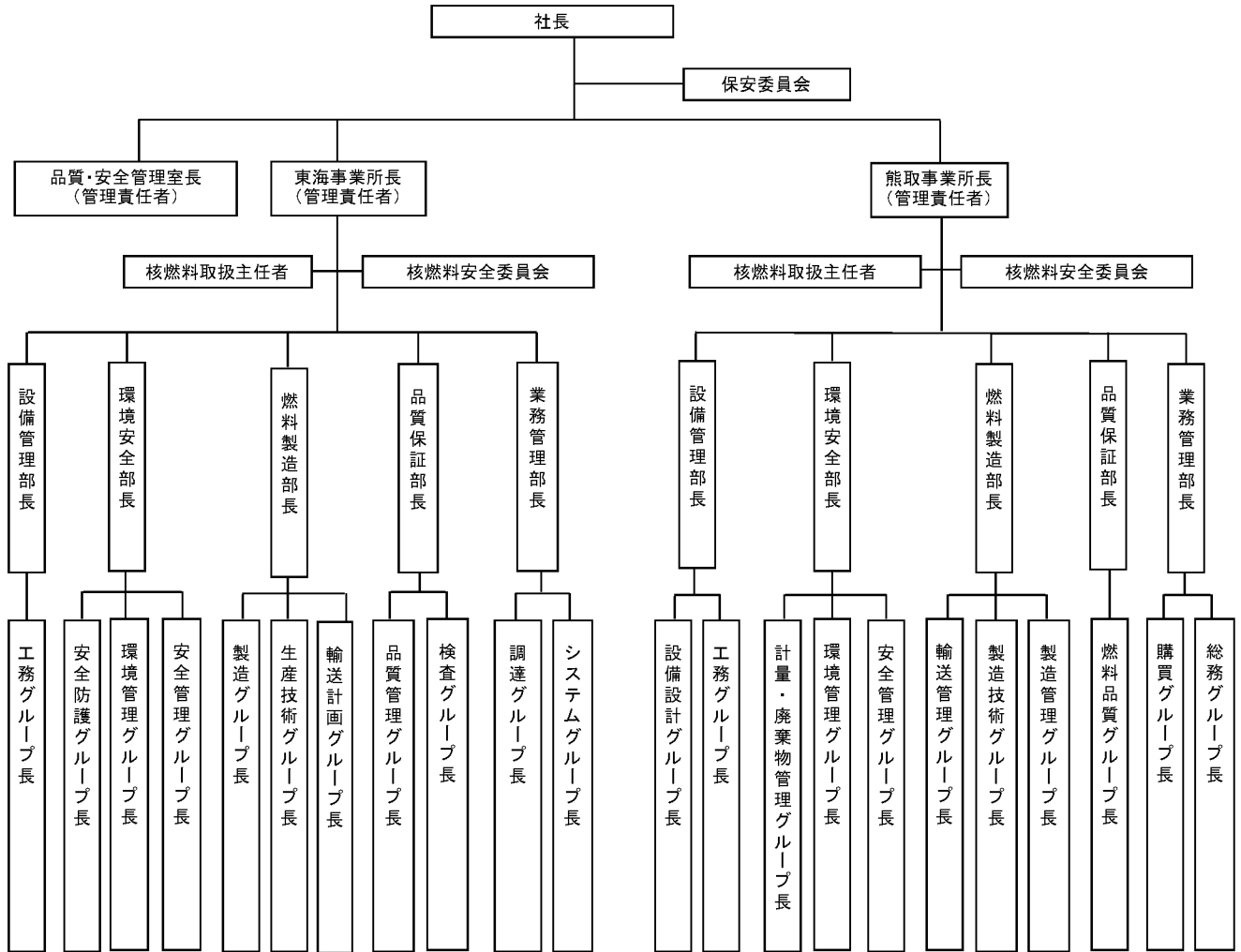


図3 保安管理組織（管理者）

別記 3

添付書類 1 加工事業変更許可との対応に関する説明書

本申請の対象とする加工施設に係る設計について、以下に示す「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）」の条項ごとに、加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）申請書（以下「加工事業変更許可申請書」という。）の記載（基本的設計方針）を整理した。

- 第一条（定義、安全上重要な施設）関連【第一条 安重】
- 第二条（核燃料物質の臨界防止）関連【第二条 臨界】
- 第三条（遮蔽等）関連【第三条 遮蔽】
- 第四条（閉じ込めの機能）関連【第四条 閉じ込め】
- 第五条（火災等による損傷の防止）関連【第五条 火災等】
- 第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連【第六条 地盤】
- 第七条（地震による損傷の防止）関連【第七条 地震】
- 第八条（津波による損傷の防止）関連【第八条 津波】
- 第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連【第九条 外部衝撃】
- 第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連【第十条 不法侵入】
- 第十一条（溢水による損傷の防止）関連【第十一条 溢水】
- 第十二条（誤操作の防止）関連【第十二条 誤操作】
- 第十三条（安全避難通路等）関連【第十三条 避難通路】
- 第十四条（安全機能を有する施設）関連【第十四条 安全機能】
- 第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連【第十五条 設計基準事故】
- 第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連【第十六条 貯蔵】
- 第十七条（廃棄施設）関連【第十七条 廃棄】
- 第十八条（放射線管理施設）関連【第十八条 放管】
- 第十九条（監視設備）関連【第十九条 監視】
- 第二十条（非常用電源設備）関連【第二十条 非常用電源】
- 第二十一条（通信連絡設備）関連【第二十一条 通信連絡】
- 第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関連【第二十二条 重大事故等】

添1表1に本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめを示し、添1別表1に加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）への対応状況を示す。

また、本申請の対象とする加工施設を含む新規規制基準への適合性確認を行う加工施設と加工事業変更許可申請書に記載した施設の対応を明確にするため、加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称を比較して整理した。添1表2-1～添1表2-4に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況を示す（添1表2-1：改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設、添1表2-2：撤去する加工施設、添1表2-3：保安規定に定めて管理する加工施設、添1表2-4：後半申請する加工施設）。

加えて、添1参考資料1に、加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめを示す。

ここで、添1表2-1～添1表2-4を整理するに当たっての基本方針を示す。

加工事業変更許可申請書の本文の「建物・構築物」、「安全機能を有する施設」、「施設の構造及び設備」に記載する施設は、加工事業変更許可申請書の添付書類五、添付書類六及び添付書類七の説明において、安全設計の一部となる又は事故に対処するために必要となるものである。加工事業変更許可申請書に基づく設工認として、全体を通じて申請しなければならない全ての建物・構築物及び設備・機器は、この「建物・構築物」、「安全機能を有する施設」、「施設の構造及び設備」に記載する施設であるとする。これらの施設を漏れなく網羅的に抽出し、4つのカテゴリ（改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設（添1表2-1）、撤去する加工施設（添1表2-2）、保安規定に定めて管理する加工施設（添1表2-3）、後半申請する加工施設（添1表2-4））に分類する。設工認の申請対象とする施設には、管理番号を付与して管理する。

添1表2-1～添1表2-4の表構成として、加工事業変更許可申請書の本文に記載する順番（「建物・構築物」→「安全機能を有する施設」→「施設の構造及び設備」）に施設を並べている。施設には、①「建物・構築物」又は「安全機能を有する施設」と「施設の構造及び設備」の両方に記載するもの、②「建物・構築物」又は「安全機能を有する施設」にはなく「施設の構造及び設備」にのみ記載するものがあり、表中では①→②の順で整理している。

施設に管理番号を付与するに当たっては、以下の方法に従う。

- (1) 管理番号にある程度のまとまりを持たせるため、設工認における施設区分を踏まえて、管理番号の先頭に付ける数字を以下のとおり割り当てる。なお、「建物・構築物」は、設工認における施設区分とは別にまとまりを持たせておく。

建物・構築物：1、成型施設：2、被覆施設：3、組立施設：4、核燃料物質の貯蔵施設：5、放射性廃棄物の廃棄施設：6、放射線管理施設：7、その他の加工施設：8

- (2) 加工事業変更許可申請書では、異なる施設区分に同一施設を記載する場合がある。同一施設に対しては1つの管理番号を付与するため、当該施設が同一施設であることが分かるように備考欄にその旨を記載する。
- (3) 同一の名称で複数台存在する施設の場合は、個々の施設に管理番号を付与するのではなく、複数台にまとまりを持たせて、例えば、設置する建物毎にまとめて管理番号を付与する。
- (4) 管理番号には、識別性向上、番号ズレ防止等のために枝番を用いても良い。

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{1002}	本体	成型施設	第2加工棟	第2加工棟 ^{*4}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-11 1-12 1-13 1-17	2-13	3-1 3-2 3-3	4-1 4-15 4-18 4-19 4-22 4-28	5-1 5-4 5-5 5-23 5-30 5-35 5-37 5-38 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-8 7-9	—	9-1 9-3 9-5 9-7 9-8 9-9 9-18 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41 9-42 9-46	10-1 10-2 10-3 10-7	11-1 11-3 11-4 11-7 11-8 11-9 11-20 11-22	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-51 15-52 15-54 15-55 15-59 15-60	—	—	18-1 18-3	—	—	—	—	23-9 23-18 23-20 23-21 23-24 23-25 23-28	
{8007}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ^{*4}	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8007-12}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ^{*4}	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8011}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-29	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8052}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-12	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-13	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他								
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等						
{8065}	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-16 11-19	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{1001}	本体	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟 ^{*3}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-14 1-15 1-16 1-17	2-13	3-1 3-2 3-3	4-28	5-1 5-4 5-23 5-30 5-35 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-8 9-9 9-10 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2 10-3	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-17 23-21 23-22 23-23 23-24 23-28 23-29	
{8007-7}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ^{*3}	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	—	—	—		
{8007-10}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ^{*3}	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	—	—	—		
{8009-5}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) ^{*4}	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—	—	—	—			

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8044}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部 ^{*3}	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4 5-30 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6	—	9-1 9-3 9-8 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-21 23-28
{8063}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	大型外扉 ^{*3}	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4 5-30 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6	—	9-1 9-3 9-6 9-9 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-22 23-28
{8064}	付属設備	その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	外扉 ^{*3}	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-4 5-30 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6	—	9-1 9-3 9-9 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-24 23-28
{1004}	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-15 1-16 1-17	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-15 4-18 4-19 4-22 4-28	5-1 5-4 5-5 5-23 5-30 5-35 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-5 9-9 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2 10-3	11-1 11-3 11-4 11-7 11-8 11-9 11-20 11-22	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-51 15-52 15-54 15-55 15-59 15-60	—	—	18-1 18-3	—	—	—	—	23-20 23-24 23-28
{8007-3}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{8007-14}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—		
{8009-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8009-12}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8010-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8031}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8032}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8032-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{8055}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵(W1防護壁)	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6	—	9-1 9-3 9-5 9-29 9-30 9-31 9-32 9-41	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-20 23-28
{8056}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏水検知器	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-12	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-13	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8065-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	遮水板	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-16	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8064-2}	付属設備	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	改造	1-1 1-2	—	—	4-21	5-1 5-4 5-30 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6	—	9-1 9-3 9-29 9-30 9-31 9-32 9-41	10-1 10-2	11-6	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-28
{1005}	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-15 1-16 1-17	—	3-1 3-2 3-3	4-28	5-1 5-4 5-23 5-30 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-5 9-9 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2 10-3	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-20 23-24 23-28

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{8007-4}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8009-3}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8009-13}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8010-3}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8033}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8036}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
{8036-2}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{8057}	付属設備	その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵(W3防護壁)	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6	—	9-1 9-3 9-5 9-29 9-30 9-31 9-32 9-41	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-20 23-28
{1006}	本体	放射性廃棄物の廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 ^{*4}	—	新設	1-1 1-2 1-4 1-15 1-16 1-17	—	3-1 3-2 3-3	4-28	5-1 5-4 5-23 5-30 5-35 5-44	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7	—	9-1 9-3 9-9 9-20 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2 10-3	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-12 23-28
{8007-5}	付属設備	その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー)) ^{*4}	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{1007}	本体	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	—	改造	1-1 1-2 1-17	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4 5-23 5-30 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-9 9-11 9-20 9-22 9-25 9-30	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-24
{8007-15}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
{8009-8}	付属設備	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{1012}	—	その他の加工施設	第1加工棟 北側屋外	防護壁	防護壁 No. 1 ^{*3}	新設	1-1 1-2 1-14 1-15 1-16	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-22 23-28
{2042}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2 4-26	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-3 23-34
{2043}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2 4-26	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-34
{2044}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-14 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-2 11-10 11-16 11-17 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-3 23-4 23-34

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2045}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-22 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-2 11-10 11-17 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-3 23-4 23-34
{2046}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No.2-1	粉末搬送容器	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-6	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	—	—	—	—	—	11-1 11-2 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-34
{2047}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No.2-1	粉末搬送容器昇降リフト	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8 4-26	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-16 11-17 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-7 15-9 15-10 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-3 23-4
{2048}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶 No.2-1	供給瓶	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-6	5-1 5-3 5-14 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-2 11-10 11-17 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-4 23-34

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2050}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	プレス No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-22 5-23 5-40	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-1 23-3
{2051}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1	研磨屑乾燥機	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-3
{2052}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1	破碎装置	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23 5-40	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-1 23-3
{2053}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1	粉末取扱フード	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{2054}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1	粉末取扱機	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3
{2055}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1	焙焼炉	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3
{2057}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No. 4	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2058}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット搬送部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2059}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット採取部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-12 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2060}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット移載部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2061}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置	ボート搬送装置部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2062}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置	段積装置部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2063}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2064}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-5 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-13 5-15 5-21 5-22 5-23 5-31 5-32 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-5 11-10 11-11 11-18 11-20	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17 15-21 15-22 15-23 15-24 15-25 15-26 15-27 15-28 15-46 15-47 15-48 15-58	—	—	—	—	20-1	—	—	23-2 23-3 23-4 23-36
{2064-2}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室、屋外	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	—
{2064-3}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	空気混入防止機構	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-9	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-21 15-46	—	—	—	—	—	—	—	—	
{2064-4}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	失火検知機構	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	—	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-22	—	—	—	—	—	—	—	23-2

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																						その他
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{2064-5}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	過加熱防止機構	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-7 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-28	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2064-6}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	冷却水圧力低下検知機構	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-5 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-27	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2064-7}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	圧力逃がし機構	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2064-8}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室、屋外	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-20 9-25	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2065}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台	焼結ボート置台部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2066}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台	焼結ボート解体部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2067}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	ペレット移載部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2068}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	SUSトレイ搬送部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2069}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	SUSトレイ保管台部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2070}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	ペレット供給機	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2071}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	センタレス研削盤	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-20	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8 4-12	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-22 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-6 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2072}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	ペレット乾燥機	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-22	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2073}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備No.2- 2ペレット移載装置	ペレット検査台部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

2337

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																		その他								
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管		第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{2074}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置	ペレット移載部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-14 2-13 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2075}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置	ペレット採取部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-14 2-13 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2076}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No. 1部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2077}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No. 2部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他							
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{2078}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	目視検査部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{2079}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	入庫前コンベア部	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-3
{2080}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	波板移載部	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{2081}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	研磨屑回収装置	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{2082}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	研削液タンク	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-5 2-6 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{2083}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	配管	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-22	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2084}	—	成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2085}	—	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-14 2-13 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2087}	—	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、 第2-1混合室、第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-19	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-9 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{2089}	—	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、 第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	スクラップ保管ラック F型運搬台車	—	改造	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-19	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-9 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他							
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{2090}	—	成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	ペレット運搬台車 No. 3	—	改造	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18 2-19	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-9 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3032}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3033}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1	トレイ挿入部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{3034}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1	ヘリウムリーク試験部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{3039}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 4	燃料棒移載(3)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3040}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5	燃料棒移載(4)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3041}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5	燃料棒置台(1)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3042}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5	燃料棒置台(2)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																	その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄		第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{3043}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒コンベア(1)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{3044}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒コンベア(2)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{3045}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6	燃料棒移載(5)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{3046}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6	ストックコンベア(2)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																	その他									
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄		第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{3004}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1	ペレット編成挿入部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3006}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 1 ^{**4}	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3007}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 ^{**4}	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5 23-34
{3008}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1	真空加熱炉部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5 23-34

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他								
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{3009}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1	運搬台車 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5 23-34
{3010}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	燃料棒搬送 No. 1-1 部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5	
{3011}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	第二端栓溶接 No. 1-1 部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5	
{3012}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	第二端栓溶接 No. 1-2 部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他								
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{3013}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1	燃料棒搬送 No. 1-2部 ^{*4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3014}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1	燃料棒移載(1)部 ^{*4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3015}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1	被覆管コンベア部 ^{*4}	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3016}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1	除染コンベア部 ^{*4}	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																	その他										
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄		第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{3017}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1	燃料棒トレイ移載部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3018}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) ^{**4}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3019}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) ^{**4}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3020}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2 ^{**4}	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{3025}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置No.5 ^{**4}	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3026}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット保管箱搬送部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3027}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット編成挿入部 ^{**4}	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-5
{3028}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置No.2 ^{**4}	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他							
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{3029}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 ^{*4}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3030}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 ^{*4}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{3031}	—	被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 ^{*4}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{4001}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1)	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{4002}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 燃料棒挿入装置(1)	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{4003}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1	組立定盤部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{4004}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1	スウェーピング部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{4005}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2	組立定盤部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																	その他										
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄		第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{4006}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 2	スウェーピング部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{4007}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体取扱機 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-6
{4008}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	堅型定盤 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-6	
{4009}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-6	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{4010}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(D)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{4011}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1	石定盤部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{4012}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(E)部	変更なし	1-1 1-2 1-4	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{4013}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室、第2集合体保管室	2 ton天井クレーン No.1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-16 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{4014}	—	組立施設	第2加工棟 第2梱包室、第2集合体保管室	2.8 ton天井クレーン	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-16 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—


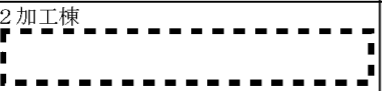



添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																						その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{4015}	—	組立施設	第2加工棟 第2-1組立室、第2-1燃料棒検査室、第2燃料棒保管室、第2部品室、第2梱包室、第2輸送容器保管室	燃料棒運搬台車 No. 1	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-22	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-9 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5036}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 [XXXXXXXXXX]	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5037}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 [XXXXXXXXXX]	スクラップ保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-18	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-34	
{5038}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 [XXXXXXXXXX]	スクラップ保管ラック E型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-18	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-34	
{5039}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 [XXXXXXXXXX]	ペレット保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

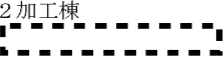
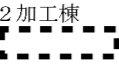
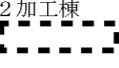


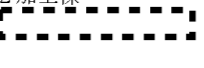
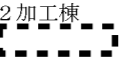
添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{5042}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—
{5043}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 1	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—
{5044}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 2	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—
{5045}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4	ペレットリフター	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-7
{5046}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4	ペレット保管箱受台	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—

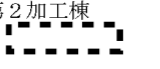
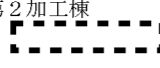

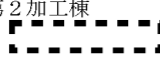
添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{5048}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット保管ラック E型リフター	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{5056}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	第2-2燃料集合体保管区域	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5057}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	第2-3燃料集合体保管区域	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5058}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	第2-1燃料集合体保管区域	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5059}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	第2-4燃料集合体保管区域	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5060}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	5 ton 天井クレーン	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	—	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-9 15-10 15-16 15-17	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5061}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	分析試料保管棚	—	新設	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-14 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	23-8	





添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他							
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{5062}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	開発試料保管棚	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2 4-19	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-8 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-8
{5011}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	輸送容器搬送コンベア No. 1-1 ^{※1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5012}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ^{※1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-7
{5015}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	粉末缶移載装置No. 1-1 ^{※1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	


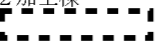
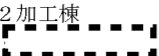

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																						その他	
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{5016}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	粉末缶移載装置 No. 1-2 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5019}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	粉末缶搬送コンベア No. 1 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5013}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	輸送容器搬送コンベア No. 2-1 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5014}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	輸送容器搬送コンベア No. 2-2 ^{*1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	23-7





添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																						その他
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{5017}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	粉末缶移載装置 No. 2-1 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	
{5018}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	粉末缶移載装置 No. 2-2 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	
{5020}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	粉末缶搬送コンベア No. 2 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	
{5030}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備D型 No. 1 ^{*1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-11 15-17	16-1	—	—	—	—	—	23-7	






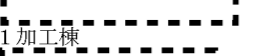

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{5025}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料搬送設備 No. 2	粉末缶台車 ^{*1}	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5031}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型 No. 1 ^{*1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-2 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-11 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-7
{5026}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 1 ^{*1}	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5027}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 2 ^{*1}	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

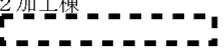

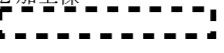


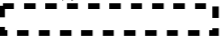
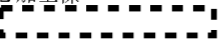
添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{5028}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 3 ^{*1}	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{5029}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 4 ^{*1}	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-2 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{5001}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟  第1加工棟 	保管容器F型 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
{5002}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟  第1-3貯蔵棟  第1加工棟 	保管容器F型(中性子吸収板1型内蔵型) ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—







添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{5040}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット保管ラック B型 No. 1 ^{*1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7 23-31	
{5040-2}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット保管パレット ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-13 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5041}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3	ペレットスタッカクレーン ^{*1}	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5004}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟  第1加工棟 	保管容器G型 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{5047}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット保管ラック E型 No. 2-1 ^{*1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17 2-18	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7	
{5049}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒保管ラック B型 No. 1 ^{*1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-15 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7 23-31	



添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{5050}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒保管ラック B型 No. 2 ^{*1}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-15 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7 23-31		
{5052}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒スタッカクレーン [*] ₁	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-21	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-10	12-2	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-9 15-10 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-7		
{5051}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒トレイコンベア ^{*1}	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	10-1 10-7	11-1 11-10	12-2	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-11 15-15 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—		
{5005}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	保管容器H型 ^{*1}	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
{5066}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟 	粉末・ペレット貯蔵容器 I型 ^{*3}	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-30
{5053}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C型 No. 1 ^{*4}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7		

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{5054}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C型 No. 2 ^{**4}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7
{5055}	—	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料集合体保管ラック D型 No. 1 ^{**4}	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-17	16-1	—	—	—	—	—	—	23-7
{6001}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	排風機 (301-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-27	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6002}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統)	排風機 (302-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6003}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統)	排風機 (303-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{6004}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統)	排風機 (304-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6005}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	排風機 (305-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6006}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	排風機 (306-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6007}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統)	排風機 (307-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-27	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	
{6008}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統)	排風機 (308-F)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-5 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{6014}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-406)	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6015}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-407)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54 15-55 15-59	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6016}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-408)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6017}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6018}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6019}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6020}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6021}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6022}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6023}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6024}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	23-36
{6025}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6026}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6027}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6028}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6029}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6030}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6031}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6032}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6033}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6034}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6035}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6036}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6036-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6036-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6036-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6037}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-27	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他											
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等									
{6042}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
{6043}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-27	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
{6043-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-27	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-11 14-8 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{6043-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-27	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6044}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6045}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6045-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6045-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅳ (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6045-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ系統Ⅷ (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6046}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統)	給気ユニット (201AC)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-27	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6046-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{6046-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	給気ユニット (203SU)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6046-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統)	給気ユニット (204AC)	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-27	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6047}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6047-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6047-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6047-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII (給気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-27	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6048}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統 I系統II系統V	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6048-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統 III系統VI	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6048-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統 IV	差圧計	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6048-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{6048-5}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統I、系統II、系統V、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25 4-27	5-1 5-3 5-5 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-12 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-6 17-7	—	—	20-1	—	—	23-16
{6048-6}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統III、系統VI、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25	5-1 5-3 5-5 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-6 17-7	—	—	20-1	—	—	23-16
{6048-7}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-5 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-6 17-7	—	—	—	—	23-16	
{6048-8}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VIII、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25 4-27	5-1 5-3 5-5 5-15 5-19 5-21 5-23 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21	—	9-1 9-12 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54 15-55 15-57 15-59 15-60	—	17-1 17-3 17-4 17-6 17-7	—	—	20-1	—	—	23-16

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{6049}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統)	No.1 排風機	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-22 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—
{6050}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	No.2 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6051}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.3 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6052}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.4 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6053}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.5 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{6054}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.6 排風機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24 4-25	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52 15-54	—	17-1 17-4	—	—	20-1	—	—	—
{6055}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統)	No.1 フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—
{6056}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	No.2 フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—
{6057}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.5 フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—
{6058}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.8 フィルタユニット	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6059}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.3 フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6060}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.4 フィルタユニット	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6061}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.6 フィルタユニット	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6062}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.7 フィルタユニット	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18 4-23 4-24	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-20 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-7	—	—	—	—	—	—	—
{6063}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他							
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等					
{6064}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{6065}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6066}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6067}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6068}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6069}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6070}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6071}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6071-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6071-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6071-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)	閉じ込め弁	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6072}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6073}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6074}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6075}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6076}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6076-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6076-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6076-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6077}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6077-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—
{6077-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6077-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室 第1廃棄物貯蔵室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)	給気フィルタ	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6078}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気ファン	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-17 4-18 4-24	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-52	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6079}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	ダクト	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-18	5-1 5-3 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-21	—	9-1 9-28	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6080}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4	差圧計	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-16	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20	—	9-1 9-45	—	—	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	—	—
{6080-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-10 4-15 4-16 4-17 4-18 4-23 4-24 4-25	5-1 5-3 5-5 5-15 5-19 5-21 5-22 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18 7-20 7-21	—	9-1 9-28 9-45	—	11-1 11-3 11-12 11-19	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-19 15-20 15-52 15-54	—	17-1 17-3 17-4 17-6 17-7	—	—	20-1	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他											
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等									
{6019-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用) ^{*2}	部分撤去	—	—	—	4-1 4-18 4-23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3	—	—	—	—	—	—	23-33					
{6027-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	ダクト ^{*2}	部分撤去	—	—	—	4-1 4-15 4-18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-4	—	—	—	—	—	—	23-33					
{6081}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6082}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6083}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.3	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6084}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.4	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6087}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6088}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6089}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 3	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6090}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 4	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6091}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6092}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No. 2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6093}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6094}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No. 2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6095}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6096}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No. 2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6097}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No. 3	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6098}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No. 4	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6099}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	配管	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	23-36

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6100}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6100-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6101}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6102}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	配管	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6103}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6104}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	遠心分離機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6105}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	貯槽	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6106}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	配管	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6107}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6108}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽 No. 2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6109}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	凝集槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6110}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6110-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6111}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6111-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6112}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	加圧脱水機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6113}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6114}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{6115}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—		
{6117}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	受水槽 No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6118}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	配管	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6119}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6120}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6121}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 3	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6122}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 4	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6123}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	配管	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6124}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6125}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6126}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6127}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No. 2	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{6128}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No. 3	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6129}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	ろ過機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6130}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	圧搾脱水機	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6131}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6132}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	受水槽	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—
{6133}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No. 1	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6134}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No. 2	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6135}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No. 3	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4 4-9 4-12	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6136}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	配管	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-4	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	17-1 17-3 17-5 17-6	—	—	—	—	—	—	—	
{6138}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-5 5-9 5-10 5-11 5-13 5-15 5-17 5-23 5-31 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-16	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-29 15-30 15-31 15-32	—	—	—	—	20-1	—	—	—	—	23-10
{6138-2}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	失火検知機構	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	—	5-1 5-5 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	—	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他												
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等										
{6138-3}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	過加熱防止機構	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	—	5-1 5-5 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
{6138-4}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	圧力逃がし機構	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
{6138-5}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室、W1-2排風機室、 屋外	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	—	5-1 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-20 9-25	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{6139}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	バグフィルタ	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{6140}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	投入プッシャ	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
{6141}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	前処理フード	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

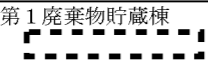
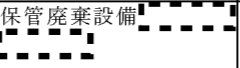
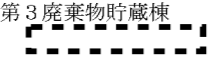
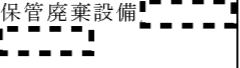
添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{6142}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	フィルタ処理フード	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6143}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	投入リフタ	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6144}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備	急冷塔	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-6	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6145}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	湿式除染部	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8 4-10 4-12	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6146}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	改造	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-12	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-13	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-49 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{6147}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	乾式除染機	—	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{6148}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ホイストクレーン	2トンチェンブロック	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-10 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{6149}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室、W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-10 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{6151}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	1-1 1-2 1-4	—	—	4-1 4-26	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-4 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-10 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
{6153}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備 	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{6154}	—	放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備 	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6 17-9	—	—	—	—	—	—	—	23-11
{7001}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-3	—	20-1 20-6	—	—	—		
{7003}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	ハンドフットクロスモニタ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-3	—	20-1 20-6	—	—	—		

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{7004}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2粉末受入室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1ペレット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理室、第2-1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室	エアスニファ (管理区域内)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-11	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	—	—	—	23-13
{7005}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1廃棄物処理室	エアスニファ (管理区域内)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-11	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	—	—	—	23-13
{7006}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ (換気用モニタ)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-11	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	23-13
{7008}	—	放射線管理施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器 ^{※3}	移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—
{7009}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2粉末受入室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第2-1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{7011}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-11 4-13	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17 15-53	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-2 19-5	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{7012}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{7013}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-2 19-5	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{7022}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ(排気口)	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	—	—	—	—
{7023}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	エアスニファ(排気口)	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	—	—	—	—
{7024}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ(排気用モニタ)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	20-1 20-6	—	—	23-13

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他					
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等			
{7025}	—	放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ダストモニタ(排気用モニタ)	—	改造	1-1 1-2	—	—	4-1 4-13	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-2 19-5	20-1 20-6	—	—	23-13			
{7026}	—	放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.1 ^{*4}	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-4 19-5	20-1 20-6	—	—	—			
{7027}	—	放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.2 ^{*4}	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-4 19-5	20-1 20-6	—	—	—			
{7027-2}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤(モニタリングポスト) ^{*4}	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-4 19-5	20-1 20-6	—	—	—		
{7014}	—	放射線管理施設	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-3	—	—	—	—	—		
{7016}	—	放射線管理施設	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3 19-5	—	—	—	—	
{7033}	—	放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-5	20-1 20-6	—	—	—
{7037}	—	放射線管理施設	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	19-1 19-7	20-1 20-6	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																			その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視		第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{8001}	—	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備 No. 1	非常用発電機	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-7 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	20-1 20-2 20-4 20-5	—	—	—	
{8003}	—	その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 No. 2	非常用発電機	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-7 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	20-1 20-2 20-4 20-5	—	—	—	
{8005}	—	その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 A	非常用発電機	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-7 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	20-1 20-2	—	—	—	
{8007-16}	—	その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(電話交換機)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-2 21-3	—	—
{8007-17}	—	その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(無線機)	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	21-1 21-3 21-4	—	—
{8007-19}	—	その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	21-1	—	—
{8007-20}	—	その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3 21-4	—	—
{8007-21}	—	その他の加工施設	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
{8008}	—	その他の加工施設	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備	所外通信連絡設備	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	21-2 21-3 21-4	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8012}	—	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-26 5-28	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1	—	—	—
{8012-2}	—	その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-26 5-28	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1	—	—	—
{8012-8}	—	その他の加工施設	屋外	消火設備	可搬消防ポンプ	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8013}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.1	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	
{8014}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.2	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	
{8015}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.3	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
{8016}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.1	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-5	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8017}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.2	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-5	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8018}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.3	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-5	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8019}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8020}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{8021}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.1	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-4 4-6 4-7 4-8 4-12	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17 15-50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8022}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.2	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8023}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	粉末取扱フード	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-17 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8024}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	プレス	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7 4-8	5-1 5-3 5-15 5-17 5-21 5-22 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-6 15-7 15-12 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8025}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-16 2-17 2-18	—	—	5-1 5-3 5-5 5-8 5-9 5-10 5-11 5-13 5-15 5-21 5-23 5-31 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-7 15-17 15-33 15-35 15-36 15-37 15-38 15-39 15-46 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8025-2}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-45	—	12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8025-3}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-9	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-46	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8025-5}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-7 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-45	—	12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-39	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8025-6}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8025-7}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-6 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-3 9-20 9-25	—	11-1 11-10	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8026}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	改造	1-1 1-2 1-4	2-1 2-3 2-5 2-6 2-11 2-13 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-6 4-7	5-1 5-3 5-5 5-8 5-9 5-10 5-11 5-13 5-15 5-21 5-23 5-31 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	11-1 11-10 11-20	12-1 12-4	—	14-1 14-2 14-3 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-7 15-17 15-40 15-41 15-42 15-43 15-44 15-45 15-46 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	23-14

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8026-2}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-45	—	12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-47 15-48	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8026-3}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-8 5-9	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-46	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8026-4}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-7 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	9-1 9-45	—	12-4	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-45	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8026-5}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-31	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-3 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8026-6}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-6 5-10	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
{8038-4}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	可搬型照明	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	13-2	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8039}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10 5-11 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-24 15-26	—	—	—	—	—	—	—	23-2

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{8039-2}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-6 5-10 5-11 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-36 15-38 15-42 15-44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14	
{8039-3}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	手動閉止弁(アンモニア分解ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22-10 22-11 22-14	—
{8040}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-6 5-10 5-11 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-36 15-38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-14	
{8041}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10 5-11 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-24 15-26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-2	
{8041-2}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	手動閉止弁(プロパンガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22-10 22-11 22-14	—	
{8042}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10 5-11 5-13 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-30 15-31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8042-2}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	感震計	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-10 5-11	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-25 15-26 15-31 15-37 15-38 15-43 15-44	—	—	—	—	—	—	—	23-2 23-10 23-14
{8045}	—	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防火ダンパー	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-33 5-34	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19	—	9-1 9-12	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-57 15-60	—	—	—	—	—	—	—	23-16
{8046}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-23 15-26	—	—	—	—	—	—	—	23-2
{8046-2}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、屋外	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-6 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-19 9-20 9-25 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-35 15-38 15-41 15-44	—	—	—	—	—	—	—	23-14
{8047}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-23 15-26	—	—	—	—	—	—	—	23-2

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他						
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等				
{8054}	—	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-5 5-10 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-45	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-29 15-31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-10	
{8058}	—	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防水カバー	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-16 11-17 11-18 11-19 11-20	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-4
{8058-2}	—	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防水カバー	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17	—	—	—	11-1 11-20	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{8059}	—	その他の加工施設	第2加工棟 屋外	緊急設備	緊急遮断弁 (冷却水)	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	9-1 9-19	—	11-1 11-14 11-23 11-25	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22-10 22-14	—	
{8059-2}	—	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟 屋外	緊急設備	緊急遮断弁 (冷却水)	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	11-1 11-14 11-23 11-25	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22-10 22-14	—	
{8060}	—	その他の加工施設	屋外 (第1廃棄物貯蔵棟北外壁面)	緊急設備	上水送水用緊急遮断弁	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-32	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17	—	9-1 9-19 9-45	—	11-1 11-15 11-23 11-25	12-1	—	14-1 14-2 14-8 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-27	

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
{8060-2}	—	その他の加工施設	屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	緊急設備	溢水時手動閉止弁	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	11-1 11-14 11-23 11-25	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	22-10 22-14	—
{8061}	—	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17	—	9-1 9-45	—	11-1 11-15	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	23-26 23-27 23-36
{8061-2}	—	その他の加工施設	屋外	緊急設備	溢水時手動閉止弁	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	11-1 11-23 11-25	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	22-10 22-14	23-36
{8062}	—	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護板	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-22 5-40	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	23-1
{8062-2}	—	その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護板	新設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-22	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-16 7-17	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
{8066-4}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	計量設備架台 No. 12	撤去	—	—	—	4-1 4-19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33
{8070-3}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 13	撤去	—	—	—	4-1 4-19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33
{8070-4}	—	その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 14	撤去	—	—	—	4-1 4-19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33
{8068}	—	その他の加工施設	第2加工棟	計量設備	上皿電子天秤	改造	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称 ⁽¹⁾	機器名 ⁽¹⁾	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
							第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
{8068-2}	—	その他の加工施設	第1加工棟	放射線測定装置	—	変更なし	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12-1	—	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	18-1 18-2	—	—	—	—	—	—

(1) ※の注釈は以下を示す。

※ n : 当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

添 1 別表 1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1)【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。▽：後半申請で適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第 1 次申請	第 2 次申請	第 3 次申請	第 4 次申請	第 5 次申請		後半申請
第一条（定義、安全上重要な施設）関連										
1-1	「加工の事業を行う者として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全の追求に終わりは無いという意識をもって安全のあるべき姿を目指す。最新の知見を反映するとともに最も効果的な安全対策を実現し、公衆の安心感の獲得につなげる。」という基本方針のもと、加工施設は、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。(1) 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。(2) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。(3) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。本加工施設においては、安全機能を有する施設の機能の喪失により、公衆及び放射線業務従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工施設に安全上重要な施設はない。<p. 2> 本加工施設の安全機能を有する施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。(1) 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。(2) 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないように設計する。(3) 安全機能を有する施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。(4) 安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するように設計する。また、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮できるようにし、他の原子力施設と安全機能を有する施設を共用する場合においては、加工施設の安全機能を損なわない設計とする。建物・構築物及び設備・機器の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量を評価した結果、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれなく、本加工施設には安全上重要な施設はない。本加工施設の主要な部屋、設備及び機器の配置図を、添 5 イ (ロ) の第 1 図及び第 2 図に示す。<p. 5-1> 添 5 イ (ロ) の第 1 図 第 1 加工棟及び第 1-3 貯蔵棟の主要な設備及び機器の配置図 添 5 イ (ロ) の第 2 図 第 2 加工棟の主要な設備及び機器の配置図 添 5 イ (ロ) の第 2 図 付表 主要な設備及び機器の名称 <p. 5-2~p. 5-7>	p. 2	p. 5-1 p. 5-2~ p. 5-7	○	◇	○	○	○	▽	各設備・機器における設計の基本方針とする。 安全上重要な施設については、加工事業変更許可申請書における評価で対応する。
1-2	イ. 加工施設の位置 (イ) 敷地の面積及び形状 敷地は大阪市中心部から南南西約 35 km の大阪府泉南郡熊取町に位置し、本加工施設を設置する敷地の面積は約 27,900 m ² である。この敷地は、J R 阪和線熊取駅の南方約 2 km にあり、標高約 48 m の台地に位置する丘陵地の一部を切土造成し、一部を盛土造成で整地したもので、東西約 250 m、南北約 150 m の矩形に近い形状である。敷地南側は町道に面しており、西側は住宅地、北側及び東側は一般の工場と接している。本加工施設の北東約 250 m に二級河川佐野川水系の雨山川が、本加工施設との標高差で約 10 m 低いところを流れている。近傍の鉄道路線として J R 阪和線が本加工施設から北西約 1.2 km、主要道路として関西空港自動車道が南西約 2 km、阪和自動車道が南東約 2 km、国道 170 号線が北東約 1 km、海上交通として泉佐野港が北西約 5 km の位置にある。航空関係では、本加工施設の北西約 10 km に関西国際空港がある。本加工施設がある熊取町を含む大阪府南部地域は、和歌山県との境界に連なる和泉山脈から大阪湾に向かって丘陵、段丘・台地、低地が順に分布している。丘陵はその内部を大阪湾に向かって北流する河川によって開析され、南北に延びる多くの丘陵に分割されて、河川に沿った段丘が形成されており、河川沿いに狭い沖積面（谷底低地）が分布している。本加工施設周辺の地下構造は、大阪層群（鮮新世から更新世中期）、段丘堆積層（更新世中期から後期）、表層には沖積層（完新世）が分布している。本加工施設近傍の文献調査によると、本加工施設の南方約 2 km に成合断層があるが、成合断層は敷地内を通るものではなく、成合断層は第四紀後期以降の約 50 万年間に活動しなかったとされている。また、主要な活断層帯として、本加工施設の北方約 8 km に上町断層帯、南方約 9 km に中央構造線活断層帯があるが、本加工施設の敷地にこれらの活断層の露頭はない。(ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置 敷地内の北部に核燃料物質の貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第 1 加工棟、南部に成形施設、被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設等からなる第 2 加工棟及びその他加工設備の附属施設からなる発電機・ポンプ棟が位置し、西部に核燃料物質の貯蔵施設からなる第 1-3 貯蔵棟、並びに放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟及び第 5 廃棄物貯蔵棟が位置する。<p. 1> 参考図 第 1 図 加工施設の位置 第 2 図 敷地の形状 第 3 図 敷地内における主要な加工施設の位置 第 4 図 第 1 加工棟の主要な部屋配置 第 5 図 第 2 加工棟の主要な部屋配置 第 6 図 第 1-3 貯蔵棟、第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、第 5 廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟の主要な部屋配置 <p. 132~p. 138>	p. 1 p. 132~ p. 138	—	○	◇	○	○	○	▽	加工施設の位置を配置図で確認する。
1-3	なお、外的事象のうち津波については、公的機関等による津波浸水予測（南海トラフ、大阪湾断層帯）では、本加工施設に最も近い泉佐野港で約 6 m の波高が予測されている。本加工施設は海岸から約 5 km 離れ、海拔約 48 m であることから、津波が本加工施設に到達することはない。<p. 5-213>	—	p. 5-213	—	—	—	—	—	—	加工事業変更許可申請書における評価で対応する。
1-4	事業許可基準規則第七条の要求に適合するように必要に応じて耐震補強を講じた安全機能を有する施設に対して、S クラスに属する施設に求められる 1G 程度の地震力を想定する。<p. 5-213>	—	p. 5-213	○	—	○	○	○	▽	—
1-5	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。<p. 5-215> なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数である。ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とした。<p. 5-222>	—	p. 5-215 p. 5-222	—	—	—	—	—	—	設備・機器におけるウラン取扱量に係る措置は、保安規定で明確にする。
1-6	耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、地震による変形、転倒を抑制する設計とし、また、高さのある貯蔵施設では落下防止策を採り、設備からのウランの落下は発生しない設計とする。<p. 5-216>	—	p. 5-216	○	—	—	○	○	▽	—
1-7	評価対象とする設備に耐震 S クラスに要求される地震力が働いた場合の影響の程度に応じて DF を設定し、DR は設備の DF の逆数とする。設備の構造、耐震設計及び設備で取り扱うウランの性状、取扱状況等を考慮して設定した DR を添 5 ヌ (イ) の第 2 表に示す（別添 5 ヌ (イ) - 1）。耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、地震による変形、転倒を抑制する設計とし、また、高さのある貯蔵施設では落下防止策を採り、設備からのウランの落下は発生しない設計とする。落下する割合を保守的に 10% とし、DR=0.1 に設定する。耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類のものは、地震による変形、転倒のおそれを否定できないため、保守的に設備から落下する割合を 100% とし、DR=1.0 に設定する。また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第 1 類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体は DR=0.002、第 2 類及び第 3 類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体は DR=0.02、第 1 類相当の固縛を行ったドラム缶は DR=0.001、第 1 類の設備に収納される粉末保管容器は DR=0.02、第 2 類及び第 3 類の設備に収納する粉末保管容器は DR=0.2、保護容器（旧 AF 型輸送容器）は DR=0.002 に設定した。<p. 5-216> 添 5 ヌ (イ) の第 2 表 地震によって影響を受ける可能性のある割合 DR（地震）<p. 5-217> 別添 5 ヌ (イ) - 1 DR を設定するに当たって考慮した事項と設定の考え方 地震による損傷の影響を受けた DR を設定するに当たって考慮した事項と、設定の考え方を以下に示す。 1. 耐震重要度に対する考慮 2. 粉末保管容器に対する考慮 3. 燃料棒及び燃料集合体に対する考慮 4. 保護容器（旧輸送容器）に対する考慮 5. 廃棄物を保管廃棄するドラム缶に対する考慮 <p. 添 5 別ヌ-1~p. 添 5 別ヌ-7> 貯蔵容器 I 型については、添表 1-1 に示すように閉じ込め及び臨界安全の観点から、現状の粉末保管容器の収納作業時及び巡視時に外観確認による健全性の確認に加え、AF 型輸送物の設計として認可を受けていた旧輸送容器の定期自主検査と同様の検査を保安規定に定め実施することによって、旧輸送容器の性能を維持していることを確認する。添表 1-1 旧輸送容器 (NT-IX 型) 定期自主検査 検査項目 外観検査 検査方法 内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを検査する。 検査項目 密封容器の弁、ガスケット等の検査 検査方法 内容器ガスケットを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを検査する。 検査項目 未臨界検査 検査方法 密封境界である内容器の水密性の維持のため、ガスケット、ボルト、内容器蓋内面を目視により、有害な傷、割れ、損耗がないことを検査する。<p. 添 5 別ヌ-2>	—	p. 5-216 p. 5-217	—	—	—	—	—	—	貯蔵容器 I 型について、保安規定に定める施設管理を行うことにより機能を維持する。
1-8	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は 1 段置きで取扱い時には最大高さを 1 m 以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に 10% が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。<p. 5-217>	—	p. 5-217	—	—	—	—	—	—	保護容器（貯蔵容器 I 型）及び粉末保管容器（保管容器 F 型）の取扱い方法は、保安規定で明確にする。
1-9	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に 10% とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として 10% 見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏えいする割合として 10% 見込む。<p. 5-218>	—	p. 5-218	—	—	—	—	—	—	ドラム缶の固定に係る措置は、保安規定で明確にする。

添 1 別表 1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】 ○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。▽：後半申請で適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		後半申請
1-10	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添 5 ヌ(㊦)の第 3 表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外の F3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。<p. 5-221>	—	p. 5-221	—	—	—	—	—	—	設備・機器の固縛に係る措置は、保安規定で明確にする。
1-11	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添 5 ヌ(㊦)の第 3 表に示す。<p. 5-221> 添 5 ヌ(㊦)の第 3 表 F3 竜巻の建物への影響 <p. 5-221> 第 2 加工棟の 1 階は竜巻荷重によって建物が損傷するおそれがない。このため第 2 加工棟の 1 階の設備・機器が影響を受けるおそれはないが、第 1 種管理区域の空中ウランが建物外に漏えいすることを考慮し DR=1 とする。<p. 5-223>	—	p. 5-221 p. 5-223	—	—	—	○	—	—	—
1-12	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添 5 ヌ(㊦)の第 3 表に示す。<p. 5-221> 添 5 ヌ(㊦)の第 3 表 F3 竜巻の建物への影響 注 1：第 2 加工棟 3 階の試料保管棚は、設備周辺の壁の補強等により風荷重及び飛来物による影響がない設計とする。<p. 5-221> 第 2 加工棟 3 階の試料保管棚周辺は、竜巻荷重によって建物が損傷するおそれはない。3 階の試料保管棚は保守的に 1% が影響を受けるものとし、粉末保管容器内に収納するため、このうちの 10% が影響を受けるものとして DR=0.001 とする。<p. 5-223> 第 2 加工棟 3 階は、試料保管棚周辺を除いて想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第 2 加工棟 3 階の設備・機器（試料保管棚を除く）飛来物から直接的な影響を受けるとして DR=1 とする。<p. 5-223> 試料保管棚は近辺の壁を補強して飛来物の影響が生じない構造とするが保守的に 1% が影響を受けるものとし、粉末保管容器内に収納するため、このうちの 10% が影響を受けるものとする。<p. 5-224>	—	p. 5-221 p. 5-223 p. 5-224	—	—	—	○	—	—	—
1-13	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添 5 ヌ(㊦)の第 3 表に示す。<p. 5-221> 添 5 ヌ(㊦)の第 3 表 F3 竜巻の建物への影響 注 3：外扉のみ飛来物により貫通する。<p. 5-221> 第 2 加工棟 2 階は、想定する飛来物が外扉を貫通するおそれがある。第 2 加工棟 2 階に設置する設備のうち、燃料集合体貯蔵施設、燃料棒貯蔵施設は水平貫通限界厚さ以上に相当する厚さの壁で囲まれ損傷のおそれはないが、保守的に 1% が影響を受け、燃料棒に密封しているため、影響を受ける割合をその 10% とし DR=0.001 とする。<p. 5-223>	—	p. 5-221 p. 5-223	—	—	—	○	—	—	—
1-14	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添 5 ヌ(㊦)の第 3 表に示す。<p. 5-221> 添 5 ヌ(㊦)の第 3 表 F3 竜巻の建物への影響 注 2：第 1 加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウイング車は第 1 加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。<p. 5-221>	—	p. 5-221	—	—	○	—	—	—	車両の退避措置は、保安規定で明確にする。
1-15	第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、第 5 廃棄物貯蔵棟及び第 1 加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、第 5 廃棄物貯蔵棟及び第 1 加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対して DR=1 とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の器具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることから DR=0.01 とする。<p. 5-223> 建物が損傷を受け、固縛している固体廃棄物ドラム缶に飛来物が衝突して損傷することを想定する。<p. 5-224>	—	p. 5-223 p. 5-224	—	—	○	○	○	—	ドラム缶の固縛に係る措置は、保安規定で明確にする。
1-16	第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、路線バスの飛来を想定する。第 5 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、トラックウイング車を想定する。第 1 加工棟には、路線バスが飛来するおそれはなく、トラックウイング車は、遮蔽壁を兼ねた防護壁により飛来するおそれはないことから、ワゴン車を想定する。<p. 5-223>	—	p. 5-223	—	—	○	○	○	—	—
1-17	地震、津波、竜巻以外の外的事象として、火山事象について、火山ガイドに基づき、本加工施設の敷地から半径 160 km の範囲の第四紀火山について文献調査を行って 10 火山を抽出した。これら 10 火山に対して、完新世の活動の有無及び検討対象火山の過去の活動の検討によって、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として、神鍋火山群、美方火山群及び扇ノ山を抽出した。これらの 3 火山に対して、火山活動の規模及びその火山事象の影響評価を実施し、本加工施設に影響を及ぼし得る火山と敷地の位置関係より、敷地までに十分に離隔距離があることから、火災物密度流、溶岩流、岩層なだれ、地すべり、斜面崩壊等について、本加工施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さい。また、地理的領域外の第四紀火山からの降下火砕物の文献を調査し、本加工施設周辺で確認されている降下火砕物を調査した。町田・新井（2003）新編火山灰アトラスに記載された火山灰の層厚コンター図から、本加工施設に降灰した降下火砕物は、①鬼界アカホヤ火山灰、②鬱陵隠岐火山灰、③始良 Tn 火山灰、④阿蘇 4 火山灰、⑤鬼界-葛原火山灰、⑥阿多火山灰、⑦加久藤火山灰があった。これらの火山のうち、鬱陵以外のカルデラについては、運用期間中に巨大噴火が発生する可能性はないことを確認した。また、鬱陵は完新世において VEI6 クラスの鬱陵隠岐の巨大噴火があり、隠岐鬱陵以降に少なくとも 3 回の噴火があったが、それらの噴火規模は不明であることから、運用期間中の噴火規模として既往最大の鬱陵隠岐の噴火規模（12.22 km ² ）を想定しても、本加工施設周辺での降下火砕物の層厚は 2 cm 以下であったとされている。本加工施設で核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度 1.5 g/cm ³ にある降下火砕物の厚さ 12 cm の許容堆積厚さがある（添 5 ヌ(㊦)の第 1 表）が、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。なお、地震、津波、竜巻、火山以外の外的事象として、凍結、降水、積雪、生物学的事象、洪水、落雷、交通事故、外部火災、電磁的障害があるが、これらによる施設の損傷の程度は、いずれも地震の損傷の程度に包含される。<p. 5-227> 添 5 ヌ(㊦)の第 1 表 降下火砕物の許容堆積厚さ <p. 5-227>	—	p. 5-227	—	—	○	○	○	▽	降下火砕物の除去に係る措置は、保安規定で明確にする。
第二条（核燃料物質の臨界防止）関連										
2-1	本加工施設において核燃料物質を取り扱う安全機能を有する施設は、通常時に予想される機器若しくは器具の単一の故障又はその誤作動若しくは操作員の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、臨界防止の安全設計を行う。また、溢水に対し没水しない設計とすること及び火災時の消火水等が侵入しない防護措置を講じること等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件により、臨界とならない設計とする。本加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度が 5% 以下の濃縮ウラン（再生濃縮ウランを含む。）、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮度が 5% 以下の濃縮ウランを取り扱う設備・機器を臨界安全管理の対象とする。核燃料物質の取扱いを臨界安全管理の単位に区分けした単一ユニット、及び単一ユニットが二つ以上存在する場合（以下「複数ユニット」という。）の具体的な設計方法を以下に示す。<p. 3>	p. 3	—	○ △	—	—	○ △	○	▽	核燃料物質の臨界防止に関する基本的な考え方であり、各項目に含めて対応する。

添 1 別表 1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】 ○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。▽：後半申請で適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所		設工認への対応状況 ⁽¹⁾					備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		後半申請
2-2	核燃料物質の取扱い上の単位を単一ユニットとする。主に核燃料物質を取り扱う設備・機器それぞれを単一ユニットとする。なお、臨界防止の安全設計上、複数の設備・機器をまとめて一つの単一ユニットとする場合がある。単一ユニットの設計を以下に示す。<p.3> (i) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状寸法とする。ただし、少量の溶液の化学分析に用いる最小臨界質量以下のウランを取り扱うものは除く。<p.3> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。<p.54> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。<p.60> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。<p.63> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。<p.71> 文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限(容積制限)は、取り扱うウランの物理的状態及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev.2、JAERI-1340及びJAEA-Data/Code2009-010により、添5ニ(i)の第1表のとおりとする。<p.5-21> 添5ニ(i)の第1表及び添5ニ(i)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界($K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$)であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(i)の第3表のとおりとする。<p.5-21> 第1表 成形施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.55~p.58> 第2表 被覆施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.61> 第3表 組立施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.64> 第4表 貯蔵施設における核的制限値 [第1-3貯蔵棟] <p.72> 第5表 貯蔵施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.73~p.80> 添5ニ(i)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(i)の第2表 質量制限値 <p.5-26> 添5ニ(i)の第3表 臨界計算による核的制限値 <p.5-27~p.5-38> 添5ニ(i)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様 <p.5-39> 添5ニ(i)の第1図~添5ニ(i)の第2図 臨界計算モデル <p.5-40~p.5-59>	p.3 p.54 p.55~ p.58 p.60 p.61 p.63 p.64 p.71 p.72 p.73~ p.80	p.5-21 p.5-26 p.5-27~ p.5-38 p.5-39 p.5-40~ p.5-59	○	—	—	○	○	▽	—
2-3	核燃料物質の取扱い上の単位を単一ユニットとする。主に核燃料物質を取り扱う設備・機器それぞれを単一ユニットとする。なお、臨界防止の安全設計上、複数の設備・機器をまとめて一つの単一ユニットとする場合がある。単一ユニットの設計を以下に示す。<p.3> (ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。<p.3> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。<p.54> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。<p.60> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。<p.63> 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。<p.71> 添5ニ(i)の第1表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状態及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev.2に示された未臨界極限值(臨界に達するおそれのない値)の1/2未満の値により、添5ニ(i)の第2表のとおりとする。<p.5-21> 添5ニ(i)の第1表及び添5ニ(i)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界($K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$)であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(i)の第3表のとおりとする。<p.5-21> 第1表 成形施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.55~p.58> 第2表 被覆施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.61> 第3表 組立施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.64> 第4表 貯蔵施設における核的制限値 [第1-3貯蔵棟] <p.72> 第5表 貯蔵施設における核的制限値 [第2加工棟] <p.73~p.80> 添5ニ(i)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(i)の第2表 質量制限値 <p.5-26> 添5ニ(i)の第3表 臨界計算による核的制限値 <p.5-27~p.5-38> 添5ニ(i)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様 <p.5-39> 添5ニ(i)の第1図~添5ニ(i)の第2図 臨界計算モデル <p.5-40~p.5-59>	p.3 p.54 p.55~ p.58 p.60 p.61 p.63 p.64 p.71 p.72 p.73~ p.80	p.5-21 p.5-26 p.5-27~ p.5-38 p.5-39 p.5-40~ p.5-59	○	—	—	—	○	▽	最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器について、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認することは、保安規定で明確にする。
2-4	(iii) 核燃料物質の収納を考慮しない設備・機器のうち、核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記の(i)又は(ii)を満足するように設計する。<p.3>	p.3	—	—	—	—	—	—	—	本記載に該当する設備・機器はない。